

つくばみらい市 地域防災計画

令和4年3月

(平成20年4月策定)

(平成22年3月第1回改定)

(平成25年3月第2回改定)

(平成27年3月第3回改定)

(平成30年3月第4回改定)

つくばみらい市防災会議

【 目 次 】

第1編 総 則

第1章 目的	総－1
第2章 計画の修正	総－3
第3章 つくばみらい市の概要	総－4
第4章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	総－9

第2編 風水害等対策計画

第1章 風水害等対策に携わる組織と応援体制の整備	風－1
第1節 対策に携わる組織の整備	風－1
第2節 相互応援体制の整備	風－3
第3節 自主防災活動体制の整備	風－5
第4節 情報通信設備等の整備	風－14
第2章 災害予防	風－18
第1節 水害予防	風－18
第2節 土砂災害防止	風－26
第3節 竜巻災害防止	風－37
第4節 交通	風－39
第5節 都市防災	風－41
第6節 学校等の安全対策・文化財の保護	風－45
第7節 農地・農業の安全対策	風－48
第8節 気象業務整備	風－49
第9節 災害用資材、機材等の点検整備	風－50
第10節 火災予防	風－52
第11節 防災知識の普及	風－56
第12節 防災訓練	風－60
第13節 業務継続計画（BCP）の策定	風－63
第14節 災害時要配慮者支援	風－64
第3章 災害応急対策	風－68
第1節 組織	風－68
第2節 動員	風－81
第3節 気象情報等	風－84
第4節 災害情報の収集・伝達	風－87
第5節 通信	風－88
第6節 広報	風－92
第7節 消防活動	風－94
第8節 交通	風－96

第 9 節	避難	風	98
第 10 節	食糧供給	風	114
第 11 節	衣料・生活必需品等供給	風	116
第 12 節	給水	風	118
第 13 節	災害時要配慮者安全確保対策	風	120
第 14 節	帰宅困難者対策	風	127
第 15 節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	風	129
第 16 節	医療・助産	風	132
第 17 節	防疫	風	137
第 18 節	災害廃棄物の処理	風	139
第 19 節	遺体の捜索及び処理埋葬	風	140
第 20 節	障害物の除去	風	142
第 21 節	輸送	風	143
第 22 節	労務	風	145
第 23 節	児童・生徒等の安全確保・応急教育等	風	147
第 24 節	自衛隊に対する災害派遣要請	風	151
第 25 節	応援・受援	風	156
第 26 節	農地農業	風	161
第 27 節	救助法の適用	風	163
第 4 章	災害復旧・復興	風	165
第 1 節	公共施設の災害復旧	風	165
第 2 節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	風	167
第 3 節	災害復旧資金	風	168
第 4 節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	風	169
第 5 節	その他の保護	風	180
第 6 節	災害復旧・復興	風	184

第 3 編 地震災害対策計画

第 1 章	地震災害予防	地	1
第 1 節	地震災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	地	1
第 2 節	地震に強いまちづくり	地	5
第 3 節	地震被害軽減への備え	地	14
第 4 節	防災教育・訓練	地	22
第 2 章	地震災害応急対策	地	27
第 1 節	組織	地	27
第 2 節	動員	地	40
第 3 節	災害情報の収集・伝達	地	41
第 4 節	応援・受援	地	48

第 5 節	被害軽減対策	地—49
第 6 節	被災者生活支援	地—61
第 7 節	災害時要配慮者の安全確保対策	地—65
第 8 節	帰宅困難者対策	地—65
第 9 節	救助法の適用	地—65
第 10 節	応急復旧・事後処理	地—66
第 3 章	震災復旧・復興	地—82
第 1 節	被災者の生活の安定化	地—82
第 2 節	被災施設の復旧	地—83
第 3 節	激甚災害の指定	地—84
第 4 節	災害復旧・復興	地—85
第 4 章	南海トラフ地震の警戒宣言発令時の対応措置	地—86

第 4 編 航空災害対策計画

第 1 章	災害予防	航— 1
第 1 節	航空状況	航— 1
第 2 節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	航— 1
第 2 章	災害応急対策	航— 3
第 1 節	発災直後の情報の収集・連絡	航— 3
第 2 節	活動体制の確立	航— 6
第 3 節	捜索、救助・救急、医療及び消火活動	航— 6
第 4 節	避難指示等及び避難誘導	航— 7
第 5 節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	航— 7
第 6 節	関係者等への的確な情報伝達活動	航— 7
第 7 節	遺族等事故災害関係者の対応	航— 8
第 8 節	防疫及び遺体の処理	航— 8

第 5 編 鉄道災害対策計画

第 1 章	災害予防	鉄— 1
第 1 節	つくばみらい市の鉄道状況	鉄— 1
第 2 節	鉄道交通の安全のための情報の充実	鉄— 1
第 3 節	鉄道交通安全運行の確保	鉄— 2
第 4 節	鉄道車両の安全性の確保	鉄— 2
第 5 節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	鉄— 2
第 2 章	災害応急対策	鉄— 4
第 1 節	発災直後の情報の収集・連絡	鉄— 4
第 2 節	活動体制の確立	鉄— 5
第 3 節	救助・救急、医療及び消火活動	鉄— 6
第 4 節	避難指示等及び避難誘導	鉄— 7

第 5 節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	鉄－7
第 6 節	関係者等への的確な情報伝達活動	鉄－7
第 7 節	防疫及び遺体の処理	鉄－8
第 3 章	災害復旧	鉄－9

第 6 編 道路災害対策計画

第 1 章	災害予防	道－1
第 1 節	つくばみらい市の道路交通状況	道－1
第 2 節	道路交通の安全のための情報の充実	道－1
第 3 節	道路施設等の管理と整備	道－2
第 4 節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	道－2
第 5 節	防災知識の普及	道－4
第 6 節	再発防止対策の実施	道－4
第 2 章	災害応急対策	道－5
第 1 節	発災直後の情報の収集・連絡	道－5
第 2 節	活動体制の確立	道－6
第 3 節	救助・救急、医療及び消火活動	道－7
第 4 節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	道－7
第 5 節	危険物の流出に対する応急対策	道－8
第 6 節	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	道－8
第 7 節	関係者等への的確な情報伝達活動	道－8
第 8 節	防疫及び遺体の処理	道－8
第 3 章	災害復旧	道－9

第 7 編 危険物等災害対策計画

第 1 章	災害予防	危－1
第 1 節	危険物等の災害の予防対策（各災害共通事項）	危－1
第 2 節	石油類等危険物施設の予防対策	危－4
第 3 節	高圧ガス施設・都市ガス施設の予防対策	危－5
第 4 節	毒劇物取扱施設の予防対策	危－5
第 5 節	放射線使用施設等の予防対策	危－6
第 6 節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策	危－6
第 2 章	災害応急対策	危－8
第 1 節	発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）	危－8
第 2 節	活動体制の確立（各災害共通事項）	危－12
第 3 節	石油類等危険物施設の事故応急対策	危－13
第 4 節	高圧ガス施設・都市ガス施設の事故応急対策	危－15
第 5 節	毒劇物取扱施設の事故応急対策	危－16
第 6 節	放射線使用施設等の事故応急対策	危－16

第 7 節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策	危－17
第 8 節	避難誘導対策	危－18
第 9 節	捜索・救出・救助対策、医療及び消火活動	危－18
第 10 節	応援要請対策	危－18
第 11 節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	危－19

第 8 編 大規模火災対策計画

第 1 章	災害予防	大－ 1
第 1 節	災害に強いまちづくり	大－ 1
第 2 節	大規模火災防止のための情報の充実	大－ 2
第 3 節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	大－ 2
第 4 節	防災知識等の普及	大－ 4
第 2 章	災害応急対策	大－ 5
第 1 節	発災直後の情報の収集・連絡	大－ 5
第 2 節	活動体制の確立	大－ 6
第 3 節	救助・救急、医療及び消火活動	大－ 7
第 4 節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	大－ 7
第 5 節	避難の受入れ	大－ 8
第 6 節	施設及び設備の応急復旧活動	大－ 8
第 7 節	関係者等への的確な情報伝達活動	大－ 8
第 8 節	防疫及び遺体の処理	大－ 8
第 9 節	林野火災応急対策	大－ 9
第 3 章	災害復旧	大－10

第 9 編 原子力災害対策計画

第 1 章	総則	原－ 1
第 1 節	目的	原－ 1
第 2 節	計画の基礎とする災害の想定及びその地域の範囲	原－ 2
第 3 節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置	原－ 4
第 2 章	原子力災害事前対策	原－ 5
第 1 節	基本方針	原－ 5
第 2 節	情報の収集、連絡体制等の整備	原－ 5
第 3 節	緊急事態応急対策の体制整備	原－ 6
第 4 節	広域避難受入れ体制の整備	原－ 9
第 5 節	緊急被ばく医療活動体制等の整備	原－11
第 6 節	市民等への広報体制の整備	原－11
第 7 節	市民に対する原子力防災知識の普及	原－12
第 8 節	防災業務担当職員の人材育成	原－12
第 9 節	防災訓練等の実施	原－13

第 3 章 緊急事態応急対策	原－14
第 1 節 基本方針	原－14
第 2 節 事故発生時における連絡及び広報	原－14
第 3 節 活動体制の確立	原－15
第 4 節 屋内退避、広域避難受入れ等の防護活動	原－17
第 5 節 飲食物の出荷制限、摂取制限	原－19
第 6 節 医療活動	原－19
第 7 節 市民等への広報活動	原－20
第 4 章 原子力災害中長期対策	原－21
第 1 節 基本方針	原－21
第 2 節 放射性物質による環境汚染への対処	原－21
第 3 節 各種制限措置の解除	原－21
第 4 節 市民等の健康影響調査等の実施	原－21
第 5 節 放射性物質の除去等	原－22
第 6 節 市民等への広報活動	原－22
第 7 節 被害状況の調査	原－22

第 1 編 総則

第1章 目的

第1 計画の位置づけ

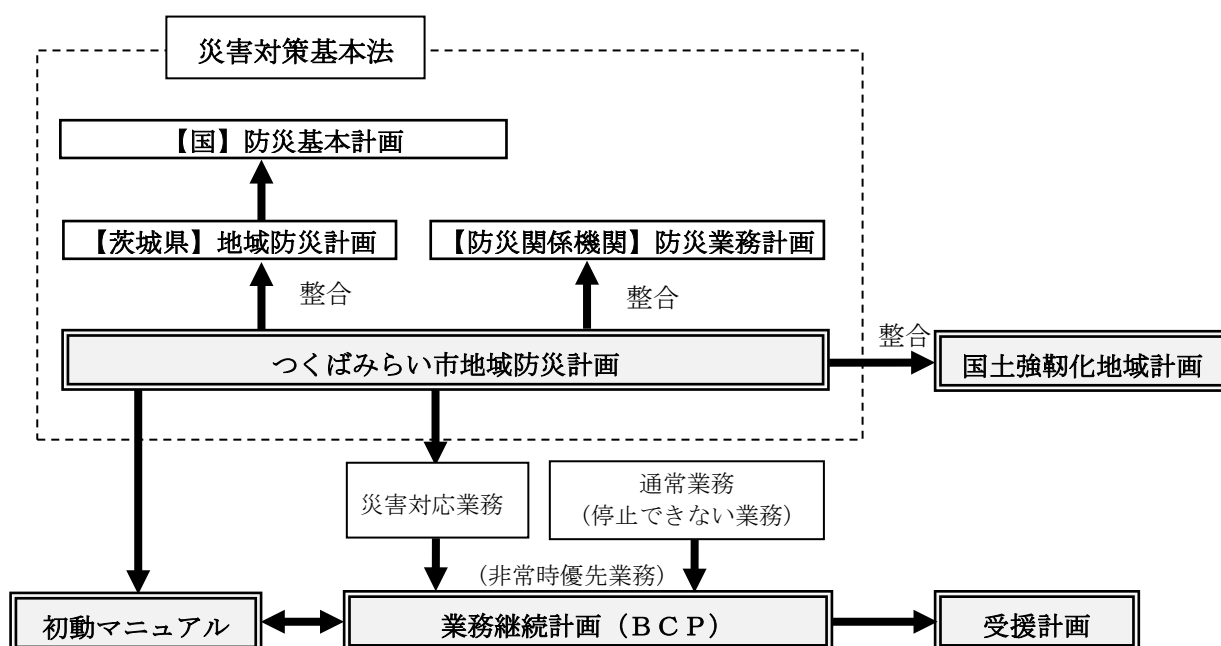
この計画は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）昭和36年法律第223号：第42条の規定に基づき、市域に係る防災に関する事項について、関係機関の協力を含めた総合的な計画を定め、市民の生命及び財産を災害から保護し、地域社会の安寧の確保を目的とするとともに、風水害や地震による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。

また、関連計画として、防災計画に規定する対策を効果的に実施するため、国土強靱化地域計画や業務継続計画、受援計画、初動マニュアル等を位置づけている。

1 上位計画及び関連計画との関係

本計画は、国の中央防災会議が作成した防災基本計画、茨城県地域防災計画、また、指定地方公共機関、指定公共機関が策定する防災業務計画と整合したものと定める。

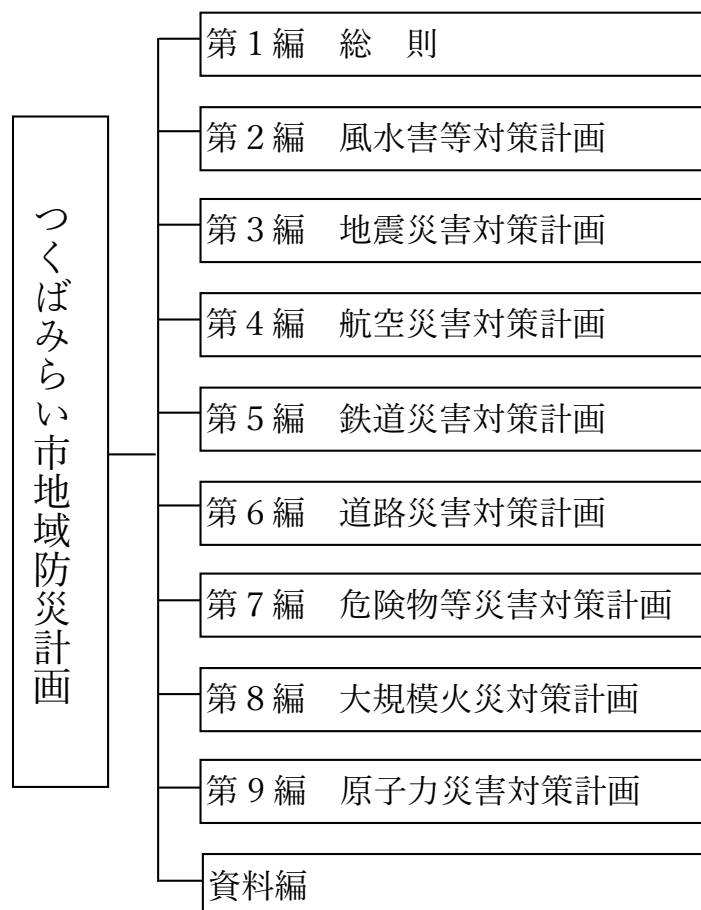
図：上位計画及び関連計画との関係



2 計画構成

本計画は、次のような構成となっている。

図：つくばみらい市地域防災計画の構成



第2章 計画の修正

この計画は、市域での災害発生状況等を勘案した上で、必要があると認められたときには茨城県地域防災計画との整合を図りながら修正することができる。

第3章 つくばみらい市の概要

第1 自然条件

1 位置及び地勢、土地利用

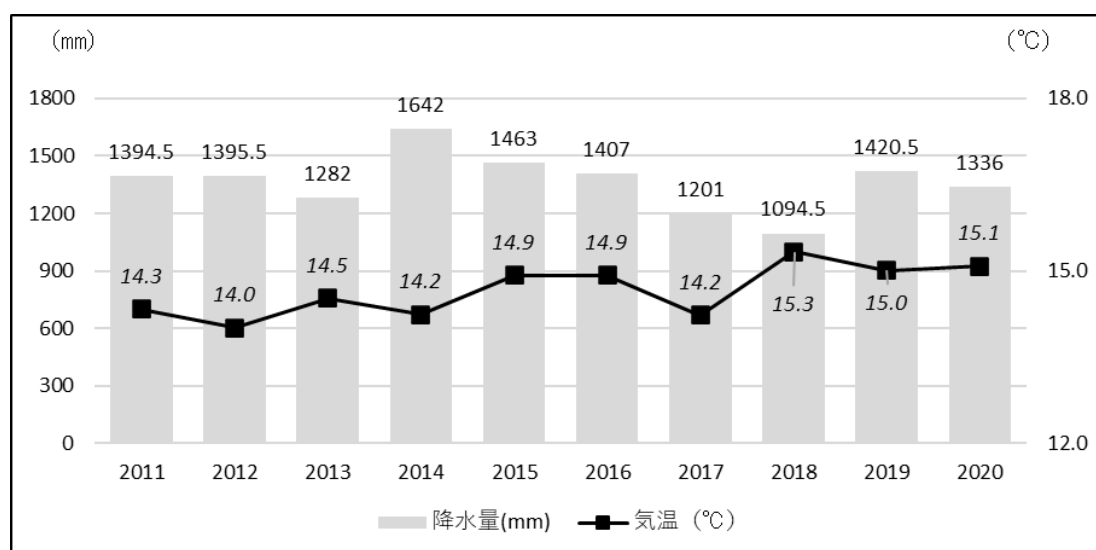
本市は茨城県の南西部、東京都心から40km圏に位置し、東はつくば市と龍ヶ崎市、西と北は常総市、南は取手市と守谷市にそれぞれ接している。市域は南北約12km、東西約10kmに広がり、面積79.16km²を有する。

市域の西部、南部の守谷市及び取手市の行政界付近を鬼怒川、小貝川が流れ、小貝川沿いは、広大な水田地帯となっている。また、東部や西部の丘陵地は、集落や畑地、平野林が広がっているが、住宅団地や工業団地、ゴルフ場なども造成され、近郊整備地帯として都市機能の強化が図られている。

2 気候

本市の気候は、太平洋型の気候である。2010年から2020年の10年間の平均気温は14.7℃(最高値は15.3℃、最低値は14.0℃)、年間降水量は1,366mm(最高値が1,642mm、最低値は1,094mm)である。

図：年間降水量と平均気温



資料：気象庁（茨城県つくば（館野）地点）

第2 社会環境

1 交通

市の中央部に常磐自動車道が整備され、下りはつくば市、水戸市を経て福島県に、上りは守谷市を経て千葉県、東京都に至っている。また、市内に位置する谷和原インターチェンジからは、都内まで約30分、つくば市まで約10分となっており、現在、谷和原インターチェンジと谷田部インターチェンジの間に（仮称）つくばみらいスマートICの整備を進めている。

また、市の西部を南北に国道294号、市の北部を東西に国道354号が通り、そのほか、つくば市方面や守谷市、取手市、常総市、坂東市、野田市と連絡する主要地方道や一般県道が整備されている。さらに都心方面と結ぶ都市軸道路が計画され、広域道路網の整備が進んでいる。

鉄道路線としては、取手駅と下館駅を結ぶ関東鉄道常総線と、秋葉原駅とつくば駅を結ぶつくばエクスプレスの2路線がある。関東鉄道常総線は、市内に小絹駅があり、取手駅からの所要時間は約36分、下館駅からの所要時間は約70分である。つくばエクスプレスは、市内にみらい平駅があり、秋葉原駅からの所要時間（最短）は約40分、つくば駅からの所要時間は約12分である。

2 人口及び世帯

平成17年の首都圏新都市鉄道つくばエクスプレスの開通により、みらい平地区の住宅開発が進み人口が増加し、国勢調査における人口及び世帯は、平成17年は40,174人（世帯数12,563世帯）、令和2年は49,872人（19,971世帯）となっている。15年間で9,698人（約24%）増加している。

第3 つくばみらい市における災害

1 災害履歴

本市においては、台風等による水害のほか、地震や火災等の被害がある。

東日本大震災以降の災害履歴は、おおむね次のとおりである。

図：災害の発生及び被害

発生年月日	区分	災害状況
平成23年3月11日	地震：東日本大震災	【震度】震度6弱。 【人的被害】重傷者3名、軽症2名 【建物被害】住家：全壊11棟、半壊55棟、一部破損2,371棟
平成27年9月10日	風水害：関東・東北豪雨	【住宅被害】住家：半壊13棟、床上浸水1棟、床下浸水21件 非住家：床上浸水22棟
平成28年8月18日	風水害：台風7号	【気象情報】土砂災害警戒情報が発表。 【その他】通行止め6か所、車両水没1件 断水3,900世帯、停電3,400戸
平成29年10月23日	風水害：台風21号	【建物被害】住宅：床下浸水1件 【その他】通行止め5か所、停電400戸
平成30年8月31日	風水害：ゲリラ豪雨	【その他】停電400戸
平成30年9月4日	風水害：台風21号	【人的被害】軽症1名
平成30年9月30日	風水害：台風24号	【建物被害】住家：一部損壊14棟 非住家：5棟 【その他】通行止め5箇所、倒木8件、停電4,800戸
令和元年9月8日	風水害：令和元年房総半島台風	【建物被害】住家：一部損壊17件 【その他】倒木2件、通行止め2か所、停電約100戸
令和元年10月11日	風水害：令和元年東日本台風	【河川水位】鬼怒川：氾濫危険水位を超過 【建物被害】住家：半壊2棟、準半壊1棟、一部損壊32棟 非住家：床上浸水1棟

2 災害の想定

(1) 地震被害の想定

茨城県では、7つの地震を対象とした地震被害想定を公表(茨城県地震被害想定調査報告書(平成30年))している。

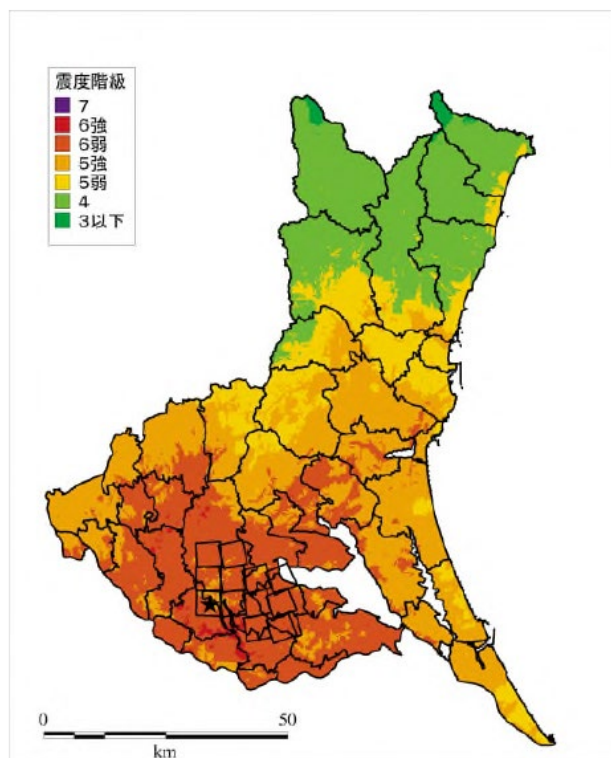
このうち、本市にもっとも大きな被害をもたらす「茨城県南部の地震」を本計画における想定地震とする。「茨城県南部の地震」によって想定される本市の被害は以下のとおりである。

表：茨城県で備えるべき想定地震

No	地震名	地震規模	想定の観点
①	茨城県南部の地震	Mw7.3	首都直下のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害
②	茨城・埼玉県境の地震	Mw7.3	
③	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害
④	棚倉破碎帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震	Mw7.0	
⑤	太平洋プレート内の地震(北部)	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害
⑥	太平洋プレート内の地震(南部)	Mw7.5	
⑦	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	Mw8.4	津波による被害

※Mwは、モーメントマグニチュード

図：茨城県南部の地震による震度分布



資料：茨城県地震被害想定調査報告書(平成30年)

表：茨城県南部の地震による本市における想定震度及び想定被害

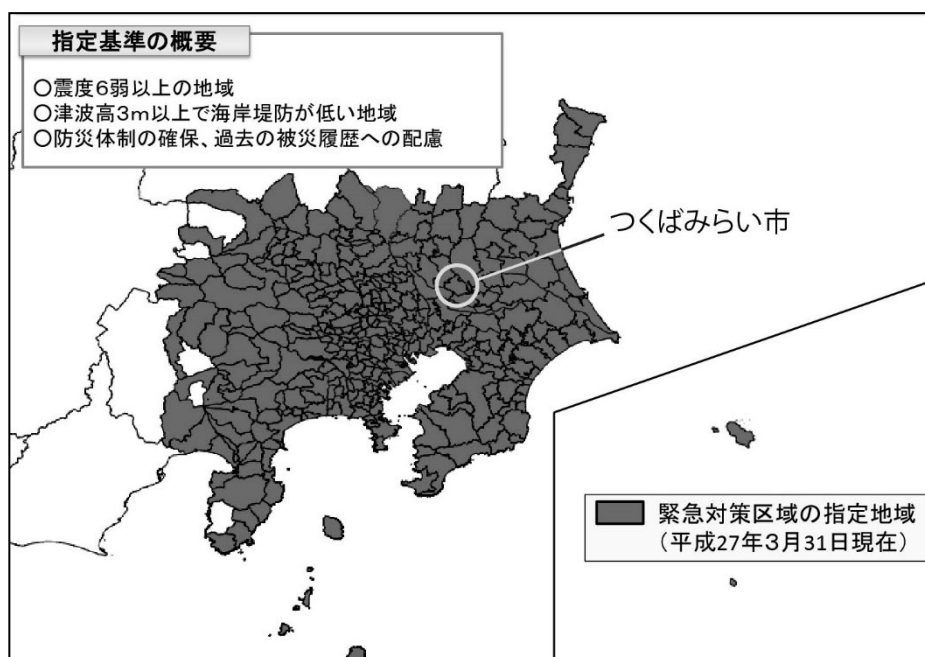
地震名 市名	①茨城県南部	②茨城・埼玉 県境	③F1断層	④棚倉破砕帯	⑤太平洋 プレート (北部)	⑥太平洋 プレート (南部)	⑦茨城県沖～ 房総半島沖
つくばみらい市	6 強	6 弱	4	4	5 強	6 弱	6 弱

資料：茨城県地震被害想定調査報告書(平成 30 年)

3 首都直下地震に係る法制度の整備

平成 25 年 11 月、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能を維持するとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法が制定され、同年 12 月に施行された。また、平成 26 年 3 月には、首都直下地震緊急対策推進基本計画が策定されるとともに、茨城県については、本市を含む 39 市町村が首都直下地震緊急対策区域に指定された。M7 クラスの首都直下地震、M8 クラスの海溝型地震に対し、以下の図に示す基準により設定されている。

図：首都直下地震緊急対策区域の指定



資料：首都直下地震緊急対策区域（内閣府 防災情報のページ）

第4章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係各機関の処理する事務又は業務は、おおむね次のとおりである。

1 つくばみらい市

- (1) つくばみらい市防災会議及び市災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
- (4) 災害の防除と拡大防止
- (5) 救助、防疫等被災者の救助・保護
- (6) 災害復旧資材の確保
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災市営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害対策要員の動員、雇上
- (11) 災害時における交通、輸送の確保
- (12) 被災施設の復旧
- (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

2 消防本部（常総地方広域市町村圏事務組合）

- (1) 消防力の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- (2) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (3) 災害の防除と拡大防止に関すること。
- (4) 被災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
- (5) 避難者の誘導、その他市民の避難措置に関すること。
- (6) 救援、安否情報の収集、その他市民等の救援措置に関すること。
- (7) その他緊急事態への対処に関すること。

3 茨城県

- (1) 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
- (4) 災害の防御と拡大の防止
- (5) 救助、防疫等被災者の救助・保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定

- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災県営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害時における社会秩序の維持
- (11) 災害対策要員の動員、雇上
- (12) 災害時における交通・輸送の確保
- (13) 被災施設の復旧
- (14) 市が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等
- (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

4 指定地方行政機関

(1) 関東管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。
- イ 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。
- ウ 管区内防災関係機関との連携に関する事。
- エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。
- オ 警察通信の確保及び統制に関する事。
- カ 津波・火山警報の伝達に関する事。

(2) 関東総合通信局

- ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。
- イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事。
- ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事。
- エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。

(3) 関東財務局

- ア 災害復旧事業費の査定立会いに関する事。
- イ 災害つなぎ資金の融資（短期）に関する事。
- ウ 災害復旧事業の融資（長期）に関する事。
- エ 国有財産の無償貸与業務に関する事。
- オ 金融上の措置に関する事。

(4) 関東信越厚生局

- ア 管内の被害情報の収集及び伝達に関する事。
- イ 関係機関との連絡調整に関する事。

(5) 茨城労働局

- ア 工場、事業所における労働災害の防止に関する事。
- イ 災害時における賃金の支払いに関する事。

- ウ 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること。
- エ 労災保険給付に関すること。
- オ 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること。

(6) 関東農政局

- ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検・整備等の実施又は指導に関すること。
- イ 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。
- ウ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。
- エ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
- オ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理・指導及び病虫害の防除に関すること。
- カ 土地改良器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。
- キ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。
- ク 災害時における災害救助用米穀の供給に関すること。

(7) 関東森林管理局

- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持・造成に関すること。
- イ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

(8) 関東経済産業局

- ア 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
- イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
- ウ 被災中小企業の振興に関すること。

(9) 関東東北産業保安監督部

- ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関すること。

(10) 関東地方整備局

- ア 防災上必要な教育及び訓練に関すること。
- イ 公共施設等の整備に関すること。
- ウ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
- エ 災害に関する情報の収集及び予報・警報の伝達等に関すること。
- オ 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。
- カ 災害時における復旧資材の確保に関すること。
- キ 災害時における応急対策工事等に関すること。
- ク 災害復旧工事に関すること。
- ケ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。
- コ TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）に関すること。
- サ リエゾン（災害対策現地情報連絡員）の派遣に関すること。

(11) 関東運輸局

- ア 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- イ 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。

(12) 東京航空局

- ア 災害時の航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること。
- イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

(13) 関東地方測量部

- ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。
- イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。

(14) 東京管区気象台

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
- イ 気象、地象(地震にあつては地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関すること。
- ウ 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)についての周知・広報に関すること。
- エ 市町村長が行う緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難(以下「避難指示等」という。)の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。
- オ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- カ 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

5 自衛隊

- (1) 防災関連資料の基礎調査に関すること。
- (2) 災害派遣計画の作成に関すること。
- (3) つくばみらい市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。
- (4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。
- (5) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

6 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
- ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること。
- エ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

(2) 日本銀行

ア 災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導に関すること。

(3) 日本赤十字社

ア 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。

イ 災害救助の協力、奉仕団の連絡・調整に関すること。

ウ 義援金品の募集配布に関すること。

(4) 日本放送協会

ア 気象予報、警報等の周知徹底に関すること。

イ 災害状況及び災害対策室の設置に関すること。

ウ 社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること。

(5) 東日本高速道路株式会社

ア 高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施工に関すること。

(6) 独立行政法人水資源機構

ア ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築に関すること。

イ 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕、その他の管理及び災害復旧工事等に関すること。

(7) 東日本旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社・首都圏新都市鉄道株式会社・関東鉄道株式会社

ア 鉄道施設等の整備・保全に関すること。

イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

(8) 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」とする。）

ア 電気通信施設の整備及び点検に関すること。

イ 災害時における緊急電話の取扱いに関すること。

ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

(9) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力

ア 市が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等）

イ 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）

ウ 原子力防災に必要な教育・訓練

(10) 東京ガス株式会社（つくば支店）

ア ガス施設の安全、保全に関すること。

イ 災害時におけるガスの供給に関すること。

ウ ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。

(11) 日本通運株式会社

ア 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

(12) 東京電力パワーグリッド株式会社

ア 災害時における電力供給に関すること。

イ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

(13) KDDI 株式会社

ア 電気通信施設の整備及び点検に関すること。

イ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

(14) 株式会社NTTドコモ

ア 電気通信施設の整備及び点検に関すること。

イ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

(15) ソフトバンク株式会社

ア 電気通信施設の整備及び点検に関すること。

イ 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

(16) 大手コンビニエンスストア（株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマートなど）

ア 災害時の物資の調達や輸送に関すること。

イ 駐車場の提供に関すること。

7 指定地方公共機関

(1) 茨城県土地改良事業団体連合会

ア 各土地改良区の農業用水門、農業用水路及び農業用ため池等の施設の整備、防災管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整に関すること。

(2) 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

ア 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。

イ 生活福祉資金の貸付に関すること。

(3) 医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会）

ア 災害時における応急医療活動に関すること。

(4) 水防管理団体

ア 水防施設資材の整備に関すること。

イ 水防計画の作成と水防訓練に関すること。

ウ 水防活動に関すること。

- (5) 運輸機関(関東鉄道株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、首都圏新都市鉄道株式会社、一般社団法人茨城県バス協会)
 - ア 災害時における避難者及び救助物資その他の輸送の協力に関すること。
- (6) ガス事業者(東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社)
 - ア ガス施設の安全、保全に関すること。
 - イ 災害時におけるガスの供給に関すること。
 - ウ ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- (7) 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会
 - ア 高圧ガス事業所の緊急出動体制の確立に関すること。
 - イ 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること。
 - ウ 高圧ガスの供給に関すること。
 - エ 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること。
- (8) 報道機関(株式会社茨城新聞社、株式会社茨城放送)
 - ア 防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
 - イ 災害応急対策等の周知に関すること。
 - ウ 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。

8 公共的団体

- (1) 社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会
 - ア 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
 - イ 生活福祉資金の貸付に関すること。
- (2) 茨城みなみ農業協同組合
 - ア 農作物、家畜の防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること。
 - イ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
 - ウ 農産物の需要調整に関すること。
 - エ 被害状況の調査に関すること。
- (3) 医療関係団体(つくば市医師会、きぬ医師会、つくばみらい市歯科医師会、つくば薬剤師会)
 - ア 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。
 - イ 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
- (4) つくばみらい市商工会
 - ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知に関すること。
 - イ 事業者BCP策定のフォローアップに関すること。
 - ウ 事業継続力強化支援計画に係る訓練の実施に関すること。
 - エ 緊急対策の実施可否の確認に関すること。
 - オ 緊急対策の実施時の地区内小規模事業者に対する支援に関すること。
 - カ 地区内小規模事業者に対する復興支援に関すること。

第 2 編 風水害等対策計画

第1章 風水害等対策に携わる組織と応援体制の整備

第1節 対策に携わる組織の整備

■基本的考え方

本計画は、市、県及び防災関係機関は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していく必要があることから、職員への災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、関係部局間等の緊密な情報交換等を行うことを定めるものである。

関係班

全班

第1 活動体制の全体像

1 つくばみらい市防災会議

市は、災対法第16条に基づき、つくばみらい市防災会議を設置し、地域の災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画を作成し、対策推進を行う。

また、水防法第34条に基づき、市地域の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する。

2 関連する防災組織

(1) つくばみらい市災害対策本部

災対法第23条の2に基づき、地域防災計画の定めによる市地域の災害発生又は拡大の予防及び災害応急対策を実施する。

第2 市の活動体制の整備

1 市職員への災害時の役割と体制の周知徹底

市は、職員に対して、日常業務とは異なる災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、災害時の役割と体制、必要な知識や心構えなどについて周知徹底を図るほか、専門研修機関への計画的な職員派遣などを通じて専門的知見を有する職員を育成するとともに、地域防災計画に基づき、震災応急対策に関する活動マニュアル等の整備を図っていく。また、これらをもとに、実効性の高い防災訓練を実施する。

また、市の各部局は、災害時に他の部局や防災関係機関等とも円滑に連携が図れるよう、情

報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておく。なお、震災時には、十分な人員の確保ができない場合も想定されるため関係業界等との協力体制の強化を推進する。

2 各部局における活動マニュアルの作成

市の各部局は、本計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、防災課及び各部局において応急対策に関する活動マニュアルを作成し周知徹底を図る。

なお、活動マニュアルは組織の改編や人事異動、本計画の見直し等の状況の変化に対応し毎年検討を加え、必要があると認めた場合は修正を行う。

3 業務継続計画（BCP）の策定

市は、災害時に速やかに職員を招集し応急対策活動を実施できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、災害応急対策等に必要となる庁舎の代替施設及び電気・水・食料の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要データの保全並びに応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）の整理等に万全を期する。

4 災害時の職員動員システムの構築

市は、災害時における職員の人事管理を効率的かつ迅速に行うための、システムの構築を検討する。

5 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

市及び防災関係機関は、男女共同参画の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画について積極的に拡大する。

第3 防災関係機関等の活動体制の整備

防災関係機関等は、災害時の防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、応急対策に関する活動マニュアル等の整備を図る。

また、災害時に市を含む他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関間の連携体制を整備する。

第2節 相互応援体制の整備

■基本的考え方	
本計画は、災害発生時には、災害規模等により、近隣の自治体も大きな被害を受ける可能性があるため、広域的な相互応援体制が必要となり、災害時の応援体制を円滑に確立するため、平常時から訓練・情報交換等による連携の強化等を定めるものである。	
関係班	本部統括班

第1 応援要請・受入体制の整備

1 市町村間の相互応援

(1) 協定の締結

市は平成6年4月1日に茨城県内全市町村と「災害時等の相互応援に関する協定」を締結している。また、平成25年3月19日には埼玉県伊奈町、同年10月2日には千葉県浦安市と「災害時における相互応援に関する協定書」を締結している。

消防本部は、市域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図る。

また、消防組織法第39条の規定に基づき、県内の市町村と「茨城県広域消防相互応援協定」を平成29年6月に締結している。

(2) 応援要請体制の整備

市は、災害時(その後の復旧・復興対策を含む)の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。

また、平常時から協定を締結した他市区町村との間で訓練、情報交換等を実施する。

なお、マニュアルの整備に当たっては、必要に応じて県の支援を受ける。

(3) 応援受入体制の整備

市及び消防本部は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及び受援計画を整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。

また、平常時から協定を締結した他市区町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

さらに、全国的な消防広域応援受入れのための拠点施設、他自治体職員等からの応援派遣職員受入れのための拠点施設並びに市外からの広域的な救援物資の受入れ・保管・仕分け・配送を効率的に行うための集配拠点施設について、関係機関や各施設管理者の協力を得て、必要な環境整備を行う。

（４）近隣との相互連携

近隣自治体との連携を強化し、災害時の適切な相互協力を図るよう努める。

特に、災害時における通勤・通学者の「安否情報」の交換、行政境界地域における「災害時広報」や「指定緊急避難場所」の相互提供、食料、水、生活必需品、医薬品、燃料及び所要の資機材・人員等の相互応援、災害廃棄物の広域処理などについて、情報交換や必要なマニュアルの整備等を進める。

（５）広域的な相互応援

広範囲で甚大な被害となった場合に備え、災害時の相互応援やその後の復旧・復興対策などについて、遠隔地の自治体との協定締結を推進し、災害廃棄物処理、医療・救護、食料・生活必需品の調達、広域的一時滞在（避難者の受入れ）等への広域的な協力体制の整備を進める。

２ 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

３ 公共的団体等との協力体制の確立

市は、その市域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して震災時において応急対策等に対し、その積極的協力が得られるよう協力体制を整備する。このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう要請し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

４ 民間事業者等各種団体との協力体制の確立

市は、災害時における人的・物的支援についての協力を確保するため、今後とも民間事業者等各種団体と、物資及び資材の供給、燃料の補給、避難への協力等、災害応援協定の締結を図る。

第２ 防災関係機関の連携及び災害応急体制の整備

１ マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

２ 防災関係機関の連携体制の整備

市域を管轄、または市域内にある防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑かつ効率的に対策が講じられるよう平常時から情報交換、連絡調整の場を整備するとともに、連絡を密にしておく。

第3節 自主防災活動体制の整備

■基本的考え方	
この計画は、市民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、地域の防災活動が効果的に行えるよう、自主防災組織の確立について定めるとともに、共助の考え方に基づいて活動を行うボランティア組織の活動の支援体制について定めるものである。	
関係班	本部統括班、農業商工班、救助班

第1 自主防災組織の育成・連携

1 自主防災組織の整備

市は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代や男女がともに参加できるような環境を整備し、これらの日常活動、訓練の実施を促進する。

(1) 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発し、自主防災組織の結成を推進する。

(2) 自主防災組織の編成

①自主防災組織は、地域既存のコミュニティである自治会等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けする。

なお、自主防災組織の編成においては、女性の参加促進にも配慮する。

②地域内の事業所における防災組織を自主防災組織として位置づけることについて、自主防災組織設置要綱の修正を検討する。また、消防団協力事業所として積極的に認定を行う。

③多様な世代が参加できるような環境整備を図る。

(3) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は以下の通りであり、自主防災組織は市と十分協議の上、組織についての規模や防災計画を定める。

〔平常時〕

- ①災害時要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ②日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等
- ③情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ⑤家庭及び地域における防災点検の実施
- ⑥地域における高齢者、障がい者等の避難行動要支援者^{*}の把握

⑦災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

〔発災時〕

①情報の収集及び伝達

②出火防止、初期消火の実施

③避難誘導、集団避難の実施

④救出・救護の実施及び協力

⑤給食、給水

⑥炊き出し及び給水、救援物資の分配に対する協力

⑦避難行動要支援者の安否確認・安全確保、移動補助

※避難行動要支援者：市内に居住する災害時要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

2 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織間、消防団との協力体制の整備を目的として、協議会を設置し、組織間の情報交換、合同での防災訓練、研修会、応急手当講習会等を行うなど連携体制を強化する。また、消防団との連携を促進する。

市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び補助を行う。

3 防災リーダー・防災士の養成

市は、消防本部、警察署等関係機関と連携し、自主防災組織のリーダーを養成するための教育や研修の実施、講習会や防災対策会議等への参加を促進し、自主防災組織の活動の活性化を図る。また、その際、女性の参画を促すよう努める。

なお、防災リーダーの育成を促進するため、防災士の資格取得を積極的に促進する。

4 自主防災組織の備蓄

自主防災組織は、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の初期消火用資機材やジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材、保存食や飲料水等の備蓄や適切な管理に努める。

第2 事業所防災体制の強化

1 事業所の防災管理体制の強化

(1) 自主防災組織等の設置推進施設

次の施設を対象に自主防災組織等の設置の推進を図る。自主防災組織等は防災訓練や講習等に参加し、防災行動力の向上に努める。

①宿泊施設、学校など多数の者が利用する施設

②危険物、高圧ガス貯蔵所又は取扱所

③多数の従業員がいる事業所で組織的に防災活動を行うことが望ましい施設。ただし、消

防法第36条の規定により防災管理者を置き、消防計画を作成し自衛消防組織を設置している事業所については、新たに自主防災組織の設置の必要は無く、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備する。

(2) 防災担当者の設置

施設の自主防災組織等には、防災業務を推進する責任者として、防災担当者を置かせるものとする。ただし、法令に基づいて、これと同様の職務を有する者が定められている場合は、その者を防災担当者とすることができる。

2 危険物施設及び高圧ガス関係事業所等の防災組織

危険物や高圧ガス、石油類、劇毒物等には、爆発性、毒性等の性質があり、地震によって施設等に被害が生じた場合には、防災機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。

このため、市は危険物施設や高圧ガス関係事業所に消防法や高圧ガス保安法に基づき事業所の自主防災体制の強化を図るよう指導するとともに、常総地方危険物安全協会や（社）茨城県高圧ガス保安協会等の関係団体を通じて、事業所相互の効果的な応援体制を確立する。

3 工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

(1) 自衛消防隊等の設置の目的

劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置する。

(2) 自衛消防隊等の設置対象施設

- ①中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設
- ②石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ③多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、被害軽減に当たることが効果的である施設
- ④雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

(3) 自衛消防隊等の設置要領

消防署は、事業所の規模、形態により、例えば、百貨店、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする建物は、消防法第8条の規定による防火管理者を選任することによるほか、管理権限が別れている複合用途の雑居ビル等の場合、共同防火管理協議会を中心とする防火体制の整備を指導するなど、その実態に応じた組織づくりを指導する。

また、危険物施設や高圧ガス施設等の場合、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所及び相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は、消防計画や防災計画を策定する。

4 自衛消防隊等の活動の推進

(1) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自衛消防隊等の活動の推進

ア 平常時

- ① 防災訓練
- ② 施設及び整備等の点検整備
- ③ 従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

- ① 情報の収集伝達
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 避難誘導・救出救護

第3 ボランティア組織の育成・連携

市は、日本赤十字社、社会福祉協議会やボランティア団体、NPO等との連携を図る。

また、地域における的確なボランティア活動の展開を図るとともに、以下に掲げる事項に取り組む。

1 災害時ボランティアの定義

災害時ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとNPO等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち、一般ボランティアと専門ボランティア（医療、語学、アマチュア無線等）とに区分し、関係団体等がそれぞれ受入れ、派遣等に係る調整を行う。

また、災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会を設置し、防災ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。

表：防災ボランティアの区分別活動内容等

区 分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口
一般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介助、手話等	養成有り 登録有り	県（保健福祉部） 市町村	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会
医療・防疫	医療活動(医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士)、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導(薬剤師)、健康管理・栄養指導(保健師、助産師、栄養士)歯科診療(歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士)、メンタルケア(精神保健福祉士、臨床心理士)、医業類似行為業務の提供(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)	養成無し 登録無し	県(保健福祉部)	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会
語学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県(県民生活環境部)	県国際交流協会
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し	県(防災・危機管理部)	県(防災・危機管理部)

2 一般ボランティアの「担当窓口」の設置

市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を市社会福祉協議会に設置する。また、災害時におけるボランティア活動の「受入窓口」についても、市社会福祉協議会が設置するが、市は市社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティアの受入れ及び活動が円滑に行われるよう積極的に支援し、災害時の協力体制強化を図る。また、「受入窓口」では、被災ニーズの把握に努めるとともに、ホームページに受入窓口を掲載するなど、「受入窓口」について周知する。

3 「受入窓口」の整備と応援体制の確立

市社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入窓口」となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等あらかじめその機能を強化する。また、県社会福祉協議会と締結している「災害時支援に関する協定」に基づき、応援要請を行うことで、災害時の体制強化を図る。

また、NPOやボランティア団体だけでなく、組織化されていないボランティアが円滑に支

援活動を行えるよう、市社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、防災訓練の実施、災害時の具体的な活動指針を示した「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」等により体制づくりを推進する。

4 一般ボランティアの養成・登録

県社会福祉協議会、市社会福祉協議会は、一般ボランティアの養成・登録に当たり、次の対策を実施する。

(1) コーディネート機能の強化

災害時に県社会福祉協議会は「ボランティア支援本部」、市社会福祉協議会は「災害ボランティアセンター」を設置するが、災害時におけるボランティアの受け入れ、調整、紹介を組織として一元化して行えるよう、あらかじめ職員への研修の充実や訓練の強化をするとともに、関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズへの的確な対応を図るものとする。その際、ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターが行う業務は次のとおりとする。

[ボランティア支援本部における業務(県社会福祉協議会)]

- ①紹介先、紹介人数、活動内容等の市町村レベルでのボランティアの調整
- ②上記に基づくボランティアの紹介
- ③県社会福祉協議会に直接登録しているボランティアの調整及び紹介

[災害ボランティアセンターにおける業務(市社会福祉協議会)]

- ①紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整
- ②上記に基づくボランティアの紹介
- ③ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

(2) ボランティアリーダーの養成

市社会福祉協議会は、災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーの養成・研修を実施する。

(3) 一般ボランティアの登録

市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストを市へ報告し、登録情報の共有化を図る。

5 災害時ボランティアの活動環境の整備

市及び市社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、次の活動環境の整備を実施する。

(1) ボランティア活動の普及・啓発

市及び市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害時ボランティア活動の環境整備に努める。

なお、県社会福祉協議会がボランティアコーディネーター等を対象に開催する研修への参加を促進する。

(2) 防災ボランティアの活動拠点等の整備

市及び市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、きらくやまふれあいの丘、保健福祉センター等にボランティア活動の拠点を設置し、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進めるなど活動拠点を確保する。

(3) ボランティア保険への加入促進

市及び市社会福祉協議会は、災害及び二次災害等担保特約保険へ加入促進を図るとともに助成に努め、ボランティア活動中の事故に対する補償体制の整備に努める。

(4) 被災者支援の迅速・適切な実施

インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実、資機材の十分な確保等ボランティア実施に係る環境整備の推進、ボランティア等の個人情報の保護や感染症予防への配慮などを行い、被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。

6 専門ボランティアの活動への支援等

市は、医療、語学、アマチュア無線等の専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、より専門的な知識を有するボランティアが活動しやすく、かつ参加を促進できる体制の整備に努める。

第4 企業防災の促進

1 事業継続の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、事業所の洪水対策、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

2 防災力の向上

企業は、社員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努める。

また、市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。

また、市及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市との協定締結や防災訓練等の防災対策の実施に協力するよう努める。

3 防災訓練への参加要請

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団等と積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスをを行う。

4 緊急地震速報受信装置等の設置

企業等は、地震発生時に施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

5 情報連絡体制の整備

市は、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

6 帰宅困難者対策

企業は、災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努める。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

1 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。当該地区の住民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

2 地区防災計画の内容

地区防災計画で定める主な内容は、以下のとおりである。

- ①計画の対象範囲、活動体制
- ②地区居住者等が共同して行う防災訓練
- ③地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄
- ④災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援
- ⑤その他の当該地区における防災活動

3 計画提案の手続き

地区居住者等が共同して計画提案を行おうとする場合は、その全員の氏名及び住所を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて市防災会議に提出する。

- ①地区防災計画の素案
- ②計画提案を行うことができる者であることを証する書類

市は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第6 市民並びに団体・事業所の相互協力体制の確立

地域におけるトータルな防災行動力の向上を図るため、自治会や自主防災組織、ボランティア、その他各種団体・事業所若しくはそれら全ての相互協力を促進する。また、災害時要配慮者の通所・入所施設と地域内他組織との交流を促進する。

第4節 情報通信設備等の整備

■基本的考え方

この計画は、災害時において通信連絡が迅速・的確に行えるよう、通信体制の明確化、情報通信設備の維持整備を図るとともに、適切な運用を図るため定めるものである。

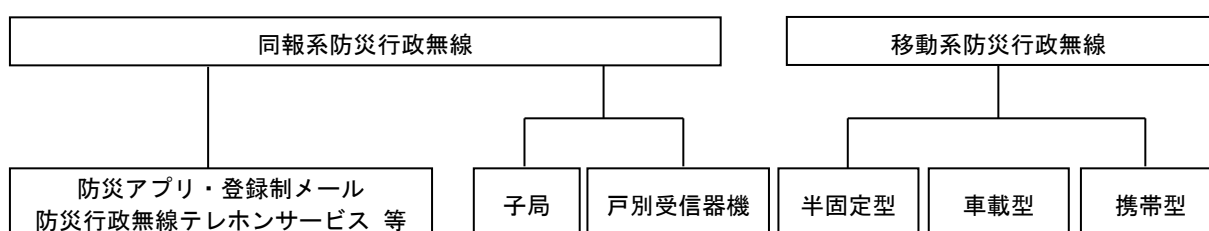
関係班

本部統括班、職員班

第1 概況

現在、防災行政無線により市内全域に情報通信網が整備されている。

図：情報通信網



第2 対策

1 防災機能の集約化と防災拠点の効果的な配置

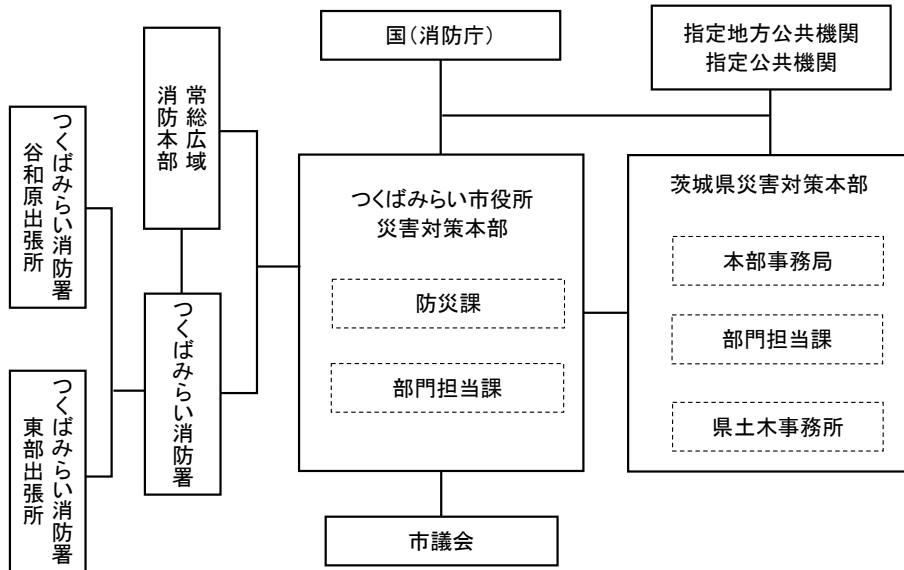
災害時には、伊奈庁舎及び谷和原庁舎を防災拠点とし、その機能を十分に発揮するため、様々な防災機能の集約化を図るため、以下の観点から適切な配置・整備を行うものとする。

- ①あらゆる災害の危険性が最も低い地域を重視する。
- ②緊急時の交通ネットワーク上最も利便性が高い地域を重視する。
- ③広域避難場所等の周辺地域であることを重視する。
- ④防災通信連絡上最も利便性が高い地域を重視する。
- ⑤消防署等各防災関係機関からの到達時間が最も短く、効率的な地域を重視する。
- ⑥難聴地域が発生しないことを念頭とした防災行政無線を整備する。
- ⑦その他防災上必要な観点。

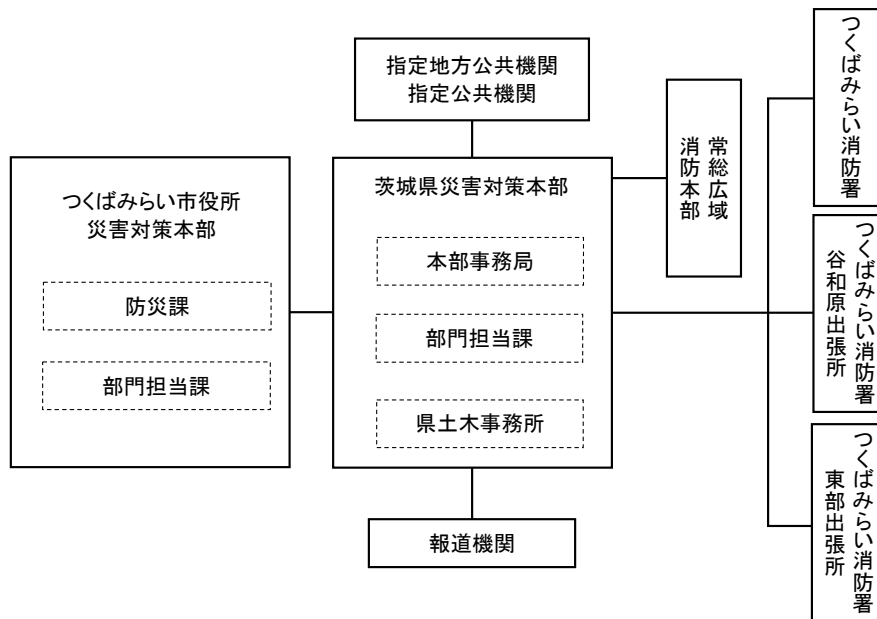
2 災害時通信連絡体制

災害時の通信連絡体制は次のとおりである。

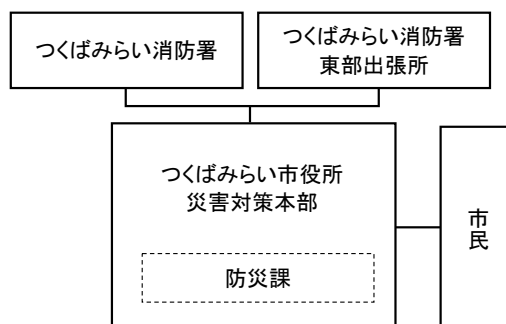
図：電話・FAX 等によるルート



図：茨城県防災情報ネットワークシステム



図：防災行政無線



3 通信機器の維持補修

通信機器及び器材が常に活用できるように、随時点検整備に努めるものとする。

4 非常用電源の確保

指定避難所及び指定福祉避難所として指定されている施設を円滑に運営するため、災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備、非常用電源設備や自立分散型エネルギー等の整備に努めるとともに、発電機等の燃料の確保を図る。

5 災害時優先電話の指定（事前対策）

市は、既設の電話番号を所轄の NTT 東日本支店又は営業所へ災害時優先電話として登録を行い、茨城支店長等の承認を受けるとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

6 アマチュア無線ボランティアとの協力体制構築

市は、災害発生後ボランティア担当窓口（市社会福祉協議会）の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、県・市内部及びボランティア受入れ窓口との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

災害時の情報伝達を迅速にするため、アマチュア無線ボランティアとの災害時協定の締結を進める。

7 災害時優先電話の利用

市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

8 業務継続性の強化

市は、情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止するとともに、それを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させる必要がある。

9 サーバの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段について情報通信事業者等と調整を図っておくものとする。

10 耐災性の強化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

11 防災等に資する無線LAN環境の整備

指定避難所及び指定福祉避難所として指定されている学校や福祉施設等において、平常時はセキュリティを維持しながら利用しつつ、災害時には誰でもすぐに接続できる防災等に資する無線LAN環境の整備に努める。

第2章 災害予防

第1節 水害予防

■基本的考え方

この計画は、地域における水害に対する防止力の向上や洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、避難体制の整備などを推進する。

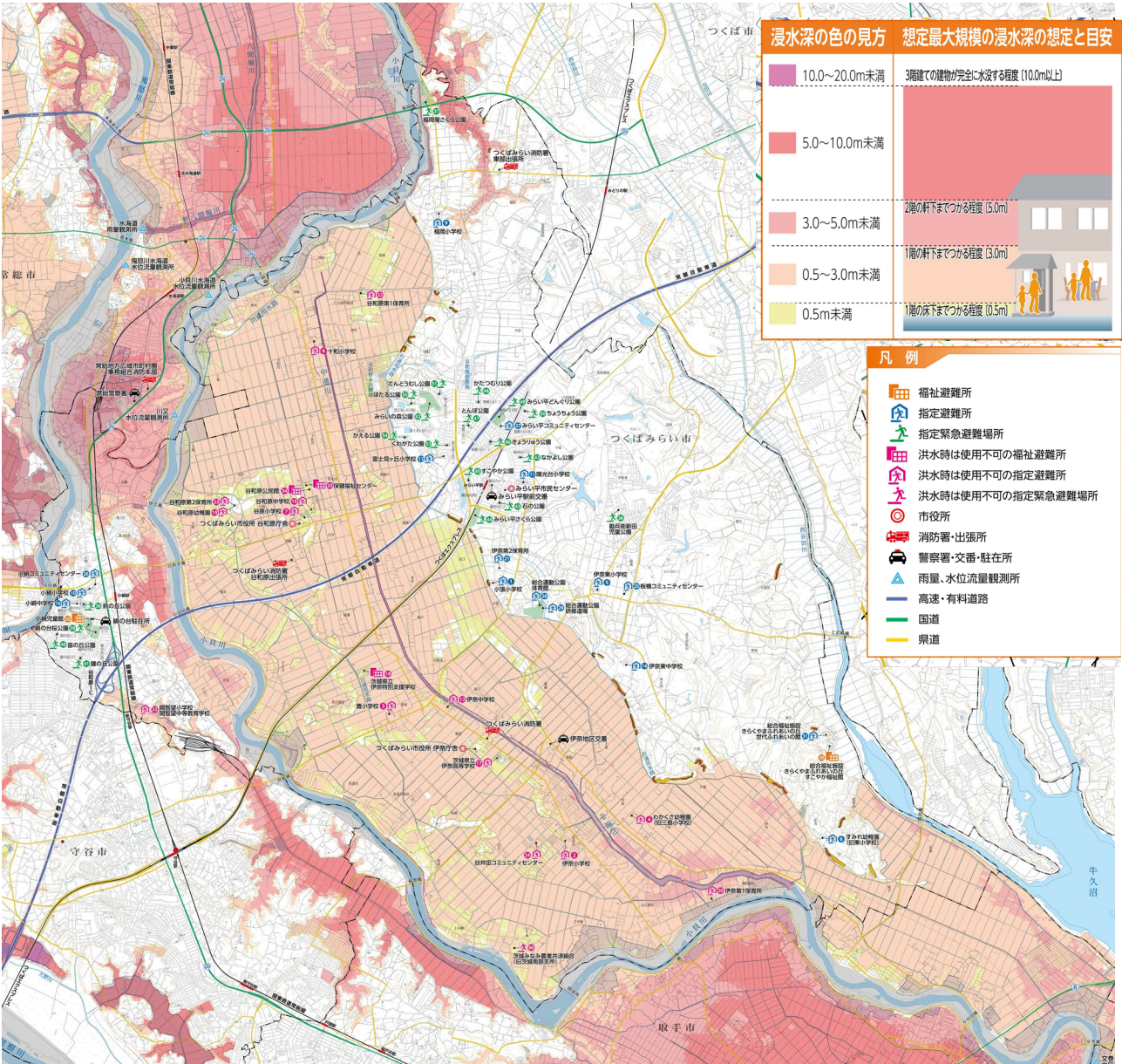
関係班	本部統括班、農業商工班、土木班、上下水道班

第1 洪水予報河川等の指定状況

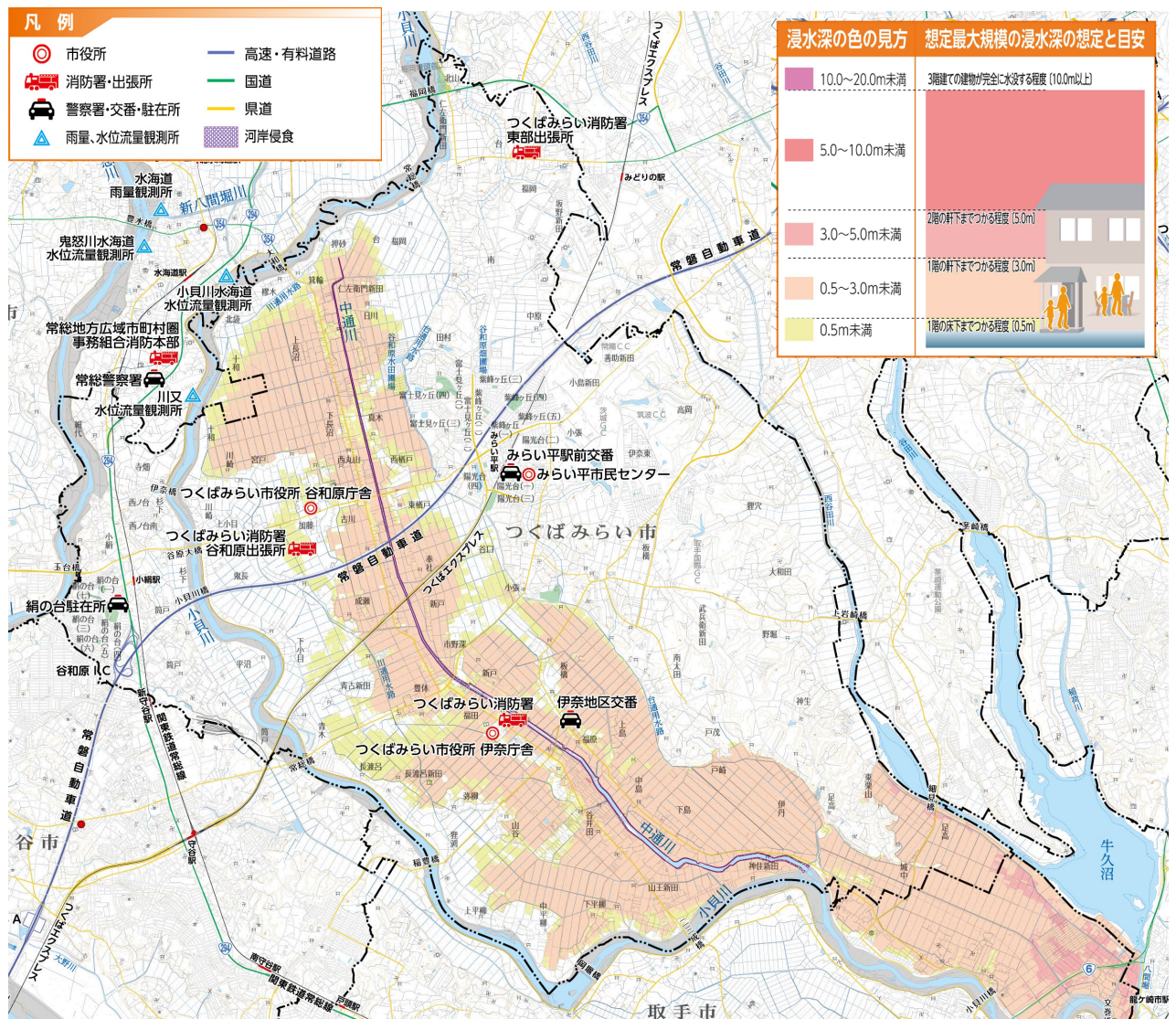
1 概況

- ①市の西部には、利根川水系である鬼怒川が流下している。鬼怒川破堤を想定した被害状況を見ると、細代地区、寺畑地区や杉下地区付近において、最大浸水深 5.0m～10.0m の範囲がみられる他、市の北西部で農地及び宅地への影響がみられる。
- ②市の西部から中央部にかけて利根川水系である小貝川が流下している。小貝川破堤を想定した被害状況を見ると、寺畑地区や杉下地区付近において、最大浸水深5.0m～10.0mの範囲がみられる他、市の北部の押砂地区・樫木地区付近から南東部の伊丹地区・城中地区付近の広範囲にわたり、農地及び宅地への影響がみられる。

図：鬼怒川・小貝川破堤想定による最大浸水深の状況



図：中通川氾濫推定区域図



2 避難体制等の整備

(1) 豪雨被害が想定される河川の対策

豪雨による被害が想定されている小貝川、鬼怒川、中通川については、当該洪水浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①洪水予報等の伝達方法
- ②指定避難所、避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③高齢者等の災害時要配慮者が利用する施設の名称、所在地及び施設への洪水予報等への伝達方法

(2) ハザードマップの作成・配布

上記(1)の事項について市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(洪水マザードマップ等)の配布その他必要な措置を講ずる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

(3) 避難指示等の判断基準・伝達方法マニュアルの作成

避難指示等を躊躇なく発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン(令和3年5月(内閣府防災担当))」を参考に、国(国土交通省、気象庁等)及び県の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成する。

また、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、消防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。さらに、大規模な水害が発生した場合に、住民等が安全かつ迅速に避難できるよう、関係する市町と広域避難に関する必要な調整を行う。

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国(国土交通省)及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

(4) 雨量・水位情報等の効率的な活用

関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の充実を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般市民への提供体制の整備を図る。

また、高齢者、障がい者等にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

(5) 大規模氾濫減災協議会への参画

国及び都道府県知事が大規模はん濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・一体的に推進するために洪水予報河川・水位周知河川毎に組織する「大規模氾濫減災協議会」に参画し、「水害対応タイムライン」に基づく避難指示等の発令や、ICTを活用した災害情報の共有強化等について協議し、市民の円滑かつ迅速な避難を確保し「逃げ遅れゼロ」を目指す。

(6) 浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定している。本市は、鬼怒川、小貝川が指定されている。

なお市は、洪水予報河川等に指定されていない中通川等の中小河川についても、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

ア 浸水実績等の把握

河川管理者（国や県）が保有する過去の浸水や河川の状況等の情報提供を受け、これを参考にして、浸水実績等の把握に努める。

イ 水害リスク情報の周知

把握した浸水実績等を「水害リスク情報」として市民に周知する。周知には、ハザードマップの配布やインターネットでの公表など、地域の実情を踏まえて適切な方法で実施する。

(7) 民間を活用した水防活動の円滑化

水防管理者等に水防活動のために認められている権限の一部を、水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者が行使できることとし、民間事業者による水防活動を円滑化する。

民間事業者は、水防管理者から委託を受けた水防活動の範囲内に限り以下の権限を行使できるものとする。

- ①緊急通行（法 19 条）：水防上緊急の必要がある場所に赴くときの私有地等の通行
- ②公用負担（法 28 条）：水防のため緊急の必要があるときの他人の土地等の使用

(8) 浸水拡大を抑制する施設等の保全

自然堤防等が存する区域が、洪水の際に浸水の拡大を抑制する効用を有する場合、水防管理者がこれを「浸水被害軽減地区」として指定し、保全を図る。

これにより、市民が避難するまでのリードタイムを確保し、又は水防団等が土のう積み等を行う箇所を重点化し、水災による被害の軽減を図る。

（９）下水道（雨水）整備

災害防止に加え、事前防災・減災等の観点から、市内における浸水リスクを評価し、雨水による被害の高い地域を中心に下水道（雨水）整備を推進する。

第2 水防・避難体制

1 水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、県知事から指定された指定水防管理団体たる市が、水防法第32条の規定に基づき、市の地域にかかる河川の洪水による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

（１）市の責任（水防法第3条）

水防管理団体たる市は、その管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たすように努める。

- ①水防組織の確立
- ②水防団（消防団）の整備
- ③水防倉庫、資機材の整備
- ④通信連絡系統の確立
- ⑤平常時における河川、堤防等の巡視
- ⑥水防時における適切な水防活動の実施
- ⑦浸水想定区域にある災害時要配慮者関連施設をハザードマップ等で明示し、施設管理者がおこなう利用者の安全確保対策への支援と指示

（２）水防組織

水防管理者は、水防法第16条による水防警報が発せられ、水位が警戒水位に達したときから、洪水による危険がなくなるまでの間、市役所に水防本部（災害警戒本部）を設置し、事務を処理する。なお、災害対策本部を設置したときは、水防本部を災害対策本部に編成替えし、引き続き水防事務を処理する。

市における水防活動は、消防団及び消防署を主体として行うものとする。

また、水防管理者は、水防に要する輸送、連絡、土木、機械等についてその業務に精通した団体と事前に支援協定を締結し、必要な場合は支援を求めるものとする。

（３）監視・警戒及び重要水防区域

ア 巡視

水防管理者、消防団長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに土浦土木事務所長又は関係機関に連絡して必要な措置を講じなければならない。

水防活動開始後は、関係分団長は常時担当区域内の堤防を巡視し、異状の際は直ちに報告するとともに必要な処置を講ずるものとする。

（資料編：11-1. 国管理河川重要水防箇所、11-2重要水防箇所・重要水防箇所評定基準）

イ 水防区域の分担

- ①市の水防区域は、11 個分団によって分担して行う。
- ②分団長は、第 1 出動の通報があった場合、担当区域の警備を行うものとする。
- ③水防につき出動を命ぜられた消防団員及び消防署に属するものは、水防上緊急の必要がある場合には、一般交通の用に供しない道路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。
- ④水防管理者は、水防のため消防団が出動した場合、直ちに土浦土木事務所長に報告するものとする。
- ⑤各分団は、担当区域だけではなく、分団相互間で、綿密なる連絡の上に協力し合うものとする。

(4) 水防資材・器具

ア 水防資材等の備蓄・保管

水防倉庫には、常に一定の備蓄資材及び器具を保管するものとする。
また、水防倉庫の管理責任者は、毎年度一定時期に備蓄資材器具を点検整備する。

イ 水防資材等の使用

水防資材を必要とするに至った場合は、水防管理者指示により備蓄資材を使用するものとする。

ただし、緊急の場合は使用後速やかに報告するものとする。

(資料編：11-3水防倉庫及び資機材一覧)

ウ 水防資材の補充

備蓄資材の不足の場合は、業者又は居住者等より資材の提供を受けるものとする。
なお、業者又は居住者等と緊密な連携をとるものとする。

(5) 通信連絡

ア 通信連絡施設等の整備強化

水防管理者は、水防時においても情報及び連絡が迅速かつ確実に行われるよう市防災行政無線、電話、携帯電話及び消防無線等の整備強化に努めるものとする。

(6) 水防活動

水防管理者は、警戒水位に達したときには、次の区分により消防団の出動を命ずる。また、消防署へ連絡を行い連携し、水防活動を行うものとする。

水防管理者は、水防活動に従事する者の安全確保に十分留意して水防活動を実施するものとする。

表：水防活動の発令基準と活動内容

出動区分	発令基準	水防活動内容
待 機	水防団待機水位を超え、更に、水位の上昇があるとき	情報の収集
第1次出動	警戒水位(氾濫注意水位)に達したとき	情報の収集、堤防の巡視、水防活動(工法作業)準備等
第2次出動	警戒水位を超え、特に警戒を要するとき	情報の収集、堤防巡視の強化 危険個所の点検 水防活動(工法作業)等
第3次出動	特別警戒水位(避難判断水位)を超え、危険が予測される場合	情報の収集、堤防巡視の強化 危険個所の嚴重警戒 水防活動(工法作業) 避難誘導等
解 除	警戒水位以下に下降したとき、又は危険がなくなり水防活動を行う必要がなくなったとき	

(7) 公用負担

ア 水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団又は消防署の長は、次の権限を行使することができる

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他資材の使用
- ③土地、土石、竹木その他の機材の収用
- ④車馬、その他運搬具又は器具使用
- ⑤工作物、その他障害物の処分

イ 公用負担命令権証

公用負担を命ずる権限を行使する場合は、水防管理者が発行する身分証明書を携行し、必要あるときは、これを呈示する。

第2節 土砂災害防止

■基本的考え方	
この計画は、災害時において迅速かつ的確な災害対策が実施できるよう市域内の急傾斜地崩壊危険区域や土石流危険渓流を調査・把握し、市民の自主避難を促すことによって、災害の未然防止と被害の拡大防止を図るために必要な対策について定めるものである。	
関係班	本部統括班、土木班

第1 土砂災害防止法に基づく対策

1 警戒避難体制の整備

警戒区域の指定があった場合、各警戒区域に土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

また、避難指示等について、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他円滑な警戒避難が行われるために必要な事柄を市民に周知する。

第2 土砂災害への対策

1 概況

警戒区域の指定があった場合、各警戒区域に土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

また、避難情報等について、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他円滑な警戒避難が行われるために必要な事柄を市民に周知する。

- ①市の東部（城中地区、戸崎地区、伊丹地区）では急傾斜地危険区域が多数存在している。
- ②急傾斜地崩壊危険区域として4箇所指定されている。
- ③特に城中地区付近では、危険区域に指定されていないものの、多くの保全人家を抱える危険区域が存在していることから、実態調査を実施し、必要に応じて安全確保に向けた様々な対策を講ずる必要がある。

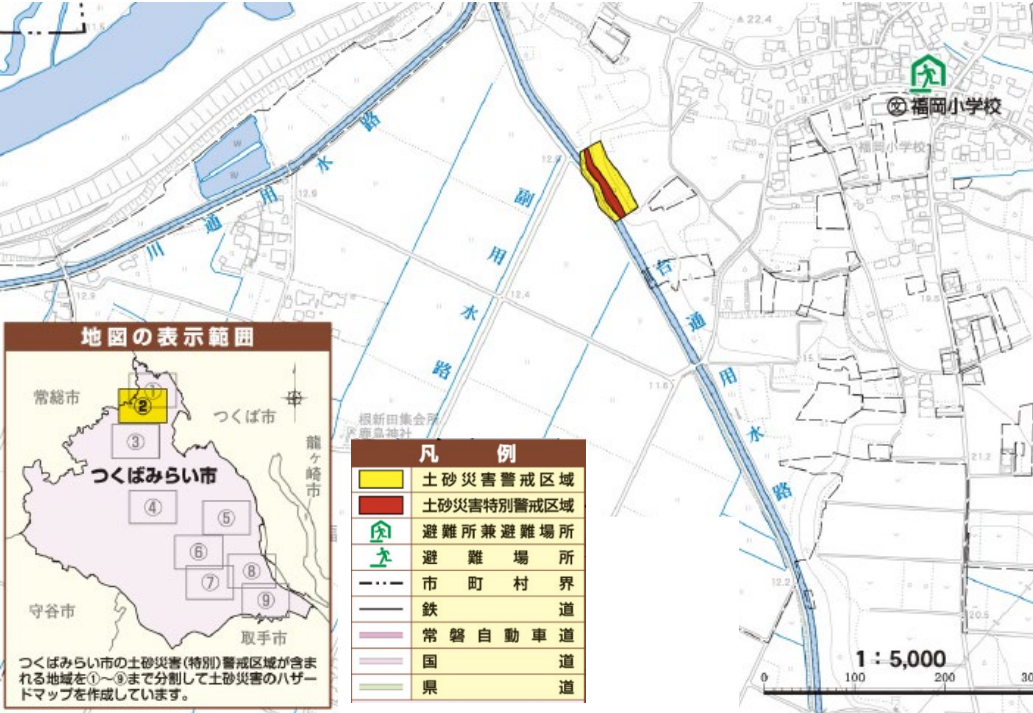
表：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

No.	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害特 別警戒区域	告示日
1	482-I-001	寺下	つくばみらい市城中	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
2	482-I-002	八幡下	つくばみらい市城中	急傾斜地の崩壊	○	—	H23/10/20
3	482-I-003-1	伊丹	つくばみらい市伊丹	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
	482-I-003-2				○	○	
4	482-I-004-1	戸崎	つくばみらい市戸崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
	482-I-004-2				○	○	
5	482-I-005	小張城山	つくばみらい市小張	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
6	482-I-006-1	天王前	つくばみらい市南太田	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
	482-I-006-2				○	○	
	482-I-006-3				○	○	
7	482-II-001-1	台	つくばみらい市谷口	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
	482-II-001-2				○	○	
	482-II-001-3				○	○	
8	482-II-002	明神下	つくばみらい市南太田	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
9	482-II-003-1	表耕地	つくばみらい市戸茂	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
	482-II-003-2				○	○	
10	482-II-004	東栗山	つくばみらい市東栗山	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
11	482-III-001	大和田	つくばみらい市大和田	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
12	482-III-002	南太田	つくばみらい市南太田	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
13	482-III-003	神生	つくばみらい市神生	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
14	482-III-004	大房地	つくばみらい市板橋	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
15	483-I-001	殿山	つくばみらい市田村	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
16	483-II-002	台坪	つくばみらい市東櫛戸	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
17	483-III-001	苗代山	つくばみらい市台	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
18	483-III-002	原山	つくばみらい市台	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
19	483-III-003	根新田	つくばみらい市福岡	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
20	483-III-004	石尊東	つくばみらい市南	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
21	483-III-005	向山1	つくばみらい市南	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
22	483-III-006	田村城山	つくばみらい市田村	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
23	483-III-007	愛宕	つくばみらい市田村	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
24	483-III-011	向山2	つくばみらい市南	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20

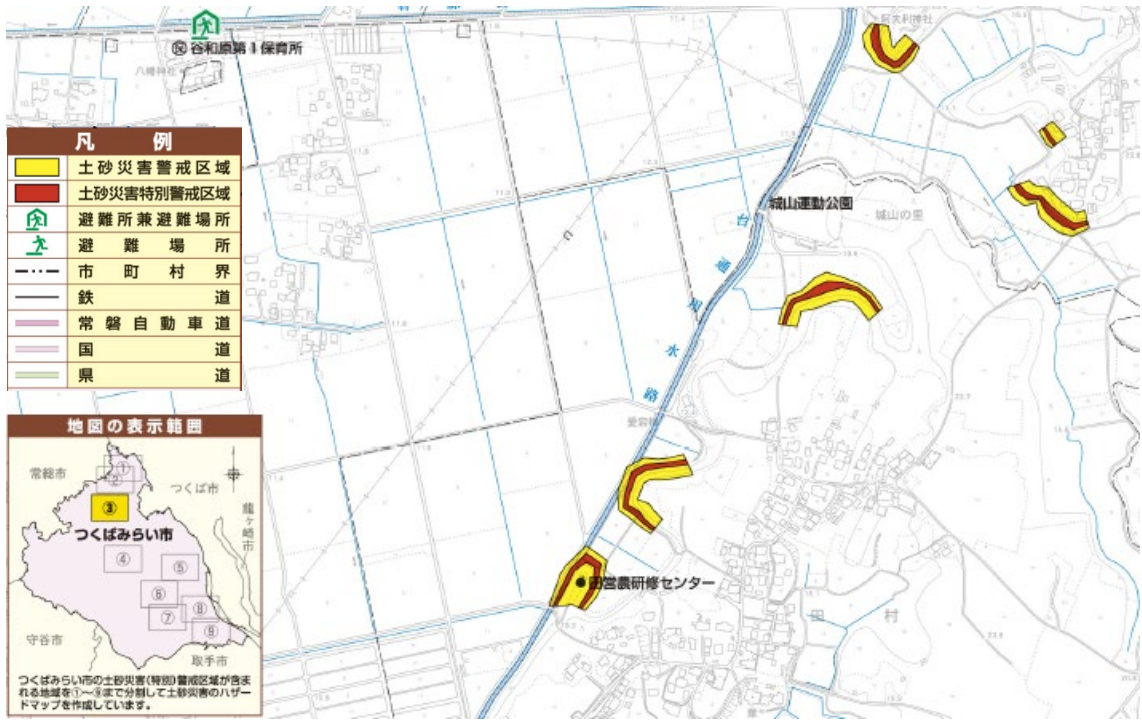
図：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（台地区）



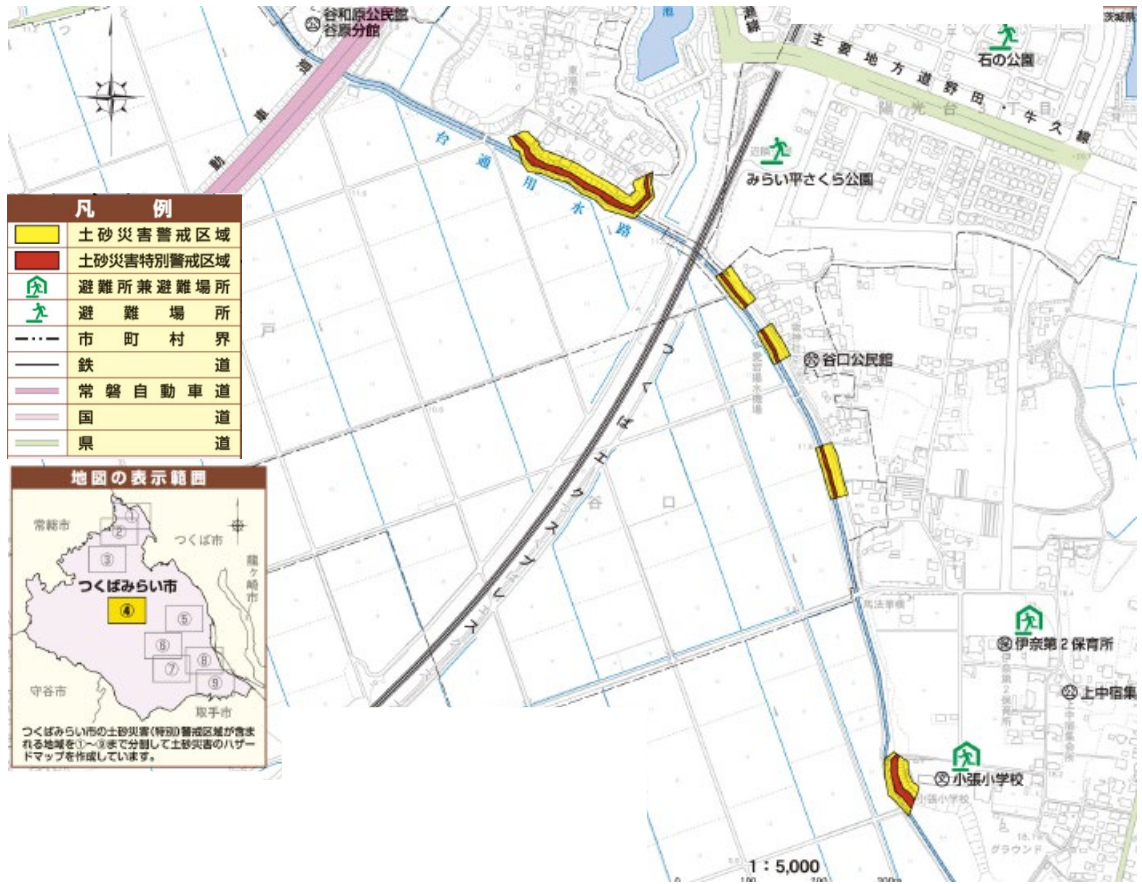
図：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（福岡地区）



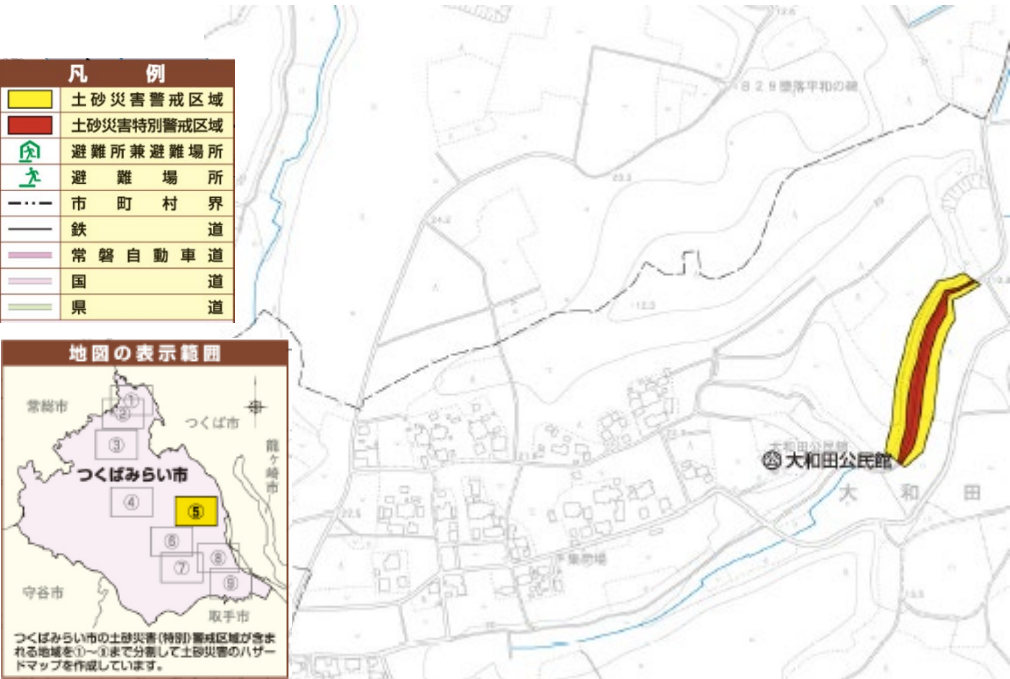
図：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（田村・南地区）



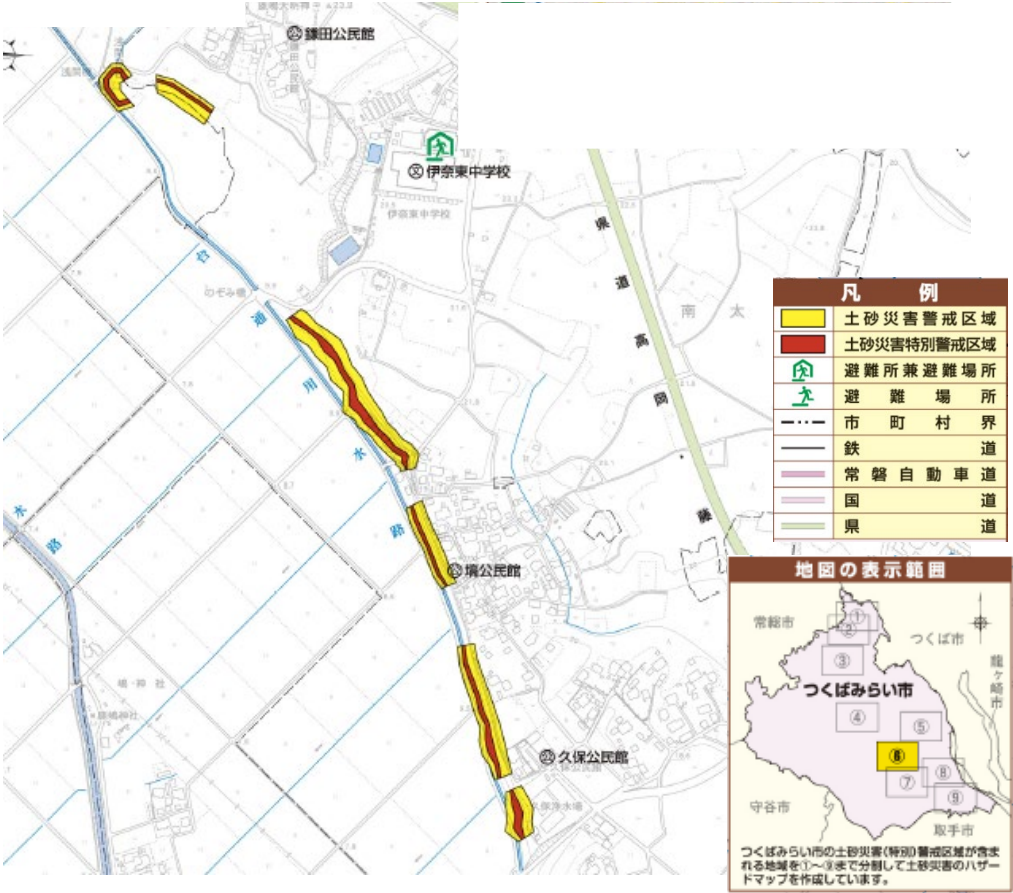
図：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（小張・谷口・東櫛戸地区）



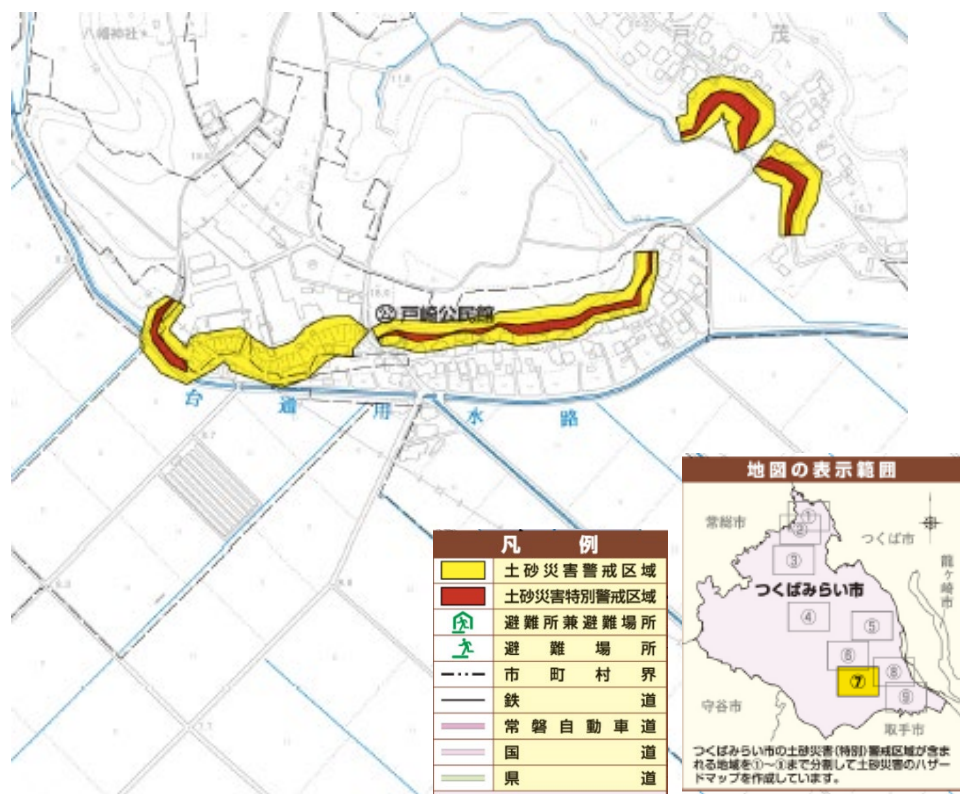
図：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（大和田地区）



図：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（板橋・南太田地区）



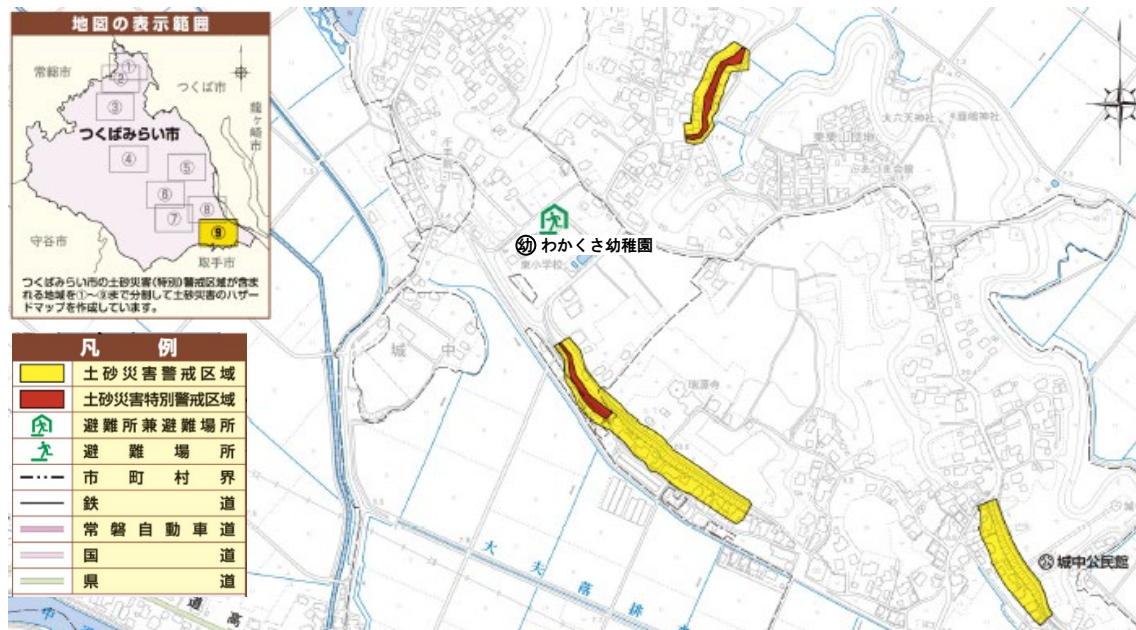
図：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（戸崎・戸茂地区）



図：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（伊丹・神生地区）



図：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（東栗山・城中地区）



表：急傾斜地崩壊危険区域

番号	箇所番号	箇所名	旧町名	住居表示	勾配	高さ(m)	延長(m)	面積(ha)	人家	指定年月日	告示
1	41	城中	伊奈町	城中	70	11	210	0.67	6	S53.10.12	1220号
2	68	城中南	伊奈町	城中	50	7～12	190	0.78	6	S56.5.21	806号
3	180	戸崎	伊奈町	戸崎	50	7～11	220	0.747	5	H5.8.26	1019号
4	185	伊丹	伊奈町	伊丹	55	11～13	150	0.656	6	H6.4.11	529号

※急傾斜地崩壊危険区域指定区域とは、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により県知事が指定した斜面のこと。

表：急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇所番号	箇所分類 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	斜面区分	箇所名	旧町村名	位置	延長(m)	勾配(度)	高さ(m)	保全人家 戸数(戸)
1	482-Ⅰ-001	Ⅰ	自然斜面	寺下1	伊奈町	城中	210	40	10	7
2	482-Ⅰ-002	Ⅰ	自然斜面	寺下2	伊奈町	城中	190	45	11	6
3	482-Ⅰ-003	Ⅰ	自然斜面	伊丹	伊奈町	伊丹	240	35	12	6
4	482-Ⅰ-004	Ⅰ	自然斜面	伊奈戸崎	伊奈町	戸崎	180	35	9	7
5	482-Ⅰ-005	Ⅰ	自然斜面	城山	伊奈町	小張	100	45	9	0
6	482-Ⅰ-006	Ⅰ	自然斜面	天王前	伊奈町	南太田	150	45	10	2
7	482-Ⅱ-001	Ⅱ	自然斜面	臺	伊奈町	谷口	95	45	7	2
8	482-Ⅱ-002	Ⅱ	自然斜面	明神下	伊奈町	南太田	80	35	10	2
9	482-Ⅱ-003	Ⅱ	自然斜面	表耕地	伊奈町	戸茂	100	45	10	2
10	482-Ⅲ-001	Ⅲ	自然斜面	大和田	伊奈町	大和田	190	45	10	—
11	482-Ⅲ-002	Ⅲ	自然斜面	南太田	伊奈町	南太田	200	30	10	—
12	482-Ⅲ-003	Ⅲ	自然斜面	神生	伊奈町	神生	110	45	10	—
13	483-Ⅰ-001	Ⅰ	自然斜面	殿山	谷和原村	田村	25	45	5	0
14	483-Ⅱ-001	Ⅱ	自然斜面	石尊東	谷和原村	南	25	40	5	1
15	483-Ⅱ-002	Ⅱ	自然斜面	台坪	谷和原村	東櫓戸	70	35	7	2
16	483-Ⅲ-001	Ⅲ	自然斜面	宝木山a	谷和原村	台	130	30	10	—
17	483-Ⅲ-002	Ⅲ	自然斜面	宝木山b	谷和原村	台	100	30	10	—
18	483-Ⅲ-003	Ⅲ	自然斜面	根新田	谷和原村	福岡	100	30	10	—
19	483-Ⅲ-004	Ⅲ	自然斜面	向山a	谷和原村	南	190	45	10	—
20	483-Ⅲ-005	Ⅲ	自然斜面	向山b	谷和原村	南	100	30	10	—
21	483-Ⅲ-006	Ⅲ	自然斜面	田上	谷和原村	田村	160	30	10	—
22	483-Ⅲ-007	Ⅲ	自然斜面	田a	谷和原村	田村	170	30	10	—
23	483-Ⅲ-008	Ⅲ	自然斜面	田b	谷和原村	田村	100	30	15	—
24	483-Ⅲ-009	Ⅲ	自然斜面	田c	谷和原村	田村	100	30	10	—
25	483-Ⅲ-010	Ⅲ	自然斜面	西櫓戸	谷和原村	西櫓戸	130	45	10	—

※急傾斜地崩壊危険箇所とは、傾斜度が30度以上、高さが5m以上の急傾斜地で、人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある斜面のこと。

2 対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定と対策

急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)」第 3 条の規定に基づいて県知事が指定する。

市長は、県知事と協議のうえ、指定された危険区域について、安全性確保に向けた必要な措置を講ずる。

ア 急傾斜地崩壊危険区域指定基準

- ①急傾斜地の高さが 5 m 以上及び傾斜度 30 度以上
- ②急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家 5 戸以上又は 5 戸未満であっても官公署病院、宿泊施設等に危害が生ずるおそれがあるもの

(2) 危険区域の実態調査に基づく自主避難の迅速化

指定された危険区域について実態調査を行う。実態調査では、影響範囲(施設)、保全人家の状況など現状を把握するとともに、崩壊の予兆となる事柄を整理し、対象地区の市民に対して注意を呼びかけ、自主避難の迅速化を促す。

3 安全確保に向けた必要な対策の実施

危険区域調査の結果、必要に応じ危険予想区域の所有者、管理者、占有者に対し擁壁及びその他必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう指導する。

4 地盤災害危険度の把握と周知公表

土砂災害防止法第 7 条第 3 項において、市長は土砂災害に関する情報の伝達方法等の円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を市民に周知させるため、印刷物の配布、その他の必要な措置を講じるように義務づけられており、具体的にはハザードマップの作成などが求められるところである。

(1) パトロールの実施

危険箇所については、定期的に防災パトロールを実施するほか、大雨等土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロールを実施し、災害発生時の被害縮小に努めるものとする。

また、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地所有者、管理者又は占有者、被害を受ける恐れのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限できるよう、調整するものとする。

(2) 地盤情報のデータベース化

市内の地形、地質、地下水位等に関する情報を収集し、G I S (地理情報システム)を活用して、データベース化を推進する。

(3) データベースの活用

ア 地盤災害対策工事への活用

整備されたデータベースを、インターネットなどを活用して広く公開することによって、公共工事、民間工事における地盤災害対策の必要性の判定などに活用していく。

イ 土砂災害ハザードマップの作成と公表

整備されたデータベースを活用して、土砂災害警戒区域等や指定緊急避難場所、避難経路などを地区単位で詳細に示した土砂災害ハザードマップを作成するとともに、それぞれの対象地区の市民に対して説明会を開催し、市民の災害に関する知識の啓発を図る。

(4) 土砂災害危険区域の周知の徹底と土砂災害防止法等の適切な運用

上記個別地区以外に、市域全域の危険区域分布マップの作成及び配布により土砂災害危険区域について市民に広く周知を図るとともに、危険区域に位置する当事者について安全対策など土砂災害防止法等の適切な運用を図る。

5 斜面崩壊防災対策

土砂災害から、市民の生命及び身体を保護し、安全で快適な生活環境を確保するため、危険区域について現況調査を実施したうえで、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業を推進する。

6 造成地災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。また、造成後は、巡視等により違法な開発の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意のよびかけを実施する。

7 災害防止に関する指導基準

(1) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為計画を認めない。

(2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、茨城県宅地開発許可制度等を遵守させ、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

8 地盤沈下対策

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は災害による被害を増大させる可能性があるとともに、建築物、土木建造物等の耐震性劣化の可能性が指摘されている。

このため、地盤沈下が進行しないよう監視に努めるとともに、地盤沈下の原因となる地下水の過剰揚水等については適切な指導を行う。

9 警戒避難体制の確立

危険区域に対する防災措置が不十分である間は、対象地区の市民に対する警戒避難体制の確立が最も重要である。

市は、土砂災害発生の恐れがある場合、あるいは、危険が緊迫した場合に迅速かつ適切な指示・伝達ができるよう、警戒態勢の確立に努めるものとする。

また、対象地区の市民には、想定される土砂災害発生の予兆・条件について、周知・啓発し、避難準備及び自主的な避難を心がけるなど、災害における自助の向上に努めるものとする。

さらに、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

第3節 竜巻災害防止

■基本的考え方	
本計画は、「竜巻注意情報」が発表された場合、特に監視及び警戒体制を強化し、その変化に注意するとともに、状況により、防災行政無線による情報を提供し、必要な指示を与える等災害の予防に万全を期するために定めるものである。	
関係班	本部統括班

第1 市民の「竜巻注意情報」等の情報入手の推進

1 「竜巻発生確度ナウキャスト」「雷ナウキャスト」の提供

局地的に発生し急激に発達する激しい突風や雷による災害の防止・軽減に向けて、竜巻等の発生確度や雷の激しさを予測し、「竜巻発生確度ナウキャスト」「雷ナウキャスト」の提供から情報入手を啓発する。

2 「竜巻注意情報」

市民が、「竜巻注意情報」を入手できるように茨城県防災情報メール(<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/bousaikiki/bousai/bosai/mail/bosai.html>)に登録を推進する。このために広報紙やポスター、チラシ等により登録方法を広報する。

竜巻注意情報とは、雷、突風、ひょう等に注意を呼びかけ、雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、発表される情報である。

第2 「竜巻注意情報」が発表された場合の予防対策

1 「竜巻注意情報」が発表された場合の予防対策の啓発

人が大勢集まる屋外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む屋外活動、高所・クレーン・足場等の作業のように、安全確保にある程度の時間を要する場合には、早めの避難開始を啓発するとともに、発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動する等、安全確保について啓発する。

2 竜巻接近の兆候

- 「発達した積乱雲の近づく兆し」とは、
- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
 - (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
 - (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
 - (エ) 大粒の雨や、ひょうが降り出す。

第3 竜巻が間近に迫った場合の予防対策

すぐに身を守るための行動をとるための次の行動を啓発する。

1 屋外での行動

- (ア) 頑丈な構造物の物陰に入って身を小さくする。
- (イ) 物置や車庫・プレハブ（仮設建築物）の中は危険。
- (ウ) 空いているシャッターは閉める。
- (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険。

2 屋内での行動

- (ア) 家の1階の窓のない部屋に移動する。
- (イ) 窓やカーテンを閉める。
- (ウ) 窓から離れる。大きなガラス窓の下や周囲は大変危険。
- (エ) 丈夫な机やテーブルの下に入る等身を小さくして頭を守る。

第4 小中学校・保育所（園）等及び介護施設等の予防対策

竜巻は、発生予測が難しく竜巻注意情報の精度にも限界があるとともに、その移動速度も速いことなどから、発生時には小中学校・保育所（園）等及び介護施設等の管理者の迅速な対応が求められる。

小中学校・保育所（園）等及び介護施設等では、施設の特性や児童・生徒園児及び介護者の特性に応じて、竜巻対応マニュアルを策定し研修・訓練等を行い、竜巻からの被害の軽減に取り組む。

第4節 交通

■基本的考え方

この計画は、被害が想定される箇所について、平常時における道路交通等交通施設の維持補修のあり方とともに、風水害時における交通輸送を円滑に実施するための対策について定めるものである。

関係班	本部統括班、土木班、上下水道班

第1 概況

1 市の交通体系

市の骨格道路は、南北方向に走る常磐自動車道及び国道294号、東西方向に内陸部をつなぐ国道354号により形成されている。

2 道路への被害の恐れ

市の東部及び西部の丘陵地の他、市内陸部はおおむね平坦であり、過去において降雨によって自動車交通を阻害する重大な路面冠水箇所はみられないが、都市化の進展を考慮し、今後の道路整備にあたっては、多量の降雨に対応するため道路勾配及び排水施設等に十分配慮した道路建設を行う必要がある。

3 緊急輸送道路の指定状況

市の緊急輸送道路として、広域的な輸送道路として位置づけられる常磐自動車道、南北に守谷市及び常総市と連絡する国道294号、東西に茨城県内陸部を連絡する国道354号が指定されている。

第2 対策

1 道路建設上配慮すべき事項

豪雨時の道路冠水防止や土砂災害への備えとして、道路建設及び補修、改修時に次の事項に配慮して整備を推進する。

- ①平面線形：できるだけ河川との接近や湿地、沼地等をさける。
- ②縦断線形：平坦地における切土法面はなるべくとらず、水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さをとる。
- ③横断勾配：路面水を速やかに側溝に流下させるに必要な勾配をとる。
- ④路側、横断構造物、切り土部において法長が大きく崩土の恐れがある箇所、盛土法面で常に水と接する部分(堤防併用)、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を設置し法面の保護を図る。
- ⑤横断排水構造物は、洪水時に十分な排出能力を有する通水断面とする。
- ⑥排水側溝、路面水を処理し、速やかに排水路に導き、地下水が高く路面排水が困難なところは、暗渠等を設置する。

2 緊急輸送道路の指定及び安全性の確保

市内の緊急輸送道路は、広域輸送道路として位置づけられる常磐自動車道と、南北に隣接する守谷市及び常総市と連絡する国道 294 号、東西に隣接するつくば市と常総市を連絡する国道 354 号が指定されている。

近隣市では守谷市及びつくば市の救急医療体制は比較的整っており、災害時における避難者輸送及び応急対策に使用する資機材等の運搬等の連絡・連携をさらに強化するため、国道 294 号及び国道 354 号の安全性確保に向けた整備を要請する。

3 道路防災対策の実施

(1) 道路冠水対策

市街地の市道において、豪雨時には地形の状況によって道路の冠水が懸念される箇所があることから、沿道の宅地整備等と併せて道路冠水が懸念される箇所の対策を実施する。

第5節 都市防災

■基本的考え方	
この計画は、市の都市計画と連携し、市街地内及びその周辺地域において、都市災害の未然防止を図るために各種地域地区制度の運用及び都市計画事業の促進など図るべき対策について定めるものである。	
関係班	土木班

第1 概況

- ①市の市街化区域面積は 805ha となっている。
- ②用途地域の内訳は、低層低密な住宅市街地を形成する第一種低層住居専用地域が345ha で最も多く、用途地域の約4割を占めている。
- ③次いで、工業の利便の増進を図る工業専用地域が 120ha、床面積 3,000 m²以下の商業や事業所などの立地が認められる第一種住居地域が 115ha となっている。
- ④市内には 24 路線の都市計画道路が計画決定されており、内 14 路線が供用開始、7 路線が一部整備済み、3 路線が未整備となっており、全体で 82.0%の改良率となっている。

表：都市計画区域及び市街化区域面積

都市計画区域面積	内市街化区域面積
7,916ha (市全域)	805ha

表：用途地域指定の状況

用途地域	合 計
第一種低層住居専用地域	345 ha
第二種低層住居専用地域	15 ha
第一種中高層住居専用地域	21 ha
第二種中高層住居専用地域	—
第一種住居地域	115 ha
第二種住居地域	14 ha
準住居地域	64 ha
近隣商業地域	22 ha
商業地域	—
準工業地域	44 ha
工業地域	45 ha
工業専用地域	120 ha
合計	805 ha

表：都市計画道路の整備状況

番号	路線番号	路線名	幅員 (m)	計画延長 (m)	改良済み 延長 (m)	改良率 (%)
1	3. 3. 9	筒戸・細代線	25	3, 800	3, 800	100. 0
2	3. 5. 10	細代線	12	730	730	100. 0
3	3. 4. 11	大山・茶畑線	18	1, 740	1, 740	100. 0
4	3. 4. 12	玉台橋・西檜戸線	16	6, 000	5, 350	89. 2
5	3. 4. 13	守谷・小絹線	16	2, 660	1, 640	61. 6
6	3. 4. 14	小絹停車場・大谷津線	16	1, 220	1, 220	100. 0
7	3. 4. 15	小絹・筒戸線	16	1, 530	1, 530	100. 0
8	3. 2. 16	東檜戸・台線	30	5, 580	4, 670	83. 6
9	3. 2. 17	東檜戸線	30	370	370	100. 0
10	3. 2. 18	田村・東檜戸線	20	1, 610	1, 610	100. 0
11	3. 4. 19	田村・西檜戸線	16	550	550	100. 0
12	3. 4. 20	合ノ内・原山線	20	1, 010	1, 010	100. 0
13	3. 3. 22	南・中原線	27	880	—	0. 0
14	3. 4. 23	台線	16	1, 010	—	0. 0
15	3. 4. 24	中原線	18	680	—	0. 0
16	3. 2. 1	小張・南太田線	30	2, 550	2, 340	91. 7
17	3. 2. 2	弥藤次線	30	630	630	100. 0
18	3. 3. 3	高岡・谷井田線	25	5, 690	5, 690	100. 0
19	3. 3. 4	間ノ原・弥藤次線	25	990	990	100. 0
20	3. 4. 5	新田浦・出山線	18	670	670	100. 0
21	3. 4. 6	小島新田・小張線	18	3, 960	1, 480	37. 3
22	3. 4. 7	間ノ原線	16	420	420	100. 0
23	3. 2. 8	守谷・伊奈・谷和原線	30	4, 730	3, 930	83. 0
24	3. 2. 21					
合計				49, 010	40, 370	82. 0

令和3年3月31日現在

表：都市公園の整備状況

番号	公園名	場所	面積 (ha)	公園種別
1	勘兵衛新田児童公園	伊奈東 33-100	0.15	街区公園
2	福岡堰さくら公園	北山 2633-7	2.70	近隣公園
3	鈴の丘公園	絹の台 1-13	0.50	街区公園
4	絹の台桜公園	絹の台 3-2	5.44	近隣公園
5	笛の丘公園	絹の台 3-28	0.18	街区公園
6	鐘の丘公園	絹の台 5-14	0.22	街区公園
7	なかよし公園	陽光台 2-11-6	0.25	街区公園
8	石の公園	陽光台 3-20	0.25	街区公園
9	みらい平さくら公園	陽光台 3-45	2.00	近隣公園
10	すこやか公園	陽光台 4-8-1	0.25	街区公園
11	きょうりゅう公園	紫峰ヶ丘 1-16-1	0.25	街区公園
12	とんぼ公園	紫峰ヶ丘 2-10	0.25	街区公園
13	かたつむり公園	紫峰ヶ丘 3-16-6	0.25	街区公園
14	みらい平どんぐり公園	紫峰ヶ丘 4-5-1	2.00	近隣公園
15	ちょうちょう公園	紫峰ヶ丘 5-32-16	0.25	街区公園
16	てんとうむし公園	富士見ヶ丘 1-10-1	0.25	街区公園
17	みらいの森公園	富士見ヶ丘 1-25-1	4.24	地区公園
18	くわがた公園	富士見ヶ丘 2-10-1	0.25	街区公園
19	かえる公園	富士見ヶ丘 3-14	0.25	街区公園
20	ほたる公園	富士見ヶ丘 4-26-21	0.23	街区公園
合計			20.16	—

令和3年4月1日現在

第2 対策

1 災害に強いまちづくりの推進

市街化区域内では、第一種低層住居専用地域の占める割合が高くなっており、建物用途の混在、建物密度等の高度化が進んでいる。次いで、工業専用地域、第一種住居地域となっている。主として、第一種住居地域では、今後、都市計画法の地域地区制度を活用し、既成市街地内の建物密度を土地利用に応じ適正に保つとともに、今後の市街化の動向に併せ、防火地域、準防火地域指定等を検討するなど、都市計画法を活用した災害に強いまちづくりを推進する。

2 都市施設の整備促進

(1) 都市計画道路

都市計画道路は、市内の様々な交通を整序化し、土地利用の効率化や都市活動の支援及び市民の安全をもたらすとともに、火災の延焼防止や避難路としての機能を有していることから、適宜、その整備を促進する。

(2) 都市公園

都市公園は、市内の防災拠点としての機能を有していることから、その拡充を図る。

3 都市計画事業の推進

今後の市街化動向により、新しく形成される市街地や既成市街地の再編にあたっては、地区計画などの諸制度を活用し、道路等の都市基盤と一体となった整備を推進することによって防災コミュニティを形成し、災害に強い市街地づくりを進める。

第6節 学校等の安全対策・文化財の保護

■基本的考え方	
この計画は、市及び市教育委員会が中心となって、学校及びその他の教育機関とともに、幼児、児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全性を確保するとともに、市の文化的資源を災害から守るための対策について定めるものである。	
関係班	学校班、物資管理班、救助班

第1 概況

1 学校等の状況

- ①市内には小学校が11施設、中学校が5施設、高等学校が1施設、幼稚園が4施設、保育所が14施設、認定こども園が4施設、特別支援学校が1施設、存在している。
- ②児童、生徒等の安全を確保するために、災害時において関係教職員の適切な誘導のもと児童・生徒等の迅速な避難等が行えるよう、正しい避難方法に関する周知や地域社会と一体となった避難訓練などを定期的に実施していくことが求められる。

表：学校施設等一覧

施設区分	施設名	所在地	電話番号
小学校（公立）	小張小学校	小張1661	0297-58-0003
	豊小学校	豊体1692	0297-58-1008
	伊奈小学校	谷井田2047	0297-58-1143
	伊奈東小学校	板橋2379	0297-58-0002
	谷原小学校	加藤241	0297-52-2009
	十和小学校	上長沼1250	0297-52-4332
	福岡小学校	福岡971	0297-52-5004
	小絹小学校	小絹858	0297-52-3008
	陽光台小学校	陽光台3-1	0297-44-5817
	富士見ヶ丘小学校	富士見ヶ丘2-18-1	0297-34-1223
小学校（私立）	開智望小学校	筒戸3400	0297-45-2157
中学校（公立）	伊奈中学校	市野深600	0297-58-0201
	伊奈東中学校	南太田254	0297-58-4631
	谷和原中学校	古川950	0297-52-2038
	小絹中学校	絹の台1-14-2	0297-52-0505
中等教育学校（私立）	開智望中等教育学校	筒戸3400	0297-45-2157
高等学校（県立）	伊奈高等学校	福田711	0297-58-6175
特別支援学校（県立）	伊奈特別支援学校	青古新田300	0297-58-8727

表：幼稚園・保育所等施設一覧

施設区分	施設名	所在地	電話番号
幼稚園（公立）	すみれ幼稚園	足高1313	0297-58-3425
	わかくさ幼稚園	下島422	0297-58-0014
	谷和原幼稚園	上小目600	0297-52-2330
幼稚園（私立）	絹ふたば文化幼稚園	小絹1130	0297-45-3400
保育園（公立）	伊奈第1保育所	山王新田1253	0297-58-2422
	伊奈第2保育所	小張4705	0297-58-1025
	谷和原第1保育所	仁左衛門新田641	0297-52-2100
	谷和原第2保育所	上小目600	0297-52-4217
保育園（私立）	あい保育園富士見ヶ丘	富士見ヶ丘 3-26-1	0297-44-7631
	つくば国際はるかぜ保育園	小張2786-1	0297-28-6657
	テンダーラビング保育園みらい平	陽光台 2-2-2	0297-44-7366
	あい保育園陽光台	陽光台 4-14-1	0297-38-6475
	きらり保育園	小島新田210-1	0297-38-7722
	陽光台保育園	小張4073	0297-21-3081
	ひなた保育園やわら	筒戸3561-1	0297-21-3081
	ルンビニーみらい保育園	陽光台 2-29-1	0297-21-4750
	ふれあい第1保育園	長渡呂新田715	0297-58-1597
	ふれあい第2保育園	狸穴1072-14	0297-58-6002
認定こども園（私立）	認定こども園ふたばランド	紫峰ヶ丘 1-10-4	0297-34-0028
	富士見ヶ丘認定こども園	富士見ヶ丘 4-14-6	0297-44-7280
	認定こども園ルンビニー学園	陽光台 2-35-1	0297-58-8035
	みらい認定こども園	筒戸3190	0297-21-2185

第2 対策

1 防災上必要な教育の実施

- ①学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童・生徒等の安全を図るため、防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- ②市教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識を養い技能の向上に努める。また、市教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2 防災訓練の実施

- ①校長等は児童・生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- ②校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- ③学校等は、地域社会で実施する合同訓練に積極的に参加するよう努める。

3 防災施設等の整備・充実

各教育機関等は災害発生の場合、迅速かつ適切な消火・避難及び救助活動が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資機材等の備蓄に努める。

4 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童・生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- ①学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造り、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- ②校地等の選定、造成をする場合は、がけくずれ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- ③学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

5 防火管理者の責務

防火管理者は、消防法第8条に基づき、消防計画の作成・消防計画に基づく消火・通報及び避難訓練の実施、消火活動上必要な用水施設の点検及び整備、火気の使用・取り扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない。

6 文化財保護

防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備の促進を図る。
なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第7節 農地・農業の安全対策

■基本的考え方

この計画は、災害発生の地域性を考慮して、災害から農畜産物を保護するために必要な措置を事前に検討し、被害の軽減を図るための対策を定めるものである。

関係班

農業商工班

第1 概況

1 農地の状況

- ①市の土地利用面積の内、田が最も多く、34.8%を占めている。畑とあわせると農地が全体の51.8%を占めている。
- ②畑は主に台地部に位置しており、主として野菜等の栽培がなされている。田は主に低地部に位置しており、主として水稻の栽培がなされている。
- ③低地部の田では水害の影響を受けやすい条件となっている。

表：市の土地利用の状況

	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積 (ha)	7,916	2,756	1,348	1,174	12	425	71	1,033	1,097
構成 (%)	100.0	34.8	17.0	14.8	0.2	5.4	0.9	13.0	13.9

資料：概要調書（令和3年1月1日現在）

第2 対策

1 農地

市の土地利用において、農地（田、畑）は欠かすことのできない資源であり、周辺居住地と一体となり良好な集落・田園環境地域の景観を形成している。農地は、他の自然とともに市民に潤いと安らぎをあたえる役割を果たしているとともに、水資源のかん養の役割も担っている。

今後も市の地域景観を形成する農地を良好な環境で維持していくために、農業用水路の整備や農道の整備など土地改良事業を実施し、風水害に対する備えを促進していく。

2 農業

（1）防除器具の整備

病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

（2）薬剤等

災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう全国農業協同組合連合会茨城県本部等を通じて必要量の備蓄を行う。

第8節 気象業務整備

■基本的考え方	
本計画は、水戸地方気象台との連携を図り、防災気象情報並びに気象情報を活用した防災対策の適切な実施について定めるものである。	
関係班	本部統括班

第1 気象情報の活用

1 防災気象情報の普及等

市は、水戸気象台が実施する防災知識・災害に関わる気象の普及や広報を活用し、防災気象情報の普及に努める。

- ①住民への防災知識や災害に関わる気象についての理解の促進、啓発を図る。
- ②大雨や暴風等によって人的な被害を伴う災害が発生した場合の現地調査や結果の公表に協力する。
- ③防災や気象・気候情報に係る講演会等へ講師の派遣を要請する。
- ④水戸地方気象台や東京管区気象台のホームページを活用した知識の普及、広報を行う。
- ⑤市が作成する広報資料や防災に関わる資料の作成に対し、助言や協力を求める。

2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報発令中に大雨による土砂災害が発生するおそれが高まった時に、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と水戸地方気象台が共同で発表する防災情報で、平成19年6月1日から実施している。

この情報は、水戸地方気象台から県を通じて市に伝達され、また、報道機関の協力を得て、住民に広報される。

(1) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村単位を発表単位とし、県内の全市町村が対象となる。

(2) 発表及び解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と水戸地方気象台が協議して行う。

ア 発表

大雨警報発表中に、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測雨量等を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）に達すると予測される時。

イ 解除

降雨の実況値を基に作成した指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときや、無降雨状態が長時間続いている場合。

第9節 災害用資材、機材等の点検整備

■基本的考え方	
この計画は、災害に備えて市で常備する資材、機材等を整備点検し、応急対策活動を円滑に行うために定めるものである。	
関係班	本部統括班、管財出納班、農業商工班、救護班

第1 水防用資機材器具

水防に必要な資機材器具について、市庁舎、つくばみらい消防署、つくばみらい消防署谷和原出張所、つくばみらい消防署東部出張所、茨城県土浦土木事務所、県南総合防災センター、国土交通省下館河川事務所等の備蓄資機材器具の状況を把握した上で、必要な資機材器具を各施設に適宜、備蓄・配備する。

第2 医療助産及び防疫に必要な資器材

医療、助産、防疫に必要な備蓄資機材及び薬剤は、指定医療品販売業者から年次毎、計画的に調達し、必要量を備蓄していく。

第3 食糧等

食糧等については、年次毎、計画的に調達し、必要量を備蓄していく。

第4 燃料等

1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、予め、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

2 災害応急対策車両等の指定

(1) 災害応急対策車両等の指定

市及び防災関係機関等は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、予め指定しておく。また、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。

(2) 災害応急対策車両管理者等の責務

災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、市及び防災関係機関等は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を予め指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。なお、市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないように周知を図る。

4 災害用井戸の整備

ライフラインが寸断された場合、指定避難所及び指定福祉避難所として指定されている施設の機能を維持するため、災害用井戸の整備を進めるとともに、定期的な水質検査を行う。

また、民間企業や市民が所有する井戸を、災害時協力井戸として確保に努める。

5 非常用電源設備及び無線LANの整備

ライフラインが寸断された場合、指定避難所及び指定福祉避難所として指定されている施設の機能を維持するため、非常用電源設備や自立分散型エネルギー、無線LAN等の整備を進める。

6 平常時の心構え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛ける等、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。

第 10 節 火災予防

■基本的考え方

この計画は、消防署による消防体制の整備・充実を図り、火災から市民の生命、身体及び財産を保護し生活の安全のために定めるものである。

関係班

本部統括班

第 1 概況

1 市内消防体制の状況

- ①消防本部は、常総広域消防本部に設置されている。
- ②消防署は、つくばみらい消防署及びつくばみらい消防署谷和原出張所、つくばみらい消防署東部出張所が設置されている。
- ③つくばみらい市消防団を設置し、11 個分団で構成している。

表：消防体制

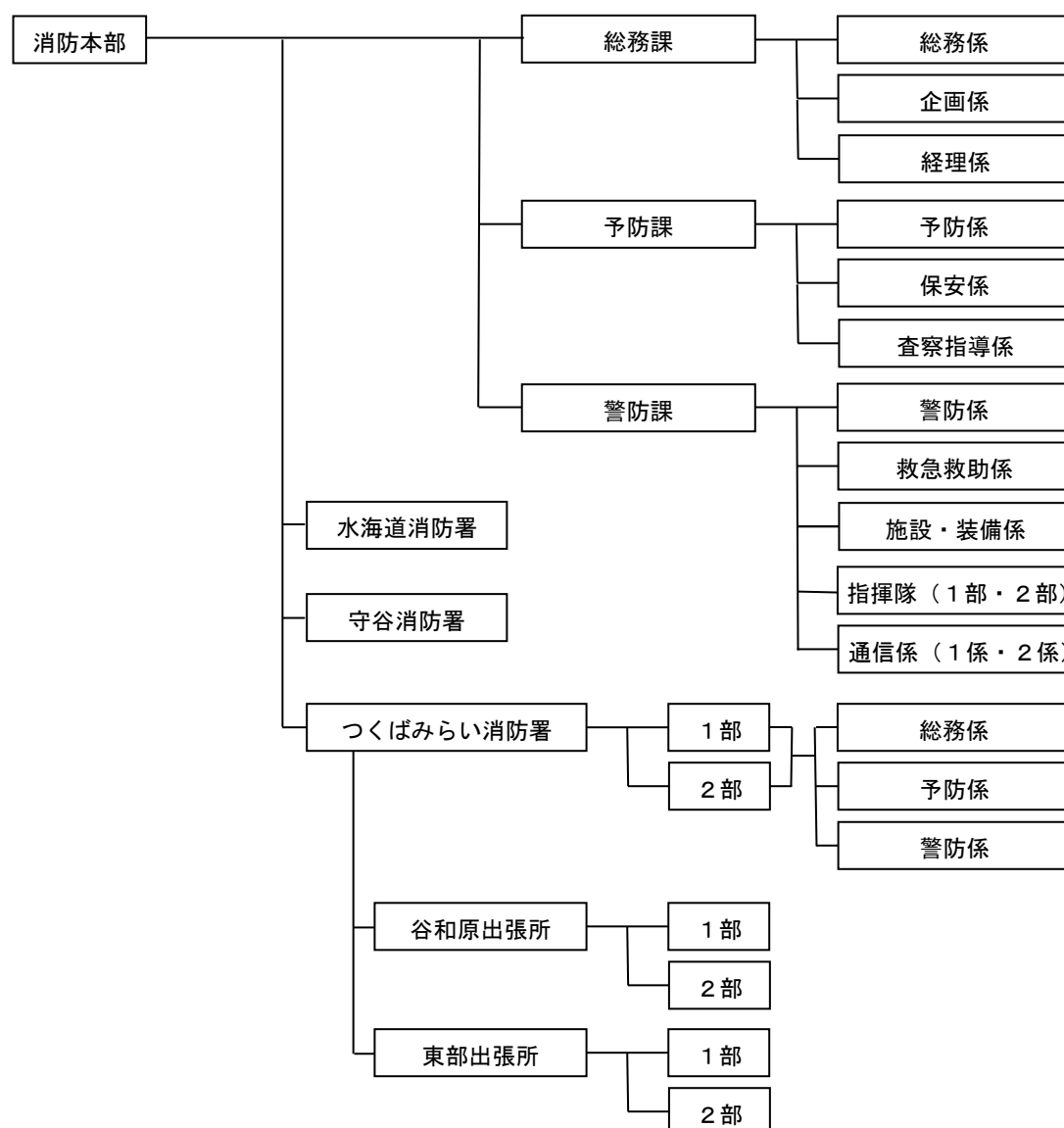
消防本部名称	消防署名称	定員
常総広域消防本部 (現数・総員255人)	つくばみらい消防署	39人
	つくばみらい消防署 谷和原出張所	15人
	つくばみらい消防署 東部出張所	15人

令和 3 年 4 月 1 日現在

表：消防団体制

消防団名	分団名	定員	担当区域
つくばみらい市 消防団	本 部	36名	
	第 1 分団	20人	小張地区、陽光台
	第 2 分団	20人	豊地区
	第 3 分団	20人	谷井田地区
	第 4 分団	20 人	三島地区
	第 5 分団	20 人	東地区
	第 6 分団	20 人	板橋地区（高岡・狸穴・大和田・野堀・神生）
	第 7 分団	20 人	板橋地区（板橋・南太田・伊奈東）
	第 8 分団	20 人	福岡地区
	第 9 分団	20 人	十和地区、富士見ヶ丘
	第10分団	20 人	谷原地区、紫峰ヶ丘
	第11分団	20 人	小絹地区

2 常総広域消防本部の組織体制



第2 対策

1 消防体制の充実・強化

合併前の災害相互応援協定を引き継ぐとともに、大災害に備えた相互応援協定を締結し、広域消防体制の確立を図る。

2 消防施設の整備強化

消防力の整備指針及び消防水利の基準に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画を立て、その強化を図るものとする。

3 火災予防対策の徹底

(1) 大火に関する災害予防

ア 火災警報の発令及び周知

消防法第22条により水戸地方気象台（気象庁）から知事を通して火災気象通報を受領したとき、あるいは地域内の気象状況が火災の予防上危険であると認める場合は、次にあげの方法によってその状況を市民に周知徹底させ、市民の協力により火災発生の防止を期するものとする。

- ①火災警報を発令する。
- ②火災警報発令とともに消防署及び広報機関（広報車等）は市内を巡回又は、防災行政無線により、市民に対し、火気の取扱、使用制限、禁止等について放送し、火災予防を周知徹底する。
- ③火災警報発令に伴い、各保育所、学校等に通報連絡し、児童・生徒等に対し、火災予防の徹底を期するよう注意の喚起を図る。
- ④火災警報発令とともに、常総広域消防本部に通報、連絡し、消防団（各分団長は団員に命令、必要な措置をとる。）に担当区域内の火災発生防止について徹底させる。

イ 火災警報発令基準

火災警報発令基準は次のとおりである。

- ①実効湿度60%以下で、最低湿度40%以下、最大風速が7 m/sを超える見込みのとき。
- ②平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

ウ 火災警報の解除

火災警報は、平常気象に復したとき解除する。

エ 消防署の警戒体制

警戒体制は次のとおりである。

- ①出火出動隊の強化
延焼火災が発生した場合は、消防諸長は消防職員を出動させ、参集メール及び順次指令等により、消防団を要請するものとする。
- ②消防団員の確保
消防団は出動態勢の万全を期するものとする。
- ③気象状況の把握
気象状況がおおむね発令の基準に達する見込みの時、若しくは火災警報が発令された場合、気象状況を把握して警防対策の万全を期する。
- ④消防水利の確保
大火の発生に備えて、水道関係機関と事前協議を行い、給水地域内に火災が発生した場合、加圧送水が迅速に行われるようにする。

（２）建築同意制度の推進

消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとする。

（３）予防査察

消防長及び消防署長は消防法の規定に基づく、防火対象物の予防査察の実施にあたっては、位置、構造、設備及び管理の状況を把握し、消防用施設等の状況を検査して、当該対象物の関係者に対する、火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導するものとする。

（４）防火対象物に対する防火管理対策（防火管理者育成指導）

学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物所有者は、必ず防火管理者を置き、さらに当該防火管理者に対し、消火計画の作成、消火訓練の実施、火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう指導する。

- ①消防職団員による教育訓練
- ②防火基準適合表示制度
- ③自衛消防隊の育成
- ④消防計画の作成
- ⑤消防情報
- ⑥防火思想の普及計画

4 地震による出火予防

一般火気器具からの出火に対して以下の予防措置を実施する。

（１）コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市は、市民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともに、すばやく火を消すこと、耐震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないこと等を普及啓発する。

（２）電気器具からの出火の予防

市は、市民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合には、施錠し、ブレーカーを落とすこと等を普及啓発する。

（３）ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

第11節 防災知識の普及

■基本的考え方	
この計画は、災害時の混乱防止と被害を最小限にとどめるため、平常時から各防災関係機関と連携をとり、市民等に対して災害予防又は災害応急対策等に関する防災知識の普及及び高揚を図るために定めるものである。	
関係班	本部統括班、救助班、学校班、物資管理班

第1 概況

1 普及方法の手段の変化

近年では、スマートフォンやタブレット端末の普及が進んでいることから、市ホームページ上に防災知識の向上に関する内容を充実していく。

また、防災情報の提供にあたっては、市内の防災に関する情報・図書等を一箇所に集約するとともに、情報の所在を広く周知する。

2 求められる普及内容

近年起こった大災害を教訓として、自らの生命を守るための普段からの防災に対する知識の向上と、日常生活コミュニティを基盤とした隣近所を助け合う共助に対する意識普及が重要視されている。災害の危険性や安全対策、避難行動に関する知識の普及はもとより、自助、共助に関する災害思想の普及を図るための情報を積極的に提供していくことが求められる。このため、市や防災関係機関は、「自らの命は自ら守る」という意識の徹底や、地域の災害のリスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。また、災害発生時に市民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、防災教育活動を行うとともに、市内で実施される防災訓練への参加を促すなど、教育普及活動を推進する。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう務めるものとする。

また、市や防災関係機関は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者等の災害時要配慮者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

第2 対策

1 市民に対する防災教育

(1) 普及、啓発の内容

主として次の内容について、広く市民に対し知識の普及、啓発を図るものとする。

<知識の普及、啓発を図る主な内容>

- ①風水害時の危険性及び家庭での予防・安全対策
- ②つくばみらい市内で想定される風水害に関する知識、過去の災害や災害教訓
- ③気象情報入手に関する知識
- ④注意報・警報・特別警報等の内容と発表時にとるべき行動及び災害発生情報の内容と5段階の警戒レベル情報の意味
- ⑤避難指示等の発令時にとるべき行動
- ⑥「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難（避難情報の意味）の重要性と指定緊急避難場所及び避難路
- ⑦災害時要配慮者の支援方法
- ⑧指定緊急避難場所での行動
- ⑨災害時に機能する公的団体の活動内容に関する知識（行政、防災関係機関、医療機関、福祉機関など）
- ⑩自主防災組織の活動内容
- ⑪迅速で確実な立退き避難のタイミング
- ⑫浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄
- ⑬保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ⑭帰宅困難時の対応
- ⑮各災害対応業務の担当部課・連絡先、被害情報の通報先（消防署、窓口業務、各課）
- ⑯その他地域の実情に応じた市民の安全確保に必要な情報 等

(2) 普及・啓発の方法

ア 広報紙、パンフレット等による普及

上記内容の普及を図るため、広報紙やパンフレットなどを作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

なお、ハザードマップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで指定避難所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4（避難指示）までに「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

イ 情報発信の場の一元化・集約化による普及

広く情報を発信するためには、その情報がどこに行けば入手できるのかを明確にし、周知しておくことが最も重要である。また、一つの場所で防災に関するすべての情報が手に入る仕組みをつくることが重要である。

そのため、市庁舎内に防災に関する知識・資料コーナーの設置を検討し、防災に関する情報の一元化・集約化に努めるものとする。

ウ 講演会等の開催による普及

市内防災関係機関と連携し、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

エ 個別地区単位での防災勉強会の開催による普及

危険箇所があらかじめ明らかになっている土砂災害危険箇所などについては、より具体的な知識の普及が必要となる。そのため、地区単位で土砂災害ハザードマップなどを作成した上で、対象地区の市民に対して、危険性や予防、避難の方法などについて勉強会を開催するなど、具体的な防災対策について知識の普及に向けた取組みを推進する。

また、市や防災関係機関は、主に治水優先度の高い地域や洪水浸水想定区域内の住民を対象に、各河川の注意すべき箇所を水害危険度マップにより周知するとともに、マイマップ作成（地域の危険箇所や安全な避難経路を記した地図を近隣住民同士で作成）やマイ・タイムライン作成（自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理）、災害・避難カード作成（避難のタイミングや緊急連絡先等を携帯可能なカードに記入）などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。

オ その他のメディアの活用による普及

(ア) テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用

(イ) 防災教育資料（DVD等の製作、貸出）

(ウ) 文字放送の活用

(エ) インターネットの活用（ホームページ、メール、SNS、消防庁防災・危機管理eカレッジ等の紹介等）

2 学校及び保育所（園）等における防災教育

（１）児童・生徒等に対する防災教育

①学校及び保育所（園）等（以下「教育・保育施設等」という。）においては、各学校で策定した学校防災計画に従って、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。指導内容としては、災害時の身体的安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などが挙げられ、これらの教育に当たってはハザードマップ等の活用など主体的な学習を重視することとする。また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

②地理的要件等の地域の実情に応じ、がけ崩れなど、様々な災害を想定した防災教育を行う。

③災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識を学べる機会を設けるよう努力する。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び防災に関する指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。

3 災害教訓の伝承

大規模災害の各種資料の収集・保存・公開により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

災害による被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を後世に伝えることが重要である。このため、過去の災害に基づく災害教訓の伝承に関する啓発に努めるものとする。

第12節 防災訓練

■基本的考え方

この計画は、災害応急対策を円滑に進める上で必要となる災害時の行動と心構えを養うため実施する訓練について定めるものである。

関係班

本部統括班

第1 概況

- ①各種防災訓練の実施にあたっては、自主防災組織やボランティア組織、事業所、災害時要配慮者も含めた一般市民の参加を促すことによって、自助、共助が機能することとなる。
- ②また、近年では、防災訓練を疑似体験するゲームなどが様々な機関で用いられており、その対象は主に自主防災組織の訓練に適している。今後、自主防災組織の強化を図るため、疑似体験訓練を用いるなどの工夫が必要である。
- ③発生の可能性が高い複合災害を想定し、図上訓練・実働訓練の実施に努める。

第2 対策

1 総合防災訓練(県、市及び防災関係機関、自主防災組織並びに市民等が行う訓練)

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が必要である。関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施していくものとする。また、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(1) 訓練種目

訓練種目は次のとおりとする。

- (ア) 災害対策本部設置、運営
- (イ) 交通規制及び交通整理
- (ウ) 避難準備及び避難誘導、指定避難所の運営
- (エ) 救出・救助、救護・応急医療
- (オ) ライフライン復旧
- (カ) 各種火災の消火
- (キ) 道路復旧、障害物排除
- (ク) 緊急物資輸送
- (ケ) 無線による被害情報の収集・伝達
- (コ) 災害時要配慮者の支援（指定避難所への避難等）
- (サ) 応急給水活動

また、訓練にあたっては、展示・体験スペースを設置し、市民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

(2) 訓練参加機関

できるだけ多くの防災関係機関に参加を呼びかけて実施する。その他、自主防災組織、ボランティア組織、事業者、災害時要配慮者も含めた一般市民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入れを中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施を検討する。

2 市が実施する訓練

(1) 避難訓練

ア 防災関係機関、地域社会と連携した避難訓練の実施

防災関係機関と地域社会等が連携して、避難の指示、誘導、伝達方法、災害時要配慮者支援等に係る避難訓練を年次計画に従い実施する。避難訓練に参加する地域社会の単位は、行政区、自主防災組織等、複数の組織の連合若しくは学校区、指定避難所を中心とする避難範囲等とし、地域と市及び防災関係機関、事業者等との連携により避難訓練を実施する。

イ 幼稚園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

市は、災害時の児童・生徒等、傷病者、身体障がい者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

ウ 学校と地域が連携した訓練の実施

市は、学校と連携し、児童・生徒を含めた市民参加により、学校における指定避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(2) 水防訓練

梅雨期及び台風等の出水に備え、水防活動を迅速・的確に遂行するため、消防団員(水防団員)及び関係機関の協力により訓練を実施する。

(3) 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(4) 通信訓練

災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう、定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

3 自主防災組織及び市民等が実施する訓練

(1) 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等に対し、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう支援する。訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等安全確保訓練等を主として行う。また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(2) 一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して、広く災害時要配慮者も含めた市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

(3) 事業所等における訓練

事業所等の管理者は、県、市、消防署、その他関係機関と協力して、関係者等の人命保護のため、避難訓練を実施するように努める。

第13節 業務継続計画（BCP）の策定

■基本的考え方	
この計画は、市及び企業が災害応急対策を中心とした業務の継続を確保できるよう、業務継続計画（BCP）の策定について定めるものである。	
関係班	本部統括班

第1 業務継続計画（BCP）の概要

ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続の簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成28年4月 内閣府 防災担当

第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 つくばみらい市

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに策定した計画の持続的改善に努める。

2 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化や取引先とのサプライチェーンの確保等、災害による事業活動への影響に対する効果的な対応のための備えに関する事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

第14節 災害時要配慮者支援

■基本的考え方

この計画は、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など、災害時要配慮者に対する円滑な情報伝達、避難及び救助・救急体制について定めるものである。

関係班	救助班、救護班、農業商工班

第1 対策

1 社会福祉施設等の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備

市は、施設管理者等に対し、予防及び災害時の対応、組織体制や行動計画などを盛り込んだ防災計画の策定、入所者の身体的特性や災害時の注意事項等を記録した災害時要配慮者リストの作成に関し指導、支援を行う。

また、災害に対する安全性が十分ではない施設について、災害時に他の安全な施設へ入所者を移送する必要があることから、予め地域の住民組織（自主防災組織等）との協議を行い、非常時の支援体制について定めておくよう指導する。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

市は、災害情報を迅速に伝えるための通信連絡体制の整備を図るとともに、防災関係機関や医療機関との連絡体制及び他社会福祉機関との相互応援協定の締結を図るなど、施設管理者に対し、連携体制の強化について助言、指導及び支援を行うものとする。

また、施設とその近隣の市民、ボランティア組織の連携に向けて、必要な助言、指導及び支援を行うものとする。

(3) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

被災地域の災害時要配慮者を受入れる施設については、応急的な措置が施せるよう、平常時から医薬品、医療機器等を備えておく必要がある。また、十分な設備が整っておらず入所者の移送が必要な施設についても、移送までの応急的な措置が施せるよう、必要な資機材を確保しておく必要がある。

市では、災害時要配慮者の避難所ともなる重要な社会福祉施設等に対し、周辺地域の災害時要配慮者を十分受入れることが可能な備蓄品目、及び備蓄量について調査、把握し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を行う。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、自主防災組織、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する必要がある。市は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、自主防災組織、ボランティ

ア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

2 在宅災害時要配慮者救援体制の確保

(1) 避難行動要支援者プラン（全体計画）の作成

在宅災害時要配慮者救援にあたって、市は「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月 内閣府 防災担当）を踏まえ、災害時における情報伝達体制の整備及び災害時要配慮者情報の共有化により、避難行動要支援者プラン（全体計画）を策定するよう努める。

ア 救助班の設置

福祉関係部局を中心とした横断的な組織として、災害時要配慮者の支援を行う「救助班」を設け、避難支援を的確に実施する。

イ 関係部課・機関等の連携強化

①消防団、自主防災組織等との連携強化

市は、消防団や自主防災組織等、地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者を明確にする。

また、消防団、自主防災組織等に対し連絡の不通を想定した伝達網の整備を行う。

②福祉関係者との連携

市は、各種協議会等を通じ、平常時から災害時要配慮者と接している市社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と「救助班」との連携を深める。また、福祉関係者に対する防災研修を定期的を実施するものとする。市は、福祉関係者がケアプランの策定時を含め、平常時の福祉サービス活動や避難行動要支援者プラン（全体計画）の策定作業を通じて、災害時要配慮者への情報伝達方法について、きめ細かく把握するよう指導する。

(2) 災害時要配慮者情報の共有

緊急時の避難行動要支援者プラン（全体計画）の策定に先だって、平常時から災害時要配慮者と接している福祉関係者との連携・協力により、災害時要配慮者の情報を共有化するための取組を促進する。災害時要配慮者の情報共有にあたっては、「同意方式」、「手上げ方式」、「関係機関共有方式」の3つが主になっているが、最終的には市社会福祉協議会等の関係者の協力のもと、本人の情報共有に関する意向を得た上で、避難行動要支援者プラン（全体計画）に反映させるものとする。

(3) 高齢者等避難開始の発令

「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月（内閣府防災担当））」に基づき、高齢者等避難の判断基準を事前に定めた上、災害時に発令する。今後、避難行動に時間を要する者に避難を求めるものは、高齢者等避難を標準化するとともに、市はその周知徹底に努める。

（４）災害時要配慮者の特性を踏まえた情報提供

災害時要配慮者の特性を踏まえつつ、その日常生活を支援する機器等の防災情報伝達への活用を進めることとする。

- ＜例＞ ①聴覚障がい者：携帯電話メール、テレビ放送（地上波デジタル放送も含む。）
②視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話
③肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話等

３ 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織、介護保険事務所などの協力により、災害時要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、災害時要配慮者防災行動マニュアルの策定など、災害時要配慮者に十分配慮したきめ細かい防災に関する普及・啓発を図る。

４ 福祉避難施設の指定

市は、避難生活を余儀なくされている災害時要配慮者の生活を向上し、介護等の支援を受けやすくするために、既存の社会福祉施設の管理者に対して、災害時に災害時要配慮者を受入れるように要請するとともに、福祉避難施設を予め指定する。

５ 外国人に対する防災対策の充実

（１）外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

（２）外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

（３）防災知識の普及・啓発

日本語を理解できない外国人のために、防災に関するパンフレットを外国語により作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行うほか、インターネット通信等を利用して防災知識の普及・啓発に努める。

（４）外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人にやさしいまちづくりの促進

指定避難所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

イ 外国人への行政情報の提供

生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

ウ 外国人と日本人とのネットワークの形成

外国人も日本の地域社会にとけ込み、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、市民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

エ 語学ボランティアの支援

市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその担当窓口を設置する。

第3章 災害応急対策

第1節 組織

■基本的考え方

この計画は、災害が発生し、又は発生する恐れがある時に、迅速に対策本部を設置し、災害への対応を図るための対策について定めるものである。

また、災害対応については、主たる担当部署を明記した分掌事務に沿って対応することになるが、全ての災害対応業務については、全庁的に協力して対応に当たる。

関係班

全班

第1 つくばみらい市防災会議

つくばみらい市防災会議は、災対法第 16 条第 1 項に基づき設置された機関で、市の防災に関する計画を作成し、その実施を推進するもので、市長を会長とし、つくばみらい市防災会議条例（条例第 133 号）第 3 条に規定する委員をもって組織し、同条例第 2 条に規定する事務をつかさどる。

第2 災害警戒本部

1 つくばみらい市災害警戒本部

災害警戒本部は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び本部を設置する必要がないと認められる災害に対する措置の総合的、迅速かつ的確な実施を推進する。

2 設置基準

災害警戒本部は、おおむね災害が次の基準に達し、市長が必要と認めたときに設置する。

- ①大雨、暴風、洪水等の警報が発令された場合で、被害の発生が予想されるとき。
- ②局地的災害が発生し、なお被害が拡大する恐れがあるとき。

3 設置及び廃止決定

（1）設置の決定

災害警戒本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

(2) 設置場所

本部はつくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。また、伊奈庁舎及び谷和原庁舎は各地区の防災活動拠点として、災害警戒本部との連絡体制を整える。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	1 富士見ヶ丘小学校 2 伊奈東中学校 3 伊奈東小学校

(3) 廃止の決定

市域内において災害が発生または拡大する恐れがなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと本部長（市長）が認めるときに災害警戒本部を廃止する。

4 組織・編成等

(1) 災害警戒本部の編成及び各対策部及び対策班の分掌事務

本章第1節『第4 その他』の「つくばみらい市災害対策本部（災害警戒本部）組織図」及び「表：災害対策本部（災害警戒本部）各対策部及び対策班の事務分掌」を参照。

(2) 災害警戒本部会議の招集

ア 出席者

災害警戒本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の関係部課長の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	総務部長、市長公室長、市民経済部長、保健福祉部長、都市建設部長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、消防署長

イ 協議事項

- ①被害状況に関する情報の収集・伝達に関すること
- ②避難情報の発令に関すること
- ③初期応急対策の検討・実施に関すること
- ④救急・救助活動等、応急対策活動に関すること
- ⑤避難対策に関すること
- ⑥広報活動に関すること
- ⑦前各号にあげるもののほか必要な災害対策に関すること

第3 災害対策本部

1 つくばみらい市災害対策本部

災害対策本部は、市域に災害が発生し又は発生する恐れのある場合において、防災の推進を図るため災対法第23条の2の規定に基づき、市長が設置する特別の組織であり、その大綱はつくばみらい市災害対策本部条例（条例第134号）の定めるところによる。

なお、災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

2 設置基準

災害対策本部は災対法第23条の2第1項の規定に基づき、おおむね大規模な災害が広域な地域にわたって発生し、市長が必要と認めたときに設置する。

3 設置及び廃止決定

（1）設置の決定

災害対策本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

（2）設置場所

本部は、つくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。また、伊奈庁舎及び谷和原庁舎は各地区の防災活動拠点として、災害対策本部との連絡体制を整える。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	1 富士見ヶ丘小学校
	2 伊奈東中学校
	3 伊奈東小学校

（3）廃止の決定

市域内において災害が発生または拡大する恐れがなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと本部長（市長）が認めるときに災害対策本部を廃止する。

4 本部の設置及び廃止の通知等

市長は、本部の設置及び廃止を行ったことについて、茨城県防災・危機管理課、その他関係機関に連絡、周知するものとする。

5 組織・編成等

（1）災害対策本部の編成及び各対策部及び対策班の分掌事務

本章第1節『第4 その他』の「つくばみらい市災害対策本部（災害警戒本部）組織図」及び「表：災害対策本部（災害警戒本部）各対策部及び対策班の事務分掌」を参照。

(2) 災害対策本部会議の招集

ア 出席者

災害対策本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の機関の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	総務部長、市長公室長、市民経済部長、保健福祉部長、都市建設部長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、消防署長、消防団長

イ 協議事項

- ①災害対策活動の総合調整に関すること
- ②避難指示等の発令に関すること
- ③指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援の要請に関すること
- ④自衛隊の災害派遣要請に関すること
- ⑤公費負担等に関すること
- ⑥災害応急対策に要する経費の処理に関すること
- ⑦本部の廃止に関すること
- ⑧前各号にあげるもののほか重要な災害対策に関すること

6 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食糧、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第4 その他

1 災害対策本部（災害警戒本部）について

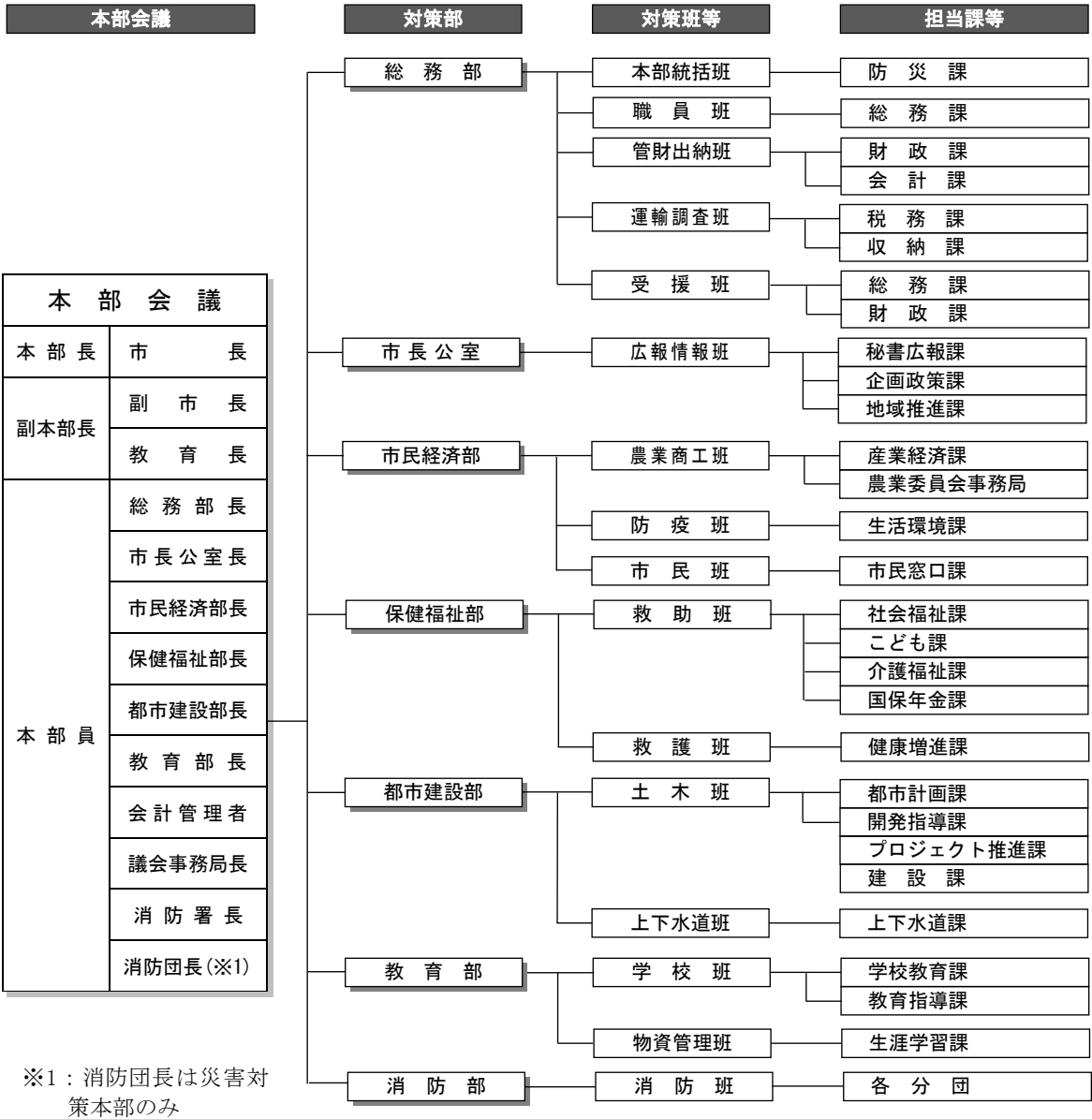
- ①各部長等は、対策部長（責任者）となり、対策部の調整にあたる。
- ②対策部の対策部長（責任者）は、次のとおりとし、災害時にその職に当たることができない場合は、下表に掲げる次責任者、若しくは本部員が任命する職員がこれにあたる。

表：対策部の対策部長（責任者）の一覧

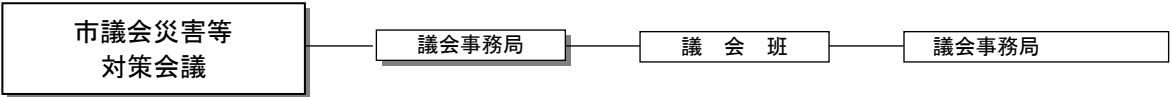
対策部	対策部長 (次責任者)	対策班	対策班長
総務部	総務部長 (防災課長)	本部統括班	防災課長
		職員班	総務課長
		管財出納班	財政課長
		運輸調査班	税務課長
		受援班	総務課長補佐
市長公室	市長公室長 (秘書広報課長)	広報情報班	秘書広報課長
市民経済部	市民経済部長 (産業経済課長)	農業商工班	産業経済課長
		防疫班	生活環境課長
		市民班	市民窓口課長
保健福祉部	保健福祉部長 (社会福祉課長)	救助班	社会福祉課長
		救護班	健康増進課長
都市建設部	都市建設部長 (都市計画課長)	土木班	都市計画課長
		上下水道班	上下水道課長
教育部	教育部長 (学校総務課長)	学校班	学校総務課長
		物資管理班	生涯学習課長
消防部	消防団長 (消防団副団長)	消防班	消防団副団長
議会事務局	議会事務局長	議会班	議会事務局長補佐

- ③本部長は、配備の特例として、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ配備体制を指示し、又は特定の者のみを配備することができる。
- ④各対策部長は、本部を設置する必要があると認めたときは、本部長に対し設置を要請することができる。
- ⑤本部長は、設置要請があったときは、本部員を招集し対策を協議する。
- ⑥全ての保健師は救護班の指揮下に集約し、活動する。
- ⑦議会班は、「つくばみらい市議会業務継続計画（議会BCP）」、「つくばみらい市議会災害等対策会議設置要綱」、「つくばみらい市議会における新型インフルエンザ等対策会議設置要綱」に基づき対応する。

図：つくばみらい市災害対策本部（災害警戒本部）組織図



図：つくばみらい市議会災害等対策会議組織図



2 各対策部及び対策班の事務分掌

下表に示す「災害対策本部（災害警戒本部）各対策部及び対策班の事務分掌」については、対策班等及び担当課等が行う事務分掌について、次の点を配慮し、まとめたものである。

①対策班等及び担当課等が主導して行う分掌事務を明確化

②業務継続計画（ＢＣＰ）を基に、着手しなければならない分掌事務を時系列で整理

なお、「主となる分掌事務」を主導して行う対策班等及び担当課等を示したものであり、対応する人員を固定するものではない。人員不足などにより応援が必要な場合は、対策部または全庁的に対応するものとする。

また、時間軸は、計画的に行えるよう目安として示したものである。被害状況や人員の配置状況等によっては、時間軸にとらわれずに臨機応変に対応するものとする。

表：災害対策本部（災害警戒本部）各対策部及び対策班の事務分掌

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担当課等	主な分掌事務
災害警戒本部	本部長	市長	・災害警戒活動に係る重要事項の決定を行う ・本部の事務を統括し、職員の指揮監督を行う
	副本部長	副市長 教育長	・本部長を補佐する ・本部長に事故があるときは、その職務を代理する
	本部員	市長公室長 総務部長 市民経済部長 保健福祉部長 都市建設部長 教育部長 会計管理者 議会事務局長 消防署長	・収集された災害情報に基づき災害警戒活動方針を検討する ・災害警戒本部決定事項を命令指揮する ・本部長の命を受け本部の事務に従事する ・必要に応じて現地に向かい指揮監督を行う
災害対策本部	本部長	市長	・災害対策活動に係る重要事項の決定を行う ・本部の事務を統括し、職員の指揮監督を行う
	副本部長	副市長 教育長	・本部長を補佐する ・本部長に事故があるときは、その職務を代理する
	本部員	市長公室長 総務部長 市民経済部長 保健福祉部長 都市建設部長 教育部長 会計管理者 議会事務局長 消防署長 消防団長	・収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討する ・災害対策本部決定事項を命令指揮する ・本部長の命を受け本部の事務に従事する ・必要に応じて現地に向かい指揮監督を行う

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担 当 課 等	主な分掌事務（業務開始目標時間）
総務部 (総務部長)	本部統括班 (防災課長)	防災課	【発災から3時間以内に着手する】 ・本部の設置に関すること ・本部員の招集に関すること ・本部会議の運営に関すること ・警報・地震情報、竜巻注意情報に関すること ・各対策班との連絡調整に関すること ・防災関係機関との連絡調整に関すること ・県、国等への被害報告に関すること ・自衛隊派遣要請に関すること ・県及び他市町村への応援要請に関すること ・防災行政無線の管理・運営に関すること
			【発災から1週間以降に着手する】 ・激甚化災害の指定手続に関すること ・災害救助法の適用申請及び事務に関すること
			【適時着手する】 ・本部の廃止に関すること
	職員班 (総務課長)	総務課	【発災から3時間以内に着手する】 ・職員の動員に関すること ・職員の安否に関すること ・職員の食糧、物資の供給及び厚生に関すること
			【発災から1週間以内に着手する】 ・職員の公務災害に関すること ・職員の派遣応援に関すること
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関すること
	管財出納班 (財政課長)	財政課	【発災から3時間以内に着手する】 ・車両の調達、管理に関すること ・庁舎のライフライン機能等の確保に関すること
			【発災から12時間以内に着手する】 ・災害復旧資金計画に関すること ・寄附の対応に関すること
			【発災から3日以内に着手する】 ・災害復旧資金計画に関すること ・寄附の対応に関すること
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関すること
		会計課	【発災から3時間以内に着手する】 ・災害対策に必要な経費の支出に関すること
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関すること
	運輸調査班 (税務課長)	税務課	【発災から3時間以内に着手する】 ・救助物資、資材等の運送に関すること ・被災者の移送に関すること ・輸送関係機関との連絡調整に関すること
			【発災から3日以内に着手する】 ・住宅のり災証明書の受付・発行に関すること
			【発災から1週間以内に着手する】 ・り災証明に係る住宅の被害認定調査に関すること ・税の減免に関すること
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関すること

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担 当 課 等	主な分掌事務（業務開始目標時間）
総務部 (総務部長)	運輸調査班 (税務課長)	収納課	【発災から3時間以内に着手する】 ・救助物資、資材等の運送に関すること ・被災者の移送に関すること ・輸送関係機関との連絡調整に関すること
			【発災から1週間以内に着手する】 ・徴収猶予等に関すること
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関すること
	受援班 (総務課長補佐)	総務課 財政課	【発災から12時間以内に着手する】 ・受援に関する全体の状況把握とりまとめ ・受援に関する全体の管理 ・外部との調整（県、協定団体等） ・庁内調整（ニーズ把握など） ・受援に係る調整会議の開催
市長公室 (市長公室長)	広報情報班 (秘書広報課長)	秘書広報課	【発災から3時間以内に着手する】 ・市民への災害広報に関すること ・報道機関への対応に関すること ・災害記録(被害状況及び写真等)の作成に関すること ・電話の受付等災害情報の収集に関すること ・各部への収集情報の報告・伝達に関すること
			【発災から3日以内に着手する】 ・本部長、副本部長の秘書に関すること ・災害視察及び見舞者の対応に関すること
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関すること
		企画政策課	【発災から3時間以内に着手する】 ・帰宅困難者への情報提供に関すること ・電話の受付等災害情報の収集に関すること ・情報の集計、整理、情報の優先度（情報トリアージ）に関すること ・各部への収集情報の報告・伝達に関すること
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関すること
		地域推進課	【発災から3時間以内に着手する】 ・帰宅困難者への情報提供に関すること ・電話の受付等災害情報の収集に関すること ・情報の集計、整理、情報の優先度（情報トリアージ）に関すること ・各部への収集情報の報告・伝達に関すること
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関すること
市民経済部 (市民経済部長)	農業商工班 (産業経済課長)	産業経済課 農業委員会事務局	【発災から3時間以内に着手する】 ・食糧の調達・供給に関すること ・衣料・生活必需品等の調達・供給に関すること ・農業に関する被害調査に関すること ・家畜及び家禽（かきん）の被害調査に関すること
			【発災から3日以内に着手する】 ・商業施設・工業施設の被害調査に関すること ・家畜の伝染病予防に関すること
			【発災から1週間以内に着手する】 ・農業に関するり災証明書の受付・発行に関すること ・労務者の確保及び供給に関すること ・罹災者の就職あっせんに関すること
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関すること

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担 当 課 等	主な分掌事務（業務開始目標時間）
市民経済部 (市民経済部長)	防疫班 (生活環境課長)	生活環境課	【発災から3時間以内に着手する】 ・ごみの収集、処理に関する事 ・し尿の収集、処理に関する事 ・仮設トイレの設置に関する事 ・災害時における公害対策に関する事 ・死亡動物の処理、放浪動物の保護に関する事
			【発災から12時間以内に着手する】 ・防疫、衛生活動に関する事 ・災害廃棄物処理に関する事
			【適時着手する】 ・ペットの保護に関する事 ・部内・その他の応援に関する事
	市民班 (市民窓口課長)	市民窓口課	【発災から3時間以内に着手する】 ・行方不明者の把握に関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
保健福祉部 (保健福祉部長)	救助班 (社会福祉課長)	社会福祉課	【発災から3時間以内に着手する】 ・指定避難所及び指定福祉避難所の開設に関する事 ・指定避難所運営の総括に関する事 ・災害時要配慮者の把握・保護に関する事
			【発災から3日以内に着手する】 ・災害ボランティアへの対応に関する事
			【発災から1週間以内に着手する】 ・災害弔慰金・障害見舞金に関する事 ・災害見舞金に関する事 ・義援金の取扱いに関する事 ・生活福祉資金の貸付に関する事 ・被災者生活再建支援法に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
		こども課	【発災から3日以内に着手する】 ・保育園児の保護に関する事 ・応急保育に関する事
			【発災から1週間以内に着手する】 ・遺体の処理、安置、埋火葬に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
		介護福祉課	【発災から12時間以内に着手する】 ・被災者の救出に関する事
			【発災から1週間以降に着手する】 ・介護保険料の減免に関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担 当 課 等	主な分掌事務（業務開始目標時間）
保健福祉部 (保健福祉部長)	救助班 (社会福祉課長)	国保年金課	【発災から1日以内に着手する】 ・指定避難所等における炊き出し食品の給与に関する事
			【発災から1週間以降に着手する】 ・国民健康保険税の減免に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
	救護班 (健康増進課長)	健康増進課	【発災から3時間以内に着手する】 ・所管施設における利用者の安全に関する事 ・所管施設の点検及び応急措置に関する事 ・病院・医院の被害把握に関する事 ・医療救護チームの編成に関する事 ・日本赤十字社、医師会等との連絡調整に関する事 ・医薬品、医療用資器材等の確保に関する事 ・指定避難所等における被災者の健康管理に関する事 ・感染症対策に関する事 【発災から1週間以内に着手する】 ・指定避難所等における被災者の精神のケアに関する事
都市建設部 (都市建設部長)	土木班 (都市計画課長)	都市計画課	【発災から3時間以内に着手する】 ・都市公園の被害状況調査及び対策に関する事 ・交通支障箇所の情報収集、交通の確保に関する事
			【発災から3日以内に着手する】 ・障害物の除去に関する事
			【発災から1週間以降に着手する】 ・被災後の都市計画及び復興計画に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
		開発指導課	【発災から3時間以内に着手する】 ・公営住宅の被害調査に関する事 ・住宅の被害状況調査に関する事
			【発災から3日以内に着手する】 ・住宅の応急危険度判定に関する事
			【発災から1週間以降に着手する】 ・住宅の応急修理に関する事 ・応急仮設住宅の設置及び管理に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
		プロジェクト 推進課	【発災から3時間以内に着手する】 ・土木業者、建設業者との連絡調整に関する事 ・災害対策に必要な建設機械の供給に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担 当 課 等	主な分掌事務（業務開始目標時間）
都市建設部 (都市建設部長)	土木班 (都市計画課長)	建設課	【発災から3時間以内に着手する】 ・道路、河川、橋梁等の公共土木施設の被害状況調査及び対策に関する事 ・緊急輸送道路の確保に関する事 ・道路の通行規制に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
	上下水道班 (上下水道課長)	上下水道課	【発災から3時間以内に着手する】 ・水道施設の被害調査及び対策に関する事 ・下水道施設の応急復旧に関する事 ・下水道施設の被害調査及び対策に関する事 ・関係機関との連絡調整に関する事
			【発災から12時間以内に着手する】 ・飲料水の確保及び応急給水に関する事 ・水道施設の保全に関する事 ・工事業者との連絡調整に関する事 ・飲料水（上水道）の水質保全に関する事 ・下水道施設の保全に関する事 ・節水、断水及び給水に関する広報に関する事
教 育 部 (教 育 部 長)	学校班 (学校総務課長)	学校総務課	【発災から3時間以内に着手する】 ・学校関係施設の被害調査及び対策に関する事
			【発災から1週間以内に着手する】 ・学用品等の給与に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
		教育指導課	【発災から3時間以内に着手する】 ・児童・生徒等の避難に関する事 ・児童・生徒等の被災状況の調査に関する事 ・教職員の動員に関する事 ・被災児童・生徒等の救護及び応急教育に関する事
	物資管理班 (生涯学習課長)	生涯学習課	【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
			【発災から3時間以内に着手する】 ・救援物資の受入れ、管理に関する事 ・施設利用者の安全確保に関する事 ・所管施設、文化財の被害調査に関する事
消 防 部 (消防団長)	消防班 (消防団本部員)	消防団各分団	【発災から3時間以内に着手する】 ・指定避難所の開設等に関する事 ・避難・誘導に関する事 ・防火・水防に関する事
			【発災から12時間以内に着手する】 ・被災者の救助・救出及び捜索に関する事
			【適時着手する】 ・その他本部長の特命事項に関する事

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担 当 課 等	主な分掌事務（業務開始目標時間）
議会事務局 (議会事務局長)	議会班 (議会事務局長補佐)	議会事務局	【発災から３時間以内に着手する】 ・議員の安否確認及び被災状況の把握に関すること ・市議会災害等対策会議の設置・運営に関すること ・地域の被災状況等、情報収集に関すること
			【適時着手する】 ・議員への情報提供に関すること ・議員からの照会等への対応に関すること

第2節 動員

■基本的考え方	
この計画は、災害応急対策に必要な人員を動員し、災害応急対策を確実に実施するために定めるものである。	
関係班	全班

第1 職員の参集及び動員

市域内において風水害等が発生した場合、応急対策を迅速かつ確に進める体制を直ちに整える必要がある。そのため災害発生の恐れがある場合、予め定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず、速やかに参集し、所定の業務にあたる。

また、市は、平成27年に発生した関東・東北豪雨の教訓や、過去の災害発生状況を踏まえ、市外における河川のはん濫等による災害情報及び避難情報の発令状況等についての情報収集を行い、適切かつ迅速な対応に努める。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

1 職員動員体制の基準

職員動員の決定基準は、災害発生の恐れのある気象情報、又は異常現象の予報等を収受した場合、あるいは発生した災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分	配備基準	配備人員
情報収集体制	①次の注意報等が発表され、総務部長が必要と認めたとき a 大雨注意報 b 洪水注意報 c 強風（雪）注意報 d 大雪注意報 e 台風の進路	特に関係ある部の少数人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制とする。 警戒体制（第1）に移行できる体制とする。
警戒体制（第1） ※必要に応じて災害警戒本部を設置	①次の警報等が発表され、被害の発生が予想されたとき a 大雨（浸水害・土砂災害）警報 b 洪水警報 c 暴風（雪）警報 d 大雪警報 e 台風の進路 ②市長が必要と認めたとき	各部の必要人員で情報の収集、連絡活動及び応急措置を実施し得る体制とする。 警戒体制（第2）に直ちに切りかえ得る体制とする。
警戒体制（第2） 災害警戒本部を設置	①次の気象情報が発表され、被害発生が予想されたとき a 記録的短時間大雨情報 b 土砂災害警戒情報 c 大雨特別警報 ②市長が必要と認めたとき	災害警戒本部を構成する対策部及び対策班（各部及び各課であらかじめ定めた要員を配備）
非常体制 災害対策本部を設置	①広域な地域にわたって大規模な災害の発生が予想されたとき、又は発生したとき ②市長が必要と認めたとき	災害対策本部体制を構成する対策班（全職員を配備）

2 配備体制の決定

総務部長が状況を報告し、市長が決定する。市長が不在又は連絡不能の場合、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

3 職員の動員

(1) 勤務時間中の動員の伝達

- ①市長が動員を決定したときは速やかに総務部長に連絡し、動員伝達を実施する。
- ②各部長は、各課長に動員体制を整えるよう命ずるとともに、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき、本部設置場所に各課で定めた本部連絡員を派遣する。
- ③各課長は部長の命に従い動員体制を整える。
- ④動員の周知については、庁内放送、電話又はメール等の方法により行う。
- ⑤動員された職員は、各本部員の指示に従い、直ちに災害対策活動を実施する。

(2) 勤務時間外の動員の伝達

- ①市長が動員を決定したときは速やかに総務部長に連絡し、各部長に動員伝達を実施する。
- ②各部長は、各課長に動員体制を整えるよう命ずるとともに、各課長は所属職員にメール等を用いて、動員の伝達を行う。なお、各課には市長、副市長、教育長、総務部長をはじめ、市の幹部並びに課内職員の連絡先一覧を備えておくものとする。
- ③一般加入電話が使用不能の場合は、職員参集メールを使用して動員の伝達を行う。
- ④動員指示を受けた職員は、以下(6)動員除外に記す者を除き、あらゆる手段を使い所属勤務課所へ登庁する。

(3) 動員状況の報告

本部員は、職員の動員状況を速やかに把握し、本部連絡員をとおして総務部長に報告する。総務部長は提出された報告書を取りまとめ本部長に報告する。

(4) 自主参集

全ての職員は、勤務時間外において、気象状況を勘案の上、テレビ、ラジオ等による災害情報を視聴し災害の状況を把握するとともに、動員の決定基準に該当する場合は、動員命令を待たず自主的に参集するよう努める。

(5) 非常参集

職員は、動員命令による登庁又は自主参集にあたって、災害その他の事情により所属勤務課所に登庁できないときは、市の指定避難所に指定されている最寄りの施設に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策活動に従事する。その場合、その旨を所属長に報告し、承諾を得る。

(6) 動員除外

次に掲げる職員で所属長が認めたものは、動員対象から除外する。

- ①病弱者等で災害応急活動を実施することが困難である者。
- ②災害による被害を受けた者。
- ③その他特段の事情のある者。

(7) 参集手段

交通機関が運行しているときはこれを利用し、交通機関が途絶しているときは、状況に応じて最も迅速に参集することができる手段による。

(8) 参集時の留意事項

- ①参集する職員は、災害応急対策活動に便利で安全な服装を着用し、帽子、手袋、タオル、飲料水、食料、懐中電灯等必要と思われる物をできるだけ携行する。
- ②参集する職員は、参集途上、人身事故等に遭遇したときは、付近の市民の協力を求め、適切な応急措置をとった後に、所定の場所へ参集する。
- ③参集する職員は、参集途上に知り得た被害状況又は災害状況等をできる限り把握し、参集後、所属長等に報告する。

(9) 職員の精神的ケア

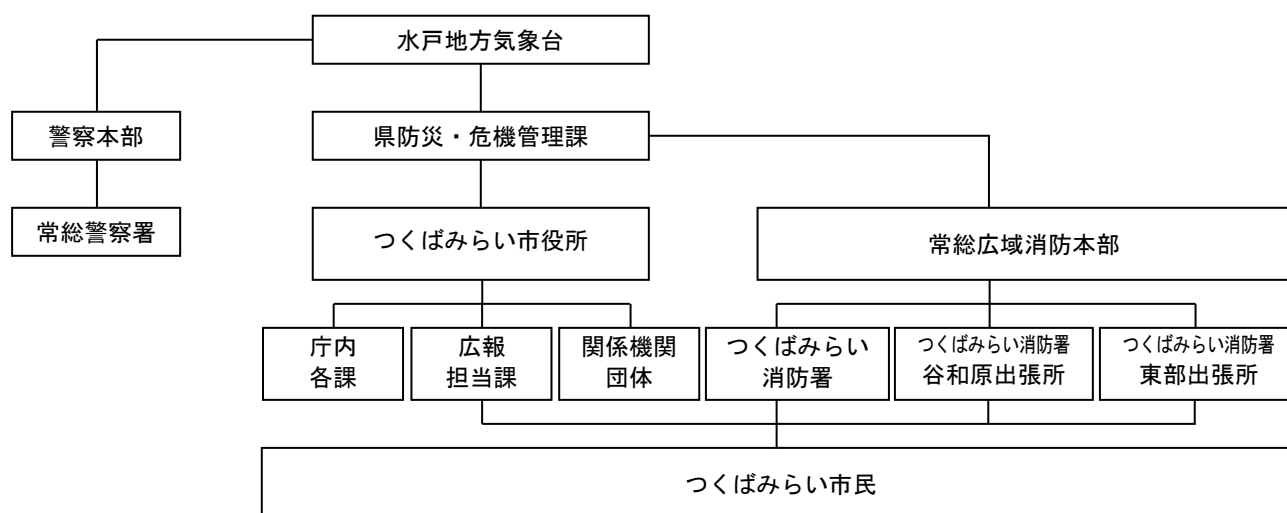
職員は、災害対応にあたりると同時に、被災していることが考えられる。被災者同様に、様々な精神的なダメージを受けている場合は、職員の精神的ケアについても留意する。

第3節 気象情報等

■基本的考え方	
この計画は、災害時の気象情報の収集・伝達を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。	
関係班	本部統括班、広報情報班

第1 気象情報等の伝達系統

図：気象情報等の伝達系統



第2 特別警報・警報・注意報の種類とその発表基準

水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている特別警報・警報・注意報の種類とその発表基準に基づき、気象情報等の伝達を行う。

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市に対して発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

第3 洪水予報及び警報

気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同で発表する鬼怒川洪水予報（はん濫注意情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報）又は、小貝川洪水予報（はん濫注意情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報）は、関東地方整備局が茨城県（河川課）に通報し、県は土木事務所を通じて関係市町村に伝達する。また、気象庁から水戸地方気象台に伝達された洪水警報は、NTT東日本に伝達され、NTTの通信系統により関係の各市町村に伝達される。この場合、洪水警報の標題のみ伝達される。

なお、国が管理する河川の洪水予報に関する伝達は担当の河川（国道）事務所からも本市へ伝達される。

第4 異常現象発見者の通報

- ①災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、災対法第54条の規定に基づき、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。
- ②通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。
- ③通報を受けた市長は水戸地方気象台、県（生活環境部防災・危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。
- ④市長は、上記③による通報を行うと同時に、市民その他の団体等に周知する。

第5 特別警報・警報・注意報の伝達

水戸地方気象台（気象庁）から発表される気象注意報、警報等の種類、内容は、以下のとおりである。なお、市の注意報や警報、天気予報の発表区域は、茨城県南部（県南地域一つくばみらい市）である。

1 特別警報

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表され、最大限の警戒を呼びかけるものである。

ア 発表基準

市における発表基準値は次頁の表のとおりであるが、市で基準値を上回った場合に直ちに特別警報が発表されるのではなく、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象が発生すると予測される場合が特別警報の発表対象になる。

イ 市民への周知

特別警報が発表された場合、市は、市民に対して、特別警報が発表され非常に危険な状況であることを周知し、直ちに最善を尽くして身を守るよう呼びかけを行う。

2 警報、注意報の種類

水戸地方気象台（気象庁）から発表される気象注意報、警報等の種類、内容は、以下のとおりである。なお、市の注意報や警報、天気予報の発表区域は、茨城県南部（県南地域一つくばみらい市）である。

3 気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

- ①予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や市民に伝えるもの。
- ②補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の注意事項等を具体的に解説するもの。

- ③解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。なお、気象情報は、「解説事項」を図（表）などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の２種類がある。

表：気象情報の種類と発表の内容

気象情報の種類	発表の基準値
台風情報	・台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報じる。
大雨（雪）情報	・大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告又は補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報じる。 ・台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。
記録的短時間大雨情報	・すでに大雨警報が発表されている場合に、１時間に 100 mm以上の猛烈な雨を観測したとき、数年に１回程度しか起こらないような猛烈な雨を観測もしくは解析した場合に、更なる警戒を喚起するため「いつ」、「どこで」、「どの程度」だけが示される。
竜巻注意情報	①内容：雷注意報が発表されている時に、竜巻などの激しい突風の起こるおそれが高くなったときに発表する。 ②意義：本情報は落雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、その旨を速報する。 また、水戸地方気象台では、局地的に発生し急激に発達する激しい突風や雷による災害の防止・軽減に向けて、竜巻等の発生確度や雷の激しさを予測した「竜巻発生確度ナウキャスト」「雷ナウキャスト」が提供されている。
その他の気象情報	・対象とされる現象には、長雨、少雨、低温、異常潮位等がある。 ・これらの情報は、次の場合に発表する。 －注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合 －長雨その他、主として農作物等に徐々に被害が及ぶおそれがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合

表：火災気象通報の基準

・第１基準：実効湿度 60％以下で、最低湿度 40％以下、最大風速が 7 m/s を超える見込みのとき。 ・第２基準：平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。 ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

第4節 災害情報の収集・伝達

■基本的考え方	
この計画は、災害時における災害情報等の通信連絡を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。	
関係班	本部統括班、広報情報班

第1 災害情報の収集・報告

次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して県防災情報ネットワークシステム（災害情報共有システム）を利用して報告する。

第2 報告の方法

- ①報告は、県防災情報ネットワークシステム（災害情報共有システム）等を利用して報告する。ただし、緊急被害状況等の報告は、電話等により行い、最も迅速確実な手段を使うものとする。
- ②確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用いて災害応急対策完了後10日以内に行う。
- ③「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、国（消防庁）に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り分かる範囲内でその第一報を報告する。

第5節 通信

■基本的考え方	
この計画は、災害時における通信連絡を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。	
関係班	本部統括班、広報情報班

災害時の情報伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努める。

第1 災害時の通信手段

1 市民等への伝達手段

市民が災害に関する情報を入手したいというニーズに柔軟に応えるため、防災行政無線、市防災アプリ、広報車、ホームページ、SNS、Yahoo!防災速報、メール、Lアラート等の多様な通信手段を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

2 防災関係機関の通信手段

- ①市防災行政無線（移動系）
- ②県防災情報ネットワークシステム（災害情報共有システム）
- ③他機関の通信施設

第2 災害時における通信の利用方法

1 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすい。ただし、相手等の通信設備の被害状況などによっては、つながらない場合もある。

2 非常・緊急電報の利用

非常・緊急電報を頼信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と記して電報取扱局に申込むものとする。

なお、電話により非常・緊急電報を頼信する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者名で電報取扱局に申込むものとする。

非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、上記災害時優先電話の内容等による。

3 電話の輻そう対策

大規模災害時における電話の輻そうに対応するため、市民の安否の登録、取り出しを可能とする災害伝言ダイヤル“171”を提供する。

4 専用通信設備の利用

次に掲げる専用通信設備の設置者は、災害時の通信連絡にあたって、それぞれの専用通信設備を有効に活用するほか、他の防災関連機関の通信設備の利用についても協力するものとする。

①消防庁消防防災無線設備	②漁業無線設備
③茨城県防災行政無線設備	④気象通信設備
⑤警察電話(有線・無線)設備	⑥茨城交通通信設備
⑦各消防無線設備	⑧国土交通省無線設備
⑨東京電力通信設備	⑩その他防災関係機関の専用通信設備
⑪東日本旅客鉄道(株)通信設備	

5 災害時優先通信等が利用できない場合

市長は、災害に関する予報・警報の伝達等災対法第55条及び第56条に定める緊急通信の必要があるときは同法第57条の規定により、また災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは同法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(1) 使用又は利用できる通信設備

①警察通信設備	②消防通信設備	③水防通信設備	④航空通信設備
⑤気象通信設備	⑥鉄道通信設備	⑦電力通信設備	⑧自衛隊通信設備

(2) 事前協議

知事及び市長は、災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。

(災害が発生した場合の災対法第79条に基づく優先使用を除く。)

(3) 警察通信設備の使用手続

市長が警察電話(有線電話及び無線電話)を使用する場合は、警察本部との協定に基づき原則として次の申込書による。(別表1)

ただし、緊急やむを得ない場合は口頭により行う。

別表 1

(警察電話使用申込書)	
使用の理由	
通信事項	
発信者名 (住所及び電話番号)	
着信者名 (住所及び電話番号)	
処 置	利用又は使用できなかった場合、その理由を記入 利用又は使用させた場合は利用、使用の別、送信者名、相手方の 受信者名並びに連絡済みの時間を記入
年 月 日 茨城県警本部長 (〇〇警察署長) 殿 申込者 氏名 印	
(注) 本申込書は正、副の複写とし、申込者 氏名印は正のみとする。	

＜頼信の手続＞

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報依頼紙に電文形式(片仮名)又は平文ではっきり書いて無線局に依頼する。

①宛先の住所、氏名(職名)及び電話番号

- ②本文はできるかぎり簡潔に記載し、字数は200字以内(平文の場合は片仮名換算)にする。
- ③本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。従って次のますをあげない。
- ④応援要請を内容とする場合は、その具体的項目(例えば「自衛隊員100名派遣、毛布1,000枚を送られたい。」のように)を記入する。
- ⑤用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、また末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

6 非常通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。

また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上行う。

7 放送の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の優先電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続きにより災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。なお、市長の放送要請は知事を通じて行う。

8 相互通信用無線電話の利用

災害現地にいて防災関係機関が災害応急対策のため相互に連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

9 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能、若しくは著しく困難な場合、各防災関係機関は使送により通信を確保する。

10 自衛隊の通信支援

市長及び防災関係機関は、災害対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣(通信支援)の要請を依頼するものとする。

11 アマチュア無線ボランティア「受け入れ窓口」との連携・協力

市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、アマチュア無線ボランティアの「担当窓口」(市社会福祉協議会)を設置する。

第6節 広報

■基本的考え方	
この計画は、報道機関に対する情報発表と市民に対する広報活動を行うために定めるものである。	
関係班	本部統括班、広報情報班

第1 市民等への広報の方法

1 広報の方法

市内の資機材を活用して次の方法により、市民等への広報を行う。

- ①防災行政無線
- ②市防災アプリ
- ③携帯端末の緊急速報メール
- ④広報車による呼びかけ
- ⑤ハンドマイク等による呼びかけ
- ⑥ビラの配布
- ⑦インターネット（メール、ホームページ、SNS）
- ⑧Lアラート
- ⑨県防災情報ネットワークシステム（災害情報共有システム）
- ⑩Yahoo!防災速報アプリ等の民間アプリ
- ⑪立て看板、掲示板等
- ⑫テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用

2 広報の内容

（1）災害発生前

気象情報、気象予報、特別警報等、発生が確実とされる災害情報

（2）災害発生後

- ①災害発生状況
- ②気象に関する情報
- ③災害応急対策の状況
- ④道路及び交通情報
- ⑤市民のとるべき措置
- ⑥避難指示等
- ⑦その他必要事項

第2 報道機関への情報発表の方法

市は、報道関係機関に対しては、災害の状況が把握され次第発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的または必要に応じて発表する。

報道機関への発表については、災害対策本部長である市長が指名した者が行うものとする。

第3 その他、他機関との連携による広報の実施

1 報道機関との連携

市は、災害広報を行うにあたり必要と認める場合は、報道関係機関に対し協力を要請する。

2 自衛隊等への広報要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、県等に対し、ヘリコプター等による広報活動の展開を要請する。

第7節 消防活動

■基本的考え方	
この計画は、火災、水害等に際し、消防活動を円滑に実施し、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減するために定めるものである。	
関係班	本部統括班、救助班、救護班、消防班

第1 消防活動体制の整備

市は市域における台風、水火災等の災害を防御し、これらの被害を軽減するため消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分計画を樹立しておくものとする。

市は、その区域内における土砂災害警戒区域及び浸水危険区域等について予め調査し、必要に応じ具体的な被害想定図及び被害想定リスト等を作成し、消防活動の円滑な実施を図るものとする。

第2 応援協力体制の確立

火災、水害等の非常事態時において、消防署が運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、県内消防機関による広域的な応援を実施するために、「茨城県広域消防相互応援協定」等に基づき他市町村の応援部隊の派遣を要請する。

さらに、市長は、県内消防応援で十分な体制を取ることができないと判断したときは、茨城県知事に対し「緊急消防援助隊」の応援要請を行う。なお、知事と連絡を取ることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請する。

第3 火災気象通報

消防本部は消防法第22条の規定に基づき、水戸地方気象台長からの火災についての気象情報を受理した場合は市に通報する。

市長は、気象の状況が火災予防上危険であると認められるときは火災警報を発令する。

第4 救急業務

1 通報

災害発生の第一報の受信機関から医療施設等に対する通報及び医療施設相互間の連絡の迅速、適正化を図る。

2 医師等医療関係者の出動

市長は、事故の通報を受信したときは、規模・内容等を考慮して、直ちに市内の医師及び医療関係者等の出動を要請するとともに、災害の長期化等その他の態様に応じ、隣接市町村に対しても協力が得られるよう配慮する。

3 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者と近隣の医療施設との輸送に関する連絡を密にするとともに、搬送中における医療の確保についても十分な配慮を行う。

市内には救急告示医療機関や救命救急センター等が存在しないことから、隣接する守谷市、つくば市や関係機関を交えて傷病者の搬送に関する体制について予め協議して円滑な運用を図る。

4 傷病者の受入れ

傷病者の受入れ施設については、医療施設のほか、学校、公民館等の可能な施設を予め明らかにしておくとともに、傷病者に対する看護体制の確保についても配慮しておく。

5 医療資機材の確保

傷病者に対しては、大量の医療用資機材を必要とするので、その確保計画、運用及び医療施設に対する供給等に関し、地区医師会等と協議して円滑な運用を図る。

6 民間ボランティア組織の積極的な受入れ

災害時における救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における市民の通報・連絡・傷病者の移送等の協力に頼るところが少なくないので、医療活動も含め、民間ボランティア組織を予め調査し、災害時における医療活動に関する協定など、円滑で十分な協力が得られるよう配慮する。

7 初期救急医療体制の整備

市内には救急医療施設がないことから、県や関係医師会等と連携を図り、特に、平時から休日や夜間等における応急的処置に対応できる体制を整備しておく。

第8節 交通

■基本的考え方

この計画は、災害による道路、橋梁等の道路施設の被害に伴って、応急対策に支障をきたす恐れがあるときに行う交通規制、及びこれに関連した措置を実施するために必要な事項を定めるものである。

関係班

運輸調査班、土木班

第1 代替輸送

J R常磐線及びつくばエクスプレスが被災し運行不能となった場合は、常磐自動車道及び国道6号の通行性を確保し、広域からの物資輸送を可能とする。

市有自動車が不足している場合は、輸送業者に輸送委託又は自動車の調達を要請する。なお不足のときは、県有自動車を要請する。

第2 交通規制の種別

1 道路法に基づく規制(同法第46条)

災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限(重量制限を含む)するものとする。

2 道路交通法に基づく規制(同法第4条、5条及び6条)

災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官（以下「警察関係機関」という。）は、歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限するものとする。

3 災対法に基づく規制(同法第76条)

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。

4 災対法に基づく規制(同法第76条の6)

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できるとともに、運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動することができる。また、この措置のためやむを得ない必要があるとき、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能である。

5 道路通行規制に関する基準及び具体的対策

豪雨等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」（茨城県）及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」（茨城県）に基づき実施する。

第3 発見者の通報

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けた市長又は警察官は、相互に連絡するものとする。市長はその路線管理機関に速やかに通知するものとする。

第4 関係機関別実施者

1 道路管理者

道路管理者は、道路法第46条により道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制を行う。

2 市本部

市以外の機関が管理する道路施設で、管理者に通知したがその管理者が規制するいとまがないときは、市長は直ちに警察に連絡して道路交通法に基づく規制を実施し、又は市長が災対法第63条の規定により警戒区域を設定し、立入りを制限、若しくは禁止し、又は退去を命ずる等の方法により応急的な規制を行う。

第5 道路、橋梁の応急対策

道路、橋梁の被害によって自動車交通が阻害されることは、災害の救助作業、復旧作業等に重大な支障をきたす。したがって、道路・橋梁の災害は万難を排して応急処理により交通確保に努める。応急対策の基本的な構想として、次の段階による対策を考慮する。

①迂回路を確保し、これを標示する。

②被害が甚大の場合、市内の建設業協会から、労力の応援を得て復旧に当たる。

第6 放置車両等の移動

放置された車両により、緊急通行車両の通行妨害となる事により各種の応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ緊急の必要があると認める場合、市が管理する道路について区間を指定し、当該車両その他の物件（積載物など）の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動すること命じるものとする。

また、車両等の占有者が移動の措置をとらない場合や、車両の損傷等により直ちに移動することができない場合、車両等の占有者が現場にいない場合など、占有者により移動の措置をとることができない場合、運輸調査班、土木班は、自ら移動の措置を行うものとする。なお、その際、止むを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができる。

さらに、車両の移動場所を確保するため、周辺に公有地などがなく、やむを得ない必要があるときは、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他障害物を処分することができる。

第9節 避難

■基本的考え方

この計画は、災害に際し、危険区域にある市民を安全に避難させ人身被害の軽減を図るため、又は、災害により現に被害をうけ、避難しなければならない者を一時的に学校、公民館等に受入れ保護するために定めるものである。

関係班

本部統括班、救助班、救護班、学校班

市は、災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画（水害と土砂災害、複数河川のはん濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）に基づき、危険地域の市民等を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図る。また、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、公園・緑地等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に受入れ保護する。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ具体的な数値に基づいた発令基準、伝達方法等を明確にしてあるマニュアルに基づき、発災時に避難指示等を適切に発令し、避難支援を行うことが重要である。

さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、指定避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

また、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に情報を伝達することに努めるものとする。

第1 避難指示等

1 避難指示等

緊急安全確保は、災対法第60条第3項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、市長は、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の居住者等に対して、緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、市長は警戒レベル5緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。

避難指示等を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として相互に連携をとり実施するものとする。

また、避難指示等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

さらに、市は、平成27年に発生した関東・東北豪雨の教訓や、過去の災害発生状況を踏ま

え、市内だけでなく市外における河川のはん濫等による災害情報及び避難指示等の発令状況等についての情報収集を行い、適切かつ迅速な避難を促す体制を整備する。

(1) 避難指示等の発令を行う者

- ①市長（災対法第60条）
- ②警察官（災対法第61条、警察官職務執行法第4条）
- ③水防管理者「市長、市水防事務管理者」（水防法第29条）
- ④知事又はその命を受けた県職員（災対法第60条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- ⑤災害のために派遣を命ぜられた部隊等の自衛官「その場に警察官のいない場合に限る。」（自衛隊法第94条）

(2) 市長の役割

市長が大規模な災害に起因して市民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の市民等に対し、速やかに避難指示等の発令を行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。また、市長は、あらかじめ、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するなどし、発災時に避難指示等を適切に出すよう努める。

なお、避難指示等の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知するものとする。

(3) 警察の役割

警察官は生命・身体に危険を及ぼす恐れがある場合、又は市長から要請があった場合は、市民、その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

警察署長は、市長が行う避難指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

(4) 自衛隊の役割

災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

2 避難指示等の対象者

避難指示等の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のために立ち退きを要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

第2 避難を要する事態

市長は次に掲げるような事態になり、洪水等により著しい危険が切迫しているとき、又はその恐れがあると認められる場合には、危険区域の居住者に対し「立ち退き避難」又は「屋内安全確保」の指示をする。

1 河川等の洪水により避難を要する場合

- ①水戸地方気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発表され、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき。
- ②関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき。
- ③河川の上流区域が地震又はその他による被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。
- ④河川の水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高いとき。
- ⑤その他水防管理者が必要と認めたとき。

2 土砂災害その他により避難を要する場合

- ①土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- ②大雨等によりがけくずれ、地すべり等の発生する恐れがあり、周辺地域の市民に対して危険が及ぶと判断されるとき。
- ③火災が拡散し、又は拡大する恐れがある場合。
- ④ガスの流出拡散により周辺地域の市民に対して危険が及ぶと予想されるとき。
- ⑤その他、市民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

第3 避難指示等の発令基準

市において、避難指示等を発令する場合は、水戸地方気象台からの注意報・警報及び気象情報、国土交通省からの河川情報などの情報から判断するものとし、その基準は次のとおりとする。

1 警戒レベルと各情報

表：警戒レベルにおける各情報

警戒レベル	市が発令する 避難情報	取るべき行動	気象庁の発表	
			気象情報	河川情報
5	緊急安全確保	命を守る行動	大雨特別警報	氾濫発生情報
4	避難指示	全員避難	土砂災害警戒情報	氾濫危険情報
3	高齢者等避難	高齢者等は避難	大雨警報	洪水警報 氾濫警戒情報
2	—	—	大雨注意報	洪水注意報 氾濫注意情報
1	—	—	早期注意情報 (警報級の可能性)	—

2 発令基準

表：発令基準と発令主要事項

区 分	主な発令主要事項
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<水害の場合> ①決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合） ②災害が発生し、人命に危険があると認められたとき ③鬼怒川、又は小貝川、八間堀川、中通川が堤防天端高又は背後地盤高に達する恐れがあるとき ④異常な漏水・浸食の進行や亀裂、すべりの発生などにより決壊の恐れが高まったとき ⑤大雨特別警報が発令され、命を守る行動を取らざるを得ないとき <土砂災害> ①土砂災害が発生した場合
避難指示 (警戒レベル4)	<水害の場合> ①鬼怒川、又は小貝川、八間堀川の水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合 ②上記河川の水位観測所の水位が、堤防天端高を超えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ③中通川が、洪水警報の危険度分布で、非常に危険（薄い紫色）に到達した場合 ④異常な漏水・浸食等が発見された場合 ⑤樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（避難対象エリアを限定する） ⑥避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑦近隣市で発生した災害が、本市に影響がある場合 <土砂災害の場合> ①土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が、発表された場合 ②土砂災害に関するメッシュ情報で、「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕） ③大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、山鳴り、流木の流出など）が発見された場合

高齢者等避難 (警戒レベル3)	<水害の場合> ①鬼怒川、又は小貝川、八間堀川の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位上昇が見込まれている場合 ②上記河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ③中通川が、洪水警報の危険度分布で警戒（赤色）に到達した場合 ④軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ⑤避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 <土砂災害> ①大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」した場合（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕） ②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③【警戒レベル2】大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が言及されている場合

第4 避難指示等の内容

避難指示等を発令する場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

避難指示等を発令した場合は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。

- ①避難対象地域(地区名、施設名等)
- ②避難先(指定避難所の名称)
- ③避難（準備）の理由(避難要因となった危険要素の所在地)
- ④その他必要な事項(避難行動時の最小限の携帯品、警察官等誘導員の指示に従う旨、災害時要配慮者の優先避難、介助の呼びかけ等)

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第5 避難指示等の伝達

1 関係地域の市民等への周知

避難指示等を発令した場合は、速やかに関係地域の市民に対して、あらゆる手段を用いて周知・伝達する。

危険の切迫性に応じて避難指示等に対する警戒レベルを明確にして伝達文等の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

なお、指示の伝達にあたっては、文書(点字版を含む)や掲示板等を使用し、視聴覚障がい者への周知徹底を期すとともに、情報の混乱を防止する。

避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた市民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知してくものとする。

また、住民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、避難指示等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむお得不いときは、「屋内安全確保」を行うべきことにも留意するものとする。

(1) 市民への周知・伝達の手段

- ①防災行政無線等の利用
- ②ラジオ・テレビ等メディアの活用
- ③広報車の活用
- ④周知徹底が困難な場合は消防団等による拡声器などを用いた個別伝達
- ⑤文書(点字版を含む)の配布、掲示板の利用

(2) 県知事への報告

次に掲げる処理をしたときは、速やかに県知事に報告するものとする。

- ①避難のため立ち退き勧告又は避難指示(緊急)したとき
- ②避難準備・高齢者等避難開始が発令されたとき
- ③避難の必要がなくなったとき
- ④避難のため立ち退き先を指示したとき
- ⑤警察官等が避難のため立ち退きを指示し、若しくは立ち退き先を指示した旨、市長に通報があったとき

なお、避難に関する報告については次の事項を記録するとともに、その旨を知事に報告するものとする。

- ①発令者
- ②発令の理由及び発令の日時
- ③避難の対象区域
- ④避難先
- ⑤その他

(3) 放送事業者への連絡

市長が避難指示等を発令したとき、又は警察官等から避難指示等を行った旨の通報を受けたときは、速やかに放送事業者に対しFAXによって連絡するものとする。

(4) 近隣市町村等関係機関への連絡

市長が避難指示等を発令したとき、又は警察官等から避難指示等を行った旨の通報を受けたときは、必要に応じて関係各機関に連絡するものとする。

- ① 県の関係機関(つくば保健所、常総警察署等)に連絡し協力を要請する。
- ② 避難所として利用する学校施設等の管理者に対し、速やかに連絡し、協力を要請する。
- ③ 避難の為、近隣市町村への協力を求めなければならない場合に備えて、近隣市町村に対しても連絡を行う。

第6 警戒区域の設定

市長は災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、当該危険区域に対して、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。市長又はその職権を行う者が現場にいない場合、または、これらの者からの要請があった場合、警察官はその権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して、通報する。

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないようにすることができる。(消防法第28条、水防法第21条)

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

第7 避難の誘導方法

1 避難の誘導を行うもの

(1) 危険地域における誘導

避難指示等が発令された場合、災害対策本部からの指示により、あらかじめ指定する指定避難所及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の市職員及び消防署員、消防団員を配置する。

配置された職員等は本部からの指示・情報等の収受にあたりとともに警察官、自主防災組織等の協力により、市民を安全な地域へ誘導する。

各地区の誘導責任者を当該地区の分団長とし、避難誘導は当該地区の消防団員が行う。

なお、分団長及び消防団員は、浸水被害等、被害の状況に応じては、避難できない指定避難所・指定緊急避難場所があることを把握する。

（２）学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育所、事業所、スーパーマーケット等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者と災害対策本部より派遣された複数の市職員と協力し、安全な地域へ誘導する。

（３）要配慮者利用施設の場合

高齢者福祉施設、授産施設、グループホーム、障がい者福祉施設など要配慮者利用施設における避難誘導は、入所者の身体状況から指定避難所まで介助が必要な場面が多いことから、必要に応じて災害対策本部からの多くの市職員、消防団員を派遣し、当該施設管理者と協力の上、安全な場所へ誘導・移送する。なお、要配慮者利用施設については、あらかじめ防災関係機関と避難誘導の方法について協議し、防災計画、避難確保計画を定めておくものとする。

（４）交通機関の場合

交通機関等における避難誘導は、その交通機関が予め定める防災計画、避難計画に基づき、必要な措置を講ずる。

2 避難の方法

（１）避難の手段

徒歩による避難を原則とする。身体的事情がある場合はこの限りではない。

（２）携帯品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用品等とする。

（３）避難順位

災害時要配慮者の状況を考慮して適切に避難順位を定める。

3 屋内での待避等安全確保措置

周囲の状況等により、立退き避難がかえって危険と判断されるときは、必要に応じて屋内での待避等の安全確保措置を講じる。

第8 指定避難所及び指定緊急避難場所の設置及び周知

①発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、避難指示等の発令とあわせて指定避難所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。指定避難所及び指定緊急避難場所は別表（資料編6 指定避難所等）に示す学校、公民館等の既存建物を利用することを原則とし、これを市民に周知徹底するが、災害等により指定緊急避難場所の使用が不能になった場合、あるいは指定避難所に受入れできなくなった場合には、野外に仮設物等を設置し、又は天幕を設営するなどの措置をとる。

②指定避難所を設置することができない場合、又は適当な建物が無いときは知事及び関係市町村と協議し、関係の隣接市町村に受入れを委託し、あるいは隣接市町村の建物又は土地

を借り上げて設置する。

- ③指定避難所及び指定緊急避難場所には地区名を明記した標識を掲げ、炊事用具、寝具、その他便所等の給貸与、衛生、火気取り締まり及び経理を行う。
- ④高齢者等、災害時要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう務める。
- ⑤必要に応じ、県の災害時支援協力に関する協定に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、宿泊施設等多様な施設の確保に努める。
- ⑥避難者に対する通信連絡手段を確保するため、NTT東日本茨城支店に対し、災害特設公衆電話の設置を要請する。

第9 避難者の実態把握

1 避難者名簿の作成

指定避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず避難者名簿(カード)を配り、避難者に対して各世帯単位に記入してもらう。記入されたカードより避難者名簿を作成する。(氏名、住所、年齢、性別、健康状態など)

2 災害時要配慮者状況の把握

上記名簿と併せて、災害時要配慮者に同行している施設責任者に対し、ヒアリングを行い、身体状況や必要な医薬品等の情報を把握し、記録しておく。また、本人の同意の上で、消防署や自主防災組織などに提供できる避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)を作成する(名簿情報漏えい止等の措置が必要)。

第10 指定避難所等に関する報告

指定避難所等を開設し、実態を把握した上で、災害対策本部及び知事に対して下記の報告を行う。

- ①指定避難所等開設の日時、場所及び施設名
- ②受入れ状況及び受入れ人員

第11 指定避難所等の開設・運営

1 開設時、運用の留意事項

(1) 災害時要配慮者優先スペース及びその他区画の指定

指定避難所等の開設は原則として、市長が行う。指定避難所等は、地域の避難場所として指定されていることから、既に避難者が集まっていることが想定され、開設とともに、速やかに受入れ施設内の所定の位置に市民を誘導する。

避難者の誘導にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の災害時要配慮者を優先し、暖かいところやトイレに近いスペースを確保する。

(2) 地域コミュニティ維持への配慮

自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを確保することで、避難者の安心感を保つよう配慮する。部屋の割り振りは可能な限り行政区毎にまとまりをもてるように行う。各居住区域は、適当な人員で編成し、居住区域毎に代表者(班長)を選定するよう指示して、以下の情報連絡等についての窓口役となるよう要請する。

＜居住区域の代表者(班長)の役割＞

- ①市からの指示、伝達事項の周知
- ②避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と連絡
- ③物資の配布活動等の補助
- ④ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの徹底
- ⑤居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- ⑥災害時要配慮者への配慮徹底
- ⑦その他指定避難所等の秩序維持に必要と思われる事項

(3) マニュアルに基づいた運営

「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（令和3年6月（内閣府））」等によりあらかじめ策定したマニュアルに基づいて、指定避難所の運営を行う。

2 指定避難所等の開設

被害状況により指定避難所等を設置する必要があると認められる時は、次により指定避難所等を開設する。

(1) 基本事項

ア 対象者

- ①被害状況に関する情報の収集・伝達に関すること
- ②現に災害に遭遇（宿泊施設の利用者、通行人等）した者
- ③災害によって、現に被害を受ける恐れのある者

イ 設置場所

- ①指定避難所等としてあらかじめ指定している施設
- ②指定避難所等に設置する小屋、テント等の野外受入れ施設

ウ 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受ける。

(2) 指定避難所等の開設の要請

指定避難所等が不足する場合は、県に対し、避難所等の開設及び野外受入れ施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

（３）指定避難所等の開設の報告

指定避難所等を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ①避難所等の開設の目的
- ②箇所数及び受入れ人員
- ③開設期間の見込み

３ 指定避難所等の運営管理

指定避難所等の運営管理にあたっては、職員をはじめ、消防団、自主防災組織やボランティアなどを各指定避難所等に配置する。必要に応じて、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、指定避難所等の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても適宜、配慮する。

４ 避難所生活環境の整備

（１）衛生環境の維持

被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び衛生保持に必要な石鹼・消毒薬・うがい薬等を提供するとともに、移動入浴車等の活用により入浴の提供を行う。また、仮設トイレの管理を行い、必要な消毒及びし尿処理を行う。

（２）避難所等における生活環境の維持

避難所の生活環境が良好に保たれるよう、暑さ寒さ対策などの必要な措置を講じることや、避難所以外の場所に滞在する被災者の生活環境の確保にも努める。

（３）対象者にあわせた場所の確保

市は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて福祉避難所で受入れを行う。

５ 健康管理

（１）被災者の健康（身体・精神）状態の把握

避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必要時は、医師及び保健師等で構成するチームを編成し、対応する。

なお、災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾患の予防など、段階に応じた活動を実施する。

活動で把握した内容や問題等は、災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるよう努める。

(2) 災害時要配慮者の把握

避難者の中から災害時要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

市は、インフルエンザ等の感染や食中毒等の予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

(4) 関係機関との連携強化

支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

6 精神保健、心のケア対策

救護班は、県（障害福祉課）及び精神保健福祉センターが災害派遣精神医療チーム（D P A T）調整本部を設置して行う精神科医療機関の現状把握、保健所等が行う心のケア活動の情報収集、関係者への情報提供（F A X等）に積極的に協力する。

救護班は必要に応じ、県（障害福祉課）を通じて国や関係団体へD P A Tの派遣を要請することができる。D P A Tは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたりとともに、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。

さらに、救護班は、D P A T、保健所のケアチーム、その他の関係機関と連携をとりながら、以下のような精神保健、心のケア活動を実施する。

①市は、保健所及び精神保健福祉センター、地区医師会等と連携して次のことを実施する。

ア 第1段階

心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動

※必要に応じD P A T（災害派遣精神医療チーム）との同行訪問

※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療

イ 第2段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）

継続的な対応が必要なケースの把握、対応、D P A Tへの情報提供

ウ 第3段階

(ア)仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問）

(イ)心的外傷後ストレス障害（P T S D）への対応

②市及び保健所は、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

③市は、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、精神保健福祉センターが作成する災害時の心のケアや災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、A S D）、心的外傷後ストレス障害（P T S D）に関するパンフレット等を被災者に配付するとともに、「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

④ハイリスク者の把握

災害直後から、見守りの必要があると思われる市民に対して、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行う。

⑤ハイリスク者の対応

医療が必要と判断される場合は、指定避難所を巡回しているD P A Tの医師等に相談する。また、かかりつけ(精神科)医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげる。その後も継続して支援する。

7 指定福祉避難所における支援

(1) 指定福祉避難所の指定

災害時要配慮者は、心身の状態や障がいの種別によっては、指定避難所内の一般避難スペースでは生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、必要に応じて、介護保険施設、障がい者支援施設等を指定福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制の整備に努める。

その際、避難生活が長期にわたることも想定し、災害時要配慮者が過ごしやすいような設備を整備されているもの等を指定するものとする。

また、災害が発生した場合において災害時要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として災害時要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

(2) 指定福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、指定福祉避難所に関する情報を広く市民に対して周知する。特に、災害時要配慮者やその家族、避難行動要支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

(3) 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

(4) 指定福祉避難所の開設

市は、指定福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な施設を指定福祉避難所として開設するものとする。

また、不足する場合は、適宜社会福祉施設等を福祉避難所として活用する。

(5) 指定福祉避難所開設の報告

市は、指定福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ①避難者名簿（名簿は随時更新する。）
- ②指定福祉避難所開設の目的
- ③箇所名、各対象受入れ人員（高齢者、障がい者等）
- ④開設期間の見込み

第12 ペットの保護対策

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

このため、動物愛護の観点から、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、ペットの保護及び適正飼養について支援する。

1 ペット受入れのための配慮

市は、自らが設置する指定避難所や隣接した場所にペットを受入れられるよう配慮する。

表：災害時のペット対策における各々の役割

飼い主が行う 主な対策	①人とペットの安全確保 ②避難が必要な際のペットとの同行避難 ③避難所や応急仮設住宅におけるペットの適正飼養 (飼養マナーの遵守と衛生管理、ペットの健康と安全の確保等)
県が行う 主な対策	①危険動物の逸走などに係る対応（特定飼養施設の破損、特定動物の逸走状況などの確認、逸走時の対応など） ②被災者と被災ペットについての情報収集 ③関係部局、国、他の自治体、地方獣医師会や「一般財団法人ペット災害対策推進協会」等との連絡調整やこれらへの支援要請 ④指定避難所や応急仮設住宅におけるペットとの同行避難の実態調査 ⑤市に対するペットとの避難や救護に係る指導と助言 ⑥避難動物、放浪動物などに関する相談窓口の設置 ⑦動物愛護推進員への協力の要請など ⑧獣医師の派遣依頼と派遣調整 ⑨現地動物救護本部等の設置の検討 ⑩放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動 ⑪被災住民への動物救護に関する情報の提供 ⑫避難に関わる情報の収集、適正な飼養の指導 ⑬動物由来感染症の防疫と予防 ⑭救援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整と受け取り
市が行う 主な対策	①ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援 ②指定避難所や応急仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ ③指定避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養状況などに関する県等への情報提供 ④指定避難所や応急仮設住宅でのペットの適正な飼養に係る指導と支援 ⑤県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動に対する支援の要請と連携協力 ⑥被災住民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供

第13 救助法による指定避難所の設置

市に救助法が適用された場合の指定避難所の設置等については、同法及びその運用方針による。

第 14 広域避難（広域一時滞在）

市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

なお、市が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第 15 感染症対策

市は、新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。

1 避難行動の普及

防災課は、平時から感染を防止するための適切な避難行動を市民等に周知しておく。

- ①ハザードマップによる避難の要否の確認
- ②避難時の持出品（マスク、体温計等感染対策用品）の準備
- ③指定避難所以外の避難先（親戚・知人宅、ホテル等）の確保

2 感染者の避難

自宅療養中の新型コロナウイルス感染症の陽性者への対応については、原則として、県が宿泊療養施設又は医療機関への避難を誘導する。県の宿泊療養施設の準備が間に合わない場合に限り、市で陽性者専用の避難所を開設する。

3 宿泊施設等の活用

防災課は、指定避難所の過密を防止するため、平時より宿泊施設等への分散避難を推進する。

4 指定避難所の感染防止

（１）備蓄、訓練

防災課は、平時から指定避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておくとともに、避難所運営職員等が適切な対応を習熟する訓練を実施しておく。

（２）感染者の対応

避難所運営職員は、一般の避難者、避難行動要支援者、発熱・咳等の症状がある方、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等の区分毎に指定避難所を開設し、避難者の分離を図る。

指定避難所内で新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる避難者が発生した場合については、当該避難者の速やかな隔離方法や対応職員等の防護体制のほか、その他の避難者への

対応方法等を、保健師や保健所等と連携し対応する。

(3) 健康管理

避難所運営職員は、受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行う。また、避難者に発熱、下痢など何かしらの感染症状が疑われた場合は別室に移す。なお、指定感染症等で特に隔離が必要な感染症が疑われた場合は直ちに救護班へ連絡し、指示を仰ぐ。

車中泊、テント泊等の指定避難所以外で避難生活を送っている者の健康状態の確認も定期的に行う。

(4) 衛生確保

避難所運営職員は、指定避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施する。避難者にはマスクの着用、手洗い、咳エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

(5) 指定避難所アセスメントの実施

感染症の拡大防止のために、発熱、咳、下痢、嘔吐などの症状の発生数を把握する。急激に有症状者が増加した場合は感染拡大の可能性が高いため、直ちに救護班へ報告する。救護班はつくば保健所、医師会等と連携し現状を確認するとともに、感染症患者（疑い者を含む）の隔離や治療などの対策を実施する。

(6) 車中泊等の対策

浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難は可とし、指定避難所に滞る避難者と同様の感染防止対策を講じるとともに、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。

第10節 食糧供給

■基本的考え方

この計画は、災害時に住家の被害等により自宅で炊飯ができず、又、食糧の販売機構が麻痺し、食糧の購入が困難な被災者に対し、応急的に炊き出しを行い、又は住家に被害を受け一時的縁故等へ避難する者に対し、必要な食糧を支給し、一時的に被災者の食生活を保護するために定めるものである。

関係班

運輸調査班、農業商工班、救助班

第1 実施責任者

食糧の供給は市長が実施する。ただし、救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第2 対象者

- (ア) 指定避難所等に受入れた者
- (イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は、床上浸水等のため、炊事ができない者
- (ウ) 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者
- (エ) 宿泊施設の利用者、一般家庭の来訪者
- (オ) 災害復旧作業に従事する者

第3 食糧の供給

- ① 炊き出しその他による食糧の供給は、次項以降に定める主要食糧の応急供給による米穀（米飯を含む）、乾パン又は食糧品店等から購入した弁当、パン等により行い、供給にあたっては、被災者が直ちに食することができる現物を支給する。また、必要に応じて漬け物及び野菜等の副食、レトルト食品、缶詰、みそ、醤油及び食塩等の調味料についても供給する。なお、乳児に対する供給は液体ミルク等とする。
- ② 米穀による炊き出し供給は、指定避難所に設置された炊き出し設備等により炊飯して行う。
- ③ 炊き出し供給のための調味料、副食等は関係業者から調達し被災者に支給する。

第4 費用の範囲

「食糧供給」のため支出する費用は、季別（災害の発生をもって決定する。）及び世帯区分により1世帯あたりの範囲内とする。

第5 実施期間

炊き出しその他による食糧供給の期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし被災者が一時縁故先等へ避難する場合、3日分以内を現物により支給することができる。

第6 主要食糧の応急供給

1 応急供給は、次に掲げる事項で、市長が供給の必要を認めたときに行う。

- ①被災者に対し、炊き出し等による食糧の供給を行う場合。
- ②被災により販売業者が通常の供給を行うことができないため、販売業者を通じないで供給を行う必要がある場合。
- ③災害地における救助作業、緊迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合。

2 供給食糧

供給食糧は原則として米穀とするが、消費の実情等に応じ乾パン等の対応も行う。

3 供給数量

供給数量は、次に掲げる一人あたりの基本数量に市長が必要と認める供給者数及び供給の日数を乗じて得た数量とする。

表:供給数量

区 分	数 量		備 考
	【 米 穀 ・ 乾 パ ン 等 】		
1 の①の場合	一食あたり200精米グラム	一食あたり 1 包 (115g入り) 以内	乾パン等は、市長が必要と認めた場合、先の数量の外に供給することができる。
1 の②の場合	一日あたり400精米グラム		
1 の③の場合	一食あたり300精米グラム		

4 調達方法

(1) 市内業者等からの調達

市は、販売業者から所要の米穀を購入し、被災者に供給する。

(2) 県からの調達

市長は、市内の販売業者等から調達しても、さらに不足が生じたときは、知事に対して県で備蓄している食糧、又は県が予め協力を依頼している業者等に主要食糧の引渡しを要請し調達する。

(3) 政府所有食糧の調達

市長は、政府所有米穀の引渡しが必要と判断した場合は、農林水産省政策統括官に対して、災害救助用米穀の引渡し要請を行う。

第 11 節 衣料・生活必需品等供給

■基本的考え方	
この計画は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失、又は毀損し日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を供与又は貸与するために定めるものである。	
関係班	運輸調査班、農業商工班、救助班、物資管理班

第 1 実施者

生活必需品の供与又は貸与は、市が行う。

市限りでは困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他の防災関係機関の応援を得て実施する。

第 2 対象者

- ①災害により住家に被害(床上浸水以上)を受けた者
- ②被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ③被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難である者

第 3 衣料・生活必需品等の供与又は貸与

1 供与又は貸与の方法

物資の配分については、全壊(焼)、流出世帯と半壊(焼)、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて配分する。

また、供給・貸与にあたっては、被災の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや男女の違いに配慮する。

2 供与又は貸与の方法

- (ア)寝具(毛布等)
- (イ)日用品雑貨(石鹸、タオル類、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取り線香、携帯ラジオ、老眼鏡、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、アルコール消毒液等)
- (ウ)衣料品(作業着、下着(上下)、靴下、運動靴、雨具等)
- (エ)炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)
- (オ)食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)
- (カ)光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)
- (キ)その他(ビニールシート、土嚢袋等)

第4 調達方法

衣料・生活必需品等の物資の調達については、応急救助用として必要な数量を市内関係業者との密接な連携により行う。

第5 費用の範囲

「被服・寝具その他生活必需品の供与又は貸与」のため支出する費用は季別(災害発生の日をもって決定する)及び世帯区分により1世帯あたりの範囲内とする。

第6 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

第7 支援物資対策

各指定避難所等におけるニーズ及び必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県や協定締結先に対し、要請を行う。

第12節 給水

■基本的考え方

この計画は、災害のため飲料水が枯水又は汚染し、飲料に適する水を得ることができない者に対し飲料水を供給するとともに、被災した水道施設の応急復旧等を行い、被災地の生活用水を確保するために定めるものである。迅速に対策本部を設置し、災害への対応を図るための対策について定めるものである。

関係班	本部統括班、上下水道班

第1 実施機関

- ①飲料水の供給は、市が実施する。ただし、救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- ②市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- ③水道施設の応急復旧は、水道事業者が行う。

第2 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者を対象に行うものとする。この場合、医療施設、指定避難所、福祉施設等の施設については他に優先して供給する。

第3 給水方法等

1 市民への広報

水道事業者等は、断減水の状況、応急給水の実施、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

2 給水方法

取水地点で確保した飲料水を給水用具及び車両等を活用して、給水拠点まで運搬し給水する。なお、給水方法としては、給水タンク、ポリ容器、給水袋等により行う。

第4 確保方法

応急飲料水については、被災後、使用可能な水道施設(消火栓等)により、仮設配水管を敷設し飲料水を確保するものとする。

第5 給水量

被災者に対する飲料用応急給水量は、1人1日3リットルを目安とするが、給水能力増強見込み及び水道施設の復旧状況に応じ、飲料水以外の生活用水についても給水量を増加する。

第6 費用の範囲

費用の範囲は、給水に必要な機械、器具の借り上げ費、修理費及び燃料費等とする。また、浄水用薬品及び資材費も含む。

第7 応急復旧

1 応急復旧方針

水源(取水)施設・導水施設・浄水施設等基幹施設の復旧を最優先し、次いで主要給水所に至る送配水施設(送配水管、配水本管、配水小管)給水装置の順に復旧する。

2 応援・協力

市は、市内の水道工事業者と連絡を密にし、災害時における応急給水及び応急復旧体制を整備しておくとともに、必要があるときは、被災地域外の水道事業者、水道工事者等の応援又は協力を求める。

また、被害を受けた他の水道事業者から応急給水及び復旧のために、技術者、資機材、用水等について応援又は協力を求められたときは、可能な限りこれに応ずるものとする。

水道工事業者、水道資機材の取り扱い業者及び防災関係機関は、水道事業者の行う応急給水復旧活動に協力するものとする。

3 災害対策マニュアル

被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、「災害対策マニュアル」を整備し、災害対応体制や関係機関との連絡方法、応急復旧の具体的方針を定める。

また、発災直後の巡視や応急工事实施を円滑に行うため、予め建設業者等と協定を締結しておく。

第13節 災害時要配慮者安全確保対策

■基本的考え方

この計画は、発災時に、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人などの災害時要配慮者、及び災害時要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対する安全確保及び必要な救助に関する措置について定めるものである。

関係班	救助班、救護班

第1 方針

市は、災害時に自力で避難が困難な高齢者、乳幼児、肢体不自由者、及び視聴覚や音声・言語機能の障がいから、的確な避難情報の把握や市民との円滑なコミュニケーションが困難になる災害時要配慮者に対し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

第2 実施機関

- ①市は、災害時要配慮者関連施設の入所者等に対する安全確保対策を図るため、施設管理者に対し、予防を含め安全確保対策について指導するとともに、災害時の応急対策の実施について要請する。
- ②在宅の災害時要配慮者に対する安全確保対策は、市が実施する。
- ③市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第3 災害時要配慮者関連施設の入所者等に対する安全確保対策

1 救助及び避難誘導

施設管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助及び避難等のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

さらに、施設管理者は、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練やその他の措置に関する計画を作成し、入所者及び利用者の洪水時等の避難確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

2 搬送及び受入先の確保

施設管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、他の災害時要配慮者関連施設に受入先を確保する。

3 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

4 介護職員等の確保

施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の災害時要配慮者関連施設やボランティア等へ協力を要請する。

5 巡回相談の実施

被災した施設入所者等や他の施設に避難した入所者等に対して、自主防災組織、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、災害時要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

6 ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、災害時要配慮者関連施設の機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

7 警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の把握

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設を把握する。

8 避難確保計画の作成

洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の避難確保計画を作成すると共に当該計画に基づき、避難訓練を実施し、利用者の確実な避難確保を図る。

なお、当該計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対しては、市長が作成の指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する措置をとる。

第4 在宅の災害時要配慮者に対する安全確保対策

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うために、防災担当者と福祉担当者との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し名簿を作成する。

1 避難支援等関係者

災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）を次に掲げる。

- ①消防署・消防団
- ②警察署
- ③民生委員・児童委員
- ④社会福祉協議会
- ⑤自主防災組織
- ⑥その他の避難支援等の実施に携わる関係者

2 避難行動要支援者の範囲

この計画において、避難支援等の対象となる避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者で、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は行動（以下「避難対応等」という。）を自ら行うことが困難な者（家族等の介助により避難対応等が可能な者を除く。）とする。

- ①身体障がい者のうち、肢体不自由の障がいの程度が1級又は2級の方
- ②視覚障がいの程度が1級又は2級の方
- ③聴覚障がいの程度が2級の方
- ④知的障がい者のうち、その障がいの程度が(A)、又はA判定の方
- ⑤精神障がい者のうち、その障がいの程度が1級の方
- ⑥65歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯
- ⑦寝たきり高齢者
- ⑧認知症高齢者
- ⑨前各号に掲げる者に準ずる状態にある難病患者その他の方

3 名簿の作成

(1) 避難行動要支援者の把握

名簿を作成するため、保有する福祉情報等の整理、関係機関等からの情報の入手等により、避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等の基礎となる避難行動要支援者の情報を整理する。

(2) 避難行動要支援者の要件に合う者の情報を収集する資料例

- ①住民基本台帳
- ②身体障害者手帳交付台帳
- ③療育手帳交付台帳
- ④精神障害者保健福祉手帳交付台帳 等

（３）名簿の作成及び情報の提供

本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する次の各号の事項を記載した名簿を作成する。

名簿の提供にあたっては、個人情報の管理方法等について明確にするとともに、市は名簿を取り扱う支援者に対する個人情報保護の啓発、指導を行うものとする。

（４）名簿に記載する情報の項目

- ①氏名
- ②生年月日・年齢
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由（障がいの種類・程度、福祉サービスの利用状況、要介護状況）
- ⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

（５）名簿の更新

- ①名簿に登録されている避難行動要支援者及びその家族は、登録されている情報に変更（登録そのものの消去を含む。以下、同じ。）がある場合は、速やかに地域の支援者にその旨を申し出るものとする。避難行動要支援者及びその家族が申し出ることができない場合において、支援者が必要と認めるときも同様とする。
- ②地域の支援者は、前号の申し出により、名簿（個別避難計画を含む。）を変更等した場合は、市にその内容を連絡するものとする。

（６）名簿の利用及び提供

ア 名簿情報の利用及び提供

- ①市は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿に記載し、又は記録された情報を内部で目的外利用できるものとする。
- ②市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。
- ③市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく避難支援等関係者その他のものに対し、名簿情報を提供できるものとする。

イ 名簿情報を提供する場合における配慮等

- ①市は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受けるものに対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- ②名簿情報の提供を受けた者、その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる又は携わった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ③庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(7) 警報の伝達および警告

- ①市は、災害に関する予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び市民、その他関係のある団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市は、市民、その他関係のある団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。
- ②市は、避難行動要支援者が避難のための立退きを行うことができるよう配慮しなければならない。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難先までの距離、避難行動に要する時間、傷害程度区分や行動能力に対応した避難方法を事前に確認し、安全確保を図る。

(9) 個別避難計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、個別に避難行動要支援者と打合せを行いながら、避難支援等関係者が中心となり、要支援者ごとの避難方法や避難先などを含む個別避難計画を作成する。

ア 具体的な支援方法に関する調整

民生委員、自主防災組織を中心に、避難行動要支援者を個別に訪問し、本人と具体的な避難支援等の方法について打合せを行い、避難支援等関係者間で避難支援等に必要な情報を共有できるよう、名簿に記載されている情報に加え、以下の情報等を記録する。

- ①発災時に避難支援を行う者
- ②避難支援を行うに当たっての留意点
- ③避難支援の方法や避難先

イ 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

市は、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報を要求し、避難行動要支援者の利益を損なわれることがないよう配慮する。

(10) 個別避難計画に係る訓練の実施

作成した個別避難計画の実効性を検証するため、訓練を実施する。支援方法に修正が必要な場合は、再度打合せを行い、個別避難計画の修正を行う。

4 搬送体制の確保

災害時要配慮者の搬送手段として、自主防災組織等の協力を得るとともに、救急自動車や災害時要配慮者関連施設所有の自動車により行う。

また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、災害時要配慮者の搬送活動を行う。

5 災害時要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や指定避難所等で生活する災害時要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

6 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の災害時要配慮者への配慮

災害時要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。

なお、避難所等の食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

また、配布場所や配布時間を別に設けるなど災害時要配慮者に配慮した配布を行う。

7 保健・医療・福祉巡回サービス

医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員、ボランティア等によりチームを編成し、在宅、指定避難所等で生活する災害時要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

8 保健・医療・福祉相談窓口の開設

災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

第5 外国人に対する安全確保対策

1 外国人の避難誘導

語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線、インターネット等を活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2 安否確認、救助活動

警察、自主防災組織、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

３ 情報の提供

（１）指定避難所等及び在宅の外国人への情報提供

指定避難所等や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供を行うよう努める。

（２）テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

外国人に適正な情報を伝達するためテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して外国語による情報提供に努める。

（３）外国人相談窓口の開設

市は、速やかに外国人の相談窓口を設置し、生活相談に応じる。

また、相談窓口のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第14節 帰宅困難者対策

■基本的考え方	
この計画は、災害時の帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則のもと、安否確認や平時からの広報、企業等に対する従業員等の事業所内留め置きなどの必要事項を定めるものである。	
関係班	本部統括班、広報情報班、土木班、学校班

第1 普及啓発

市は、企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

第2 備蓄の確保

帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。

第3 情報提供

交通事業者等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

第4 交通事業者との連携体制の整備

帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制の構築に努めるものとする。

第5 企業の取組

1 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

2 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、最低3日分の水、食糧、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

3 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物のガラスの飛散防止などの風水害防止措置を講じ、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

4 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、事業継続計画（ＢＣＰ）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

5 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル 171 及び災害用伝言板 web171、ＳＮＳ等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

6 市及び自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と、大規模災害発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

第6 大規模集客施設の取組

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

第7 各学校の取組

1 鉄道事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるよう努める。

2 児童・生徒等への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

3 代替バスの運行等、搬送体制の構築

市は、交通事業者、国、市町村などの関係者間での情報共有を図るとともに、代替バス及び臨時バスの運行に関する調整等に努める。

4 飲料水等の備蓄

各学校は、災害発生時に児童・生徒等を学校に留めておくことができるように、飲料水等を備蓄しておく。

第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

■基本的考え方	
この計画は、災害のため、住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住家を確保できない者に対し、応急仮設住宅を建設し、被災者の居住の安定を図るために定めるものである。	
関係班	土木班

第1 実施機関

応急仮設住宅の供与は市長が実施する。ただし救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

市限りで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

第2 対象者

- (ア) 住家が全焼、全壊、または流失した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自らの資力で住家を確保することができない者
 - a 生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない失業者
 - c 特定の資産のないひとり親世帯、高齢者世帯、身体障がい者世帯、病弱者等
 - d 特定の資産のない勤労者及び中小企業者
 - e 上記に準ずる経済的弱者

第3 応急仮設住宅の提供

1 設置場所

下記の場所に設置するものとするが、災害規模、災害種別に応じ、用地が不足する場合は、適宜、小中学校グラウンド等の市の公有地を設置場所として指定する。

名称	所在地
総合運動公園	小張1770

2 規模及び構造

応急仮設住宅1戸当りの規模は、「茨城県災害救助法施行細則」に定める規模を基準とする。また、建物の構造は、軽量鉄骨組立方式とし、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、災害時要配慮者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、災害時要配慮者の優先入居に努めるものとする。

3 設置戸数

住家の全焼、全壊又は流失世帯の3割以内とする。

4 着工及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成させるものとする。

供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

5 設置計画の作成等

市は、被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。

6 応急仮設住宅の借り上げ等

市は、県が提供する、借り上げる住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報などをもとに必要な住宅の借り上げを行う。

第4 住宅の応急修理

1 実施者

住宅の応急修理は、市長が実施する。ただし、救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得るものとする。

2 対象世帯

応急修理は、市が、災害のため住家が半壊若しくは半焼した世帯に対しては、応急修理を行い保護していくものとする。

3 実施方法

被災世帯個々の修理計画を作成し、実施する。

修理戸数は住家の半焼、半壊世帯の3割以内とする。

4 費用の範囲

費用の範囲は、材料費、労務費、輸送費、工事事務費とする。

5 応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完成するものとする。

第5 災害用復旧用材（国有林材）の備蓄・供給

- ①農林水産省（林野庁）は被災者の救助、災害の早期復旧及び木材価格の安定のため、国有林材の供給を行うこととしている。
- ②災害復旧用材の供給は、知事、市長が要請する。

第16節 医療・助産

■基本的考え方

この計画は、災害のため、医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失ったときに応急的に医療又は助産を施し、被災者の保護を図るために定めるものである。

関係班

救護班

第1 実施機関

市は、医療及び助産を実施する。ただし、救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
市限りで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

第2 対象者

- ①災害のため、医療の途を失った者で、応急的に医療を施す必要がある者
- ②災害のため、助産の途を失った者で、現に助産を要する状態の者

第3 医療及び助産の実施体制の確立

1 情報の収集伝達

市内には救急医療施設がないことから、県や関係医師会等と連携を図り、特に、平時から休日や夜間等における応急的処置に対応できる体制を整えるため、次の内容について情報収集を行う。そのため、平常時から、関係機関との連携を緊密に保つとともに市内医院、診療所及び災害医療拠点病院等との通信体制を整備するものとする。

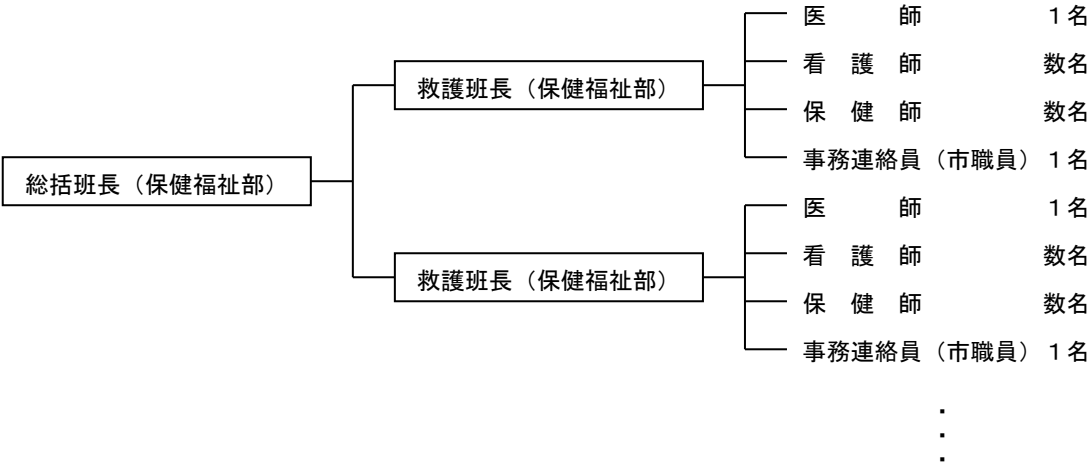
- ①医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ②指定避難所等、医療救護所の設置状況
- ③重傷者の収容状況
- ④医薬品等医療資機材の受給状況
- ⑤医療施設、医療救護所等までの交通状況
- ⑥その他医療体制確立に向けて参考となる情報

2 現地対策本部の設置

必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。また、災害の程度により市の能力をもっては十分でないと認められるときに、県及びその他関係機関に協力を要請する。

3 医療救護班の編制

医療救護の実施は、医療機関等と締結した各種協定等に基づき、必要に応じて複数班を編成する。また、市で編成する救護班のみで対応が困難と判断される場合は、茨城県及びその他関係機関に医療救護チーム・災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣など、協力を要請する。



（１）医療救護班の業務

医療救護班の業務は以下に示すとおりである。

- ①被災者のスクリーニング（症状判別）
- ②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ④死亡の確認
- ⑤遺体の検案
- ⑥その他状況に応じた処置

（２）巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護班は、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

４ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の配置

県DMAT調整本部及び県DPAT調整本部は、県及び市医療救護班等と調整の上、DMAT等を被災地等に派遣・配置する。

また、県は、病院等から派遣されてきた医療救護チーム（日赤救護班、国立病院機構や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等）を、救護班等と協議しながら県保健福祉部及び保健所等において調整した上で、被災地の医療救護所、病院等に配置する。

地域災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、調整・配置についての助言を行う。

被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下する等必要と認められる場合は、市は県に対し災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請し、被災地域に重大な健康危機が発生し市が指揮調整機能不全に陥る等必要と認められる場合は、県に対し災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を要請する。

5 医療救護所の設置

(1) 設置基準

市長は、以下の基準を目安として、医療救護所の設置を決定する。

- ①医療施設の収容能力を越えるほどの多数の負傷者が一度に発生したとき。
- ②医療施設が多数被災し、十分機能しないと判断したとき。
- ③時間の経過とともに、負傷者が増加する恐れがあると見込まれるとき。
- ④救助法が適用される恐れがある災害が発生したとき

(2) 設置場所

市は、以下の手順に基づき、医療救護所を設置する。

- ①被災状況や負傷者の状況等を勘案し、保健福祉センターに医療救護所を設置する。
- ②地区別の被災状況や負傷者の状況等を勘案し、小中学校をはじめとする市の公共施設に
適時、医療救護所を設置する。
- ③設置後は、速やかに設置内容(以下の事項)について管轄保健所に報告する。
 - (ア) 設置場所(医療救護所への連絡方法、付近の医療機関の状況、医療救護所への経路等)
 - (イ) 医療救護班の必要性の有無(医師、看護師等具体的な内容)
 - (ウ) ライフラインの確保状況(電気、ガス、水道等)
 - (エ) 医療品等の必要性の有無
- ④速やかに広報車や防災行政無線等を使用して、医療救護所の開設状況等を市民に広報する。
- ⑤災害現場により自らの判断で設置することが困難と判断した場合には、保健所等と連絡を取り合って協議の上設置する。

(3) 開設及び運営

ア 設置統括と資機材の調達及び輸送

医療救護所が設置された後、派遣された救護班との連絡により、救護医療に必要な資機材の確認を行った上で、資機材の調達及び輸送を行う。

また、医療救護所の開設及び運営実務統括は医師及び保健福祉部が行い、市職員、消防署がそれを支援する。

イ 救助業務協力者の支援体制の確立

救助活動に協力させることのできる下記の者について、関係機関・団体等を通じてあらかじめ必要事項を調査するとともに、救助活動に対する協力を要請しておくものとする。

- (ア) 医師・歯科医師及び薬剤師
- (イ) 保健師・助産師及び看護師
- (ウ) その他、医療・助産計画に必要な事業者及びその従事者

ウ 救周辺医療機関への協力要請

市内医療機関による救護活動だけでは困難な場合、周辺市町村の医療機関の協力を要請する。

第4 医療及び助産の実施

災害により傷病を受け、医療の途を失った者及び災害発生の日前後7日以内の分娩者で助産の途を失った者に対して、医師等の指示に基づき応急処置を行うとともに、必要に応じて医療機関への搬送を行う。

1 医療の範囲

- ①診察
- ②薬剤又は治療材料の支給
- ③処置、手術その他治療及び施術
- ④病院又は診療所への受入れ
- ⑤看護

2 助産の範囲

- ①分娩の介助
- ②分娩前、分娩後の処置
- ③脱脂綿、ガーゼ、その他衛生資材の支給

第5 広域医療拠点との連携

1 収容可能医療機関の確保

市内に確保された医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設(被災を免れた全医療施設)に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。また、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等の要請に基づき県と協議し、後方医療施設(精神病院を含む)を確保する。

2 重傷者等の搬送

病院等から患者搬送の要請を受けたとき、市及び消防本部は、自己所有又は応援関係消防機関の救急自動車により搬送を実施する。消防本部で救急自動車を確保できない場合は、市が輸送車両の確保に努める。また、必要に応じて県に対して救急自動車、ドクターヘリ等の出動を要請する。

被災現場から救護所までは、警察署、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、車両もしくは担架等により搬送する。

第6 人工透析の供給等

1 透析療法

保健所と協力して被災地内の透析患者の受療状況、及び透析医療機関の稼働状況等の情報を把握し、県災害対策本部保健福祉部に報告する。

2 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

被災地内の在宅療患者等の被災状況を確認し、県災害対策本部保健福祉部に報告する。

3 周産期医療

被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施し、必要に応じて消防署又は県災害対策本部保健福祉部に緊急輸送を要請する。

第7 医薬品・資機材等の確保

災害時の医薬品等は、可能な限り保健所、医療機関、医薬品販売店等で確保するものとし、不足する場合は茨城県災害対策本部に供給を要請し、確保する。

第17節 防疫

■基本的考え方	
この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症のまん延及び食中毒の未然防止を図るために定めるものである。	
関係班	防疫班、救護班

第1 実施者

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）及び予防接種法の規定に基づく県知事の指示に基づき、関係機関との連携により、迅速かつ確かな防疫活動を実施して、感染症の発生を防止する。

被災地における防疫は、市長が実施する。市限りで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

1 防疫活動組織の設置

市は、感染症などのまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、防疫関係の組織をつくとともに、必要な予防教育等を実施する。

2 防疫措置情報の収集・報告

市は、災害の発生後において、警察、消防の協力を得て、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、救護所（救護班）との連絡を密にする。

3 防疫用薬剤及び資機材の確保

市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達し、運輸調査班に配送を要請する。また、市内取扱業者、協定締結市町村、県等の協力を求める。

第2 防疫措置

市は、被災実情に応じ、防疫班などにより、次の事項を行う。

- ①清潔方法及び消毒方法の施行（感染症法第27条第2項及び第29条第2項）
- ②ねずみ族・昆虫等の駆除（感染症法第28条第2項）
- ③生活用水の供給（感染症法第31条第2項）
- ④避難所の衛生管理及び防疫指導
- ⑤臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

第3 防疫の種別及び方法

- ①市が行う消毒活動は、知事の指導に基づき次の要領により行う。
 - (ア)浸水家屋、下水、その他衛生面に配慮すべき場所の消毒は、状況により随時行う。
 - (イ)指定避難所等の衛生面に配慮すべき場所の消毒は、状況により随時行う。
 - (ウ)汚染の恐れ、あるいは疑いのある井戸の消毒を行う。
 - (エ)状況により、害虫等の駆除を行う。
- ②各世帯における家屋等の消毒
床上浸水家屋に対しては、被災直後各戸に逆性せっけん等を配布し、床、壁、手洗い設備等の消毒について、衛生上の指導を行う。

第4 検病調査

- ①検病調査は、県及び市救護班が行う。
 - (ア)班の編制は、県の指示に基づき、医師、保健師、看護師をもって編成する。
 - (イ)災害地域を各班に分け、毎戸に個別訪問調査をする。
- ②検病調査の結果健康診断を実施する必要がある場合、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第17条の規定により健康診断を実施する。

第5 患者等に対する措置

被災地において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき就業制限又は入院勧告を要する感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

第6 指定避難所等の防疫措置

(1) 検病調査

避難者に対しては、発病を防ぐため、1日1回の健康チェックを実施する。

(2) 衛生消毒剤の配置及び指導

- ①指定避難所等及び被災地について衣服の日光浴、消毒用アルコール等による消毒、手指消毒用アルコールの配置、手洗いの励行について、個別指導する。
- ②指定避難所等の給食作業に従事する職員については、事前に健康診断を行う。

(3) 仮設トイレの管理

仮設トイレの管理を行い、必要な消毒及びし尿処理を行う。

第18節 災害廃棄物の処理

■基本的考え方

この計画は、被災地における廃棄物(粗大ごみ、可燃性ごみ、不燃性ごみ、災害ごみ、し尿等)の清掃、処理を適切に行い、市民の保健衛生の確保、及び環境の保全を図るために定めるものである。

関係班

防疫班

第1 実施者

被災地域における災害廃棄物の処理は、災害廃棄物処理計画に定めた方法により適切な処理を行う。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国その他各関係機関の応援を得て行う。

第2 ごみの収集処理

1 一般ごみの収集処理

災害時には、平常どおりのごみの排出や収集が困難になることが想定されるため、推計発生量、避難所の設置場所などにに基づき収集ルートを決定制、作業計画を定める。

また、市民の協力を促し、ごみの散乱防止に努めた上で、集積所での収集を行う。

①生ごみを含む可燃ごみの収集運搬を最優先に行う。

(収集は車両をもって実施し、重点的に被災地域の収集を行う)

②収集したごみの処分は、指定した処理施設により行う。

③市は、収集計画等を広報するとともに、ごみの分別を守るように協力を呼びかける。

2 災害ごみの収集処理

災害時には、片付けや家屋解体により大量のごみが発生することが想定されるため、大規模な災害廃棄物の仮置き場が必要となる。

災害ごみの収集については、あらかじめ選定された候補地の内、災害の状況を考慮して、仮置き場を適切な場所に設置し、災害ごみの受入と処理施設への搬出を行う。

第3 し尿の収集処理

1 携帯トイレ・簡易トイレの収集運搬

被災地域で携帯トイレや簡易トイレを使用する場合は、他のごみとは分けて保管、収集し処理施設へ搬出する。

2 仮設トイレの収集運搬

避難所などで仮設トイレを使用する場合は、バキューム車により、し尿の収集を行い処理施設へ搬出する。

第 19 節 遺体の搜索及び処理埋葬

■基本的考え方	
この計画は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の遺体を搜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等のための処理を行い、かつ遺体の応急的な埋葬を実施するために定めるものである。	
関係班	本部統括班、救助班

第 1 実施者

1 行方不明者の搜索

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者を、消防関係団体等と協力して搜索する。ただし、救助法適用時に知事が行うことを妨げない。

2 遺体の処理・埋葬

遺体の処理は、市が実施するものとする。ただし、救助法を適用したときは県と協力し、実施する。

第 2 応援要請

被災地が広範囲であり、市限りでの搜索が困難なとき、又は遺体が流失等により他市町村に漂着することが予想される場合は、次の事項を明らかにし当該市町村へ搜索の応援を要請するものとする。

- ①遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- ②遺体数及び住所・氏名・年齢・容貌・特徴等
- ③応援を要請する人員又は舟艇・器具等

第 3 遺体の収容(安置)、一時保存

1 遺体収容所(安置所)の設置

市は、被災地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

2 棺の確保

市は、死者数、行方不明数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

3 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置所を設置し、身元不明遺体を集中安置する。

4 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

第4 埋葬

身元の判明しない遺骨は、納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、遺族に引き渡す。

第 20 節 障害物の除去

■基本的考え方	
この計画は、被災地の交通に支障をきたす障害物等を除去するために定めるものである。	
関係班	土木班

第 1 実施者

- ①障害物の除去は市長が行う。ただし、救助法適用時には知事が行うことを妨げない。
- ②道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行う。
- ③市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援を得て実施する。
- ④公共施設以外の障害物の除去は、原則としてその施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

第 2 対象者等

- ①障害物の除去が交通の安全及び輸送の確保に必要な場合
- ②当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ③住家が半壊又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住できない状態を含む)した者で、自らの資力では障害物の除去ができない者
- ④その他公共的立場から除去を必要とする場合

第 3 障害物の除去方法

市長の指示に基づき、都市建設部は資機材を用い又は建設業者の協力を得て実施するものとする。又、道路に障害を及ぼしているものの除去については、それぞれの管理者において、所有する機械器具をもって速やかに除去するものとする。

第 4 障害物の集積場所

集積場所は、災害の状況に応じ公園、広場等、日常生活及び道路交通確保のため支障とならない場所を利用し、また環境衛生に注意して指定する。

第 5 救助法による障害物の除去

市に救助法が適用された場合の障害物の除去は、同法及びその運用方針による。

第21節 輸送

■基本的考え方	
この計画は、災害時における被災者の避難及び救援物資並びに応急対策実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図るために定めるものである。	
関係班	本部統括班、管財出納班、運輸調査班

第1 実施者

避難、救助物資等の輸送は市長が行う。ただし、救助法適用時には知事を行うことを妨げない。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援を得て実施する。

第2 対象者等

- ①被災者
- ②重傷患者、妊産婦その他災害時要配慮者
- ③飲料水、食糧及び救助用物資
- ④遺体の捜索又はその処理のための人員、資機材
- ⑤その他、災害応急対策の実施に必要な物資、資機材及び人員

第3 地域内輸送拠点の確保

市は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

第4 輸送力の確保

災害応急対策を実施するため、市保有車両の配車計画を定めるとともに、被害の状況により車両等が不足した場合には、それぞれ次の方法により必要な措置を講ずる。

（1）市有車両の確保

- ①車両等の掌握、配車については管財出納班が行う。
- ②各部において車両を必要とするときは、管財出納班に要請する。
- ③管財出納班は、車両の要請があった場合は、使用車両を決定し、速やかに配車する。

（2）市有以外の車両の確保

市有車両が不足する場合は、営業用、自家用車を借り上げるほか、必要に応じ関係機関に応援、協力を依頼する。

第5 緊急輸送車両証明書及び標章の交付

- ① 災対法第76条の規定により交通の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送に従事する車両に対しては、同法施行令第33条の規定により、知事又は公安委員会が緊急輸送車両証明書及び標章を交付する。
- ② 緊急輸送に従事する車両を使用する場合は、常総警察署又は知事（防災・危機管理課）に申請して証明書及び標章の交付を受ける。

第22節 労務

■基本的考え方	
この計画は、災害時における応急対策を実施するにあたり、供給可能な労務の確保に努め、市職員の労力不足を補い災害応急対策活動の円滑な推進を図るために定めるものである。	
関係班	全班

第1 実施者

災害応急対策に必要な労務の確保は市長が行う。

市長は、労務を確保することが困難又は不足する場合、知事に調達又は斡旋を要請する。

第2 労務の供給方法

1 市職員及び知事要請による労務供給

市職員については、第3章第1節「組織」及び第3章第2節「動員」によるものとし、知事要請によるものは、第3章第24節「自衛隊に対する災害派遣要請」による。

2 市民からの労務供給

自主防災組織及び各自治組織等の民間団体に要請し供給する。

3 その他事業者からの労務供給

救出、救護活動及び輸送活動を実施する上で必要な労務に対し、市内各業者に要請し、供給する。

- (ア) 医師・歯科医師及び薬剤師
- (イ) 保健師・助産師及び看護師
- (ウ) 土木技術者及び建築技術者
- (エ) 大工・左官及びとび職
- (オ) 土木業者・建築業者及びその従業者
- (カ) 鉄道・バス経営者及びその従業者
- (キ) 貨物自動車等の運送業者及びその従業者
- (ク) ライフライン（電気、ガス、電話等）事業者及びその従業者
- (ケ) その他、災害応急対策に必要な事業者及びその従業者

第3 労務作業の内容

災害応急対策における市職員以外の者の労務作業の範囲は、おおむね次のとおりとする。

1 被災者の救出・救護

救出・救護行為及び救出に要する機械器具の操作。

2 医療及び助産における移送

医師等が到着しなければ医療措置を講じられない重傷患者、又は医療措置を必要とする患者を病院等に運ぶために、他に方法がない場合

3 飲料水等の供給

飲料水の供給行為及び浄水するための医薬品等の配布

4 救助用物資の整理、輸送及び配布

(ア) 被服、寝具その他の生活必需品

(イ) 学用品

(ウ) 食糧品及び燃料

(エ) 医薬品及び衛生材料

5 緊急輸送道路の確保に必要な作業

6 その他災害応急対策に必要な作業

第23節 児童・生徒等の安全確保・応急教育等

■基本的考え方

この計画は、災害により平常の学校教育の実施が困難となった場合、市は、県その他関係機関と連絡を緊密に取り、又は協力を得て児童・生徒等の安全及び教育を確保するとともに、市の社会教育施設及び文化的資源の被害を最小限にとどめるために定めるものである。

関係班

学校班

第1 実施者

市立小・中学校の応急対策は、市長及び市教育委員会が実施し、担当は教育長及び各学校長等が当たる。

第2 情報等の収集・伝達

- ①市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、校長等に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- ②校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、教職員に対して速やかにあらかじめ定めるところにより教職員に伝達するとともに、自らラジオ・テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童・生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮するものとする。
- ③校長等は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又は、その怒れがある場合は、直ちにその状況を、市その他関係機関に報告する。
- ④市及び各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

第3 児童・生徒等の避難等

1 避難の指示

校長等は、災害の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に教職員等に指示する。なお、状況によって教職員は、児童・生徒等に対し個々に適切な指示を行うものとする。

2 避難の誘導

校長等及び教職員は、避難を指示した場合は、児童・生徒等の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市及びその他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

3 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率及び保護者等への引渡し措置を講ずるものとする。

4 帰宅困難者対策

(1) 鉄道事業者との連携

日頃から児童・生徒等の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるよう努める。

(2) 児童・生徒等への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

(3) 代替バスの運行等、搬送体制の構築

(4) 飲料水等の備蓄

5 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引渡しの手配を講ずるものとする。

なお、この場合、速やかに市に対し、児童・生徒数や保護者の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

6 保健衛生及び健康管理

市は、帰宅できず校内で保護する児童・生徒等のため、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。

また、校長等は、災害時においては、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

7 休校措置

校長等は、災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった場合、必要に応じ休校措置をとる。

8 登校前の措置

校長等は、登校前に休校の措置をした場合は、直ちに保護者、児童・生徒等に連絡するものとする。

第4 応急教育

1 授業の確保

市長及び校長等は、速やかに被害状況等を把握するとともに、相互に協力し教育施設等を確保すると同時に、下記の措置を講じ、授業の確保に努める。

また、校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

表：応急教育の考え方

災害の程度	施設の被害及び修復の度合	施設授業の再開	授業確保の措置
校舎の被害が軽少な場合	速やかに応急修理をして授業を再開する。		教職員の被災等によって児童・生徒の授業に支障をきたし、校内操作の限度を超す場合には、その程度により隣接校の応援あるいは全県的な非常措置等による確保を図る。
校舎の一部が被害を受けた場合	速やかに応急修理を行い、早期に通常授業を再開する。	①残存教室等の施設を利用する。 ②合併及び二部授業等を実施する。	
校舎の全部が被害を受けた場合	短期間に修復できる場合	臨時休校とし、家庭学習等を実施する。	
	復旧に長期間を要する場合	①公民館等の公共施設を利用する。 ②寺院等の民間施設を利用する。 ③隣接学校の校舎を利用する。 ④必要な場合は応急仮設校舎を建設する。	
特定の地域全体が被害を受けた場合	被害を受けなかった他の学校、公民館及び寺院等の施設を利用する。		

2 教職員の確保

教育施設の被害及び教職員の事故等により、変則的学級編成による授業を実施するときは、県教育長と緊密な連絡をとり、教職員の確保等必要な措置を講ずる。

第5 学用品の調達・供与

1 対象者

災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）をそう失又はき損し、就学上支障をきたしている小・中学校の児童・生徒等であることとする。

2 調達及び供与方法

学用品等は供与対象人員、学校別、学年別等による必要数量を正確に把握し、一括購入し、児童・生徒等に配分する。

3 学用品等の品目

学用品等としては、教科書、教材、文房具及びその他授業を受ける最小限の必要な用品とする。

4 県への要請

市限りでは学用品等の供与の実施が困難な場合は、県に対し学用品等の供与の実施及び調達について応援を要請する。

第6 指定避難所との機能の共有

学校が教育の場としての機能と、指定避難所としての機能を有することから、災害応急対策を行う教育委員会、学校等は事前に次の措置を講ずるものとする。

- ①学校を指定避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- ②指定避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議する。
- ③指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- ④学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童・生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- ⑤指定避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、指定避難所と同様の対応ができるよう努める。

第7 社会教育施設・文化財の応急措置

- ①公民館・運動公園等の社会教育施設の被災状況を速やかに把握し、関係機関に連絡又は報告するとともに、その災害の程度に応じ適切な措置を講ずるものとする。
- ②文化財の被災状況を調査し、破損を最小限度にとどめるよう応急の措置をするとともに、その状況を関係機関に報告するものとする。

第24節 自衛隊に対する災害派遣要請

■基本的考え方	
この計画は、災害時において、市が人命、財産等を保護するため必要があると認めた場合に自衛隊の災害派遣を要請するために定めるものである。	
関係班	本部統括班

第1 自衛隊の派遣要請範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命財産を保護するため必要であり、かつやむを得ない事態であると認められ、ほかに実施する機関がない場合で、おおむね次によるものとする。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の欠壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防署に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(平成19年1月4日内閣府令2)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報支援	航空機、車両等を用いて、市民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第2 災害派遣要請

1 災害派遣要請者

自衛隊の災害派遣要請は、原則として知事が文書をもって自衛隊に要請する。

2 災害派遣要請の手続

市長は、自衛隊の災害派遣を必要と認めたときは、知事に対し自衛隊の災害派遣要請依頼文書をもって行うものとする。

ただし、事態が急迫し所定の手続によりがたい場合は、電話等により依頼する。なお、市長は知事に災害派遣要請の要求の申し出をできない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を、直接、最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知する。

3 災害派遣要請依頼書の提出

(1) 提出先

＜茨城県防災・危機管理課＞

電 話 029-301-2885 (直通)

FAX 029-301-2898

＜茨城県防災行政無線＞

電 話 8-100-8440

FAX 8-100-8450

(2) 記載事項

- ①派遣を必要とする理由
- ②派遣を必要とする期間
- ③作業の内容
- ④派遣を希望する人員、車両等の数
- ⑤その他参考事項

表：緊急の連絡先

自衛隊名	部隊等の長	連絡責任者		電話番号	内線番号	
		時間内	時間外		時間内	時間外
陸上自衛隊 施設学校	施設学校長	警備課長 又は防衛班長	駐屯地当直司令	029-274-3211	234	302
陸上自衛隊 第一施設団 (古河駐屯地)	第1施設団長	第3科長	団当直長	0280-32-4141	231・232	631
航空自衛隊 第7航空団	第7航空団司令	防衛部長 (防衛班長)	基地当直幹部	0299-52-1331	2231	2215

第3 自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の災害派遣要請を必要とする災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、自衛隊に通報するほか、必要な情報の交換を行う。

第4 災害派遣部隊の受入れ体制

災害派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分達成できるよう努めなければならない。

1 災害派遣部隊到着前

- ①応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- ②連絡職員を指名する。
- ③派遣部隊の展開、宿営の拠点等を準備する。

2 災害派遣部隊到着後

- ①派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ②派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

第5 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊がその目的を達成したときは、文書をもって知事に対し災害派遣部隊撤収要請を行うものとする。

第6 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおり。

- ①派遣活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- ②派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ③派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- ④派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係るものを除く)の補償。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議する。

第7 ヘリコプターの受入れ

1 発着場の選定基準

- ①別表の地積基準を満たす無障害地帯であること
- ②地盤堅固な平坦地(コンクリート・芝生が望ましい)であること
- ③地面斜度は6度以内であること
- ④車両等の進入路があること
- ⑤斜線上に障害物がないこと

2 発着場の準備

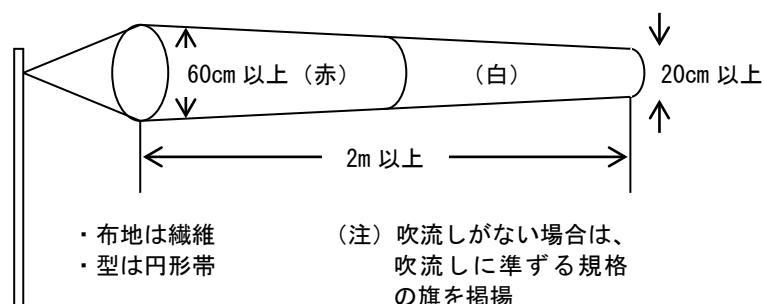
- ①砂塵の舞い上がる恐れのある場合は十分散水する。
- ②積雪時は、除雪又は圧雪を行う。
- ③風圧のため、飛散する恐れのあるものは、撤去する。
- ④発着所が校庭等の場合は障害の恐れのあるサッカーのゴール等を撤去する。
- ⑤上空から風向、風速が判定できるよう着陸点近くに紅白(又は赤)の吹流し(地上4.5～5.0m)、又は発炎筒を設置する。
- ⑥離着陸時は、危険防止のため、関係者以外の者を近づけない。
- ⑦粉末消火器(20型20本以上)を準備する。
- ⑧着陸点には石灰等を用いて㊦の表示をする。
- ⑨夜間にあたっては、災害用ヘリコプター発着所の無障害地帯において、進入、離陸の方向を示す表示灯を設置する。なお、表示灯は進入方向に対し直角に向ける。ただし、ヘリコプターに直接向けないように注意する。

表：ヘリコプター離着陸時必要面積

機種	必要面積
OH-6×1	約 30m× 30m
UH-1×1	約 40m× 40m
CH-47×1	約100m×100m

※四方向に障害のない広場のとき

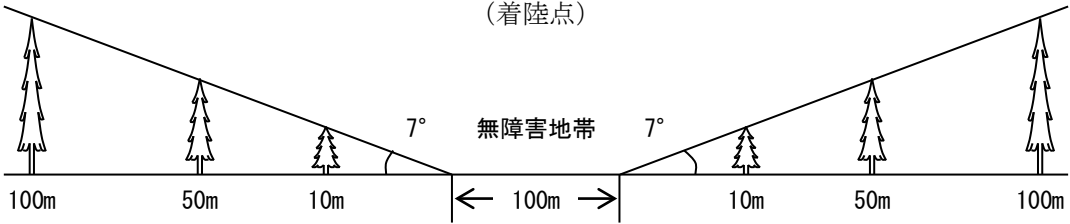
図：吹流しの基準



表：災害用ヘリコプター発着場

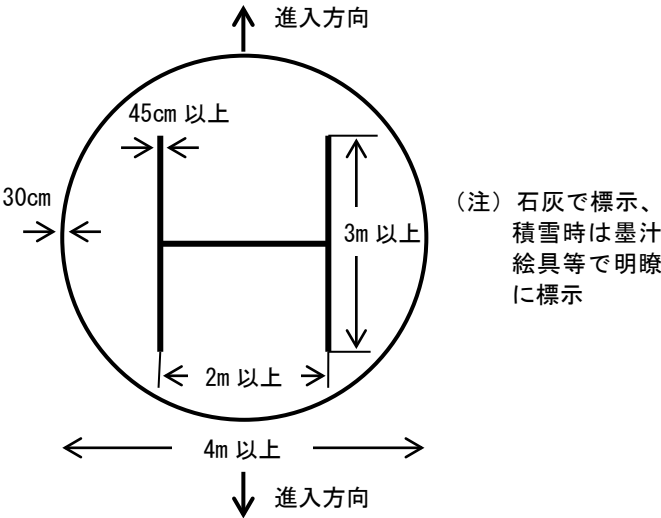
場所名	所在地	電話番号
伊奈中学校	市野深 600	0297-58-0201
伊奈東中学校	南太田 254	0297-58-4631
谷和原中学校	古川 950	0297-52-2038
総合運動公園	小張 1770	0297-58-4005
富士見ヶ丘小学校	富士見ヶ丘 2-18-1	0297-34-1223

図：発着場における無障害地帯
(着陸点)



※基点から500mまで

図：H記号の基準



第 25 節 応援・受援

■基本的考え方	
この計画は、平成 28 年熊本地震や東日本大震災の教訓を踏まえ、受援計画（災害時受援マニュアル）に沿って大規模災害時に他の自治体や機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れ、災害対応に当たるために定めるものである。	
関係班	本部統括班、受援班

第 1 他市町村への応援要請

市長は、市域に係る災害について、適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、予め締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し、応援要請を行う。

大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む）には、被災地の地方公共団体だけで全ての対策を実施することは困難であり、また隣接する地方公共団体は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣の都県、市町村のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立するよう努める。

第 2 県への応援要請又は職員派遣のあっせん

市長は、知事に応援又は職員派遣のあっせんに求める場合、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもって要請することができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

1 応援要請時に記載する事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量
- (エ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (カ) その他必要な事項

2 職員派遣のあっせん時に記載する事項

- (ア) 派遣のあっせんに求める理由
- (イ) 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣のあっせんに必要とする期間
- (エ) その他派遣のあっせんの要請について必要な事項

第 3 県防災ヘリコプターによる災害応急対策

災害時における県防災ヘリコプターによる応急対策としては、その機動性を活かして被災状況等の情報収集、緊急物資輸送などの措置を実施する。

1 活動体制

県防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「茨城県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「茨城県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「茨城県防災ヘリコプター緊急運航要請基準」の定めるところによる。

2 市からの応援要請

(1) 防災ヘリコプター緊急運航要請基準

市長は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次の一に該当するときは、知事に対しヘリコプターによる支援の要請を行う。

ア 救急活動

- ①救急患者の搬送
- ②傷病者発生地への医師搬送及び医療機材等の輸送
- ③高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- ④国道等の大規模事故における傷病者の搬送
- ⑤その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

イ 救助活動

- ①河川等での水難事故等における捜索・救助
- ②高層建築物火災による救助
- ③土砂災害等により、陸上から接近できない被災者等の救出
- ④その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

ウ 災害応急対策活動

- ①台風、豪雨等の災害の状況把握
- ②被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ③ガス爆発事故、国道等での大規模事故等の状況把握
- ④各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達
- ⑤その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

エ 火災防ぎょ活動

- ①林野火災等における空中からの消火活動
- ②火災における情報収集、伝達、住民等への避難誘導等の広報
- ③交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送
- ④その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 要請の方法

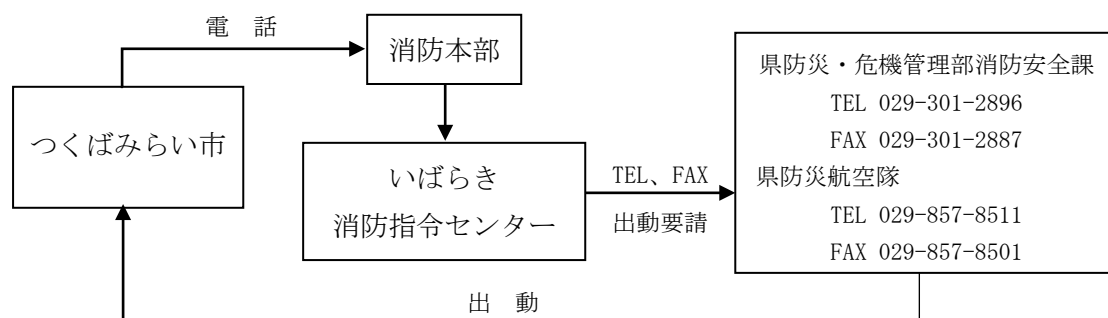
支援要請は、市長又は消防長が県消防安全課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を防災航空隊に提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

要請に際し県に対して連絡すべき事項支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。

- ①災害の種別
- ②災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③災害発生現場の気象状況
- ④災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- ⑤飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦その他必要な事項

図：出動要請系統



（３）緊急離着陸場の整備

あらかじめ災害時の緊急離着陸場として、茨城県地域防災計画等で指定されている場所（『茨城県災害応急離着陸場一覧』参照）については、茨城県防災航空隊等と現地調査及び現地訓練等の連携を図り、県防災ヘリコプター災害応急体制の整備に努める。

第４ 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市域内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもって要請することができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

１ 職員派遣要請時に記載する事項

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣について必要な事項

第５ 民間団体等に対する要請

市長は、市域内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

第6 応援受入体制の確保

1 連絡窓口

市の応援受入の連絡窓口は、総務部防災課とする。

ただし、災害対策本部が設置されたときは受援班を応援受入の連絡窓口とする。

2 受入施設

受入施設は、つくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	1 富士見ヶ丘小学校 2 伊奈東中学校 3 伊奈東小学校

3 海外からの支援の受入れ

市は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

第7 経費の負担

1 交通費、食糧費等

応援に要した負担は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた市の負担とする。

- ①職員等の応援に要した交通費、食糧費
- ②応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

2 災害派遣手当

災対法第32条の規定に基づき、市は他の地方公共団体等から災害応急対策、又は災害復旧のため派遣された職員に対して、災害派遣手当（所得税の課税対象外）を支給する。

第8 消防署の応援要請・受入体制の確保

1 応援要請

市内の消防署の消防力では、十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

2 消防機関の応援受入体制の確保

（1）受入窓口

市の応援受入窓口は、総務部防災課とする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、本部統括班とする。

(2) 受入施設

受入施設は、つくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	1 富士見ヶ丘小学校 2 伊奈東中学校 3 伊奈東小学校

3 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

(1) 災害状況の情報提供、連絡・調整(応援部隊指揮本部等の設置)

(2) 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示(指揮本部と代表消防機関協議)

(3) 補給・休憩宿泊施設の整備、提供(公園等)

(4) 消防活動資機材の調達・提供

4 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として、応援を受けた市の負担とする。

第26節 農地農業

■基本的考え方	
この計画は、災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策を定めるものである。	
関係班	農業商工班

第1 農地農業

1 農地

河川等のはん濫により農地に冠水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により冠水排水を図る。(なお、ポンプ排水または、堤防切開工事を行うにあたっては、河川管理者などと事前協議を行う。)

2 農業用施設

(1) 排水機

排水機場に浸水の恐れがあるときは、土のう等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ(動力ポンプ)により、冠水の排除に努める。

(2) 堤防

ため池堤防用の法面崩れの場合は、腹付け工事及び杭棚工事を行う。

(3) ため池

ため池が増水し、漏水、溢水の恐れがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認められるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

また、大雨による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等により適切な情報提供を図るものとする。

(4) 水路

水路は、取水樋門、立切等操作あるいは仮水路、土管敷設工事など応急工事の実施により水路の決壊防止に努める。

(5) 頭首工

頭首工の保全について、必要な措置をとるとともに、決壊する恐れがある場合は応急工事を行う。

第2 農作物

1 農作物の応急措置

(1) 災害対策技術の指導

被害の実態に則し、必要な技術対策を立案し、茨城みなみ農業協同組合等農業団体と一体となって、技術指導を行う。

(2) 種苗の確保

災害により農作物に被害を受け、種苗の供給の必要がある場合は、県に対して種苗の確保措置を要請するとともに、茨城みなみ農業協同組合等を通じて拠出計画をたて供給措置を行う。

2 畜産関連の応急措置

(1) 風害

- ①被害畜舎の早期修理、復旧に努める。
- ②外傷家畜の治療と看護に努める。
- ③事故畜等の早期処理に努める。

(2) 水害

- ①畜舎内浸水汚染の排水清掃を図る。
- ②清掃後畜舎内外の消毒を励行する。
- ③家畜防疫員による被災地域家畜の一斉健康診断を実施し、併せて病傷家畜に対する応急手当をする。
- ④栄養回復のための飼料調達ならびに供与に努める。
- ⑤必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施する。

第27節 救助法の適用

■基本的考え方	
この計画は、市の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合において、救助法の適用による救助を適用し、もって被災者の保護と社会の秩序の保全を図るために定めるものである。	
関係班	本部統括班

第1 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条第1項の規定による。つくばみらい市に適用される具体的な基準は次の場合となる。

1 1号基準（災害救助法施行令第1条第1項第1号）

市の住家滅失数が、下表の基準に達したとき。

市の人口（令和2年国勢調査）	住家滅失世帯数
49,872 人	60 世帯

2 2号基準（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

被害が相当広範な地域にわたり、県の区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上の場合に、市内の住家滅失世帯数が下表の基準に達したとき。

市の人口（令和2年国勢調査）	住家滅失世帯数
49,872 人	30 世帯

3 3号基準（災害救助法施行令第1条第1項第3号）

県の区域の住家滅失世帯数が9,000世帯以上ある場合に、市の区域内の被害世帯数が多数あるとき。

※ 茨城県人口：令和2年10月1日現在 2,867,009 人

4 4号基準（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

第2 被災状況の把握及び認定

1 被災世帯の算定

被災世帯の算定は次の基準による。

住家の全壊、全焼、流失世帯	= 滅失1世帯
住家の半壊、半焼、半壊等著しく損傷した世帯	= 滅失1／2世帯
住家の床上浸水、土砂堆積等により一時的に居住不能となった世帯	= 滅失1／3世帯

2 住家の滅失等の判断基準

(1) 住家の全壊、全焼、流失

住家の全壊、全焼、流失の判断基準は次によるものとする。

- ①住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 70%以上に達した程度のもの
- ②住家の主要構造部の損害割合が 50%以上に達した程度のもの

(2) 住家の半壊、半焼

- ①住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 20%以上 70%未満のもの
- ②住家の主要構造物の損害割合が 20%以上 50%未満のもの

(3) 住家の床上浸水、土砂堆積等

- ①(1) 及び (2) に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの
- ②土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

3 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ 1 住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第3 救助法の適用手続

市長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、茨城県防災・危機管理課を経由し、知事に対して報告する。

第4 救助法による救助

1 救助の実施

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実態に関する事務は、県の法定受託事務となっている。ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。この場合、事務の内容及び期間を市長に通知する。なお、市長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

2 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等について、「茨城県災害救助法施行細則」に定めるところによるものとする。

第4章 災害復旧・復興

第1節 公共施設の災害復旧

■基本的考え方

この計画は、被災した施設の災害の再発を防止するため、必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を図るために定めるものである。

関係班

全班

第1 災害復旧事業の種類

- ①公共土木施設災害復旧事業計画
- ②農林水産施設災害復旧事業計画
- ③都市施設災害復旧事業計画
- ④上下水道災害復旧事業計画
- ⑤住宅災害復旧事業計画
- ⑥社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦病院等公共医療施設災害復旧事業計画
- ⑧学校教育及び社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑨その他災害復旧事業計画

第2 復旧事業実施体制の確立

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市は、復旧事業の実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

第3 災害復旧事業計画の作成

災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、市施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。

1 災害の再発防止

復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関とも十分連絡調整を図り、計画を策定する。

2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因を考慮し、災害の再発防止及び速やかな復旧が図られるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

3 復旧事業の促進

復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果が上がるよう努める。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

■基本的考え方	
この計画は、被災施設の復旧事業計画を速やかに実施するために、国又は県の財政援助及び助成を得るための諸手続について定めるものである。	
関係班	管財出納班、運輸調査班

第1 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに策定するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を以て、査定実施が速やかに行われるよう努める。このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針による。

災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業費並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助されるもの

- ①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ②公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- ③公営住宅法
- ④土地区画整理法
- ⑤感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦予防接種法
- ⑧都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ⑨農林水産施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律
- ⑩その他

2 激甚災害に係る財政援助措置

災対法第97条に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、市長は災害の状況を速やかに調査し、実状を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第3節 災害復旧資金

■基本的考え方

この計画は、災害復旧の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業を早期に実施するための対策を定めるものである。

関係班

管財出納班

第1 予算編成

市は、災害に係る経費の予算措置を取り行う。

第2 特別交付税の算定

市は、特別交付税の算定基礎となる経費をとりまとめ、県へ報告する。

第3 災害復旧事業債の申請

市は、対象事業費をとりまとめ、県へ申請する。

第4 災害寄附の受入れ対応

市は、寄附の受入れ事務と、受領証明書・礼状の発送を行う。

第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

■基本的考え方	
この計画は、被災した農林漁業、中小企業及び一般市民に対し災害復旧に必要な資金を迅速かつ円滑に融資又は補填、あるいは支援するために実施する諸手続について定めるものである。	
関係班	管財出納班、救助班、農業商工班

第1 農林漁業復旧資金

市長は、災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種復旧資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県、国等に要望する。

- ①天災融資法(昭和30年法律第136号)による融資
- ②茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資
- ③株式会社日本政策金融公庫(農林漁業施設資金)による融資
- ④農業保険法(昭和22年法律第185号)による融資

第2 農業災害補償

農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく収入保険及び農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に保険金及び共済金等の支払いができるよう指導する。

第3 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府関係機関(株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫)の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県、国等に要望する。

第4 住宅復興資金

市長は、災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種復旧資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県、国等に要望する。

1 災害復興住宅資金

市は、被災地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借り入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借り入れの促進を図るよう努める。

なお、被災者が災害復興資金の借り入れを行う際は「つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第61号)」に従い、被災者の金利負担を軽減するための策を講ずる。

2 災害特別貸付金

災害により滅失家屋がおおむね 10 戸以上となった場合は、被災者の希望により災害の実態を調査した上で、被災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構南関東支所に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借り入れ申し込みの希望者に対して借り入れの指導を行う。

第5 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、つくばみらい市民生委員児童委員及びつくばみらい市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸し付けを行う。

また、東日本大震災により被災した低所得世帯に対して当面の生活に必要な経費等の貸付をする生活復興支援資金が、生活福祉資金の特例措置として講じられた。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。

表：生活福祉資金貸付制度「貸付資金種類及び貸付条件等一覧」（令和元年度版）

資金種類／資金の目的			対象世帯			貸付条件				
			低所得世帯	障がい者世帯	高齢者世帯	貸付上限額	貸付期間	据置期間	償還期限	利子
総合支援資金	生活支援費※1	生活再建に向けて就職動等を行う間の生活費 ※就労時の収入や家計の支出状況等を確認した上で必要最低限の額となる。	●	—	—	(二人以上世帯)月 200 千円 (単身世帯)月 150 千円	12 月以内	6 月以内 ※2	10 年以内	連帯保証人あり 無利子
	住宅入居費	住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費 (敷金・礼金等)	●	—	—	400 千円	—			連帯保証人なし 年1.5%
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	●	—	—	600 千円	—			
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	●	●	●	4,600 千円	—	6 月以内	20 年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	—	(6 月程度) 1,300 千円 (1 年程度) 2,200 千円 (2 年程度) 4,000 千円 (3 年以内) 5,800 千円			8 年	
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●	2,500 千円			7 年	
		福祉用具等の購入に必要な経費	—	●	●	1,700 千円			8 年	
		障がい者用自動車の購入に必要な経費	—	●	—	2,500 千円			8 年	
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	5,136 千円			10 年	
		負傷または疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	—	●	(1 年以内) 1,700 千円 (1 年を超え 1 年 6 月以内) 2,300 千円			5 年	
		介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●	(1 年以内) 1,700 千円 (1 年を超え 1 年 6 月以内) 2,300 千円			5 年	
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	●	●	●	1,500 千円			7 年	
		冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	500 千円			3 年	
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500 千円			3 年	
		就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●	500 千円			3 年	
		その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●	500 千円			3 年	
	緊急小口資金※1	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・火災等被災によって臨時の生活費が必要とき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要とき ・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・法に基づく支援や実施期間及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要とき ・給与等の盗難によって生活費が必要とき ・その他これらと同等のやむを得ない自由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき	●	●	●	100 千円	—	2 月以内 ※2	12 月	無利子
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	●	—	—	(高校) 月 35 千円 (高専) 月 60 千円 (短大) 月 60 千円 (大学) 月 65 千円 ※特に必要と認める場合に限り、上記金額の 1.5 倍まで	—	卒業後 6 月	20 年	無利子
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	●	—	—	500 千円				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸し付ける生活資金	●	—	●	・土地の評価額の 7 割程度 ・月 300 千円	貸付限度額到達まで	契約終了後 3 月	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い方

※1 原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていること。

※2 災害を受けたことによる貸付けは、災害の状況に応じ2年以内。

第6 母子父子寡婦福祉資金

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦資金の貸付を行う。

第7 義援金等の受付及び配分

1 義援金等の受付

市は、県内及び他県市町村等からの義援金等を適正に受付ける。

- ①義援金等は、保健福祉部救助班において受付ける。
- ②義援金等を受領したときは、寄託者に受領書を発行する。

2 委員会の設置

市は、被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

なお、委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。

- ①つくばみらい市
- ②つくばみらい市議会

3 義援金等の保管

市は、義援金等を適正に保管する。

- ①義援金は、保健福祉部救助班が保管する。
- ②義援品の保管場所は、市公共施設及び市が指定する場所とする。

4 義援金等の配分

（１）配分方法の決定

義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）については、市が組織する委員会において、協議のうえ決定する。

また、義援品については、被災地区の需給状況を勘案し、配分計画を策定し効果的に配分するものとする。なお、応急対策上、不足している物質で、義援品のうち直ちに利用できる物質は、市長の指示において有効に活用する。

（２）配分の実施

市は、委員会において決定された義援金等の配分方法に基づき、被災者に対し、迅速かつ適正に配分する。

また、配分の際は、茨城県、日本赤十字社茨城県支部等関係機関と連携し行うものとする。

(3) 義援金等の配分に関する事務

保健福祉部救助班が担当する。

(4) 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、つくばみらい市防災会議に報告するとともに、市民に対して義援金の配分結果等を公表する。

第8 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金

災害により家族を失い、精神または身体に著しい障がいを受け、または住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づく「つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第61号）」に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付や災害見舞金を支給する。

また、県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県災害見舞金支給要項（平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用）」に基づき、見舞金を支給する。

各種支援措置の実施に資するため、災害時早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明を交付する。

また、災害時に災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

表：災害弔慰金の支給

対象災害	自然災害 ①市において住居が5世帯以上滅失した災害 ②県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ③県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害	
受給遺族	ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹 （死亡した者と死亡当時その者と同じくしていた者に限る）	
支給限度額	ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の者が死亡した場合 250万円	
費用負担割合	国（1／2）、県（1／4）、市（1／4）	

表：災害障害見舞金の支給

対象災害	自然災害 ①市において住居が5世帯以上滅失した災害 ②県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ③県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
受給者	上記の災害により、精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号の同程度以上と認められるもの
支給限度額	① 生計維持者が障がいを受けた場合 250 万円 ② その他の者が障がいを受けた場合 125 万円
費用負担割合	国（1／2）、県（1／4）、市（1／4）

災害弔慰金及び災害障害見舞金の事務手続の流れは以下のとおり。

- ①市が、災害弔慰金の支給等に関する条例、同施行規則に基づき支給（申請書の提出、支給決定の通知等の手続は不要）
- ②市は、県災害弔慰金負担金等交付要綱に基づき、県に対して交付申請（事業の実施要件が生じた日から起算して90日以内。ただし、特別の事情により90日以内に提出できない場合は、知事と協議の上期日延長可） ※申請締切：毎年度1月末日
- ③県が、市に対して交付決定、交付（市が支給した額の3／4）
- ④市は、県交付要綱に基づき、県に対して実績報告（交付決定のあった日の翌日から起算して30日以内に交付決定の都度行う）
- ⑤県は、県交付要綱に基づき、成果確認と額の確定を行う
- ⑥県は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、国（厚生労働省）に対して交付申請（毎年度2月10日までに申請）
- ⑦国が、県に対して交付（県が負担する額の2／3）

表：災害援護資金の貸付

対象災害		県内における救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	
貸付限度額		上記の災害により、負傷又は住居、家財に損傷を受けた者	
		被害の種類・程度	貸付上限額
			世帯主の1か月以上の負傷：なし 世帯主の1か月以上の負傷：あり
		家財及び住居に損害なし	— 150万円
		家財の3分の1以上の損害	150万円 250万円
		住居の半壊	170万円 (250万円) 270万円 (350万円)
		住居の全壊	250万円 (350万円)
		住居の全体が滅失もしくは流失	350万円 350万円
		※被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざる得ない場合等特別な事情がある場合には（ ）内の額となる。 ※「家財及び住居に損害なし」とは、家財の3分の1以上の損害及び半壊以上の住居の被害がない場合をいう。	
貸付条件	所得制限	世帯人員	市民税における前年の総所得金額
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円	
	貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）	
	措置期間	3年（特別の場合は5年）	
	償還期間	10年（据置期間を含む）	
	償還方法	年賦、半年賦または月賦	
貸付原資負担		国（2／3）、県（1／3）	

表：災害見舞金の支給

対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの ア 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 イ アの災害により発生したその他の市町村での被害 ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない ①「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 ②「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 ③茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者
支給額	ア 死 亡 1人当たり 10万円 イ 重度障害 1人当たり 5万円 ウ 住家全壊 1世帯当たり 5万円 エ 住家半壊 1世帯当たり 3万円 オ 床上浸水 1世帯当たり 2万円
費用負担割合	県（10／10）

第9 被災者生活再建支援法による支援金の支給

市域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活再建を支援し、もって被災者の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用にあたっては、市が住家の被害状況を把握し、県に報告するとともに、次の基準で被災世帯の認定を行う。

（1）被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、住家が全壊した世帯及び全壊と同等の被害を受けたと認められる世帯である（支援法第2条）。全壊には、全焼及び全流出者が含まれる。全壊と同等の被害を受けたと認められるものとしては次の世帯がある。

- ①その住家が半壊し、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない理由により当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（支援法施行令第2条第1号）。
- ②浸水等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その住家が居住不能のものとなり、かつ、その状況が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（支援法施行令第2条第2号）。

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

救助法における基準を参照。

2 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- ①救助法施行令第1第1項条第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む)が発生した市町村の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第1号)
- ②10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第2号)
- ③100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第3号)
- ④(1)又は(2)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第4号)
- ⑤(3)又は(4)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で(1)～(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第5号)

3 支援法の適用手続

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書により知事に対して報告し、支援法の適用を申請する。

4 支援金支給の基準

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書により知事に対して報告し、支援法の適用を申請する。

表：複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊・解体 (半壊等)	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100
中規模半壊	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃貸	—	25	25
半壊	—	—	25	25

表：単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊・解体 (半壊等)	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75
中規模半壊	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃貸	—	18.75	18.75
半壊	—	15	—	15

5 支援金支給申請手続

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書により知事に対して報告し、支援法の適用を申請する。

(1) 支給申請手続等の説明

市は、住家が全壊したと認定した世帯に対して、支給対象世帯、支給対象経費、支給限度額、支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- ①住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ②り災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめのうえ、速やかに県に送付する。

6 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給される。

市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第10 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、支援法の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）により、支援法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

第5節 その他の保護

■基本的考え方	
この計画は、被災者の生活保護を図るため、市税及び公共料金の免除及び、郵便事業に関する特別措置、その他必要な生活保護施策を実施していくために定めるものである。	
関係班	運輸調査班、救助班

第1 租税等の特例措置

市は、災害により被害を受けた被災者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を、被災者等に周知していく。

1 市税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、災害により被災者の納付すべき市税等について、法律及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、市税（市民税・固定資産税・国保税・軽自動車税等）等の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法律及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税・地方税（延滞金等も含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第2 その他の特例措置

1 郵政事業

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

ア 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞いの現金書留郵便の料金免除を実施する。

イ 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

救助法が発動された場合、被災1世帯あたり郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した支社及び郵便局とする。

ウ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。

なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した支社及び郵便局とする。

エ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

2 NTT東日本茨城支店

(1) 電話停止時の応急措置

ア 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する指定避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

ウ 通信の利用制限

通信が著しくふくそうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

エ 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話のふくそうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や指定緊急避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

(2) 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

表：電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防災機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び1順位以外の国または地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※上記のうち特に重要なユーザ（緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に努める。

(3) 復旧を優先する電気通信サービス

- ①電話サービス（固定系・移動系）
- ②総合デジタル通信サービス
- ③専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）
- ④パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）
- ⑤衛星電話サービス

(4) 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	(2)に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、(3)に示す復旧優先サービスの復旧の他、指定緊急避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等にあわせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続き出来るだけ迅速に行う。長くても10日以内※を目標とする。

※激甚な災害等発生状況により最大約1ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1ヶ月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする

3 株式会社NTTドコモ

災害警戒本部は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び本部を設置する必要がないと認められる災害に対する措置の総合的、迅速かつ的確な実施を推進する。

災害が発生した場合には地方自治体の要請により指定避難所、現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに務める。

(1) 応急復旧の実施

ア 災害対策本部の設置

震災等による災害が生じた場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

4 警察通信

(1) 通信の確保措置

災害により警察専用有線電話および極超短波、超短波無線電話の常用通信が途絶した場合は、これ等が復旧する間、応急用無線局、携帯用無線局および有線電話の応急架設等をもって通信の確保を図る。

(2) 通信施設の復旧

通信の復旧にあたっては、特に早急に復旧を要する施設の外は、次の順位により復旧を図る。

ア 有線電話の復旧順位

- (ア) 専用回線
 - a 県警察本部～関東管区警察局線
 - b 県警察本部～各警察署線
 - c 警察署～交番、駐在所線
 - d 加入電話
 - e 官公舎電話
- (イ) 構内施設
 - a 県警察本部施設
 - b 警察署施設
 - c 県警察学校、その他の施設

イ 無線施設の復旧順位

- (ア) 極超短波通信施設
- (イ) 県警察本部超短波施設
- (ウ) 警察署超短波施設

第3 生活保護

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。

第6節 災害復旧・復興

■基本的考え方	
この計画は、被災者の生活再建や二次災害の防止、社会経済活動の平常化等を図るために実施する復旧・復興計画及び事業について定めるものである。	
関係班	全班

第1 復興計画の策定

災害が発生した場合、被災者の生活再建や二次災害の防止、社会経済活動の平常化等を図るため、迅速かつ円滑に復旧・復興を進める必要がある。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改編する事業と位置付けられる。

復興事業を効果的に実施するために、市長は、被災後速やかに復興計画を策定し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

1 災害復興対策本部の設置

市長は、災害発生後、被災状況を的確に把握し、現状復旧とするか、復興とするかを迅速に意思決定し、復興の必要性を認めた場合、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。災害復興対策本部の構成員は災害対策本部を基本とするが、被災地の規模及び内容等に応じて適宜定めるものとする。

2 災害復興方針・計画の策定

(1) 災害復興方針の策定

市長は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員等より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

市長は、災害復興方針に基づき、災害復興計画の策定を行う。災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第2 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

被災した市街地で土地区画整理事業の必要性が認められる場合には、建築基準法第84条に基づく建築制限区域の指定を行い、その旨告示する。

（2）被災市街地復興特別措置法上の手続

被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を実施する。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

総務部を中心として災害の状況に応じた関係部課からなる専管部署を設置し、災害復興計画に基づく災害復興事業を推進する。

第 3 編 地震災害対策計画

第1章 地震災害予防

第1節 地震災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

■基本的考え方

この計画は、災害時における通信・連絡が迅速、的確に行えるよう、通信体制の明確化、情報通信設備の整備を行うとともに、適切な運用を図るために定めるものである。

関係班	本部統括班、農業商工班、救助班

第1 組織体制の整備

1 地震災害に強いまちづくりの推進に向けた体制整備概況

市は、市域に起こりうる最大の地震被害想定結果を踏まえて、地震災害に強いまちづくりの実現を図るため、関係各課が連携して対策の推進を行う。

2 市の活動体制の整備

市は、災害時の応急対策活動が円滑に行えるよう、日頃から職員に対し災害時の役割の周知徹底を図るとともに、本計画に基づき地震災害応急対策に関する活動要領(マニュアル)等を作成、配布し、災害時の初動体制・応急復旧の迅速化に努めるものとする。

この際、業務継続計画（BCP）を策定することなどにより、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎(伊奈庁舎)が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食糧等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。特に、人命に関わる重要な施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期復旧できるよう体制等の強化を図るものとする。

また、関係各課では、災害時に円滑に相互連携が図れるよう、日頃からの情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行う等、部局間の連携体制を整備する。

第2 相互応援体制の整備

1 市町村間及び民間団体との相互応援

(1) 市町村間協定の見直し及び締結

現在締結されている協定について、関係市町村との協議により必要に応じて協定内容等の

見直しを行う。

また、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む）の応援要請を想定し、災対法第 67 条の規定等に基づき、他の市町村との応援協定の締結を推進する。

（２）民間団体・事業所等との応援協定の締結

周辺市医師会、商工会、農業協同組合等をはじめとする関係団体、その他市内民間事業者との応援協定の締結を推進する。

（３）応援要請及び受入れ

市は災害時（その後の復旧・復興対策を含む）の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制についてのマニュアルや資機材を整備するとともに、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。

また、応援要請後、応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、平常時から協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

２ 国等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋

災害時、国等の機関に対する職員派遣要請及び斡旋が、迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

第３ 自主防災組織等の育成・連携

１ 自主防災組織等の整備

（１）自主防災組織づくりの支援

防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じて、市民に自主防災組織づくりの必要性を啓発していくとともに、活動支援をＰＲし、自主的な組織設立に取り組む。

（２）自主防災組織の単位・編成

ア 組織単位

組織の単位は自治会等を基本として、必要に応じてブロック分けをする。

イ 編成

自主防災組織には組織をとりまとめる会長をおき、その下に、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等を設置し、各班毎に班長を決める。

(3) 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災資機材の備蓄
- (オ) 災害時要配慮者リストの作成(氏名、住所、年齢、世帯構成、身体状況など)
- (カ) 災害時要配慮者避難協力体制の計画
- (キ) 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

イ 災害時の活動

- (ア) 情報の収集、伝達
- (イ) 出火防止及び初期消火
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 救出、救護
- (オ) 救助・救護者リストの作成
- (カ) 炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力
- (キ) 災害時要配慮者の安全確保

(4) 相互協力体制の整備

市内自主防災組織間の協力体制の整備として、自主防災組織間の情報交換を促進する等連携体制を強化する。

(5) 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成及び機材の整備等について支援を行う。

2 ボランティア組織の育成・連携

ボランティア組織の育成・連携は、「第2編 風水害等対策計画 第1章 第3節 自主防災活動体制の整備」に定める。

3 地区内の防災活動推進

地区内の防災活動推進は「第2編 風水害等対策計画 第1章 第3節 自主防災活動体制の整備」に定める。

4 事業所防災体制の強化

(1) 防火管理体制の強化

学校、病院、工場、大規模店舗等多数の人が出入りする施設に対しては、消防法8条の規定により、防火管理者を定め、当該対象物について消防計画を作成させる。防火管理者の作成する消防計画の主眼点は、次のとおりとする。

- ①当該対象物の規模、業態、階層、消防設備等を考慮した消火・通報・避難誘導・救助・警戒等の訓練の実施。
- ②消防用設備の点検・整備。
- ③火気の使用、又は取り扱いに関する監督。

(2) 危険物施設及び高圧ガス関連事業者等の防災組織

消防本部は、危険物施設の管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

危険物施設は、爆発性、毒性等の性質のものが有り、周囲に及ぼす影響も大きいことから自主防災体制の強化、事業所相互間の応援体制等を確立する。

5 企業防災の促進

企業防災の促進は「第2編 風水害等対策計画 第2章 第13節 業務継続計画（BCP）の策定」に定める。

第4 情報通信ネットワークの整備

災害時の情報通信ネットワークは、「第2編 風水害等対策計画 第1章 第4節 情報通信設備等の整備」に定める。

第2節 地震に強いまちづくり

■基本的考え方	
この計画は、都市計画マスタープラン等市のまちづくりに関する関連計画との整合を図り、地震に強いまちづくりを実現するために必要な都市施設及び建築物の耐震化等に関する対策について定めるものである。	
関係班	本部統括班、土木班、上下水道班

第1 防災まちづくりの推進

1 防災まちづくり方針の策定

災害に強いまちづくりを総合的に推進するため、以下の点について、防災まちづくりの方針を策定するとともに、都市計画マスタープランなどのまちづくりに関する上位計画に位置づけることで、防災まちづくりを推進する。

- ①市の災害危険度の把握と防災に配慮した土地利用計画
- ②市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- ③災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画

2 防災機能の集約化と防災拠点の効果的な配置

災害時においては、伊奈庁舎及び谷和原庁舎を防災拠点とし、その機能を十分に発揮するため、様々な防災機能の集約化を図るため、以下の観点から適切な配置・整備を行うものとする。

- ①あらゆる災害の危険性が最も低い地域を重視する。
- ②緊急時の交通ネットワーク上最も利便性が高い地域を重視する。
- ③広域指定緊急避難場所等防災機能等の周辺地域であることを重視する。
- ④防災通信連絡上最も利便性が高い地域を重視する。
- ⑤消防署等各防災関係機関からの到達時間が最も短く、効率的な地域を重視する。
- ⑥その他防災上必要な観点。

3 地域地区制度の効果的活用

既存市街地内の建物密度を土地利用に応じ適正に保つ等、都市計画法を活用した災害に強いまちづくりを推進する。

4 都市施設の整備促進

(1) 都市計画道路

都市計画道路は、火災の延焼防止や避難路としての機能を有していることから、適宜、その整備を促進する。

（２）都市公園

都市公園は、市内の防災拠点としての機能を有していることから、その拡充を図る。

５ 災害に強い市街地の形成

街道沿いに形成された市街地では、行き止まり道路や狭隘道路など道路整備が未整備なまま形成された住宅地があり、災害時の避難に支障をきたすことが想定される。今後、新しく形成される市街地や既成市街地の再編にあたっては、道路等都市基盤と一体となった整備を推進することによって災害に強い市街地づくりを進める。

６ 避難施設の整備計画の作成及び施設の追加・変更

大規模災害に備えて既に指定されている指定避難所及び指定緊急避難場所について、災害の発生時には速やかに、開設、運用ができるように、設備の拡充等に関する計画を作成する。なお、今後、施設の老朽化や市街地の動向に応じて、より安全な指定避難所及び指定緊急避難場所の追加・変更を検討する。また、必要に応じ、近隣市町村と協議の上、広域指定緊急避難場所の指定を検討する。

７ 物資拠点の指定

市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。

第２ 建築物の耐震化・不燃化等の推進

１ 建築物の耐震化

（１）公共公益施設の耐震化対策

庁舎、学校及び社会福祉施設等の公共公益施設は、災害時における避難、医療救護活動等の応急、復旧対策活動の拠点となるため、市及び施設の管理者は耐震診断及び耐震補強等の対策を推進する。また、新築・改築の際には、耐震性等の一層の確保に努める。

（２）住宅の耐震化

一般の住宅については、耐震診断の促進を図るとともに、家屋の耐震補強の実施を促進する。

（３）医療救護施設の耐震化

災害時において、医療救護の活動上重要な拠点となる施設について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行う。

また、病院、診療所等医療救護施設においても、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震改修に努めるものとし、市はこれを促進する。

(4) その他不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

特に、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を促進する。

(5) 一般建築物の落下防止対策

地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

- ①繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に、落下物の実態調査を行う。
- ②調査の結果、落下の恐れのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。
- ③建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の啓発を行う。
- ④体育館等の大空間の建築物の所有者又は管理者に対し、天井の落下防止の改修の啓発を行う。

(6) 危険なブロック塀等の倒壊防止対策

- ①安全点検及び耐震性の確保について、広報紙等を活用し、啓発を図る。
- ②実態調査などにより、避難路及び指定緊急避難場所等を重点に危険なブロック塀等の倒壊危険箇所の把握に努める。
- ③日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀等に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。
- ④新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準を遵守する旨を指導する。

2 建築物の不燃化

建築物の不燃化の推進にあたって、経年的な市街地の動向（建築物の構造、棟数変化や密集状況など）を調査、把握した上で、必要に応じて防火、準防火地域の指定について検討し、市民の理解等要件が整った地域から、順次指定を進めるものとする。

3 建築物の液状化被害予防対策

木造建築物については、建築基準法施行令第42条に基づき、地盤が軟弱な区域を指定する。また、指定した区域において、地盤改良等の液状化対策を指導する。

4 文化財保護

市及び文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の整備促進を図る。併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第3 土木施設の耐震化

1 道路及び橋梁

(1) 道路の耐震化

災害時における円滑な交通を確保するため、道路管理者は危険頻度及び区間重要度等を総合的に判断し、特に緊急度の高いものから耐震化等に努める。

(2) 道路災害の防除

法面の崩壊や土砂災害の影響を受けやすい箇所について、その対策を進める。

(3) 橋梁の耐震化

老朽化など耐震性の低い橋梁については、橋脚補強等を実施するなどその対策を進める。

2 河川及び湖岸

河川施設の維持管理体制を強化するとともに、耐震性向上の観点からの適切な対応策を講じる。

第4 ライフライン施設の耐震化

1 上水道施設の耐震化

水道事業管理者は、水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進する。

(1) 配水池等の耐震補強または更新

配水池等の重要施設のうち、耐震性が不足するものについては二次災害を回避するため早急に耐震補強または更新を図る。

(2) 緊急時給水能力の強化

緊急時の配水量を確保するため、浄水場間を結ぶ緊急連絡管や非常用発電設備を設置するなど施設整備を図る。

(3) 重要給水施設への配水管の耐震化

災害時に避難者の生活の場となる指定避難所及び災害対策本部となる市役所については、災害時に給水を優先すべき防災拠点と位置付け、その機能に障害が生じないように、浄水場から各拠点までの配水管の布設替えを進め、耐震化を図る。

(4) 老朽管の更新

経年劣化により老朽化した管や耐震性が不足する管路について順次更新を図る。

(5) 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め、給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、指定避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

2 下水道施設の耐震化

(1) 既存施設の耐震化

被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施し、耐震性が不足するものについては、可撓性・伸縮性を有する継手の採用、地盤改良等による液状化対策の実施等、耐震補強工事を実施する。

(2) 新設施設の耐震化

施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

第5 後方医療施設の整備

県は、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院を指定しており、本市に関する災害拠点病院は、次表のとおりである。

なお、災害拠点病院の有する支援機能は、おおむね次のとおりである。

- ①多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱症等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能
- ②患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応
- ③自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- ④地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能
- ⑤研修機能（基幹災害拠点病院のみ）

表：災害拠点病院指定状況

区分	医療圏	医療機関名	所在地	電話番号
基幹	全県	水戸赤十字病院	水戸市三の丸3丁目12番48号	029-221-5177
基幹	全県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	東茨城郡茨城町桜の郷280番地	029-240-7711
地域	つくば	筑波メディカルセンター病院	つくば市天久保1丁目3番地1	029-851-3511
地域	つくば	筑波大学附属病院	つくば市天久保2丁目1番地1	029-853-3900
地域	つくば	筑波記念病院	つくば市要1187-299	029-864-1212

※令和3年4月1日現在

第6 地盤災害対策

1 地盤災害危険度の把握と周知公表

(1) 地盤情報のデータベース化

市内の地形、地質、地下水位等に関する情報を収集し、GIS(地理情報システム)を活用して、データベース化を推進する。

(2) データベースの活用

ア 地盤災害対策工事への活用

整備されたデータベースを、インターネットなどを活用して広く公開することによって、公共工事、民間工事における地盤災害対策工法の必要性の判定などに活用していく。

イ 土砂災害ハザードマップの作成と公表

整備されたデータベースを活用して、土砂災害警戒区域等や指定緊急避難場所、避難経路などを地区単位で詳細に示した土砂災害ハザードマップを作成するとともに、それぞれの対象地区の市民に対して説明会を開催し、市民の災害に関する知識の啓発を図る。

(3) 土砂災害危険区域の周知徹底と土砂災害防止法等の適切な運用

上記個別地区以外に、市域全域の危険区域分布マップの作成及び配布により土砂災害危険区域について市民に広く周知を図るとともに、危険区域内に居住している市民等について安全対策など土砂災害防止法等の適切な運用を図る。

2 斜面崩落防災対策

土砂災害から、市民の生命及び身体を保護し、安全で快適な生活環境を確保するため、危険区域について現況調査を実施したうえで、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業を推進する。

3 造成地災害防止対策

(1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。また、巡視等により違法な開発等の取り締まりを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準

ア 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為計画を認めない。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良等対策を講ずる。

4 地盤沈下対策

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、災害による被害を増大させる可能性があるとともに、建築物、土木建造物等の耐震性劣化の可能性が指摘されている。

このため、地盤沈下が進行しないよう監視に努めるとともに、地盤沈下の原因となる地下水の過剰揚水等については適切な指導を行う。

5 液状化対策

液状化による被害を軽減するため、市及び公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

第7 危険物施設等の安全確保

1 石油類等危険物施設の予防対策

(1) 指導及び防災意識の啓発

危険物施設は、消防法及び関係法令によって、細部にわたり規制基準が示されており、市は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアルの作成を指導し、マニュアルに基づく訓練による防災意識の啓発を図る。

(2) 施設の保全及び耐震化

消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努めるよう、危険物施設の管理者等に対し指導を行う。

(3) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏洩に備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(4) 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

(5) 自主防災体制の確立

消防法第 14 条の 2 の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるよう、危険物施設の管理者に対し指導を行う。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

(6) 防災用資機材の整備

消防本部、消防署及び市は、複雑多様化する危険物の備えとして、化学消防力の強化に努める。

(7) 市民(一般取扱者)への啓発

ガソリンスタンドにおけるセルフ給油や、各家庭における少量危険物施設からの火災等を考慮し、市民への啓発を行う。

2 高圧ガス及び火薬類取り扱い施設の予防対策

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

ア 防災マニュアルの整備及び関係者への周知

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備を所有する市民に対し、地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

イ 高圧ガス設備等の耐震化

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

ウ 事業所間の相互応援体制の整備

地震時に高圧ガスまたは液化石油ガスによる災害が発生し、またはその恐れがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間または液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

エ 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

ア 製造所への対策

従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の啓発と技術指導を行う。また、定期自主検査の実施を指導する。

イ 火薬庫への対策

火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の啓発を図る。また、定期自主検査の実施を指導する。

ウ 点検及び通報

火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は、速やかにその施設の点検を行い、被害の有無等を県及び市へ通報するよう指導する。

第3節 地震被害軽減への備え

■基本的考え方

この計画は、地震被害の軽減を図る上で重要となる災害時輸送の確保、消火活動、救助・救急活動、医療救助活動、被災者支援及び災害時要配慮者の安全確保について、事前に講ずるべき対策について定めるものである。

関係班

本部統括班、救助班、救護班、上下水道班

第1 緊急輸送への備え

1 緊急輸送道路の指定及び安全性の確保

市内の緊急輸送道路は、広域輸送道路として位置づけられる常磐自動車道と、南北に隣接する守谷市及び常総市と連絡する国道294号、東西に隣接するつくば市と常総市を連絡する国道354号が指定されている。

近隣市町村では守谷市及びつくば市の救急医療体制は比較的整っており、災害時における避難者輸送及び応急対策に使用する資機材等の運搬等の連絡・連携をさらに強化するため、国道294号及び国道354号の安全性確保に向けた整備を要請する。

2 緊急輸送道路ネットワークの構築

県から指定されている緊急輸送道路と併せて、災害活動拠点との関連を考慮して、市道において緊急輸送時に重要となる道路を選定し、有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワークの構築に努める。

3 ヘリポートの指定、整備

重傷者の高度医療機関への搬送、輸血用血液、医療用資材、その他救援物資の緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを災害活動拠点となる施設、もしくはその周辺地に確保し、その整備に努めるとともに、臨時ヘリポートの指定、拡大について、県及び関係機関との協議により検討する。さらに、これらの場所が災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び市民に対し周知徹底を図る。

第2 消火活動、救助・救急活動への備え

1 出火予防

(1) 一般火気器具からの出火の予防

火災の発生は、発生件数からも一般住宅が大半を占め、地震による出火も同様である。市及び消防関係機関は、一般住宅所有者等に対し、地震時の出火予防対策に関する知識の普及、啓発に努める。

ア コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市及び消防関係機関は、市民に対し地震を感じたら火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないことなどを指導する。

イ 電気器具からの出火の予防

市及び消防関係機関は市民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすことなどを指導する。

ウ ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

(2) 化学薬品からの出火の予防

市は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等において、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

2 消防力の強化

(1) 消防体制の充実・強化

合併前の消防相互応援協定を引き継ぐとともに、大災害に備えた相互応援協定を締結し、広域消防体制の確立を図る。消防力の整備指針を充足するよう消防力の整備について年次計画を立て、その強化を図る。

(2) 消防水利の充実と耐震性防火水槽の整備

消防水利には、消火栓・防火水槽のほか、河川・池などの自然水利、プールなどの人工水利があるが、地震災害時には地盤の変動による水道管の破損などにより消火栓の使用の制限が予測されることから、次の施策を積極的に進め、必要量の確保に努める。

①上水道対策は緊急給水上も重要であり、水道施設の耐震化を図り、消火栓の機能拡大に努める。

②消防水利の基準に基づき、消火栓及び防火水槽を年間計画により、新設・増設に努める。

特に重要拠点には、耐震性貯水槽の配備に努める。また、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

③消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え、地震災害時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実に努めるとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

④広域応援体制の整備

大規模災害時に相互に応援活動を行うため、茨城県広域消防応援協定等に基づき、協定を締結している複数の消防本部・消防署・消防団合同の消火、救助訓練を実施し、災害時への対応力の強化を図る。また、応援、受援の対応計画を具体的に立案する。その際

には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておく。

（３）消防団の育成・強化

地震災害時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、地震災害時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

３ 救助力の強化

（１）救助活動体制の強化

災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

（２）救助隊員に対する教育訓練の実施

大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を実施し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

（３）救急活動体制の強化

大規模な地震災害によって大量に発生することが予想される傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

- ①救急救命士の計画的な養成
- ②高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ③救急隊員の専任化の促進
- ④教育訓練の計画的な実施
- ⑤消防本部と市内医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）
- ⑥市民に対する応急手当方法の指導

（４）災害用ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備、関係機関と連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

（５）集団救急事故対策

集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

（６）消防本部・警察・自衛隊等の救助隊との連携強化

消防本部及び警察署、自衛隊等他機関の救助隊との連携を強化し、同時多発型救助事象への対応体制を確立する。

4 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

(1) 初期消火能力の向上

過密化する市街地においては、震災時における自主的な初期消火活動が火災の延焼防止に大きく貢献することとなる。このため、市では災害危険性の高い市街地から順次、自主防災組織の設立を支援していくとともに、初期消火活動に必要な備品の整備を支援し、初期消火能力の向上を図る。

設立された自主防災組織に対し、防火用水の確保、風呂水の貯め置きなどを地域ぐるみで推進するよう指導する。また、事業所に対して、地域の自主防災組織との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努めるよう指導する。

(2) 救出・応急手当能力の向上

ア 救出用資機材の備蓄

自主防災組織に対し、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出用資機材の備蓄や、地域内の建築業者等から調達できるよう支援していく。

イ 救助訓練

自主防災組織を中心として、家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言にあたりるとともに、訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。また、救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市民に対する応急手当方法の普及、啓発を図る。

第3 医療救助活動への備え

医療関係機関に対し、病院防災マニュアルの策定と職員への周知徹底を図るとともに、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努めるよう指導する。

医療関係機関の防災訓練の実施に当たっては、社会福祉施設やその周辺の市民の参加を促し、地域社会における災害時共助の推進につなげるものとする。

第4 被災者支援のための備え

1 指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される地震被害等想定の結果に基づき、避難場所に避難した被災者のうち居住場所を確保が出来なくなった者に対しての受入れ保護を目的として指定避難所を指定するとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するものとする。

指定避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、市民センター等の公共建築物とする。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用や民間施設の活用を図る。

2 指定避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に、指定避難所に指定されている学校施設等で、昭和 56 年度以前に建築された建物については、耐震診断した結果に基づき、必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努める。

なお、大規模な地震が発生した場合には、指定避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。

3 指定避難所の整備

指定避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な食料等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備、自立分散型エネルギー等の整備に努めるものとする。主なものは次に示すとおりである。

- ①食糧、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む）
- ②生活必需品
- ③ラジオ、テレビ
- ④通信機材（衛星携帯電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、市防災行政無線を含む）
- ⑤放送設備
- ⑥照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）
- ⑦炊き出しに必要な機材及び燃料
- ⑧給水用機材
- ⑨医療資機材（常備薬含む）
- ⑩物資の集積所（備蓄倉庫等）
- ⑪仮設の小屋またはテント、仮設トイレ
- ⑫工具類

また、指定避難所の設備の整備については、避難者のプライバシーに配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障がい者等の災害時要配慮者や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を行う。

4 食糧、生活必需品等の供給体制の整備

市は、社会福祉協議会及び日本赤十字社茨城県支部と連携を図り、災害時に必要となる食糧及び毛布等生活必需品の調達・供給に関する体制を整備する。

（１）食糧の備蓄並びに調達体制の整備

ア 指定避難所等の備蓄、調達体制

市は、指定避難所等において想定される被災人口の最低 3 日分、推奨 1 週間分を目安として食糧の備蓄に努めるとともに、指定避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施すること

とする。備蓄の確保にあたっては、地域における生産者、生活協同組合、茨城みなみ農業協同組合、スーパーマーケット、その他販売業者との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努めるものとする。

また、市において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村等に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障がい者等の災害時要配慮者への配慮、アレルギー対策等を考慮することとする。

イ 市民及び地域の備蓄の普及

市は、市民及び地域に対し、災害時におけるライフラインの寸断や食糧等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、前記に掲げる品目等、必要な物資を最低3日間、推奨1週間分備蓄するとともに災害時に非常持出ができるよう、指導、啓発していく。

また、自動車へのこまめな満タン給油についても推進する。

ウ 事業所の備蓄の普及

事業所（企業）は、災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資をおおむね3日分備蓄するよう努めるものとする。

（2）生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備

ア 指定避難所等の備蓄、調達体制

想定される被災人口を目標として、避難所生活等において必要不可欠な毛布等の備蓄に努めるとともに、指定避難所に指定されている施設及び市役所等を備蓄場所として整備する。また、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者等の災害時要配慮者の状況を考慮する。さらに、避難所生活等において必要となる各種の生活必需品について、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結・更新に努める。そのほか、避難所等における仮設トイレの設置やし尿処理が円滑に行えるよう、予め各事業者との協定を締結し、協力体制を構築する。

イ 事業所、市民等の備蓄の普及

市は、事業所及び市民に対して、日常生活に必要となる品目を備えるよう指導、啓発していく。

5 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

市は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、下記応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行うものとする。

< 品 目 >

①給水タンク車 ②給水タンク ③応急給水栓 ④給水袋等

(1) 行動指針の作成

市は、応急給水・応急復旧の行動指針を予め定め、職員に周知徹底する。応急給水・応急復旧の行動指針は、水道施設の耐震化の進捗等、状況の変化に応じ見直すものとする。

(2) 検査体制の整備

市は、災害時に井戸水等を飲用しなければならない場合には、飲用の適否を調べるため、家庭用井戸水と浄水場水源の地下水源は、現行の担当課が水質検査を行う。

第5 災害時要配慮者の安全確保のための備え

災害時要配慮者の安全確保のための備えは「第2編 風水害等対策計画 第3章第13節 災害時要配慮者安全確保対策」に定める。

第6 燃料不足への備え

1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

防災拠点施設には、自家発電設備の設置を進めるとともに、長期的な稼働を踏まえた燃料供給計画の策定に努める。

2 災害応急対策車両等の指定

(1) 災害応急対策車両等の指定

市及び防災関係機関等は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、予め指定しておく。また、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。

(2) 災害応急対策車両管理者等の責務

災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を予め指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。なお、市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

4 平常時の心構え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。また、日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な市民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第4節 防災教育・訓練

■基本的考え方

この計画は、市民一人ひとりの自助防災対策の向上を目的として、防災に対する知識・行動力を高めるために必要な措置について定めるものである。

関係班	本部統括班、救助班、学校班、物資管理班

第1 防災教育

1 市民に対する防災教育

(1) 普及、啓発の内容

市は、主として次の内容について、広く市民に対し知識の普及、啓発を図るものとする。

<知識の普及、啓発を図る主な内容>

- ①地震防災に関する一般的な知識
- ②市内で想定される地震災害に関する知識
- ③自らが住まう地域で想定される地震災害に関する知識
(密集市街地での延焼の恐れ、地震に伴う土砂災害など)
- ④地震が起きた場合の一般的な避難行動に関する知識
- ⑤地震が起きた場合の自らの地域における避難行動に関する知識
(地震時のとっさの行動、具体的な指定緊急避難場所、避難経路等について)
- ⑥地震災害の情報入手に関する知識
- ⑦地域社会における地震災害予防に関する知識
(自主防災組織について、周辺地域社会での共助の考え方について)
- ⑧各家庭における地震災害予防に関する知識
(災害時の家族内での連絡方法、地震時に集合する場所、必要備蓄品、家具の固定、家屋の耐震化、地震保険加入の必要性)
- ⑨地震災害予防に対する公的支援メニューに関する知識
- ⑩震災時に機能する公的団体の活動内容に関する知識
(行政、防災関係機関、医療機関、福祉機関など)
- ⑪その他地域の実情に応じた市民の安全確保に必要な情報 等

(2) 普及・啓発の方法

ア 広報紙、パンフレット、防災マップ等による普及

上記内容の普及を図るため、広報紙やパンフレットなどを作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

特に、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、市民への適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、市民等に配布する。

なお、作成に当たっては、市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解を促進する。

イ 情報発信の場の一元化・集約化による普及

広く情報を発信するためには、その情報がどこに行けば入手できるのかを明確にし、周知しておくことが最も重要である。また、一つの場所で防災に関するすべての情報が手に入る仕組みをつくることが重要である。

そのため、市庁舎内に防災に関する知識・資料コーナーの設置を検討し、防災に関する情報の一元化・集約化に努めるものとする。

ウ 講演会等の開催による普及

市内防災関係機関と連携し、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

エ 個別地区単位での防災勉強会の開催による普及

危険箇所が予め明らかになっている土砂災害危険箇所などについては、より具体的な知識の普及が必要となる。そのため、地区単位で土砂災害ハザードマップなどを作成した上で、対象地区の市民に対して、危険性や予防、避難の方法などについて勉強会を開催するなど、具体的な防災対策について知識の普及に向けた取組みを推進する。

オ その他のメディアの活用による普及

- (ア) テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
- (イ) ビデオ、フィルムの製作、貸出
- (ウ) 文字放送の活用
- (エ) インターネットの活用

2 教育・保育施設等における防災教育

(1) 児童・生徒等に対する防災教育

- ①教育・保育施設等においては、各学校で策定した学校防災計画に従って、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。指導内容としては、災害時の身体的安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとともに、保護者も一緒に防災に関する知識を学べる機会を設けるよう努める。また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。
- ②地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。
- ③災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施にあたって

は、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び防災に関する研修会を通して、指導者の資質向上を図る。

3 災害教訓の伝承

大規模災害の各種資料の収集・保存・公開により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

災害による被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を後世に伝えることが重要である。このため、過去の災害に基づく災害教訓の伝承に関する啓発に努めるものとする。

第2 防災訓練

1 総合防災訓練(県、市及び防災関係機関、自主防災組織等が行う訓練)

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が必要である。関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施していくものとする。また、発生可能性の高い複合災害を想定し、図上訓練・実働訓練の実施に努めるとともに、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう務める。

(1) 訓練種目(例)

訓練種目は、次のとおりとする。

- ①災害対策本部設置、運営
- ②交通規制及び交通整理
- ③避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- ④救出・救助、救護・応急医療
- ⑤ライフライン復旧
- ⑥各種火災の消火
- ⑦道路復旧、障害物除去
- ⑧緊急物資輸送
- ⑨無線による被害情報の収集・伝達
- ⑩災害時要配慮者の支援(避難所への避難等)
- ⑪応急給水活動

また、訓練にあたっては、展示・体験スペースを設置し、市民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

(2) 訓練参加機関

できるだけ多くの防災関係機関に参加を呼びかけて実施する。その他、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、災害時要配慮者も含めた一般市民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入れを中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施を検討する。

2 市が実施する訓練

(1) 避難訓練

ア 防災関係機関、地域社会と連携した避難訓練の実施

市及び防災関係機関と地域社会等が連携して、避難の指示、誘導、伝達方法等に係る避難訓練を年次計画に従い実施する。避難訓練に参加する地域社会の単位は、行政区、自主防災組織等、複数の組織の連合若しくは学校区、避難所を中心とする避難範囲等とし、地域と市及び防災関係機関等との連携により避難訓練を実施する。

イ 幼稚園、保育園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

市は、災害時の児童・生徒等、傷病者、身体障がい者及び高齢者等の避難行動要支援者の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

ウ 学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校と連携し、児童・生徒等を含めた市民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(2) 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(3) 通信訓練

地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう、定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

(1) 事業所(防火管理者)における訓練

市は、学校、病院、工場、事業所、大規模店舗等で消防法により定められた防火管理者に対し、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的の実施するよう指導する。また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも、積極的に参加するよう指導する。

（２）自主防災組織等における訓練

市は、自主防災組織等に対し、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年１回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等の避難行動要支援者の安全確保訓練等を主として行う。また、自主防災組織等からの指導、協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

（３）一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く災害時要配慮者も含めた市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

第2章 地震災害応急対策

第1節 組織

■基本的考え方

この計画は、地震災害が発生した時に、迅速に対策本部を設置し、災害への対応を図るための対策について定めるものである。

また、災害対応については、主たる担当部署を明記した分掌事務に沿って行うことになるが、全ての災害対策業務については、全庁的に協力して対応にあたる。

関係班

全班

第1 つくばみらい市防災会議

つくばみらい市防災会議は、災対法第16条第1項に基づき設置された機関で、市の防災に関する計画を作成し、その実施を推進するもので、市長を会長とし、つくばみらい市防災会議条例（条例第133号）第3条に規定する委員をもって組織し、同条例第2条に規定する事務をつかさどる。

第2 災害警戒本部

1 つくばみらい市災害警戒本部

災害警戒本部は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び本部を設置する必要があると認められる災害に対する措置の総合的、迅速かつ的確な実施を推進する。

2 設置基準

災害警戒本部は、おおむね災害が次の基準に達し、市長が必要と認めたときに設置する。

- ①震度5弱の地震が発生したとき。
- ②南海トラフ地震に関する情報が発表されたとき。

3 設置及び廃止決定

（1）設置の決定

災害警戒本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

（２）設置場所

本部はつくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。また、伊奈庁舎及び谷和原庁舎は各地区の防災活動拠点として、災害警戒本部との連絡体制を整える。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	1 富士見ヶ丘小学校 2 伊奈東中学校 3 伊奈東小学校

（３）廃止の決定

市域内において災害が発生または拡大する恐れがなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと本部長（市長）が認めるときに災害警戒本部を廃止する。

４ 組織・編成等

（１）災害警戒本部の編成及び各対策部及び対策班の分掌事務

「本章第１節 第４ その他」の「つくばみらい市災害対策本部（災害警戒本部）組織図」及び「表：災害対策本部（災害警戒本部）各対策部及び対策班の事務分掌」を参照。

（２）災害警戒本部会議の招集

ア 出席者

災害警戒本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の関係部課長の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市 長	副市長、教育長	総務部長、市長公室長、市民経済部長、保健福祉部長、都市建設部長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、消防署長

イ 協議事項

- ①被害状況に関する情報の収集・伝達に関すること
- ②災害への警戒に関すること
- ③初期応急対策の検討・実施に関すること
- ④救急・救助活動等、応急対策活動に関すること
- ⑤避難対策に関すること
- ⑥広報活動に関すること
- ⑦各前号にあげるもののほか必要な災害対策に関すること

第3 災害対策本部

1 つくばみらい市災害対策本部

災害対策本部は、市域に災害が発生し又は発生する恐れのある場合において、防災の推進を図るため災対法第 23 条の 2 の規定に基づき、市長が設置する特別の組織であり、その大綱はつくばみらい市災害対策本部条例（条例第 134 号）の定めるところによる。

2 設置基準

災害対策本部は災対法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき、おおむね災害が次の基準に達し、市長が必要と認めたときに設置する。

- ア 震度 5 強以上の地震が発生したとき、または大規模な被害が発生し、総合的な対策を必要とするとき。

3 設置及び廃止決定

(1) 設置の決定

災害対策本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。また、設置が決定され次第、茨城県防災危機管理課、その他関係機関に連絡を行う。

(2) 設置場所

本部は、つくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。また、伊奈庁舎及び谷和原庁舎は各地区の防災活動拠点として、災害対策本部との連絡体制を整える。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	1 富士見ヶ丘小学校
	2 伊奈東中学校
	3 伊奈東小学校

(3) 廃止の決定

市域内において災害が発生または拡大する恐れがなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと本部長（市長）が認めるときに災害対策本部を廃止する。

4 本部の設置及び廃止の通知等

市長は、本部の設置及び配置を行ったことについて、茨城県防災・危機管理課、その他関係機関に連絡、周知するものとする。

5 組織・編成等

(1) 災害対策本部の編成及び各対策部及び対策班の分掌事務

「本章第1節 第4 その他」の「つくばみらい市災害対策本部（災害警戒本部）組織図」及び「表：災害対策本部（災害警戒本部）各対策部及び対策班の事務分掌」を参照。

(2) 災害対策本部会議の招集

ア 出席者

災害対策本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の機関の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	総務部長、市長公室長、市民経済部長、保健福祉部長、都市建設部長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、消防署長、消防団長

イ 協議事項

- ①災害対策活動の総合調整に関すること
- ②避難情報の発令に関すること
- ③指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援の要請に関すること
- ④自衛隊の災害派遣要請に関すること
- ⑤公費負担等に関すること
- ⑥災害応急対策に要する経費の処理に関すること
- ⑦本部の廃止に関すること
- ⑧各前号にあげるもののほか重要な災害対策に関すること

第4 その他

1 災害対策本部（災害警戒本部）について

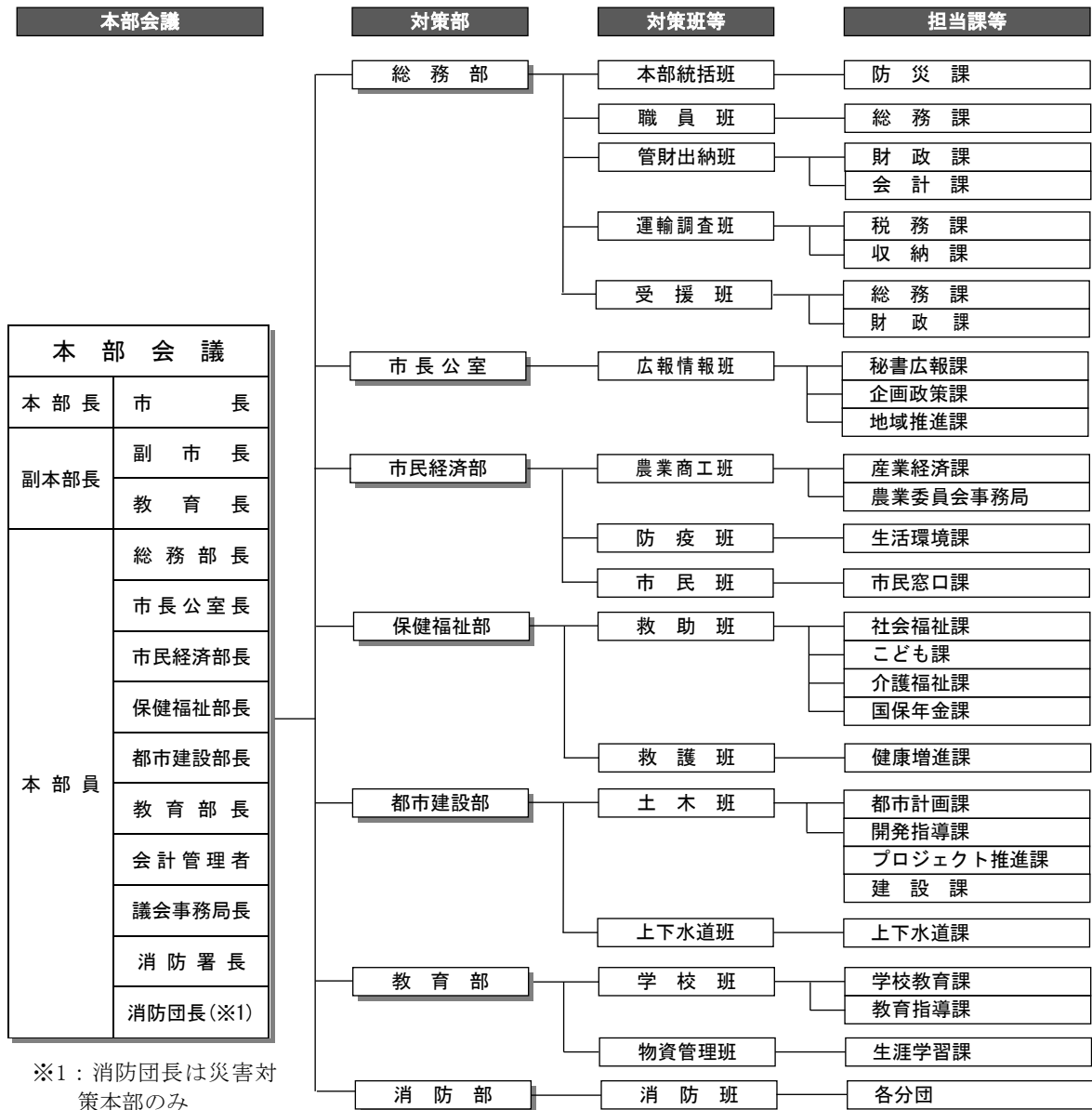
- ①各部長等は、対策部長（責任者）となり、対策部の調整にあたる。
- ②対策部の対策部長（責任者）は、次のとおりとし、災害時にその職にあたることができない場合は、下表に掲げる次責任者、若しくは本部員が任命する職員がこれにあたる。

表：対策部の対策部長（責任者）の一覧

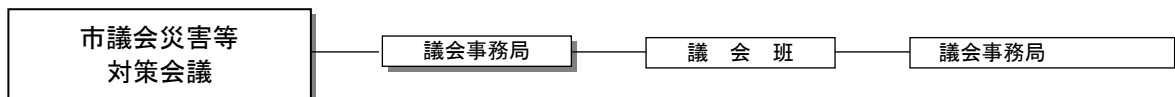
対策部	対策部長 (次責任者)	対策班	対策班長
総務部	総務部長 (防災課長)	本部統括班	防災課長
		職員班	総務課長
		管財出納班	財政課長
		運輸調査班	税務課長
		受援班	総務課長補佐
市長公室	市長公室長 (秘書広報課長)	広報情報班	秘書広報課長
市民経済部	市民経済部長 (産業経済課長)	農業商工班	産業経済課長
		防疫班	生活環境課長
		市民班	市民窓口課長
保健福祉部	保健福祉部長 (社会福祉課長)	救助班	社会福祉課長
		救護班	健康増進課長
都市建設部	都市建設部長 (都市計画課長)	土木班	都市計画課長
		上下水道班	上下水道課長
教育部	教育部長 (学校総務課長)	学校班	学校総務課長
		物資管理班	生涯学習課長
消防部	消防団長 (消防団副団長)	消防班	消防団副団長
議会事務局	議会事務局長	議会班	議会事務局長補佐

- ③本部長は、配備の特例として、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ配備体制を指示し、又は特定の者のみを配備することができる。
- ④各対策部長は、本部を設置する必要があると認めたときは、本部長に対し設置を要請することができる。
- ⑤本部長は、設置要請があったときは、本部員を招集し対策を協議する。
- ⑥全ての保健師は救護班の指揮下に集約し、活動する。
- ⑦議会班は、「つくばみらい市議会業務継続計画（議会BCP）」、「つくばみらい市議会災害等対策会議設置要綱」、「つくばみらい市議会における新型インフルエンザ等対策会議設置要綱」に基づき対応する。

図：つくばみらい市災害対策本部（災害警戒本部）組織図



図：つくばみらい市議会災害等対策会議組織図



2 各対策部及び対策班の事務分掌

下表に示す「災害対策本部（災害警戒本部）各対策部及び対策班の事務分掌」については、対策班等及び担当課等が行う事務分掌について、次の点を配慮し、まとめたものである。

①対策班等及び担当課等が主導して行う分掌事務を明確化

②業務継続計画（BCP）を基に、着手しなければならない分掌事務を時系列で整理した

なお、「主となる分掌事務」を主導して行う対策班等及び担当課等を示したものであり、対応する人員を固定するものではない。人員不足などにより応援が必要な場合は、対策部または全庁的に対応するものとする。

また、時間軸は、計画的に行えるよう目安として示したものである。被害状況や人員の配置状況等によっては、時間軸にとらわれずに臨機応変に対応するものとする。

表：災害対策本部（災害警戒本部）各対策部及び対策班の事務分掌

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担当課等	主な分掌事務
災害警戒本部	本部長	市長	・災害警戒活動に係る重要事項の決定を行う ・本部の事務を統括し、職員の指揮監督を行う
	副本部長	副市長 教育長	・本部長を補佐する ・本部長に事故があるときは、その職務を代理する
	本部員	市長公室長 総務部長 市民経済部長 保健福祉部長 都市建設部長 教育部長 会計管理者 議会事務局長 消防署長	・収集された災害情報に基づき災害警戒活動方針を検討する ・災害警戒本部決定事項を命令指揮する ・本部長の命を受け本部の事務に従事する ・必要に応じて現地に向かい指揮監督を行う
災害対策本部	本部長	市長	・災害対策活動に係る重要事項の決定を行う ・本部の事務を統括し、職員の指揮監督を行う
	副本部長	副市長 教育長	・本部長を補佐する ・本部長に事故があるときは、その職務を代理する
	本部員	市長公室長 総務部長 市民経済部長 保健福祉部長 都市建設部長 教育部長 会計管理者 議会事務局長 消防署長 消防団長	・収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討する ・災害対策本部決定事項を命令指揮する ・本部長の命を受け本部の事務に従事する ・必要に応じて現地に向かい指揮監督を行う

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担 当 課 等	主な分掌事務（業務開始目標時間）
総務部 (総務部長)	本部統括班 (防災課長)	防災課	【発災から3時間以内に着手する】 ・本部の設置に関すること ・本部員の招集に関すること ・本部会議の運営に関すること ・警報・地震情報、竜巻注意情報に関すること ・各対策班との連絡調整に関すること ・防災関係機関との連絡調整に関すること ・県、国等への被害報告に関すること ・自衛隊派遣要請に関すること ・県及び他市町村への応援要請に関すること ・防災行政無線の管理・運営に関すること
			【発災から1週間以降に着手する】 ・激甚化災害の指定手続に関すること ・災害救助法の適用申請及び事務に関すること
			【適時着手する】 ・本部の廃止に関すること
	職員班 (総務課長)	総務課	【発災から3時間以内に着手する】 ・職員の動員に関すること ・職員の安否に関すること ・職員の食糧、物資の供給及び厚生に関すること
			【発災から1週間以内に着手する】 ・職員の公務災害に関すること ・職員の派遣応援に関すること
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関すること
	管財出納班 (財政課長)	財政課	【発災から3時間以内に着手する】 ・車両の調達、管理に関すること ・庁舎のライフライン機能等の確保に関すること
			【発災から12時間以内に着手する】 ・災害復旧資金計画に関すること ・寄附の対応に関すること
			【発災から3日以内に着手する】 ・災害復旧資金計画に関すること ・寄附の対応に関すること
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関すること
		会計課	【発災から3時間以内に着手する】 ・災害対策に必要な経費の支出に関すること
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関すること
	運輸調査班 (税務課長)	税務課	【発災から3時間以内に着手する】 ・救助物資、資材等の運送に関すること ・被災者の移送に関すること ・輸送関係機関との連絡調整に関すること
			【発災から3日以内に着手する】 ・住宅のり災証明書の受付・発行に関すること
			【発災から1週間以内に着手する】 ・り災証明に係る住宅の被害認定調査に関すること ・税の減免に関すること
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関すること

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担 当 課 等	主な分掌事務（業務開始目標時間）
総務部 (総務部長)	運輸 調 査 班 (税務課長)	収納課	【発災から3時間以内に着手する】 ・救助物資、資材等の運送に関する事 ・被災者の移送に関する事 ・輸送関係機関との連絡調整に関する事 【発災から1週間以内に着手する】 ・徴収猶予等に関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
	受援班 (総務課長補佐)	総務課 財政課	【発災から12時間以内に着手する】 ・受援に関する全体の状況把握とりまとめ ・受援に関する全体の管理 ・外部との調整（県、協定団体等） ・庁内調整（ニーズ把握など） ・受援に係る調整会議の開催
市長公室 (市長公室長)	広報情報班 (秘書広報課長)	秘書広報課	【発災から3時間以内に着手する】 ・市民への災害広報に関する事 ・報道機関への対応に関する事 ・災害記録(被害状況及び写真等)の作成に関する事 ・電話の受付等災害情報の収集に関する事 ・各部への収集情報の報告・伝達に関する事 【発災から3日以内に着手する】 ・本部長、副本部長の秘書に関する事 ・災害視察及び見舞者の対応に関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
		企画政策課	【発災から3時間以内に着手する】 ・帰宅困難者への情報提供に関する事 ・電話の受付等災害情報の収集に関する事 ・情報の集計、整理、情報の優先度（情報トリアージ）に関する事 ・各部への収集情報の報告・伝達に関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
		地域推進課	【発災から3時間以内に着手する】 ・帰宅困難者への情報提供に関する事 ・電話の受付等災害情報の収集に関する事 ・情報の集計、整理、情報の優先度（情報トリアージ）に関する事 ・各部への収集情報の報告・伝達に関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
市民経済部 (市民経済部長)	農業商工班 (産業経済課長)	産業経済課 農業委員会事務局	【発災から3時間以内に着手する】 ・食糧の調達・供給に関する事 ・衣料・生活必需品等の調達・供給に関する事 ・農業に関する被害調査に関する事 ・家畜及び家禽（かきん）の被害調査に関する事 【発災から3日以内に着手する】 ・商業施設・工業施設の被害調査に関する事 ・家畜の伝染病予防に関する事 【発災から1週間以内に着手する】 ・農業に関するり災証明書の受付・発行に関する事 ・労務者の確保及び供給に関する事 ・罹災者の就職あっせんに関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担 当 課 等	主な分掌事務（業務開始目標時間）
市民経済部 (市民経済部長)	防疫班 (生活環境課長)	生活環境課	【発災から3時間以内に着手する】 ・ごみの収集、処理に関する事 ・し尿の収集、処理に関する事 ・仮設トイレの設置に関する事 ・災害時における公害対策に関する事 ・死亡動物の処理、放浪動物の保護に関する事
			【発災から12時間以内に着手する】 ・防疫、衛生活動に関する事 ・災害廃棄物処理に関する事
			【適時着手する】 ・ペットの保護に関する事 ・部内・その他の応援に関する事
	市民班 (市民窓口課長)	市民窓口課	【発災から3時間以内に着手する】 ・行方不明者の把握に関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
保健福祉部 (保健福祉部長)	救助班 (社会福祉課長)	社会福祉課	【発災から3時間以内に着手する】 ・指定避難所及び指定福祉避難所の開設に関する事 ・指定避難所運営の総括に関する事 ・災害時要配慮者の把握・保護に関する事
			【発災から3日以内に着手する】 ・災害ボランティアへの対応に関する事
			【発災から1週間以内に着手する】 ・災害弔慰金・障害見舞金に関する事 ・災害見舞金に関する事 ・義援金の取扱いに関する事 ・生活福祉資金の貸付に関する事 ・被災者生活再建支援法に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
		こども課	【発災から3日以内に着手する】 ・保育園児の保護に関する事 ・応急保育に関する事
			【発災から1週間以内に着手する】 ・遺体の処理、安置、埋火葬に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
		介護福祉課	【発災から12時間以内に着手する】 ・被災者の救出に関する事
			【発災から1週間以降に着手する】 ・介護保険料の減免に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担 当 課 等	主な分掌事務（業務開始目標時間）
保健福祉部 (保健福祉部長)	救助班 (社会福祉課長)	国保年金課	【発災から1日以内に着手する】 ・指定避難所等における炊き出し食品の給与に関する事
			【発災から1週間以降に着手する】 ・国民健康保険税の減免に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
	救護班 (健康増進課長)	健康増進課	【発災から3時間以内に着手する】 ・所管施設における利用者の安全に関する事 ・所管施設の点検及び応急措置に関する事 ・病院・医院の被害把握に関する事 ・医療救護チームの編成に関する事 ・日本赤十字社、医師会等との連絡調整に関する事 ・医薬品、医療用資器材等の確保に関する事 ・指定避難所等における被災者の健康管理に関する事 ・感染症対策に関する事 【発災から1週間以内に着手する】 ・指定避難所等における被災者の精神のケアに関する事
都市建設部 (都市建設部長)	土木班 (都市計画課長)	都市計画課	【発災から3時間以内に着手する】 ・都市公園の被害状況調査及び対策に関する事 ・交通支障箇所の情報収集、交通の確保に関する事
			【発災から3日以内に着手する】 ・障害物の除去に関する事
			【発災から1週間以降に着手する】 ・被災後の都市計画及び復興計画に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
		開発指導課	【発災から3時間以内に着手する】 ・公営住宅の被害調査に関する事 ・住宅の被害状況調査に関する事
			【発災から3日以内に着手する】 ・住宅の応急危険度判定に関する事
			【発災から1週間以降に着手する】 ・住宅の応急修理に関する事 ・応急仮設住宅の設置及び管理に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
		プロジェクト 推進課	【発災から3時間以内に着手する】 ・土木業者、建設業者との連絡調整に関する事 ・災害対策に必要な建設機械の供給に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担 当 課 等	主な分掌事務（業務開始目標時間）
都市建設部 (都市建設部長)	土木班 (都市計画課長)	建設課	【発災から３時間以内に着手する】 ・道路、河川、橋梁等の公共土木施設の被害状況調査及び対策に関する事 ・緊急輸送道路の確保に関する事 ・道路の通行規制に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
	上下水道班 (上下水道課長)	上下水道課	【発災から３時間以内に着手する】 ・水道施設の被害調査及び対策に関する事 ・下水道施設の応急復旧に関する事 ・下水道施設の被害調査及び対策に関する事 ・関係機関との連絡調整に関する事
			【発災から１２時間以内に着手する】 ・飲料水の確保及び応急給水に関する事 ・水道施設の保全に関する事 ・工事業者との連絡調整に関する事 ・飲料水（上水道）の水質保全に関する事 ・下水道施設の保全に関する事 ・節水、断水及び給水に関する広報に関する事
教育部 (教育部長)	学校班 (学校総務課長)	学校総務課	【発災から３時間以内に着手する】 ・学校関係施設の被害調査及び対策に関する事
			【発災から１週間以内に着手する】 ・学用品等の給与に関する事
		教育指導課	【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
			【発災から３時間以内に着手する】 ・児童・生徒等の避難に関する事 ・児童・生徒等の被災状況の調査に関する事 ・教職員の動員に関する事 ・被災児童・生徒等の救護及び応急教育に関する事
	物資管理班 (生涯学習課長)	生涯学習課	【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
			【発災から３時間以内に着手する】 ・救援物資の受入れ、管理に関する事 ・施設利用者の安全確保に関する事 ・所管施設、文化財の被害調査に関する事
消防部 (消防団長)	消防班 (消防団本部員)	消防団各分団	【発災から３時間以内に着手する】 ・指定避難所の開設等に関する事 ・避難・誘導に関する事 ・防火・水防に関する事
			【発災から１２時間以内に着手する】 ・被災者の救助・救出及び捜索に関する事
			【適時着手する】 ・その他本部長の特命事項に関する事

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担 当 課 等	主な分掌事務（業務開始目標時間）
議会事務局 (議会事務局長)	議会班 (議会事務局長補佐)	議会事務局	【発災から3時間以内に着手する】 ・議員の安否確認及び被災状況の把握に関すること ・市議会災害等対策会議の設置・運営に関すること ・地域の被災状況等、情報収集に関すること 【適時着手する】 ・議員への情報提供に関すること ・議員からの照会等への対応に関すること

第2節 動員

■基本的考え方	
この計画は、災害応急対策に必要な人員を動員し、災害応急対策を確実に実施するために定めるものである。	
関係班	全班

第1 職員の参集及び動員

市域内において地震災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に進める体制を直ちに整える必要がある。そのため災害発生の際がある場合、予め定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず、速やかに参集し、所定の業務にあたる。

また、配備体制や職員の動員などについては、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第2節 動員」に準じて実施する。

1 職員動員体制の基準

職員動員の決定基準は、災害発生の際のある気象情報、又は異常現象の予報等を収受した場合、あるいは発生した災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分	配備基準	配備人員
情報収集体制	①市域で震度4を観測したとき ②その他、市長が必要と認めたとき	特に関係ある部の少数人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制とする。警戒体制に移行できる体制とする。
警戒体制 災害警戒本部 を設置	①市域で震度5弱を観測したとき ②南海トラフ地震に関する情報が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき	災害警戒本部を構成する対策部及び対策班（各部及び各課で予め定めた要員を配備）
非常体制 災害対策本部 を設置	①市域で震度5強を観測したとき ②その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	災害対策本部体制を構成する対策班（全職員を配備）

2 参集手段

参集手段については、交通機関が運行しているときはこれを利用し、交通機関が途絶しているときは、バイク、自転車又は徒歩により参集する。自家用車は、災害応急対策活動の妨げとなるので原則として使用しない。

第3節 災害情報の収集・伝達

■基本的考え方	
この計画は、災害時における災害情報等の通信連絡を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。	
関係班	本部統括班、広報情報班

第1 通信手段の確保

市は、地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。詳細は「第2編 風水害等対策計画 第3章第5節 通信」に定める。

第2 地震情報の収集・伝達計画

気象庁から発せられた地震情報を市及び防災関係機関は収集・伝達し、最終的に市民に伝える。

1 地震情報の収集

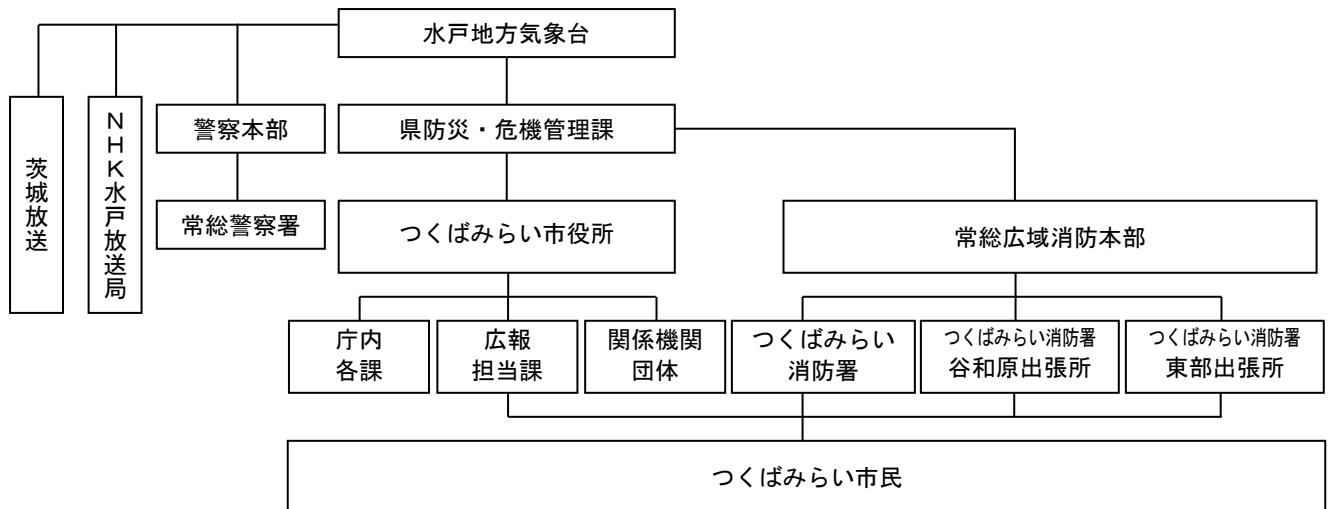
気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期に確立するとともに、必要な機関に対し、情報を迅速に伝達する。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地名と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 ※地震が多数発生した場合は、震度3以上の地震のみについて発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。

遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな自信を観測した場合	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや自身が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

2 地震情報の伝達

（１）水戸地方気象台からの伝達系統



（２）市民への情報伝達

収集した地震情報は庁内各課へ速やかに伝達し、初動体制について判断するとともに、広報担当を通じて、防災行政無線、防災アプリ、登録制メール、広報車、ホームページ、SNS、Yahoo!防災速報、Lアラート等により市民へ情報伝達を行う。

3 地震解説資料の収集

発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対応に資するため、水戸地方気象台で作成された地震解説資料等が提供される。提供される地震解説資料等は下表のとおり。

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合 ①大津波警報、津波警報津波注意報発表時 ②震度4以上 (但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合 ①大津波警報、津波警、報津波注意報発表時 ②震度5弱以上 ③社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料。
管内地震活動図	①定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

4 異常現象発見者の通報

地割れ、山鳴り等災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。また、この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。通報を受けた市長は、水戸地方気象台、県(防災・危機管理課)、その他の防災関係機関に通報を行うと同時に市民、その他の団体等に周知しなければならない。

5 災害情報の報告

(1) 消防庁(直接即報基準)への報告

「火災・災害等即報要領」に基づき、震度5強以上を観測した場合(被害の有無を問わない)は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く県へ報告するとともに、消防庁に対しても報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後も引き続き報告する。

(2) 県（災害対策本部）への報告

被害情報、措置情報は、「茨城県被害情報等報告要領」により報告するとともに、「火災・災害等即報要領」に基づき、震度4以上を観測した場合は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く県へ報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては国（消防庁）へ報告し、事後速やかに県へ報告する。

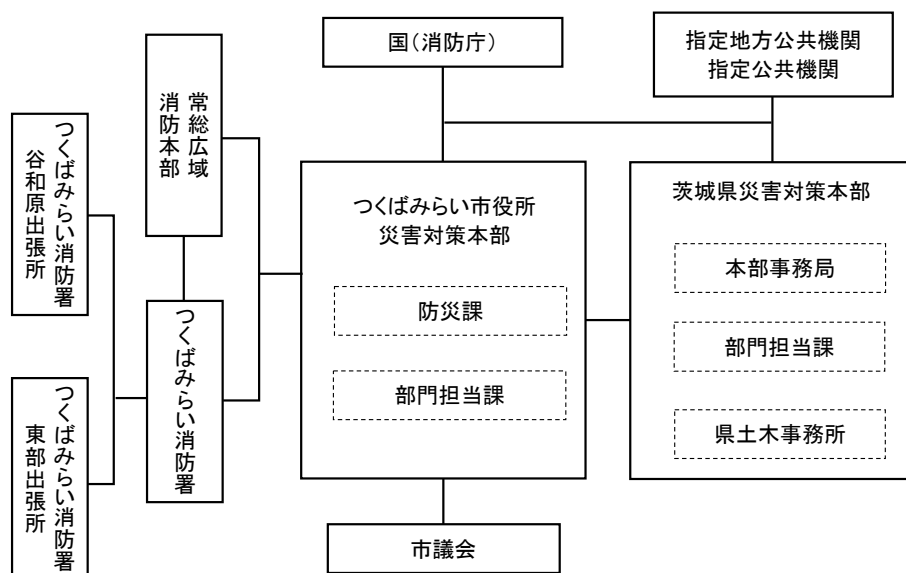
< 報告先 >

茨城県防災・危機管理課	電話 029-301-2885（直通）	FAX 029-301-2898
消防庁応急対策室	電話 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537
休日・夜間用報告先(宿直室)	電話 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

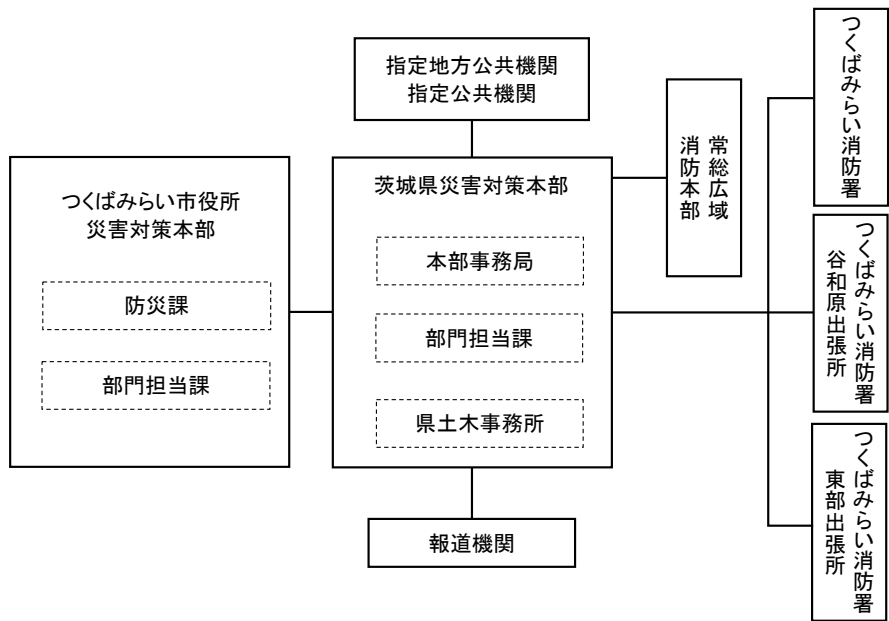
ア 報告すべき事項

- ①災害の原因
- ②災害の発生日時
- ③災害の発生場所又は地域
- ④被害の状況
- ⑤災害に対して既にとられた措置及び今後の措置
- ⑥その他必要な事項

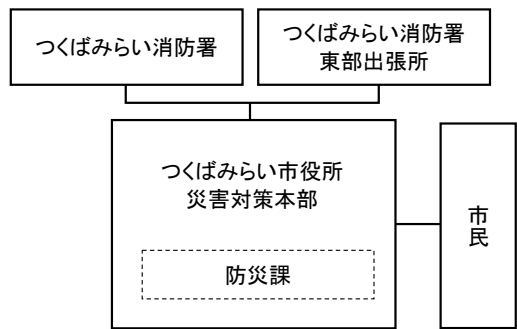
図：電話・FAX 等によるルート



図：茨城県防災情報ネットワークシステム



図：防災行政無線



第3 災害情報の広報

1 広報内容

(1) 被災地の市民に対する広報内容

市は、被災地の市民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。また、広報においては、聴覚障がい者や視覚障がい者に配慮するものとする。

- ①火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒等）
- ②避難指示等の出されている地域及び内容
- ③流言、飛語の防止の呼びかけ
- ④治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥指定避難所等、医療救護所の開設状況

- ⑦電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ⑧鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ⑨救援物資、食糧、水の配布等の状況
- ⑩し尿処理、衛生に関する情報
- ⑪被災者への相談サービスの開設状況
- ⑫遺体の安置場所、死亡手続等の情報
- ⑬臨時休校等の情報
- ⑭ボランティア組織からの連絡
- ⑮全般的な被害状況
- ⑯防災関係機関が実施している対策の状況

（２）被災地外の市民に対する広報内容

被災地外の市民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするために協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。また、必要に応じて、被災地の市民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ①避難指示等の出されている地域及び内容
- ②流言飛語の防止の呼びかけ
- ③治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ④被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
（被災地外の知人、親戚への被災者安否情報の伝言の呼びかけ）
- ⑤被災地への物資支援自粛の呼びかけ
- ⑥ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑦全般的な被害状況
- ⑧防災関係機関が実施している対策の状況

（３）広報手段

市内の資器材を活用して次の方法により、市民等への広報を行う。

- ①防災行政無線
- ②広報車による呼びかけ
- ③ハンドマイク等による呼びかけ
- ④ビラの配布
- ⑤インターネット（防災アプリ、メール、ホームページ、SNS）
- ⑥立て看板、掲示板等
- ⑦Ｌアラート
- ⑧県防災情報ネットワークシステム（災害情報共有システム）
- ⑨テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用

2 報道機関への情報発表の方法

市は、災害の状況が把握され次第、報道関係機関に対し発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的または必要に応じて発表する。

(1) 報道機関との連携

市は、災害の広報活動を行うにあたり必要と認める場合は、報道関係機関に対し協力を要請する。

(2) 自衛隊等への広報活動の要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、県を通じて自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を要請する。

(3) 県防災情報ネットワークシステム（災害情報共有システム）の活用

市は、避難指示等を発令又は解除した場合及び指定避難所等を開設又は閉鎖した場合、県防災情報ネットワークシステム（災害情報共有システム）に迅速・確実に情報を送信するものとする。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により上記の情報送信を実施することができない場合は、市に代わり県が実施するものとする。

第4節 応援・受援

■基本的考え方	
この計画は、大規模な災害が発生し、市単独での対応が困難と判断された場合に、自衛隊及び周辺市町村の応援、派遣を要請するために必要な措置について定めるものである。	
関係班	本部統括班、受援班

第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

自衛隊派遣要請・受入体制の確保は「第2編 風水害等対策計画 第3章第24節 自衛隊に対する災害派遣要請」に定める。

第2 応援要請・受入体制の確保

応援要請・受入体制の確保は「第2編 風水害等対策計画 第3章第25節 応援・受援」に定める。ただし、受入施設は、下記の代替場所とする。

本部設置の代替場所	1 富士見ヶ丘小学校 2 伊奈東中学校 3 伊奈東小学校

第5節 被害軽減対策

■基本的考え方	
この計画は、地震被害を最小限に抑えることを目的とし、災害発生時の迅速な避難行動、消火活動及び応急医療を行うために必要な措置について定めるものである。	
関係班	全班

第1 避難行動

1 避難指示等

(1) 避難指示等を行う者

避難指示等を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として相互に、連携をとりながら実施するものとする。また、法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止命令、退去命令等についても適切に運用する。

ア 避難指示等を行う者

- ①市長(災対法第60条)
- ②警察官(災対法第61条、警察官職務執行法第4条)
- ③水防管理者(市長、市水防事務管理者)(水防法第29条)
- ④知事又はその命を受けた県職員(災対法第60条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条)
- ⑤災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官(その場に警察官がいない場合に限る(自衛隊法第94条))

イ 市長の役割

市長は、大規模な災害に起因して市民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の市民等に対し、速やかに立ち退きの指示等を行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

ウ 警察の役割

警察官は、大規模な災害に起因して市民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるとき、又は市長から要請があった場合は、市民、その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。警察官は、市長が行う避難指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

エ 自衛隊の役割

災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

(2) 避難指示等の対象者

避難指示等の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のために立ち退きを要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

(3) 避難指示等の発令基準

地震災害により広域的に人命の危険が大きいと予測される場合、また、市民の生命及び身体を災害から保護するために必要と認められるときは、当該地域の市民に対し避難指示等を行う。

◆避難指示等

発令基準	①地震等により状況が悪化し、避難すべき時期が切迫したとき
	②地震災害が発生した後、二次災害の恐れが迫っていると認められるとき
	③その他緊急に避難する必要があると認められるとき

(4) 避難指示等の内容

避難指示等をする場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ①避難対象地域(地区名)
- ②避難指示等の理由
- ③避難先(指定避難所及び指定緊急避難場所など)
- ④その他必要な事項(警察官等誘導員の指示に従う旨、災害時要配慮者の優先避難、介助の呼びかけ等)

(5) 避難指示等の伝達

ア 関係地域の市民等への周知

避難指示等をした場合は、速やかに関係地域の市民に対して、あらゆる手段を用いて周知・伝達する。なお、避難指示等の伝達にあたっては、文書(点字版を含む)や掲示板等を使用し、視聴覚障がい者への周知徹底を期すとともに、情報の混乱を防止する。

(ア) 市民への周知・伝達の手段

- a 防災行政無線等の利用
- b ラジオ・テレビ等メディアの活用
- c 広報車の利用
- d 周知徹底が困難な場合は消防団等による拡声器などを用いた個別伝達
- e 文書(点字版を含む)の配布、掲示板の利用
- f その他あらゆるメディアを使った呼びかけ

(イ) 知事への報告

次に掲げる処理をしたときは、速やかに知事に報告するものとする。

- a 避難のため立ち退き指示等したとき。
- b 避難の必要がなくなったとき。
- c 避難のため立ち退き先を指示したとき。
- d 警察官等が避難のため立ち退きを指示し、若しくは立ち退き先を指示した旨市長に通知があったとき。

なお、避難に関する報告については、次の事項を記録するとともに、その旨を知事に報告するものとする。

- a 発令者
- b 発令の理由及び発令の日時
- c 避難の対象区域
- d 避難先
- e その他

(ウ) 近隣市町村等関係機関への通報

市長が避難指示をしたとき、又は警察官等から避難指示を行った旨の通報を受けたときは、必要に応じて関係各機関に連絡するものとする。

- a 県の関係機関(つくば保健所、常総警察署等)に連絡し協力を要請する。
- b 指定避難所として利用する学校施設等の管理者に対し、速やかに連絡し、協力を要請する。
- c 避難のため、近隣市町村への協力を求めなければならない場合を想定して、近隣市町村に対しても連絡を行う。

2 警戒区域の設定

市長は災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、当該危険区域に対して、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。市長又はその職権を行う者が現場にいない場合、または、これらの者からの要請があった場合、警察官はその権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して、通知する。災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないようにすることができる。(消防法第28条、水防法第21条)

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

3 避難の誘導方法

(1) 避難の誘導を行う者

ア 危険地域における誘導

避難指示等が発令された場合、災害対策本部からの指示により、予め指定する避難場所及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の市職員及び消防署員、消防団員を配置する。配置された職員等は、本部からの指示・情報等の収受にあたりとともに、警察官、自主防災組織等の協力により、市民を安全な地域へ誘導する。地区ごとの避難誘導は当該地区の消防団員が行い、誘導責任者は当該地区の分団長とする。

イ 学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育所、事業所、スーパーマーケット等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者と災害対策本部から派遣された複数の市職員とで協力し、安全な地域へ誘導する。

ウ 要配慮者利用施設の場合

高齢者福祉施設、授産施設、グループホーム、障がい者福祉施設など要配慮者利用施設における避難誘導は、入所者の身体状況から避難場所まで介助が必要な場面が多いことから、必要に応じて災害対策本部からの多くの市職員、消防団員を派遣し、当該施設管理者と協力の上、安全な場所へ誘導・移送する。なお、要配慮者利用施設については、予め防災関係機関と避難誘導の方法について協議し、防災計画、避難誘導計画を定めておくものとする。

エ 交通機関の場合

交通機関等における避難誘導は、その交通機関が予め定める防災計画、避難計画に基づき、必要な措置を講ずる。

(2) 避難の方法

ア 避難の手段

徒歩による避難を原則とする。身体的事情がある場合はこの限りではない。

イ 携帯品の制限

緊急を要する場合は、貴重品(現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等)等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食糧、日用品等とする。

ウ 避難順位

災害時要配慮者の状況を考慮して適切に避難順位を定める。

4 指定避難所及び指定緊急避難場所の設置及び周知

①発災時(災害が発生するおそれがある場合を含む。)には、避難指示等の発令とあわせて指定避難所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。指定避難所及び指

定緊急避難場所は別表（資料編6 指定避難所等）に示す学校、公民館等の既存建物を利用することを原則とし、これを市民に周知徹底するが、災害等により指定緊急避難場所の使用が不能になった場合、あるいは指定避難所に受入れできなくなった場合には、野外に仮設物等を設置し、又は天幕を設営するなどの措置をとる。

- ②指定避難所を設置することができない場合、又は適当な建物が無いときは知事及び関係市町村と協議し、関係の隣接市町村に受入れを委託し、あるいは隣接市町村の建物又は土地を借り上げて設置する。
- ③指定避難所及び指定緊急避難場所には標識を掲げ、炊事用具、寝具、その他トイレ等の給貸与、衛生、火気取り締まり及び経理を行う。
- ④災害時要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。
- ⑤必要に応じ、県の災害時支援協力に関する協定に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。
- ⑥避難者に対する通信連絡手段を確保するため、NTT東日本茨城支店に対し、災害特設公衆電話の設置を要請する。

5 避難者の実態把握

（1）避難者名簿の作成

指定避難所及び指定緊急避難場所を開設し、避難した市民等の受け入れを行った際には、まず避難者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して各世帯単位に記入してもらう。記入されたカードから避難者名簿を作成する。（氏名、住所、年齢、性別、健康状態など）

（2）災害時要配慮者状況の把握

上記名簿と併せて、災害時要配慮者に同行している施設責任者に対し、ヒアリングを行い、身体の状態や必要な医薬品等の情報を把握し、記録しておく。また、本人の同意の上で、消防署や自主防災組織などに提供できる名簿を作成する（名簿情報漏えい止等の措置が必要）。

6 指定避難所等に関する報告

指定避難所等を開設し、実態を把握した上で、災害対策本部及び知事に対して下記の報告を行う。

- ①指定避難所等開設の日時、場所及び施設名
- ②受入れ状況及び受入れ人員

7 災害救助法による指定避難所の設置

市に救助法が適用された場合の指定避難所の設置等については、同法及びその運用方針による。

第2 緊急輸送

1 緊急輸送の実施

震災による被災者の救護活動並びに応急対策に必要な人員、物資及び資材等を迅速かつ円滑に輸送するため、関係機関の協力を得て緊急輸送体制を整備する。

(1) 総括的に優先されるもの

- ア 人命の救助、安全の確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（地震発生直後の初動期）

- ①救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ②消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- ④自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

- ①前記①の続行
- ②食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ③傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- ④輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- ①前記②の続行
- ②災害復旧に必要な人員、物資
- ③生活用品
- ④郵便物
- ⑤廃棄物の搬出

2 緊急輸送道路の確保

(1) 被害状況の把握

市は、予め県から指定されている緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、速やかに調査を実施し、応急対策を実施する関係機関に対し、調査結果を伝達する。

(2) 緊急輸送道路の応急復旧

市は、緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに土浦土木事務所長に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、応急復旧作業を実施する。

第3 消火活動

1 消防署による消火活動

(1) 消防活動体制の整備

市は、消防署とともに、市域における地震による災害を防御し、これらの被害を軽減するための消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について計画を立案しておく。また、その区域内における地震に伴うがけくずれ等の被害想定について予め調査し、必要に応じ具体的な被害想定図及び被害想定リスト等を作成し、消防活動の円滑な実施を図るものとする。

(2) 被害情報の収集・伝達

ア 被害状況の把握

119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等により、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

市及び消防本部は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないように努める。

(3) 同時多発火災への対応

市及び消防本部では、震災時における同時多発火災への迅速な対応を図るため、予め震災を想定した防御計画の策定を進める。

防御計画の策定にあたっては、市街地の状況、地震による被害想定状況(建物倒壊、火災延焼想定)等を考慮して作成するとともに、実際の消火活動にあたっては、防御計画とともに次の原則に基づき鎮圧にあたるものとする。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

具体的には、指定緊急避難場所までの避難路を確保するための沿道火災地域を優先する。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動にあたる。

具体的には、市域中心部の木造家屋が多数集積している地域で、延焼による多数の被害が想定される。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

具体的には、特殊建築物及びその他危険物・高圧ガス等の貯蔵施設が多数立地する地域が対象となる。

オ 火災現場活動の原則

①出動隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

②火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

③火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

（４）応援派遣要請

市は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、茨城県広域消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

（５）応援隊の派遣

市が被災を受けていない状況にあり、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として要請があった場合は、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対しては予め定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

2 市民、自主防災組織、企業による消火活動

（１）出火防止

地震発生後、市民は、直ちに火気の停止、ガス・電気の使用中止、近隣への声かけ等と呼びかけ、火災が発見された場合は消防署に通報し、近隣の市民とともに初期消火にあたる。

(2) 消防活動

消防活動の実施にあたって、市民及び自主防災組織等は、消防署の消防隊に協力し、又は単独で、地域での消火活動を実施し、消火後は残り火の処理を行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 企業の消火活動への協力

企業の自衛消防隊は、消防署と連携して消火にあたる。

3 救助・救急要請への対応

(1) 消防署による救急・救助活動

ア 救助・救急活動の原則

震災時の救助・救急活動は、特別救助隊、救助隊、救急隊及び徒歩隊により、人命の救助並びに救命活動を優先し、次の原則に基づき活動する。

①重傷者優先の原則

救助・救急措置は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者は、できる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。

②災害時要配慮者優先の原則

負傷者多数の場合の救助・救急活動は、幼児・高齢者・障がい者等の災害時要配慮者を優先して実施する。

③火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

④効率重視の原則

同時に小規模救助・救急事象が併発したときは、救命率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

⑤大量人命危険対象物優先の原則

延焼火災が少なく、同時に多数の救急事象が併発しているときは、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を行う。

イ 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

ウ 医療救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、消防団、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)を行う。

エ 後方医療機関への搬送

- ①医療救護所では、トリアージの結果によって、傷病者の程度に応じ必要な応急手当を行い、医療機関に搬送する。
- ②消防本部は、搬送先の医療機関が、施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、いばらき消防指令センター等から、各医療機関の受入可能状況等を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して、情報伝達する。

オ 応援派遣要請

市長は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、茨城県広域消防相互応援協定に基づき他の消防本部に応援を要請する。協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対して、電話等により他の都道府県への応援要請を依頼する。

カ 応援隊の派遣

市が被災していない場合、市長は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防署と協力して救急・救助活動を行う。特に、近隣都県での被害に対しては、予め定めた救助・救急計画等により、直ちに出動できる体制を確保する。

(2) 市民及び自主防災組織等による救助・救急活動

地震発生後、消防署による早急な救助・救急活動が困難な場合も想定されるため、市民及び自主防災組織等は、協力して、自主的な救助・救急活動を実施する。

4 水害防止活動

震災時における水防活動は、「第2編 風水害等対策計画 第2章第1節 水害予防」、及び水防管理者が定める水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

(1) 市の措置

地震が発生した場合、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、又は放流による洪水による浸水の発生が予想されるので、市長は、地震(震度4以上)が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察等の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

(2) 施設管理者の措置

ため池、堤防、水閘門等の管理者は、地震(震度4以上)が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び対象地域の市民に連絡するとともに、水門等の操作体制を整え、状況により、適切な開閉等の措置を講じる。

第4 応急医療体制

応急医療体制は「第2編 風水害等対策計画 第3章第16節 医療・助産」に定める。

第5 危険物等災害対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川、湖沼等に大量の危険物等が流出または漏洩した場合は、市及び危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

1 危険物流出対策

(1) 連絡体制の確保

ア 危険物取扱事業所の対応

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、市等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、予め定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理剤等により処理する。

イ 市の対応

危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

また、河川への流出及び流出の恐れがある場合は、河川管理者に、その旨を速やかに報告する。

(2) 対象地域の市民に対する広報

市は、防災行政無線、広報車等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て対象地域の市民への周知を図る。

2 石油类等危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処理の実施

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。

また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置

市は、管轄範囲の危険物施設被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講ずる。また、被害状況を県に対して報告し、市のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

3 毒劇物取扱施設の安全確保

(1) 施設の調査

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。施設外への毒物または劇物の流出等をおこす恐れがある場合、または流出等をおこした場合には、直ちに措置を講ずるとともに、保健所、警察署または消防署に連絡するとともに、併せて、市に連絡する。

(2) 施設付近の状況調査及び市民の誘導

市は、毒物または劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。また、警察署、消防署と協力のうえで市民への広報活動及び避難誘導を行う。

(3) 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策

有害物質の漏えいや建築物等の倒壊・損壊による石綿の飛散が懸念される場合は、「災害時における石綿飛散防止に係るマニュアル（平成 29 年 9 月環境省水・大気環境局大気環境課）」に基づいて対応する。

第6節 被災者生活支援

■基本的考え方

この計画は、被災者の生活を支援していくために必要な、避難生活の確保や健康管理、ボランティア活動の支援、各種生活情報、相談窓口業務、応急教育などを効果的かつ円滑に実施していくため定めるものである。

関係班

本部統括班、救助班、運輸調査班、救護班、防疫班、農業商工班、上下水道班

第1 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握

市は、指定避難所ごとに受入れている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所以外の場所（自宅、車中泊、テント泊等）で生活し、食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

1 登録窓口の設置

発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

2 避難者等の調査の実施

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部課の職員やボランティア等から成る調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

（1）調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についても定めておく。

（2）調査結果の報告

調査結果を統括し、救助法の適用、指定避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅入居者選定について、県に対し調査結果を報告する。

3 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種支援の措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

第2 指定避難所等の開設・運営

指定避難所等の開設・運営は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第9節 避難」に定める。

第3 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理」に定める。

第4 ボランティア活動の支援

1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営

(1) 受入体制の確保

災害発生後直ちに、市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置して、ボランティアの受入体制を確保する。

(2) 災害ボランティアセンターにおける活動内容

市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ①市及び関係機関からの情報収集
- ②被災者からのボランティアニーズの把握
- ③ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ボランティアの受付
- ⑤ボランティアの調整及び割り振り
- ⑥関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ⑦必要に応じて、ボランティア支援本部への応援要請
- ⑧ボランティア保険加入事務
- ⑨関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- ⑩その他被災者の生活支援に必要な活動

2 災害ボランティアセンター及びボランティア支援本部との連携

災害発生後、ボランティア担当窓口の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、市と災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

3 ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- ①災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ②避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介助等）
- ③在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介助、食事・飲料水の提供等）
- ④配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- ⑤その他被災者の生活支援に必要な活動

4 活動拠点の提供

ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

5 ボランティア保険の加入促進

ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入を推進するとともに、ボランティア保険の加入者に対する助成に努める。

第5 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

地震後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細やかで適切な情報提供を行うとともに、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

1 ニーズの把握

(1) 被災者ニーズの把握

被災者のニーズ把握を専門に行う職員を指定避難所等に派遣するとともに住民代表、民生児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。さらに、被災地域が広域にわたり、多数の指定避難所が設置された場合には、数カ所の指定避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- ①家族、縁故者等の安否
- ②不足している生活物資の補給
- ③指定避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- ④メンタルケア
- ⑤介護サービス
- ⑥家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

(2) 災害時要配慮者ニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障がい者等のケアニーズの把握については、県職員・市職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員、及びボランティア等による巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、コミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- ①介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- ②病院通院介助
- ③話相手
- ④応急仮設住宅への入居募集
- ⑤縁故者への連絡

2 相談窓口の設置

総合窓口を速やかに設置し、県、他市町村、防災関係機関、その他の団体が設置する窓口業務を把握し、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。この総合窓口は、地震災害時の被害の程度及び原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

(1) 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて、下記の相談窓口を設置する。これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を行う。また、災害の長期化に対応できるよう、適宜、相談組織の再編を行う。

- ①生命保険、損害保険(支払い条件等)
- ②家電製品(感電、発火等の二次災害)
- ③法律相談(借地借家契約、マンション修復、損害補償等)
- ④心の悩み(恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係、PTSD(心的外傷後ストレス障害))
- ⑤外国人(安否確認、震災関連情報等)
- ⑥住宅(仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事)
- ⑦雇用、労働(失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等)
- ⑧消費(物価、必需品の入手)
- ⑨教育(学校)
- ⑩福祉(障がい者、高齢者、児童等)
- ⑪医療・衛生(医療、薬、風呂)
- ⑫廃棄物(ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体)
- ⑬金融(融資、税の減免)
- ⑭ライフライン(電気、ガス、水道、下水道、電話、交通)
- ⑮手続(り災証明、死亡認定等)
- ⑯複合災害に関する相談(例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等)

第6 生活救援物資の供給

1 食糧の供給

食糧の供給は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第10節 食糧供給」に定める。

2 生活必需品の供給

生活必需品の供給は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第11節 衣料・生活必需品等供給」に定める。

3 応急給水の実施

応急給水の実施は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第12節 給水」に定める。

第7 応急教育

応急教育は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第23節 児童・生徒等の安全確保・応急教育等」に定める。

第7節 災害時要配慮者の安全確保対策

災害時要配慮者の安全確保対策は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第13節 災害時要配慮者安全確保対策」に定める。

第1 福祉避難施設の指定

市は、避難生活を余儀なくされている災害時要配慮者の生活を向上し、介護等の支援を受けやすくするために、既存の社会福祉施設の管理者に対して、災害時に災害時要配慮者を受入れるように要請するとともに、福祉避難施設を予め指定する。

第8節 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は「第2編 風水害等対策計画 第3章 第14節 帰宅困難者対策」に定める。

第9節 救助法の適用

救助法の適用は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第27節 救助法の適用」に定める。

第10節 応急復旧・事後処理

■基本的考え方

この計画は、被災後における二次災害の発生を防ぎ、被災した地域の速やかな復旧を図るため、被災した建築物及び公共施設、ライフラインの安全性に関する確認を行うとともに、被災地の清掃、防疫活動を行うために必要な措置について定めるものである。

関係班

全班

第1 建築物の震後対策

大規模な地震が発生した場合、関係各部局及び県、その他関係団体等と連携し、被災した建築物の震後対策を行う。

なお、対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、県・国その他協力団体等と協議して決めるが、おおむね次の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の 緊急措置	災害発生後7日目まで	①公共施設・主要施設の安全点検の実施 ②建築物の応急危険度判定の実施 ③応急危険度判定に関する情報の市民への提供
住宅供給・帰宅 促進実施体制へ の移行	災害発生後8日目以降 14日目まで	①「危険」及び「要注意」判定建築物所有者に対する被災度区分判定に基づく補強計画提出の勧告 ②「安全」判定建物を対象とした被災度区分判定実施の促進 ③余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施

第2 応急危険度判定

上記の震後対策を実施するために、以下の方法により応急危険度判定を行う。

1 判定士等派遣要請

余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。

2 被災建築物応急危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

- ①判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- ②判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として一人の応急危険度判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ③判定結果の責任については、市が負うものとする。

(2) 判定の指揮、監督

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる応急危険度判定士の指揮、監督を行う。

(3) 判定作業概要

- ①判定作業は、市の指示に従い実施する。
- ②被災建築物応急危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ③判定は、原則として「目視」により行う。
- ④判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- ⑤判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ、判定を行う。
- ⑥判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、外部の見やすい部分に表示する。

3 被災宅地危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

ア 判定の基本的事項

- ①被災宅地危険度判定は、市が実施する。
- ②判定結果の責任については、市が負うものとする。

イ 判定の指揮、監督

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地危険度判定士の指揮、監督を行う。

(2) 判定作業概要

- ①判定作業は、市の指示に従い実施する。
- ②被災宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。
- ③判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、外部の見やすい部分に表示する。
- ④判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上、判定を行う。

4 住宅の応急修理

詳細については、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理」に定める。

第3 土木施設の応急復旧

1 道路の応急復旧

(1) 応急措置の概要

次の内容により、関係機関と連携し、応急措置を実施する。

ア 道路被害情報の収集・伝達と応急措置

市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無等について、都市建設部による調査活動、パトロール、県土木事務所、警察署等への照会、参集職員からの情報収集、その他により被害情報を収集する。この場合、収集した情報を本部長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置(迂回路の選定、誘導員による通行等)を実施し、交通の確保に努める。

イ 道路占用施設被害情報の収集・伝達と応急措置

市は、上下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理及び当該道路管理者にその旨通報する。緊急のためその時間が無い場合は、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知措置等、市民の安全確保のための措置をとり、事後連絡をする。

(2) 応急復旧対策

地震により被害を受けた道路については、原則として緊急輸送道路を優先し、次のような実施手順にしたがって、応急復旧を行う。

ア 応急復旧目標

応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。

イ 応急復旧方法

応急復旧の方法はおおむね次の内容とし、現地の災害状況に応じて具体的に適宜判断するものとする。

- ①倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、人力・フォークリフト等により道路端等に移動し、堆積する。
- ②鉄骨性構造物は、切断し、道路端等に移動し堆積する。
- ③路上駐車 of 撤去については、小型車等は人力又は軽装備で大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。
- ④路面の亀裂、地割れについては、土砂充填等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。
- ⑤橋梁取り付け部の段差については、土砂・木材等の仮設、アスファルト混合物による応急的な「すりつけ工」等により、自動車走行に支障の無い程度に応急復旧する。
- ⑥がけくずれによって通行が不能となった道路については、建設業協会に依頼し、崩壊土の搬土作業を行う。

また、不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土す

るか、ネットで移動を防止する。または、路側に崩土防止柵工を行う。

⑦落下した橋梁若しくはその危険があると認められた橋梁、又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関へ連絡の上、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講ずる。

⑧上記作業について、市限りで実施が困難な場合は、速やかに県又は自衛隊への応援要請の手続をとる。

ウ 二次災害防止対策

道路管理者は地震発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害防止に努める。

2 河川管理施設の応急復旧

地震等により堤防、護岸、水門、排水機場その他の河川管理施設が被害を受けた場合には、各施設を所管する機関と協力の上、応急復旧に努めるものとする。

(1) 応急措置の概要

次の内容により、関係機関と連携し、応急措置を実施する。

①水防活動と並行して、管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。

②河川管理施設に被害を生じた場合は、直ちに県に報告し、内水による被害の拡大を防止する。また、施設の応急復旧については、大規模なものを除き、県の指導のもとにこれを実施する。

(2) 応急復旧対策

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立て、復旧する。また、水門及び排水機等が故障、停電等により、運転が不能になった場合には、土のう、矢板等により応急に締切を行い、動力ポンプ等を設置して内水の排除に努める。

3 農地・農業用施設の応急復旧

地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農地・農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については、受益土地改良区等が点検を行う。農道については、市において通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

受益土地改良区は、農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設に

については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれが高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

受益土地改良区の排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い、交通の確保を図る。

第4 ライフラインの施設の応急復旧

1 電力施設の応急復旧（実施主体：東京電力パワーグリッド株式会社）

(1) 応急復旧の実施

ア 通報、連絡

通報、連絡は、「通信連絡施設および設備」に示す施設、設備および電気通信事業者の回線を利用して行うこととする。

イ 災害時における情報の収集、連絡

①情報の収集、報告

災害が発生した場合は、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関等の本（支）部長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告する。

(ア) 一般情報

- a 気象、地象情報
- b 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

- c 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）
- d その他災害に関する情報（交通状況等）

②当社被害情報

- (ア) 電力施設等の被害状況および復旧状況
- (イ) 停電による主な影響状況
- (ウ) 復旧機材、応援隊、食糧等に関する事項
- (エ) 従業員の被害状況
- (オ) その他災害に関する情報

③情報の集約

上級本（支）部は、下級本（支）部からの被害情報等の報告および独自に国、地方公共団体等防災関係機関から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

④通話制限

- (ア) 災害時の保安通信を確保するため、本（支）部長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。
- (イ) 非常態勢の発令前であっても、保安通信を確保するうえで必要と認めたときは、本社にあっては防災担当部（室）長、原子力発電所、総支社、電力所および第一線機関にあっては、その長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

ウ 災害時における広報

①広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- (ウ) 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。
- (エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- (オ) 漏電による事故を防ぐための漏電遮断機の取付を推進する。
- (カ) 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感振ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。
- (キ) 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- (ク) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- (ケ) その他事故防止のため留意すべき事項。

②広報の方法

広報については、防災行政無線、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNSおよびインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

エ 対策要員の確保

①対策要員の確保

- (ア) 夜間、休日に災害発生の恐れがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
- (イ) 非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。
なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、社員は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。
- (ウ) 交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

②対策要員の広域運営

他電力会社、株式会社 J E R A、電源開発株式会社ならびに広域機関と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

オ 災害時における復旧資材の確保

①調達

本（支）部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- (ア) 現地調達
- (イ) 本（支）部相互の流用
- (ウ) 他電力会社等からの融通

②輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。

③復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

カ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防署等から要請があった場合等には、本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

キ 災害時における応急工事

①応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速・適切に実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および予備品、貯蔵品等の活用により仮復旧を迅速に行う。

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(ウ) 配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

(エ) 通信設備

可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用による通信を確保する

ク 復旧計画

①本（支）部は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本（支）部に速やかに報告する

- (ア) 復旧応援要員の必要の有無
 - (イ) 復旧要員の配置状況
 - (ウ) 復旧資材の調達
 - (エ) 電力系統の復旧方法
 - (オ) 復旧作業の日程
 - (カ) 仮復旧の完了見込
 - (キ) 宿泊施設、食糧等の手配
 - (ク) その他必要な対策
- ②上級本（支）部は、前項の報告に基づき下級本（支）部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

ケ 復旧計画

電気設備の復旧計画の策定および実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復旧順位
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の重要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ②重要施設に配電する中間・配電用変電所（この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定緊急避難場所、その他重要設備への供給回線 ②その他の回線
通信設備	①給電指令回線（制御・監視および保護回線） ②災害復旧に使用する保安回線 ③その他保安回線

2 NTT東日本茨城支店

（１）電話停止時の応急措置

ア 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する指定避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

ウ 通信の利用制限

通信が著しくふくそうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

エ 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話のふくそうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や指定緊急避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

(2) 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

表：電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防災機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び1順位以外の国または地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※上記のうち特に重要なユーザ（緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に努める。

(3) 復旧を優先する電気通信サービス

- ①電話サービス（固定系・移動系）
- ②総合デジタル通信サービス
- ③専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）
- ④パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）
- ⑤衛星電話サービス

表：大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	(2)に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、(3)に示す復旧優先サービスの復旧の他、指定緊急避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要 通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び 重要加入者については3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続き出来るだけ迅速に行う。長くて10日※以内を目標とする。

※激甚な災害等発生状況により最大約1ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1ヶ月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

3 上水道施設の応急復旧

(1) 応急復旧の実施

ア 作業体制の確保

水道事業者等は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、当該水道事業者等のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

イ 応急復旧作業の実施

水道事業管理者、建設部は次に示す応急復旧の行動指針に基づき、応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、指定避難所、福祉施設、高齢者施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

- ①施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ②施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や指定避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ③施設復旧にあたる班編制（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。
- ④被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- ⑤応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ⑥応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

(ア) 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上または浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(イ) 取水施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、近隣市町村は、県、国、その他関係機関の協力を得て、水源を確保する。

(ウ) 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合は、水道の使用を一時停止するように市民に周知する。

ウ 応急復旧資機材の確保

水道事業者等は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

エ 市民への広報

水道事業者等は、断減水の状況、応急給水の実施、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

オ 災害対策マニュアル

被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、「災害対策マニュアル」を整備し、災害対応体制や関係機関との連絡方法、応急復旧の具体的方針を定める。

また、発災直後の巡視や応急工事実施を円滑に行うため、市と建設業協会等において協定を締結している。

4 下水道施設の応急復旧

(1) 下水道停止時の代替措置

ア 緊急汲取りの実施

便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

イ 仮設トイレの設置

指定避難所等に仮設トイレを設置する。

(2) 応急復旧の実施

ア 作業体制の確保

被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

イ 応急復旧作業の実施

(ア) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

(イ) ポンプ場、終末処理場

停電のため、終末処理場のポンプ設備の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

ポンプ場及び終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に処理機能の回復に努める。

ウ 市民への広報

被害状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

第5 清掃・防疫・障害物の除去

1 災害廃棄物の処理

(1) 災害時の災害廃棄物の処理

ア 災害廃棄物の処理

市は、被災状況を的確に把握した上で、災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保、仮置場の設置及び住民への周知広報等を迅速に行い、仮置場等へ災害廃棄物を円滑に誘導する。

加えて、ボランティア等の支援を得て、被災家屋等の片付けや廃棄物の運搬を行う場合には、社会福祉協議会等と連携して支援内容を調整するなど、効率的に作業を進めるものとする。

市が仮置場を設置した場合には、当該仮置場において、廃棄物の飛散、流出、悪臭等による生活環境への支障や、火災の発生を防止するとともに、廃棄物の処理方法に応じた分別を進める。

災害廃棄物の処理にあたっては、適正な処理ルートを構築し、腐敗性のある廃棄物の早期処理や、廃棄物の再資源化に努める。

表：災害廃棄物の発生原単位

建物被害等	発生原単位
全 壊	117 トン/棟
半 壊	23 トン/棟
床上浸水	4.60 トン/世帯
床下浸水	0.62 トン/世帯

資料：災害廃棄物対策指針

表：災害廃棄物の種類別発生原単位

(トン/棟)

災害廃棄物の種類	発生原単位（全壊）	発生原単位（半壊）
木くず（柱角材）	3.510	0.690
コンクリートがら	67.860	13.340
コンクリートがら（瓦）	1.500	0.295
金属くず	3.510	0.690
可燃物	9.160	1.801
不燃物	29.288	5.757
腐敗性廃棄物（畳）	0.200	0.039
廃家電製品（家電4品目）	0.272	0.054
その他処理困難な廃棄物等（石膏ボード）	1.700	0.334
計	117.000	23.000

※災害廃棄物対策指針の発生原単位と種類別の割合から設定した。ただし、瓦、石膏ボード、畳及び家電4品目については災害廃棄物対策指針に記載されていないため、以下の資料を基に設定した。

- ・瓦、石膏ボード及び畳：「災害廃棄物の発生原単位について（第一報） 国立環境研究所」の発生原単位を用いた。
- ・家電4品目：「平成26年度における家電リサイクル実績について（環境省）」「平成26年全国消費実態調査（総務省）」から家電4品目の平均重量と平均保有台数から推計し設定した。

※床上浸水、床下浸水については、国等において災害廃棄物種類別の発生原単位が明確に示されていない。

イ 広域処理

市は、災害廃棄物処理事業に支障が生じた場合には、県、市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。

ウ 災害廃棄物処理計画

市は、地域防災計画との整合性を図りつつ、災害廃棄物処理に係る初動対応から実際の処理までの業務や、実施体制等をまとめた「災害廃棄物処理計画」を策定し、同計画に基づき災害廃棄物の処理を進めるものとする。

（２）し尿処理

ア し尿処理排出量の推計

災害時におけるし尿処理は、生活環境の保全上、平常時と同様の収集運搬や処理を維持することが求められるとともに、指定避難所の設置や下水道施設の機能の停止等により、仮設トイレを設置した場合には、当該仮設トイレのし尿処理が必要となる。

一方、し尿処理施設の機能停止その他災害に起因する理由により、平常時におけるし尿の汲み取りや浄化槽の清掃、収集運搬及び処理に支障が生ずる可能性がある。

このため、市は、被災状況を的確に把握した上で、災害廃棄物処理計画に基づき、人身体制等の確保及び住民への周知広報等を迅速に行うとともに、関係部局と連携し、速やか

に、仮設トイレに係るし尿の収集運搬計画の策定や、し尿処理施設の機能停止等の支障の解消を図るものとする。

また、損壊家屋等における汲み取り便槽や浄化槽の管理方法、携帯用トイレの処理方法など、生活環境保全上必要な情報について、住民への周知を行う。

イ 広域処理

市は、災害時におけるし尿等の処理事業に支障が生じた場合には、県、市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定、又は県及び（一社）茨城県環境保全協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。

2 防疫

（１）防疫組織の設置

防疫班が中心となって防疫組織をつくり、必要な教育訓練を行う。

（２）防疫措置

災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等と連絡を取り、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。また、適切な防疫措置を講ずるため、被災地に設けられる医療救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

（３）防疫計画及び対応策

地理的環境的諸条件や過去の被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を立案しておく。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

（４）消毒薬品・器具機材等の調達

災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び近隣市町村などの協力を求める。

（５）防疫措置等の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行う。

（６）患者等の措置

被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき就業制限または入院勧告を要する感染症の患者または無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

（７）予防教育及び広報活動の実施

平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や避難場所においても同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

（８）記録の整備及び状況等の報告

警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況をつくば保健所長に報告する。

（９）医療ボランティア

薬剤師会等関係団体に対し、必要に応じて、医療ボランティアの確保を要請し、消毒の指導等について協力を仰ぐ。

３ 障害物の除去

（１）建築関係障害物の除去

災害によって建物、又はその周辺に運ばれた土石、倒木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。市単独では処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

（２）道路関係障害物の除去

管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。その際、予め指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換を緊密に行う。

（３）河川・湖沼の関係障害物の除去

河川、港湾及び漁港管理者は、所管する河川、湖沼区域内の漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。

第６ 行方不明者等の搜索

１ 行方不明者等の搜索

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者を、消防署、消防団員、自主防災組織をはじめとする地元のボランティアと協力して搜索する。ただし、救助法適用時に知事が行うことを妨げない。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援協力を得て行う。

２ 遺体の処理・埋葬

遺体の処理は、市が実施するものとする。ただし、救助法を適用したときは県と協力し、実施する。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援協力を得て行う。

3 応援要請

被災地が広範囲であり、市限りでの捜索が困難なとき、又は遺体が流失等により他市町村に漂着することが予想される場合は、次の事項を明らかにし当該市町村へ捜索の応援を要請するものとする。

- ①遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- ②遺体数及び住所・氏名・年齢・容貌・特徴等
- ③応援を要請する人員又は舟艇・器具等

4 遺体の収容(安置)、一時保存

(1) 遺体収容所(安置所)の設置

市は、被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

(2) 棺の確保

市は、死者数、行方不明数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

(3) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置所を設置し、身元不明遺体を集中安置する。

5 埋葬

身元の判明しない遺骨は、納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、遺族に引き渡す。

第3章 震災復旧・復興

第1節 被災者の生活の安定化

■基本的考え方

この計画は、震災時における被災者の自立的生活を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずるために定めるものである。

関係班	管財出納班、運輸調査班、農業商工班、市民班、救助班、土木班

第1 金融及びその他の資金計画

金融及びその他の資金計画は、「第2編 風水害等対策計画 第4章 第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金」に定める。

第2 租税等の特例措置

租税等の特例措置は、「第2編 風水害等対策計画 第4章 第5節 その他の保護」に定める。

第3 生活保護

生活保護は、「第2編 風水害等対策計画 第4章 第5節 その他の保護」に定める。

第4 住宅建設の促進

1 建設計画の作成

市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成し、県に報告する。

2 事業の実施

建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

3 入所者の選定

特定入居を行うときの選定基準を作成し、選定基準に従って入所者の選定を行う。入所者の選定後速やかに県に報告する。

第2節 被災施設の復旧

■基本的考え方

この計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を立案し、早期復旧を目標にその実施を図るために定めるものである。

関係班

全班

第1 災害復旧事業計画の策定

災害復旧事業計画の策定は、「第2編 風水害等対策計画 第4章 第1節 公共施設の災害復旧」に定める。

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策

災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定は、「第2編 風水害等対策計画 第4章 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成」に定める。

第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第3節 激甚災害の指定

■基本的考え方

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。

関係班

本部統括班

第1 災害調査

激甚災害が発生した場合には、市は、県と密接な連携を図りながら、激甚法に基づく激甚災害の指定が早期に受けられ、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努める。

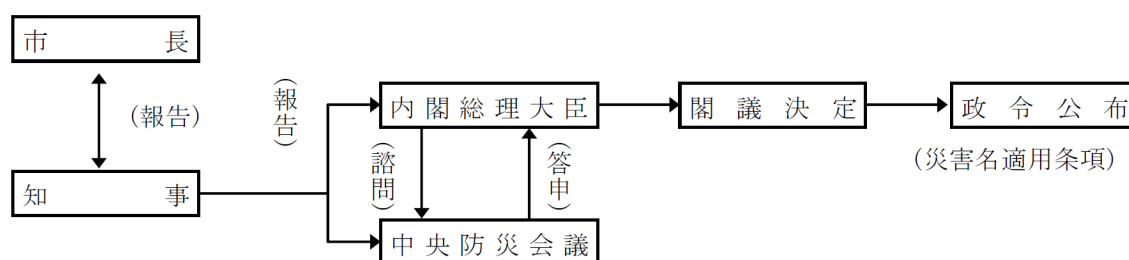
市は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県に報告するものとする。また、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力をする。

激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、関係する部署は速やかに関係調書等を作成し、県に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第2 激甚災害指定の手続

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

図：激甚災害の指定手続きの流れ



第4節 災害復旧・復興

災害復旧・復興計画は、「第2編 風水害等対策計画 第4章 第6節 災害復旧・復興」に定める。

第4章 南海トラフ地震の警戒宣言発令時の対応措置

中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告書が、平成29年9月に、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」として取りまとめられた。

本報告を踏まえ、政府は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の具体的な防災対応の検討を行い、それも踏まえて、異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応の構築に向けて、国、地方公共団体、関係事業者等における新たな防災対応に関する計画の策定の考え方や、防災対応の実施のための仕組み等を整理する予定としている。

その新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、本情報の運用開始（平成29年11月1日）に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わないこととしている。

本章の内容については、政府が、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応に関する計画等を整理した際に、必要な修正を行う。

第 4 編 航空災害対策計画

第1章 災害予防

■基本的考え方

本計画は、市内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係班

全班

航空災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講ずるものとする。

第1節 航空状況

近隣に、つくばヘリポート、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地、航空自衛隊百里基地及び茨城空港などの飛行場がある。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡

大規模な航空災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合に備え、それぞれ次の対策を講ずるとともに、機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

また、緊急時の通報・連絡体制を確保するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたり要員を予め指定しておくなど、体制の整備を推進する。

2 通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、「第2編 風水害等対策計画 第1章第4節 情報通信設備等の整備」に準ずる。

第2 非常参集体制の整備

市及び防災関係機関は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させる。

第3 災害応急体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は応急活動及び復旧活動に関し、締結する等、平常時より連携を強化しておく。

市では、「災害時の相互応援に関相互応援の協定をする協定」に基づき、周辺各市町村の相互応援を迅速かつ確実なものとするために、連携体制の具体化を図っていく。

市及び消防署では、「茨城県広域消防相互応援協定」に基づき周辺の広域消防体制を具体化するとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第4 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

市及び消防署は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努める。

また、災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「第3編 地震災害対策計画 第1章 第3節 第3 医療救助活動への備え」に準ずるものとする。

第5 緊急輸送活動への備え

災害時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策として、「第3編 地震災害対策計画 第1章 第3節 第1 緊急輸送への備え」に準ずるほか、市では発災後において緊急輸送道路における交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、予め計画を作成するよう努める。

第7 防災関係機関の防災訓練の実施

大規模な航空災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努める。

第2章 災害応急対策

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講ずるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

第1 災害情報の収集・連絡

1 航空事故情報等の収集・連絡

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市または警察、消防に通報しなければならないものとする。

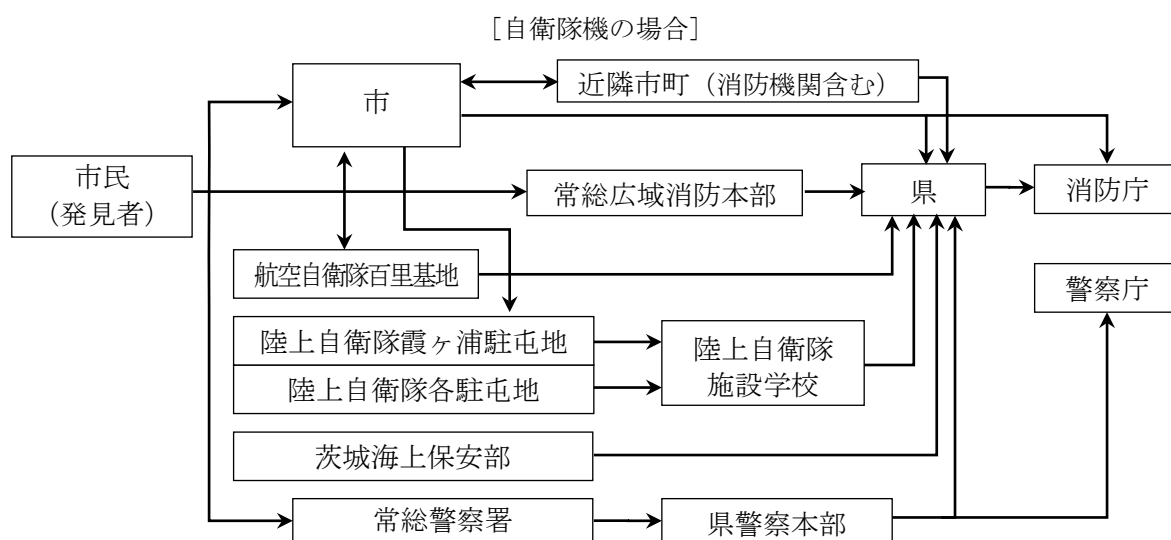
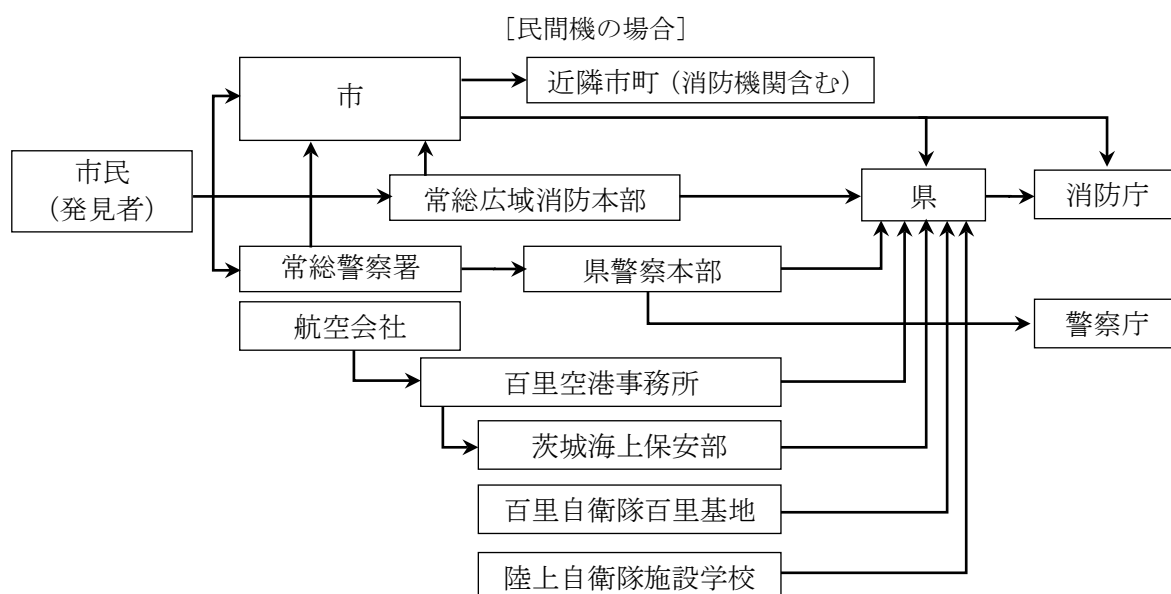
また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

市は、航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。さらに、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する災害等が発生した場合には、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

自衛隊機による事故発生の場合は、陸上自衛隊は速やかに県及び関係機関に連絡するものとする。

2 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



[連絡先一覧]

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 (宿直 03-5253-7777)
百 里 空 港 事 務 所	航空管制運行情報官	0299-54-0672 (同左)
茨 城 県 海 上 保 安 部	警 備 救 難 課	029-262-4304 (同左)
陸上自衛隊施設学校	警 備 課 防 衛 班	029-274-3211 内線 234 (同 内線 302)
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警 備 課	029-842-1211 内線 2410 (同 内線 2302)
航空自衛隊第7航空団	防 衛 班	0299-52-1331 内線 231 (同 内線 215)
茨 城 県	消 防 安 全 課 防災・危機管理課	029-301-2896 (昼間) 029-301-2885 (夜間)
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直 内線 2070)
常 総 警 察 署	警 備 課	0297-22-0110 (同左)
常総広域消防本部	警 防 課	0297-23-0119 (同左)
つくばみらい消防署	警 防 係	0297-58-0111 (同左)

3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に対して応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて防災関係機関と緊密な情報交換を行い、応急対策活動の円滑化に努める。

第2節 活動体制の確立

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

第1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

区分	配備時期	配置人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	航空事故により、多数の死傷者等が発生する恐れのある場合、またはその他の状況により市長が必要と認めた場合	各部の必要人員で情報の収集、連絡活動及び応急措置を実施し得る体制とする。 非常体制に直ちに切りかえ得る体制とする。	災害警戒本部を設置する
非常体制	航空事故により、多数の死傷者等が発生した場合、またはその他の状況により市長が必要と認めた場合	予め部内で定められた課の全職員とする。 その他の課は、航空災害応急対策が円滑に行える体制とする。	災害対策本部を設置する

第2 災害対策本部等の設置基準等

区分	設置基準	廃止基準
災害警戒本部	1) 航空事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合 2) その他市長が必要と認めた場合	1) 航空事故による多数の死傷者の恐れがなくなった場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合
災害対策本部	1) 航空事故により、多数の死傷者が発生した場合 2) その他市長が必要と認めた場合	1) 航空事故災害応急対策をおおむね完了した場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合

第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

第1 搜索活動

市は、消防署は災害の状況により、多様な手段を活用して、県と相互に連携の上、搜索活動を実施する。

第2 救護、救助・救急及び消火活動

消防署は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施する。また、必要に応じて市民及び旅客等の生命、身体、財産の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するものとする。

市は、発生現場となった隣接する市からの要請、または相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第3 資機材等の調達等

消防署は、原則として消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材について、携行する。

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助、救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

第4 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第16節 医療・助産」に準じ、防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、予め指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第9節 第11 指定避難所等の開設・運営」の心のケア対策に準じて実施する。

第4節 避難指示等及び避難誘導

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、市は、「第3編 地震災害対策計画 第2章 第5節 第1 避難行動」に準じて実施する。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。交通規制にあたっては、被災地周辺道路の一時的な通行禁止、または制限を行うとともに、交通関係者及び市民に広報し、理解を求めるものとする。

また、遺族等事故関係者に対しては、市民の協力を得て道路案内等を適切に実施する。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、「第3編 地震災害対策計画 第2章 第3節 第3 災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。

第1 情報伝達活動

市は、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き方法、文字放送等によるものとする。また、視覚障がい者に対する広報は、防災行政無線を基本とするが、難聴地域等の状況に応じて、様々な媒体により情報を提供する。

- ①市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ②避難指示等及び避難先の指示
- ③旅客及び乗務員の氏名・住所
- ④市民等への協力依頼
- ⑤その他必要な事項

第2 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制整備に努める。

第7節 遺族等事故災害関係者の対応

市は、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、市民やバス関係者等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応する。

第8節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、「第3編 地震災害対策計画 第2章 第10節 第5 清掃・防疫・障害物の除去」及び「第6 行方不明者等の搜索」に準じて実施する。

第 5 編 鐵道災害対策計画

第1章 災害予防

■基本的考え方

本計画は、市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生、または市民に相当の被害が及ぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係班

全班

鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は、次の対策を講ずるものとする。

第1節 つくばみらい市の鉄道状況

市を通る鉄道路線としては、取手駅と下館駅を結ぶ関東鉄道常総線と、秋葉原駅とつくば駅を結ぶつくばエクスプレスの2路線がある。関東鉄道常総線は、市内に小絹駅があり、取手駅からの所要時間は約36分、下館駅からの所要時間は約70分である。つくばエクスプレスは、市内にみらい平駅があり、秋葉原駅からの所要時間（最短）は約40分、つくば駅からの所要時間は12分である。

第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実

水戸地方気象台は、鉄道交通安全に係る気象、地象、水象を観測し、これらに関する予警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。

鉄道事業者は、踏切における自動車等との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。

第3節 鉄道交通安全運行の確保

第1 異常気象時・地震等に対する予防対策の確立

鉄道事業者は、豪雨、強風、濃霧等の異常気象時及び地震等に対応する予防対策をマニュアル化するなど予防対策を確立することに努めるものとする。具体的な対策としては、次のとおりである。

1 施設の巡回検査の実施

各鉄道事業者が定める基準に基づき、事故災害防止のため日常線路を巡回し、路線全般にわたり巡視及び保安監視等を行うものとする。

2 運転規制の実施

列車運転中に災害による異常を感知したとき、又は各種警報機が作動した場合は、鉄道の安全な運行を確保するため運転規制を行うものとする。

3 教育訓練体制の充実

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

第4節 鉄道車両の安全性の確保

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡

市は、大規模な鉄道災害が発生した場合に備え、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を予め指定しておくなどの整備を推進する。

道路管理者は、道路パトロール等の実施により、鉄道と隣接する道路において異常が発見され、鉄道の災害が発生する恐れがある場合に、鉄道事業者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

2 通信手段の確保

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、「第2編 風水害等対策計画 第1章 第4節 情報通信設備等の整備」に準ずるものとする。

第2 災害応急体制の整備

1 職員の体制

市及び道路管理者は、非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知する。

2 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より関係機関との連携を強化しておく。

第3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

1 救助・救急活動への備え

市及び消防署は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、救助工作車、救急車、照明車両等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「第3編 地震災害対策 第1章 第3節 第3 医療救助活動への備え」に準ずるものとする。

3 消火活動への備え

鉄道事業者及び消防署は、平常時から機関相互の連携の強化を図り、消火活動への備えに努める。

第4 緊急輸送活動への備え

鉄道事業者は、県公安委員会その他関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員または応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に務める。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制について予め計画しておく。

第6 防災訓練の実施

市は、県及び鉄道事業者と連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施にあたっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに、様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、市及び関係機関は次の対策を講ずるものとする。

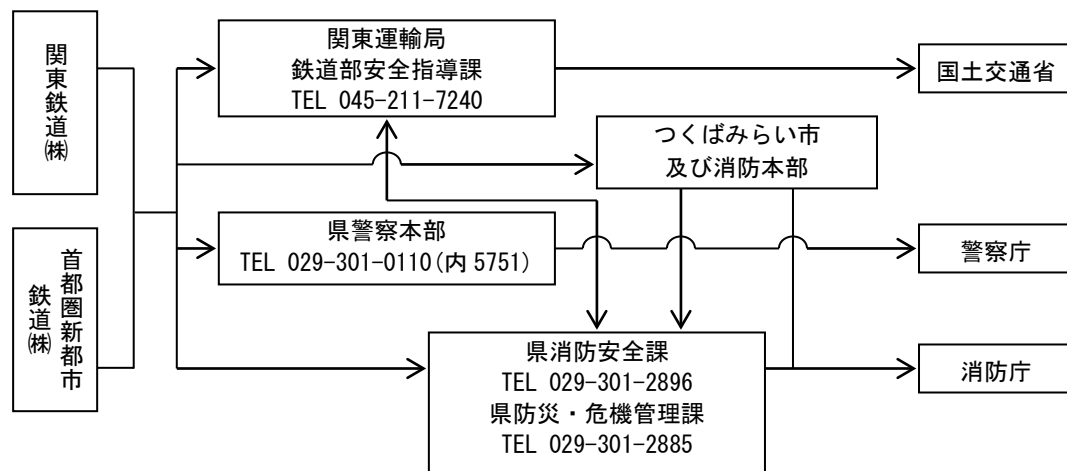
第1節 発災直後の情報の収集・連絡

第1 災害情報の収集・連絡

市は、大規模な鉄道事故の発生連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する災害等が発生した場合には、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

第2 鉄道災害情報の収集・連絡系統

鉄道災害情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。



[連絡先一覧]

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 （宿直 03-5253-7777）
関 東 運 輸 局	鉄道部安全指導課	045-211-7240 （各鉄道事業者通知済職員宅：通知済みの電話番号）
茨 城 県	消 防 安 全 課 防災・危機管理課	029-301-2896（昼間） 029-301-2885（夜間）
茨城県警察本部	警 備 課	029-301-0110 内線 5751 （総合当直）
常 総 警 察 署	警 備 課	0297-22-0110 （同左）
常総広域消防本部	警 防 課	0297-23-0119 （同左）
つくばみらい消防署	警 防 係	0297-58-0111 （同左）
関 東 鉄 道（株）	運 転 司 令 室	0297-22-0451 （同左）
首都圏新都市鉄道(株)	安全総括部企画調整課 技術部施設管理所	03-5298-5752（昼間） 0297-52-8306（夜間）

第2節 活動体制の確立

第1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

区分	配備時期	配置人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 （事前配備）	鉄道事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合、またはその他の状況により市長が必要と認めた場合	各部の必要人員で情報の収集、連絡活動及び応急措置を実施し得る体制とする。 非常体制に直ちに切りかえ得る体制とする。	災害警戒本部を設置する
非常体制	鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合、またはその他の状況により市長が必要と認めた場合	予め部内で定められた課の全職員とする。 その他の課は、鉄道災害応急対策が円滑に行える体制とする。	災害対策本部を設置する

第2 災害対策本部等の設置基準等

区分	設置基準	廃止基準
災害警戒本部	1) 鉄道事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合 2) その他市長が必要と認めた場合	1) 鉄道事故による多数の死傷者の発生の恐れがなくなった場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合
災害対策本部	1) 鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合 2) その他市長が必要と認めた場合	1) 鉄道事故災害応急対策をおおむね完了した場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合

第3 活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

第4 広域的な応援体制

鉄道事故による災害が発生し、市限りで応急対策等が困難な場合、「第2編 風水害等対策計画第3章 第25節 応援・受援」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図る。

第5 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第24節 自衛隊に対する災害派遣要請」に準じて要請する。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救護・救急活動

消防署は大規模な鉄道災害が発生した場合においては、乗客、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、必要に応じ県に応援を要請する。

第2 資機材等の調達等

消防署は、原則として消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材について、携行する。

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助、救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

第3 医療活動

医療活動については、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第16節 医療・助産」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第9節 第11 指定避難所等の開設・運営」の心のケア対策に準じて実施する。

第4 消火活動

消防署は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、市は、発災現場の市町村からの要請、または相互応援協定に基づき、消防署による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4節 避難指示等及び避難誘導

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、市は、「第3編 地震災害対策 第2章 第5節 第1 避難行動」に準じて実施する。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。交通規制にあたっては、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び市民に広報し、理解を求める。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、「第3編 地震災害対策 第2章 第3節 第3 災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。

第1 情報伝達活動

市は、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、的確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。また、視覚障がい者に対する広報は、防災行政無線を基本とするが、様々な媒体により情報を提供する。

- ①鉄道災害の状況
- ②旅客及び乗務員等の安否情報
- ③医療機関等の情報
- ④市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤施設等の復旧状況
- ⑥避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦その他必要な事項

第2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第 7 節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、「第 3 編 地震災害対策 第 2 章 第 10 節 第 5 清掃・防疫・障害物の除去」及び「第 6 行方不明者等の搜索」に準じて実施するものとする。

第3章 災害復旧

鉄道事業者は、応急資材の確保については、災害復旧用資材の適正な保有及び配置、緊急調達体制の確立等により、迅速な供給を図る。

また、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。その際には、二次災害が発生せぬよう十分に現地の保安体制を強化するよう努める。

なお、災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第 6 編 道路災害対策計画

第1章 災害予防

■基本的考え方

本計画は、市内において道路輸送途中での危険物等の大量流出事故や、高速道路等の構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係班

全班

道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講ずるものとする。

第1節 つくばみらい市の道路交通状況

第1 市の交通体系

市の中央部に常磐自動車道が整備され、下りはつくば市、水戸市を経て福島県に、上りは守谷市を経て千葉県、東京都に至っている。また、市内に位置する谷和原インターチェンジからは、都内まで約30分、つくば市まで約10分となっており、現在、谷和原インターチェンジと谷田部インターチェンジの間に（仮称）つくばみらいスマートICの整備を進めている。

また、市の西部を南北に国道294号、市の北部を東西に国道354号が通り、そのほか、つくば市方面や守谷市、取手市、常総市、坂東市、野田市と連絡する主要地方道や一般県道が整備されている。さらに都心方面と結ぶ都市軸道路が計画され、広域道路網の整備が進んでいる。

第2 緊急輸送道路の指定状況

市の緊急輸送道路として、常磐自動車道、国道294号、国道354号が指定されている。

第2節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 気象情報の伝達

道路管理者は、水戸地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

第2 道路の異常に関する情報の収集・伝達

道路管理者は、道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備し、異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合に道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図る。

第3節 道路施設等の管理と整備

第1 管理する施設の巡回及び点検

道路管理者は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を強化する。

第2 安全性向上のための対策の実施

道路管理者は安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施する。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡

市は、大規模な道路災害が発生した場合に備え、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

2 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、「第2編 風水害等対策計画 第1章第4節 情報通信設備等の整備」に準ずるものとする。

第2 災害応急体制の整備

1 職員の体制

市及び道路管理者は、非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知する。

2 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時から関係機関との連携を強化しておく。

第3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

1 救助・救急活動への備え

市及び消防署は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、実情に応じ、救助・救急活動用資材、車両等の整備に努める。

2 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「第3編 地震災害対策 第1章 第3節 第3 医療救助活動への備え」に準ずるものとする。

3 消火活動への備え

道路管理者及び消防署は、平常時から機関相互の連携の強化を図り、消火活動への備えに努める。

第4 緊急輸送活動への備え

県、市及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に務める。さらに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制について予め計画しておく。

第6 防災訓練の実施

市は、県及び道路管理者と連携し、大規模な事故災害等が発生した場合に備え、落盤事故、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努める。

第7 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

道路管理者は、大規模な事故災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得よう関係業界との協力体制の整備に努める。

第8 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、予め重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第5節 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

第6節 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第2章 災害応急対策

道路災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、市及び道路管理者等は次の対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

第1 道路情報の収集連絡

道路災害の発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防史員または道路管理者に通報しなければならないものとする。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

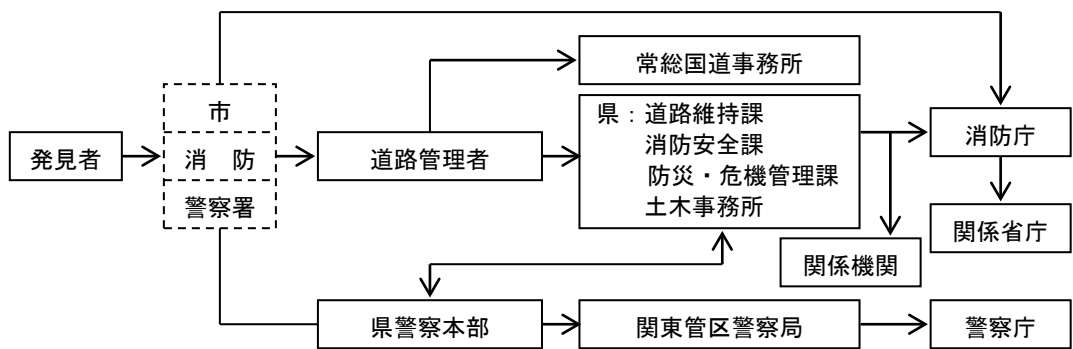
道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、または発生する恐れがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常総国道事務所、県に連絡するものとする。

市は、大規模な道路災害の発生または発生する恐れに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する災害等が発生した場合には、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り迅速に報告する。

第2 道路情報の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。

表：道路災害情報等の収集・連絡系統



の機関のうち、第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。

表：連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 （宿直 03-5253-7777）
茨 城 県	消 防 安 全 課	029-301-4073 （昼間）
	防災・危機管理課	029-301-2885 （夜間）
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線 5751 （総合当直）
常 総 警 察 署	警 備 課	0297-22-0110 （同左）
常 総 広 域 消 防 本 部	警 防 課	0297-23-0119 （同左）
つくばみらい消防署	警 防 係	0297-58-0111 （同左）
東日本高速道路株式会社	保 全 企 画 課	048-758-6509 （交通管制室 048-758-4035）

第 2 節 活動体制の確立

第 1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

区分	配備時期	配置人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 （事前配備）	道路災害により、多数の死傷者等が発生する恐れのある場合、道路上での重大事故が発生した場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	各部の必要人員で情報の収集、連絡活動及び応急措置を実施し得る体制とする。 非常体制に直ちに切りかえ得る体制とする。	災害警戒本部を設置する
非常体制	道路災害により、多数の死傷者等が発生した場合、またはその他の状況により市長が必要と認めた場合	予め部内で定められた課の全職員とする。 その他の課は、道路災害応急対策が円滑に行える体制とする。	災害対策本部を設置する

第 2 災害策本部等の設置基準等

区分	設置基準	廃止基準
災害警戒本部	1) 道路事故災害により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合 2) 道路上での重大事故が発生した場合 3) その他市長が必要と認めた場合	1) 道路事故災害による多数の死傷者の発生の恐れがなくなった場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合
災害対策本部	1) 道路事故災害により、多数の死傷者が発生した場合 2) その他市長が必要と認めた場合	1) 事故災害応急対策をおおむね完了した場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合

第3 活動体制

市及び道路管理者は、必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

第4 広域的な応援体制

道路事故による災害が発生し、市限りで応急対策等が困難な場合、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第25節 応援・受援」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図る。

第5 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を道路災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第24節 自衛隊に対する災害派遣要請」に準じて要請する。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救護・救急活動

市及び消防署は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に務め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

第2 医療活動

医療活動については、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第16節 医療・助産」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第9節 第11 指定避難所等の開設・運営」の心のケア対策に準じて実施する。

第3 消火活動

道路管理者は、迅速かつ的確な消火活動に協力するものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

土木班は、現場の警察官、関係機関等からの情報等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。交通規制にあたっては、県、常総警察署等と相互に連絡をとる。

第5節 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、「第7編 危険物等災害対策計画」に準じて行う。

第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施する。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、「第3編 地震災害対策 第2章 第3節 第3 災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。

第1 情報伝達活動

市は、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、的確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。また、視覚障がい者に対する広報は、防災行政無線を基本とするが、様々な媒体により情報を提供する。

- ①市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ②避難指示等及び避難先の指示
- ③市民等への協力依頼
- ④その他必要な事項

第2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第8節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、「第3編 地震災害対策 第2章 第10節 第5 清掃・防疫・障害物の除去」及び「第6 行方不明者等の搜索」に準じて実施する。

第3章 災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、予め定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

なお、復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第 7 編 危険物等災害対策計画

第1章 災害予防

■基本的考え方

本計画は、市内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質（放射性同位元素又はそれを含有する物質等放射線を放出する物質）をいう。以下同じ。）の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定めるものである。

関係班	全班

危険物等災害の発生を予防するとともに、それが発生した場合の被害の軽減を図るため、市、関係機関、関係団体及び事業者は、次の対策を講じるものとする。

第1節 危険物等の災害の予防対策（各災害共通事項）

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

1 保安体制の確立

事業者（危険物等の貯蔵・取扱いを行う者（以下、本編において「事業者」という。））は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、危険物保安監督者の選任、予防規定等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

また、市及び消防署は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努め、危険物等災害が生じた場合には、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を県又は国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

2 保安教育の実施

市は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

また、事業者は、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

第2 災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

市及び事業者は、危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、情報収集・連絡体制を整備するものとする。また、災害時の情報通信手段について、無線通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努めるものとする。

2 職員の活動体制の整備

市及び事業者は、それぞれの実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

3 防災関係機関相互の連携体制

市及び事業者は、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

また、事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

なお、現在、県及び市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

(1) 茨城県

- ①「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県)
- ②「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県)

(2) つくばみらい市

- ①「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- ②「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)
- ③「災害時における相互応援に関する協定」(千葉県浦安市)
- ④「災害時における相互応援に関する協定」(埼玉県伊奈町)

4 救助・救急、医療及び消火活動への備え

市及び事業者は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実情に応じ、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努めるものとする。

また、災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「第3編 地震災害対策計画 第1章 第3節 第3 医療救助活動への備え」に準ずるものとする。

5 緊急輸送活動体制の整備

市は、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図るものとする。なお、災害時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、「第3編 地震災害対策計画 第1章 第3節 第1 緊急輸送への備え」に準ずる。

6 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

市及び事業者は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努めるものとする。

7 避難受入れ活動体制の整備

市は、あらかじめ、避難場所・避難路を指定し、市民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行うものとする。

8 防災関係機関等の防災訓練の実施

市及び事業者は、危険物等事故内容及び被害の想定を明らかにするなど、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

9 災害復旧への備え

市及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第3 防災知識の普及、市民の訓練

市は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、市民、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等災害時要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

第2節 石油類等危険物施設の予防対策

第1 施設の保全

事業者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

第2 石油貯蔵タンクの安全対策

1 地盤対策

消防署は、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導するものとする。また、既設タンクについては、事業所に対し適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導するものとする。

2 防災設備の強化

事業者は、耐震、防火上の配慮と防油堤の強化及び敷地周辺の防護措置の強化を図るものとする。

3 防災管理システムの強化

事業者は、漏洩、流出の感知と警報装置の整備の推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制の確立と教育訓練の徹底を図るものとする。

第3 保安体制の確立

事業者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、作業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、また隣接する事業所等の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るものとする。

また、消防署は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱の方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

第3節 高圧ガス施設・都市ガス施設の予防対策

第1 一般高圧ガス

事業者は、高圧ガス施設の災害防止のため、施設点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行うものとする。県は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、ガス事業者の自主的保安活動を推進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努めるものとする。

市は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。

第2 都市ガス対策

消防署は、消防法の規定に基づき、必要に応じ、火災予防査察を実施し、火災の未然防止を図るものとする。また、災害予防上必要と認めるときは、ガス事業者に対し保安上とすべき措置について通知するものとする。当該災害予防上の措置について通報する範囲は関係機関と協議の上、別途計画するものとする。

事業者は、前記通知を受けたときは、直ちに防災上必要な対策を講じることができる体制を整備するものとする。

第4節 毒劇物取扱施設の予防対策

第1 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備するものとする。

ア 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

イ 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

- ①毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱の作業を行う者
- ②設備等の点検・保守を行う者
- ③事故時における関係機関への通報を行う者
- ④事故時における応急措置を行う者

ウ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造施設、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

エ ウに掲げる毒物又は劇物関連施設の整備又は補修に関する事項

オ 事故時における関係機関への通報及び応急措置に関する事項

カ イに掲げる者に関する教育訓練に関する事項

第5節 放射線使用施設等の予防対策

放射線使用施設等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に規定される放射性物質等を取り扱う施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に規定される核燃料物質の使用施設（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第4号に規定する事業所を除く。）及び放射性物質の運搬（原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者が行う核燃料物質等の事業所外運搬を除く。）に係る予防対策は共通事項に定めるほか、次のとおりとする。

第1 保安体制の強化

放射線使用者（放射性物質等を取り扱う者）は、漏洩することによる環境汚染等の被害を防止するため、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図るものとする。

第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策

原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）が行う核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策については、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者等、国、県等防災機関は相互に協力し、輸送容器の安全性、輸送業務の特殊性等を踏まえ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため体制の整備を図るものとする。

第1 保安体制の強化

原子力事業者等は、その業務に従事する職員に対し、必要かつ十分な教育訓練を実施するとともに、事故前の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、円滑な通報を確保するための非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行うにあたっては、これら書類及び非常通信用資機材並びに防災資機材を携行するものとする。

また、必要な防災対応を的確に実施するため、必要な要員を適切に配置するとともに、事故時に次の措置を適切に取るために必要な体制の整備を図るものとする。

- ①放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ②国、県、海上保安部署等への迅速な通報
- ③消火、延焼防止等の応急措置
- ④運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- ⑤運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置
- ⑥モニタリング実施
- ⑦核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- ⑧その他放射線障害の防止のために必要な措置

なお、運搬中の事故により原災法に定める特定事象が発生した場合には、原子力防災管理者を通じ、直ちに国、県等関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報、連絡体制を整備するものとする。

また、市及び消防署は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制の整備を行うものとする。

第2章 災害応急対策

危険物等災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、市、関係機関、関係団体及び事業者は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）

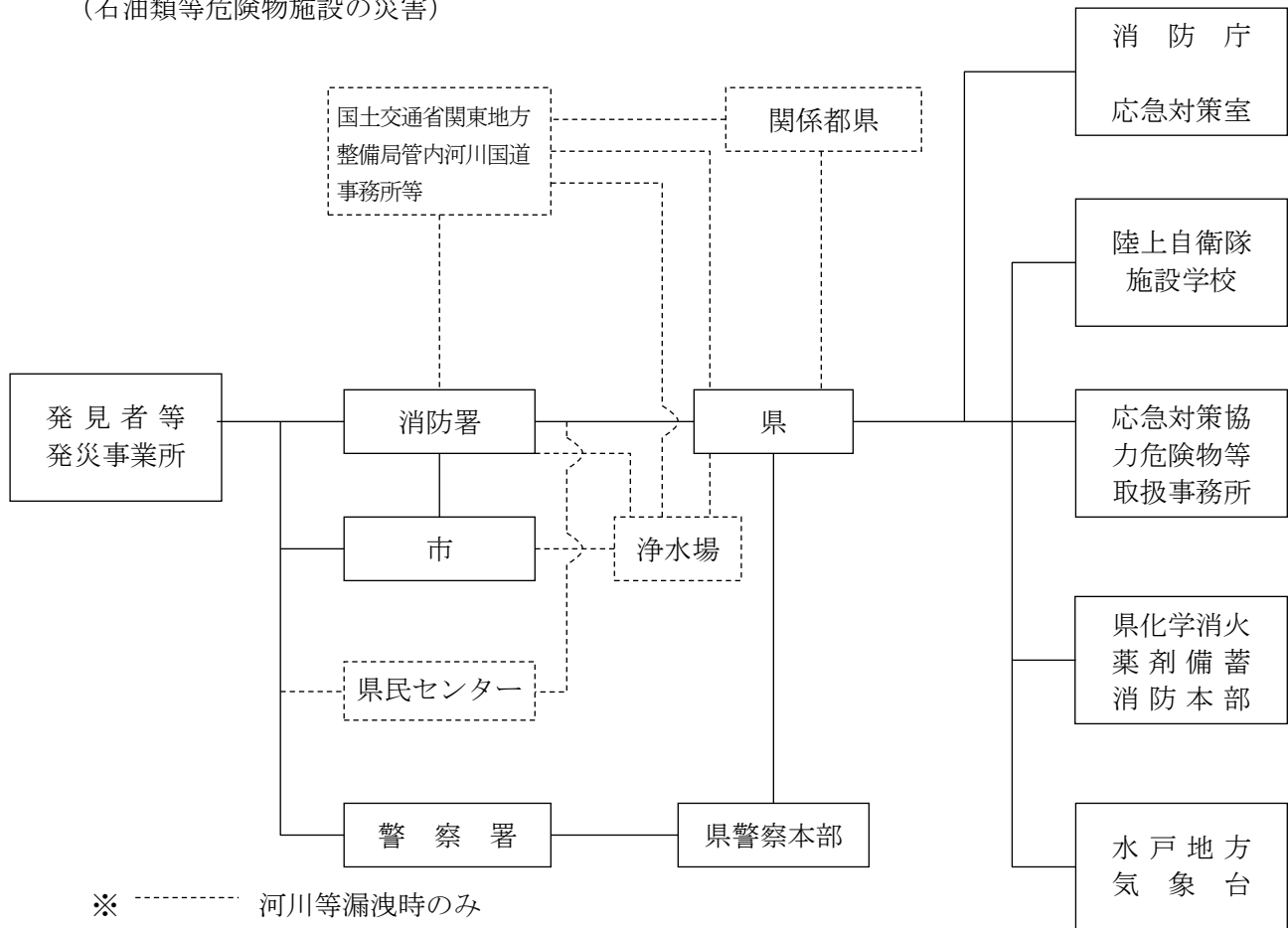
第1 災害情報の収集・連絡

市は、危険物等災害の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。
また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。

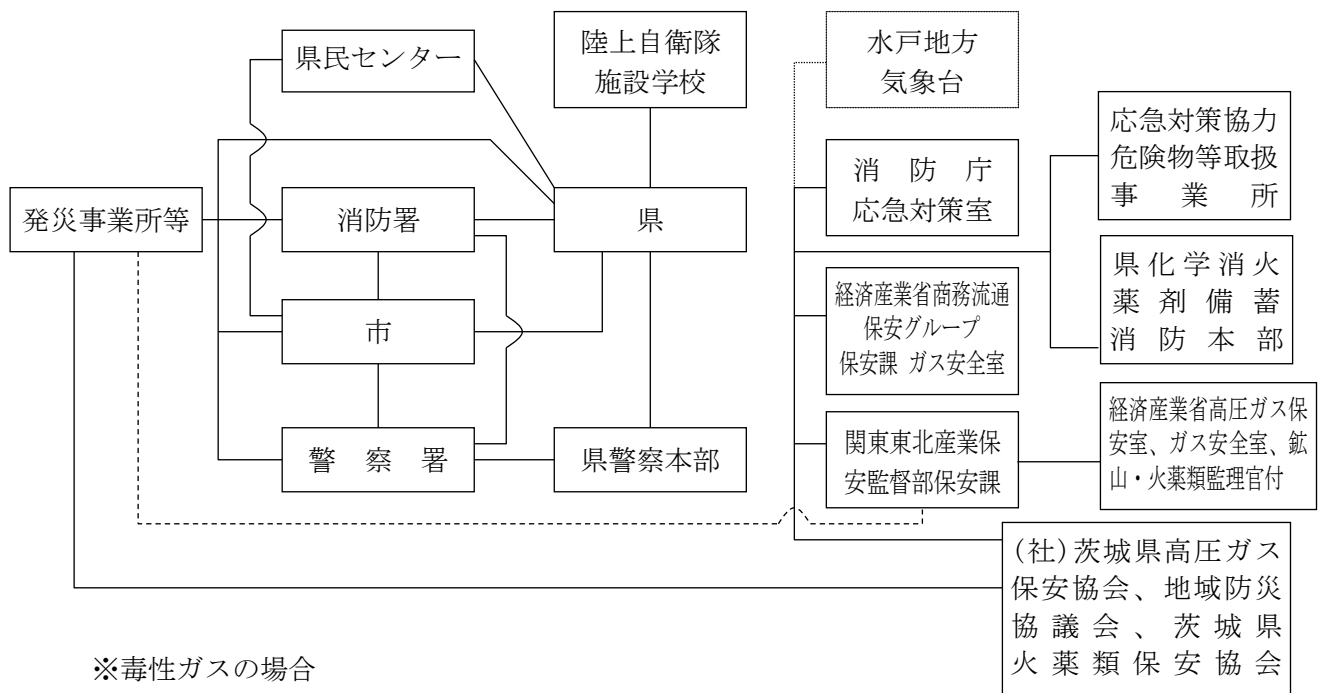
第2 災害情報の収集・連絡系統

各災害ごとの災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

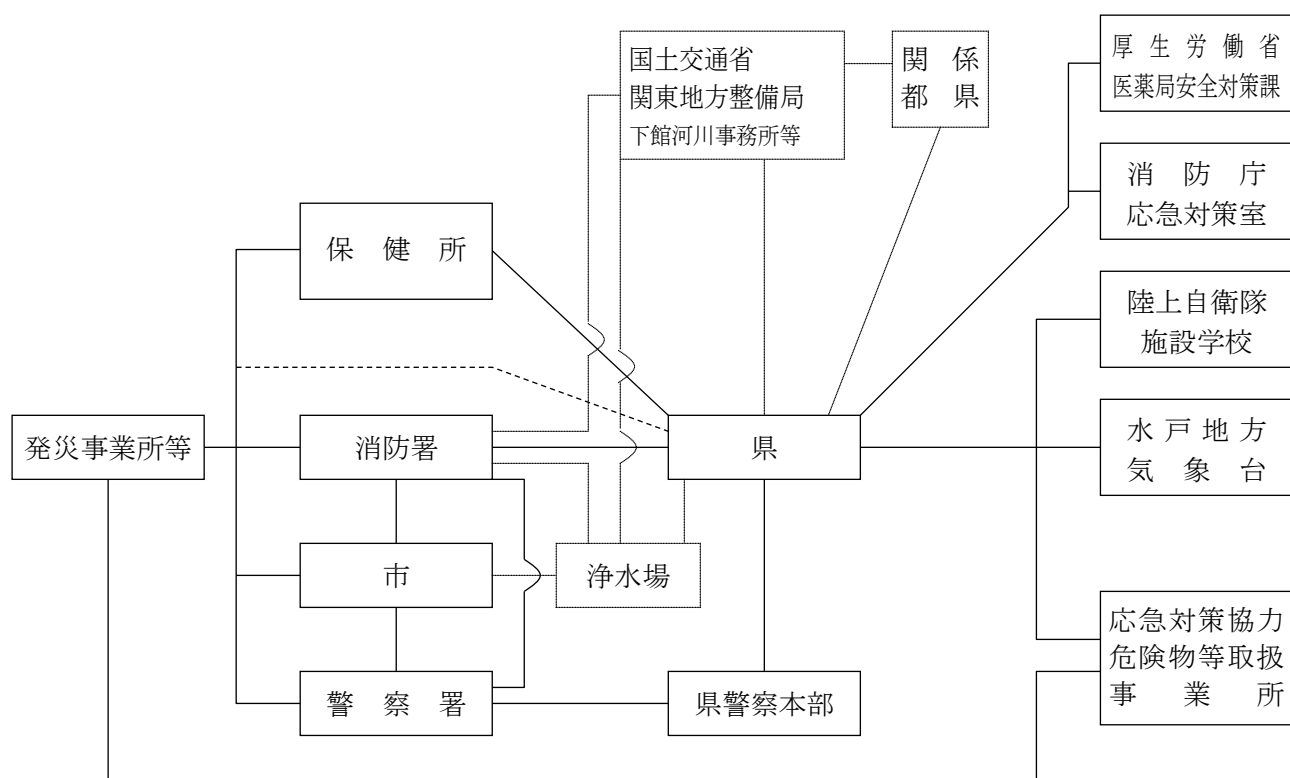
(石油類等危険物施設の災害)



(一般高圧ガス・都市ガス・火薬類、毒性ガス、大規模な地階のガス漏れの災害)



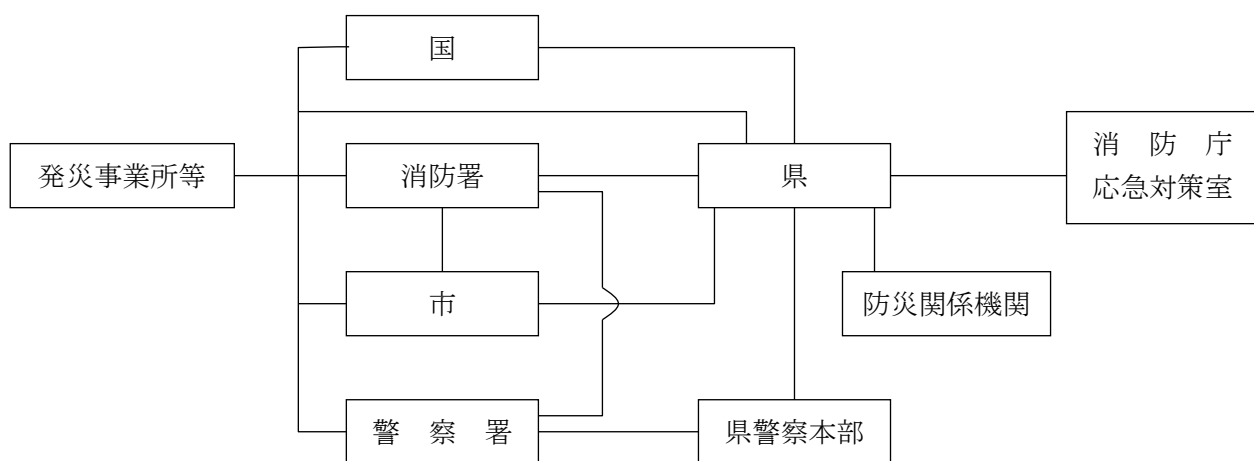
(毒劇物取扱施設の災害)



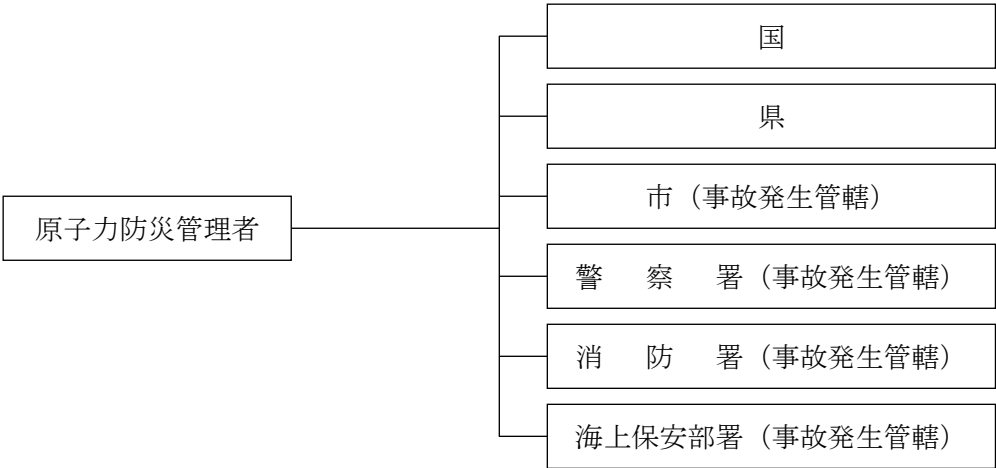
※ ————— 毒劇物が河川等へ流入した場合

※ 茨城県原子力安全協定に基づくもの

(放射線使用施設等の災害)



(核燃料物質等の事業所外運搬中の災害)



第 3 被害状況の収集・把握

市及び消防署は、自地域内に被害が発生した場合又は発生する恐れのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県へ連絡するとともに、覚知後 30 分以内で可能な限り早く「火災・災害等即報要領」に基づく報告も行う。

第 4 災害情報の通報

危険物等災害が発生した場合又は発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官に通報するものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力するものとする。この通報を受けた警察官は、その旨速やかに市長に、また、市長は、県、その他関係機関に通報するものとする。

第 5 市民等への情報提供

防災関係機関相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、一般市民等へ適切に提供するものとする。

また、情報の伝達にあたっては、防災行政無線や放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）

第1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

区分	配備時期	配置人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 （事前配備）	危険物等事故により、多数の死傷者等が発生する恐れのある場合、漏洩物により嚴重な警戒体制をとる必要が生じた場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	各部の必要人員で情報の収集、連絡活動及び応急措置を実施し得る体制とする。 非常体制に直ちに切りかえ得る体制とする。	災害警戒本部を設置する
非常体制	危険物等事故により、多数の死傷者等が発生した場合、大規模な火災の発生、河川域に相当な被害が発生し、又は発生が予想される場合、またはその他の状況により市長が必要と認めた場合	あらかじめ部内で定められた課の全職員とする。 その他の課は、危険物等災害応急対策が円滑に行える体制とする。	災害対策本部を設置する

第2 災害対策本部等の設置基準等

区分	設置基準	廃止基準
災害警戒本部	1) 危険物事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合 2) 漏洩物に対し、嚴重な警戒体制をとる必要がある場合 3) その他市長が必要と認めた場合	1) 危険物事故による多数の死傷者の発生の恐れがなくなった場合 2) 漏洩物に対し、嚴重な警戒体制をとる必要がなくなった場合 3) その他市長が必要なしと認めた場合
災害対策本部	1) 危険物事故により、多数の死傷者が発生した場合 2) 大規模な火災の発生した場合 3) 漏洩物により、河川域に相当な被害が発生し、又は発生が予想される場合、 4) その他市長が必要と認めた場合	1) 危険物等事故災害応急対策をおおむね完了した場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合

第3 活動体制

市及び防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

第4 事業者の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとし、災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。また、消防署、警察と緊密な連携を確保し応急対策を進めるものとする。

第3節 石油类等危険物施設の事故応急対策

第1 危険物火災等の応急対策

- ①発災事業所においては、火災が発生した場合は、直ちに、119番通報するとともに、自衛消防組織を動員する。また、消防署と連携し、直ちに危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行うものとする。この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等の恐れがある場合は、消火の是非についても考慮するものとする。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じるものとする。
- ②市及び消防署は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内の市民等へ迅速に広報し、避難誘導を行うものとする。
- ③市及び消防署は、河川への漏洩事故が発生した場合は、河川管理者に速やかに報告するものとする。

第2 危険物の漏洩応急対策

1 非水溶性危険物の漏洩対策

- ①石油类等油脂類が河川等に漏洩した場合、排出の原因者は、直ちに土のう装置や排水溝閉止、オイルフェンス展開等による流出防止措置をとるとともに、消防署に通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防署に伝え、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。
回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機材は早期に手配するものとし、回収にあたっては消防署等の指示に従うものとする。
- ②市及び消防署は、直ちに危険物等の河川等への流出を土のう設置等による漏洩範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。
また、排出の原因者をして、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施するものとする。
油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力するものとする。なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所、及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用するものとする。
有毒ガスが発生している場合、又は発生する恐れのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行うものとする。

- ③河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、適切な位置にオイルフェンスを展開するなどして、流出油の拡散等を防御するものとする。また、危険物の回収については原則として、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するものとし、必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業を実施するものとする。その際、必要な場合は、市及び防災関係機関に協力要請するものとする。
- ④市は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内の市民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び市民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施するものとする。
- また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管にあたっては、地域の生活環境の保全及び市民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導にあたるものとする。

2 水溶性危険物の漏洩対策

- ①アルコール等水溶性の危険物が漏洩した事故においては、排出の原因者は、直ちに土のう設置や排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防署に通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防署に伝え、火気使用の中止、耐アルコール性泡消火薬剤による液面被覆措置、ガス検知器の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。回収にあたっては、消防署等の指示に従うものとする。
- ②消防署は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。
- また、排出の原因者をして、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施するものとする。
- ③河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、パトロールを実施し、監視するとともに、必要な場合は、適切な応急対策を実施するものとする。また、必要な場合は、市及び防災関係機関に協力を要請するものとする。
- ④市は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内の市民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。
- 河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域環境の保全及び市民の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施するものとする。
- 回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び市民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導するものとする。

第3 浄水の安全性の確保

市及び消防署は、危険物の漏洩事故発生を確認した場合は、当該漏洩地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに当該水道事業者に対し、又は直接浄水場に漏洩事故発生の旨を通報するものとする。

また、浄水場管理者は、浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展張、取水停止等適切な措置をとるものとする。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進するものとする。

第4節 高圧ガス施設・都市ガス施設の事故応急対策

第1 一般高圧ガス・火薬類の応急対策

①直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏洩防止措置をとるとともに、消防署に通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝えるものとし、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県又は警察官へ届け出るものとする。

自らの防御措置の実施が不可能な場合は、(社)茨城県高圧ガス保安協会へ協力を要請するものとする。

②消防署は、高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行うものとする。火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動するものとする。

③市及び消防署は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内の市民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

第2 都市ガスの応急対策

①発災事業所においては、直ちに、ガス供給の停止等応急措置をとり、応急点検を実施するとともに、消防署に通報するものとする。漏洩ガスの滞留による引火爆発防止のため、可燃性ガス濃度を測定し安全を確認するなどし、消防署等に協力するものとする。

火災発生時は、直ちに消火活動を行うものとする。

②消防署は、事業者に対し、ガス漏洩箇所等に対するガスの供給停止措置を指示し、消火活動等応急対策を実施するものとする。また、応急対策の実施に当たっては、事業者と連携し、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害の防止に留意するものとする。

③市及び消防署は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内の市民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

第5節 毒劇物取扱施設の事故応急対策

第1 漏洩事故

①発災事業所においては、直ちに応急点検を行い、シャットダウン等応急措置を実施して漏洩防止措置をとるとともに、消防署に通報し、事故発生状況並びに毒性、化学及び物理的性状を伝えるものとする。

また、防護服を着用するなど安全を確保して、漏洩箇所に風上側から接近し、また位置して、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤による中和措置、ビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を行うものとする。

自ら実施が不可能な場合は、応急対策協力事業所等へ協力を要請するものとする。

②市及び消防署は、毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、市民等に迅速に広報するものとする。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏洩継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行うものとする。

また、地域の生活環境の保全及び市民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行うものとする。

③市及び消防署は、河川等に流入した場合は速やかに河川管理者に報告する。

④河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請するものとする。

河川等に流入した場合、またはその恐れがある場合は、事業者、県（生活環境部、保健福祉部）及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力をえて、中和等無害化处理の実施に努めるものとする。

第2 浄水の安全性の確保

市及び消防署、河川管理者、浄水場管理者は、漏洩物が河川等へ流入する可能性がある場合は、「本編 第2章第3節 第3 浄水の安全性の確保」に準じて応急対策を実施するものとする。

第6節 放射線使用施設等の事故応急対策

①放射線使用施設等の事業者は、放射線使用施設等の破損等により放射性物質による災害が発生する恐れがある場合は、直ちに国、県、市及び警察機関に事態を通報するものとする。

放射線使用施設等で火災が発生した場合は、消火又は延焼防止に努め、直ちに消防署に通報するとともに、放射線障害を防止する必要がある場合は、施設内部にいる者等に避難するよう警告するものとし、放射線障害を受けた者（受けた恐れがある者を含む。）を速やかに救出し避難させるものとする。また、汚染が生じた場合は、速やかにその広がり防止及び除去を行うものとする。

放射性物質を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じ安全な場所に移して、その周囲にロープ等を張り又は標識を設け、かつ見張りを立て、関係者以外が立ち入ることを禁止する等、安全確保のために必要な措置をとるものとする。

なお、これら緊急作業を行う場合は、遮蔽物、かん子、又は保護具を用い、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばくをできるだけ小さくするものとする。

また、消防署等の消火活動等を実施するにあたって、放射性物質の種類、性状、放射線量及び放射線防護に関する必要な情報を伝えとともに、放射線測定器・線量計等必要な器具を使用し、消防署等が実施する応急対策活動に協力するものとする。

- ②消防署は、その活動に必要な事故内容についての情報を事業者から聴取し、直ちに事業者の放射線監視の下、協同して消火活動等の応急対策活動を実施するものとする。

消火にあたっては、水噴霧法や土のう設置等により、消火活動に伴う放射性物質の流出拡散を抑えることに留意するものとする。

なお、応急対策活動の実施にあたっては、隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して活動するものとする。放射線に関する専門家が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応するものとする。

- ③市は、事故に関する情報を収集し、市民等に対し、適時、適切な方法で広報を実施するものとする。

第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

- ①市は、原子力事業者等の核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見または発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、事故等の発生場所を管轄する市町村、警察機関、消防署、原子力緊急時支援・研修センター、海上保安部署等の関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を随時連絡するものとする。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防署、警察機関及び海上保安部署と協力して応急対策を実施するものとする。さらに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策に万全を期するものとする。

- ②事故の通報を受けた市及び消防署は、直ちにその旨を県（生活環境部原子力安全対策課）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行うものとする。

第8節 避難誘導対策

市は危険物等災害においては、人命最優先を第一とし、県及び消防署と緊密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導の徹底を図るものとする。この際、視聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

第9節 搜索・救出・救助対策、医療及び消火活動

第1 搜索・救出・救助対策

市は被災者に対して、県（警察本部）等と相互に連携して搜索・救出・救助を行うものとする。

第2 資機材等の調達等

消防署は、原則として消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材について、携行する。

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助、救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

第3 医療活動

医療活動については、「第2編 風水害対策計画 第3章 第16節 医療・助産」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第9節 第11 指定避難所等の開設・運営」の心のケア対策に準じて実施する。

第4 消火活動

市及び消防署は、発災後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、被災地公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第10節 応援要請対策

第1 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を危険物等災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第24節 自衛隊に対する災害派遣要請」に準じて要請する。

第2 広域的な応援体制

市は、市限りで応急対策等が困難な場合、「第2編 風水害対策計画 第3章 第25節 応援・受援」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図る。

第11節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

各危険物災害に共通する緊急輸送の確保については、市は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。交通規制にあたっては、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び市民に広報し、理解を求めるものとする。

第 8 編 大規模火災対策計画

第1章 災害予防

■基本的考え方

本計画は、市内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模火災が発生した場合に、市及び関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係班

全班

大規模火災の発生を未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講ずるものとする。

第1節 災害に強いまちづくり

第1 都市施設の整備促進

1 都市計画道路

都市計画道路は、都市内の様々な交通を整序化し、土地利用の効率化や都市活動の支援及び都市内居住者の安全をもたらすとともに、火災の延焼防止を図る環境防災軸としての機能を有していることから、適宜、都市計画道路の整備を促進し、火災の延焼防止、避難路の確保など災害に強い基盤づくりを進める。

2 都市公園

都市公園は、都市内のオープンスペースとしての機能を有し、一時的な避難場所、火災の延焼防止、消火活動の拠点などの役割を果たすことから、避難路としての都市計画道路の整備と併せ、都市公園の整備及び機能拡充を図る。

第2 災害に強い市街地の形成

街道沿いに形成された市街地では、行き止まり道路や狭隘道路など道路整備が未整備なまま形成された住宅地があり、災害時の避難に支障をきたすことが想定される。今後の市街化動向により、新しく形成される市街地や既成市街地の再編にあたっては、地区計画などの諸制度を活用し、道路等の都市基盤と一体となった整備を推進することによって防災コミュニティを形成し、災害に強い市街地づくりを進める。

第3 火災に対する建築物の安全化

1 建築物の防火管理体制

消防署及び事業者は、防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させるとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

2 建築物の安全対策の推進

事業者は、高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策の充実を図るものとする。

第4 防火、準防火地域の指定

防火、準防火地域の指定にあたっては、経年的な市街地の動向(建築物の構造、棟数変化や密集状況など)を調査、把握した上で、必要に応じて指定について検討し、市民の理解等要件が整った地域から、順次指定を進めるものとする。

第2節 大規模火災防止のための情報の充実

第1 気象情報の伝達

水戸地方気象台は、大規模火災防止のため、気象状況の把握に努め、災害防止のための情報充実と適時・的確な情報の発表に努めるものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡

市は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、消防署とともに、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成し災害危険性の周知等に生かすものとする。

2 通信手段の確保

非常通信体制を含めた大規模火災における通信手段については、「第2編 風水害等対策計画 第1章 第3節 自主防災活動体制の整備」に準ずるものとする。

第2 災害応急体制の整備

1 職員の体制

市及び消防署は、非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急体制のためのマニュアルを作成して、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法的の習熟を図るよう、定期的に訓練を行う。

2 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から関係機関との連携を強化しておく。

第3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

1 救助・救急活動への備え

市及び消防署は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、実情に応じ、救助・救急活動用資材の整備に努める。

2 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「第3編 地震災害対策計画 第1章 第3節 第3 医療救助活動への備え」に準ずるものとする。

3 消火活動への備え

市及び消防署は、平常時より機関相互の連携の強化を図り、消火活動への備えに努める。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、「第3編 地震災害対策計画 第1章 第3節 第1 緊急輸送への備え」に準ずるほか、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路管理体制の整備に務めるものとする。

5 避難受入れ活動への備え

(1) 避難誘導

市は、避難所・避難場所・避難路を予め指定し、市民への周知徹底に務めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

(2) 指定避難所・指定緊急避難場所

市は、都市公園、公民館、学校等公共施設等を対象に指定避難所・指定緊急避難場所を指定し、市民への周知徹底に務めるものとする。

6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

市は、大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関との連携を図るものとする。

7 防災関係機関等の消防訓練及び防災訓練の実施

市は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、大規模災害を想定した市民参加による、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

なお、学校にあたっては、収容者数等人命保護のため、特に避難について施設を整備し、訓練を実施するものとする。

第4節 防災知識等の普及

第1 防災知識の普及

市は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより市民の防災知識の普及、啓蒙を図る。

第2 防災関連施設等の普及

市は、市民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

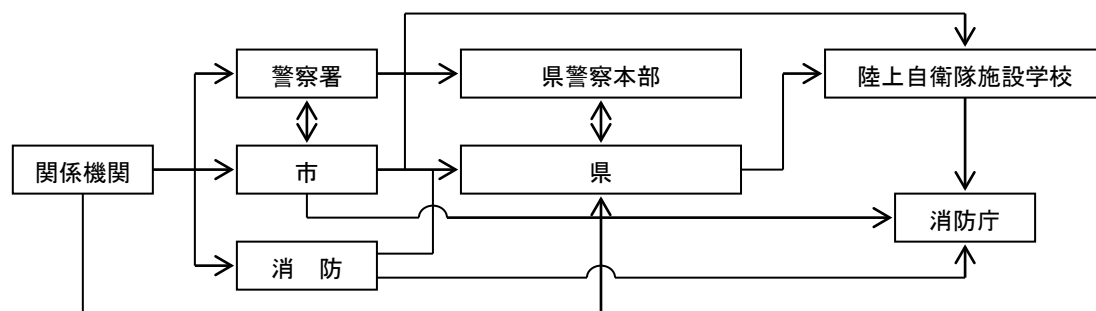
第1節 発災直後の情報の収集・連絡

第1 災害情報の収集連絡

市及び消防署は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する災害等が発生した場合には、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

第2 災害情報の収集・連絡系統

災害情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。



[連絡先一覧]

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527（宿直 03-5253-7777）
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234 （駐屯地当直司令 内線 302）
茨城県	消防安全課 防災・危機管理課	029-301-2896（昼間） 029-301-2885（夜間）
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751（総合当直 内線 2070）
	地域課	029-301-0110 内線 3574
常総警察署	警備課	0297-22-0110（同左）
常総広域消防本部	警防課	0297-23-0119（同左）
つくばみらい消防署	警防係	0297-58-0111（同左）

第3 応援対策活動情報の連絡

市は、県へ応急対策の活動状況及び災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第4 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、災害発生直後、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとし、電気通信事業者は、市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

区分	配備時期	配置人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	火災により、多数の死傷者等が発生する恐れのある場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	各部の必要人員で情報の収集、連絡活動及び応急措置を実施し得る体制とする。 非常体制に直ちに切りかえ得る体制とする。	災害警戒本部を設置する
非常体制	火災により、多数の死傷者等が発生した場合、またはその他の状況により市長が必要と認めた場合	予め部内で定められた課の全職員とする。 その他の課は、大規模火災応急対策が円滑に行える体制とする。	災害対策本部を設置する

第2 災害対策本部等の設置基準等

区分	設置基準	廃止基準
災害警戒本部	1)火災により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合 2)その他市長が必要と認めた場合	1)火災による多数の死傷者の発生の恐れがなくなった場合 2)その他市長が必要なしと認めた場合
災害対策本部	1)大規模火災により、多数の死傷者が発生した場合 2)その他市長が必要と認めた場合	1)火事災害応急対策をおおむね完了した場合 2)その他市長が必要なしと認めた場合

第3 活動体制

市及び防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

第4 広域的な応援体制

大規模な火災が発生し、市限りで応急対策等が困難な場合、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第25節 応援・受援」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図る。

第5 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を火災の規模の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第24節 自衛隊に対する災害派遣要請」に準じて要請する。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

市及び消防署は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に務め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

第2 資機材等の調達等

消防署は、原則として消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材について、携行する。

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助、救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

第3 医療活動

医療活動については、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第16節 医療・助産」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第9節 第11 指定避難所等の開設・運営」の心のケア対策に準じて実施する。

第4 消火活動

市及び消防署は、発災後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、被災地公共団体からの要請または相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。交通規制にあたっては、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び市民に広報し、理解を求めるものとする。

第5節 避難の受入れ

災害が発生し、または発生する恐れがある場合の避難者の受入れについては、「第3編 地震災害対策計画 第2章 第5節 第1 避難行動」に準じて実施するものとする。

また、避難受入れ活動にあたっては、災害時要配慮者に十分配慮するものとする。

第6節 施設及び設備の応急復旧活動

市は、公共・公益施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、「第3編 地震災害対策計画 第2章 第3節 第3 災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。

第1 情報伝達活動

市は、火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。また、視覚障がい者に対する広報は、防災行政無線を基本とするが、難聴地域等の状況に応じて、様々な媒体により情報を提供するものとする。

- ①市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ②避難指示等及び避難先の指示
- ③市民等への協力依頼
- ④その他必要な事項

第2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第8節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、「第3編 地震災害対策計画 第2章 第10節 第5 清掃・防疫・障害物の除去」及び「第6 行方不明者等の搜索」に準じて実施するものとする。

第9節 林野火災応急対策

第1 消火活動

1 地上消火活動

- ①林野火災を覚知した場合、本部統括班及び消防本部は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火態勢を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火態勢を迅速に確立する。
- ②自主防災組織及び市民は、林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防署に協力する。

2 空中消火活動

地上における消火活動では消火が困難であり、防災ヘリコプター等による消火の必要があると認める場合には、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第25節応援・受援」に準じて応援要請を行う。

(1) 現地指揮本部

市が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県（消防安全課）及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成する。空中消火を効果的に実施するために消火計画を立て、各機関と連携し、統一的な指揮を行う。

(2) 空中消火基地

空中消火基地とは、消火資機材準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で市は、県（消防安全課）及びヘリコプター運用機関と協議の上、適地を決める。

(3) 空中消火の方法

水のう型散水装置をヘリコプターの機体下部に吊し、上空から散水する。

第3章 災害復旧

災害復旧・復興対策については、「第2編 風水害等対策計画 第4章 災害復旧・復興」に準じて実施する。

第 9 編 原子力災害対策計画

第1章 総則

■基本的考え方

この計画は、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」及び県の「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」に準拠して、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護について定めるものである。

関係班

全班

第1節 目的

本計画は、災対法及び原子力災害対策特別措置法（（以下「原災法」という）平成11年法律第156号）に基づき、原子力事業者の原子炉運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより発生する原子力災害に対しての事前対策及び発生時の緊急応急対策並びに原子力災害事後の中長期にわたる必要な対策について、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」及び県の「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」に準拠して、所在・関係周辺市町村以外の市として実施すべき事項等を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の基礎とする災害の想定及びその地域の範囲

1 計画の基礎とする災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷な事故を想定する。

2 原災法対象事業所及び所在・関係周辺市町村の範囲

県内には多くの原子力事業所があり、そこで扱われる放射性物質の種類、量、使用方法は様々である。

原子力事業所は、原災法第2条第4号に規定する原子力事業所とし、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲は、「原子力災害対策指針」に示される「原子力災害対策重点区域」を基準としている。

原災法対象事業所及び所在・関係周辺市町村を含む原子力災害対策重点区域は、表1「原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域」のとおりとしている。

3 つくばみらい市の原子力災害対策上の位置づけ（範囲）

つくばみらい市は、「表1 原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域」のとおり、原子力災害対策重点区域を設定する原子力施設の所在・関係周辺市町村ではない。

しかしながら、福島第一原子力発電所事故のプルーム通過による放射性物質の影響が及んだことが否定できないこと、原子力災害対策指針において必要に応じてUPZ以遠の周辺地域も考慮していることから「UPZ外」の区域として策定する。

表1：原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域※1

地区	原災法対象事業所 〔所在市町村〕	注2) 許可等区分	原子力災害対策重点区域		
			重点区域を設定 する原子力施設	重点区域の 範囲	所在・関係周辺 市町村
東海・ 那珂 地区	・日本原子力発電(株) 東海発電所・東海第二発電所 (略称：原電東海) 〔東海村〕	原子炉	発電用原子炉施設	(PAZ) 約5km (UPZ) 約30km	東海村 水戸市 日立市 常陸太田市 高萩市 笠間市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 鉾田市 茨城町 大洗町 城里町 大子町
	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 (略称：機構原科研) 〔東海村〕	原子炉用 廃棄物埋設	試験研究用等原子 炉施設(JRR-3)	(UPZ) 約5km	東海村 日立市 ひたちなか市
			試験研究用等原子 炉施設(JRR-4)	(UPZ) 約500m	東海村
	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 (略称：機構サイクル研) 〔東海村〕	再処理用	再処理施設	(UPZ) 約5km	東海村 日立市 ひたちなか市
	・原子燃料工業(株)東海事業 所(略称：原燃工) 〔東海村〕	加工用	加工施設	(UPZ) 約500m	東海村
	・三菱原子燃料(株) (略称：三菱原燃) 〔東海村、那珂市〕	加工	加工施設	(UPZ) 約1km	東海村 那珂市
	・国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科 原子力専攻 (略称：東大東海) 〔東海村〕	原子炉用	—	—	—
	・(公財)核物質管理センター 東海保障措置センター (略称：核管理センター) 〔東海村〕	使用	—	—	—
大洗・ 鉾田 地区	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 (略称：機構大洗) 〔大洗町、鉾田市〕	原子炉用 廃棄物管理	試験研究用等原子 炉施設(常陽) 試験研究用等原子 炉施設(HTR) 試験研究用等原子 炉施設(JMTR)	(UPZ) 約5km	大洗町 鉾田市 水戸市 茨城町
	・日本核燃料開発(株) (略称：日本核燃) 〔大洗町〕	使用	—	—	—

※1：原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）、緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Planning Zone）

※2：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。）の許可等の区分による。

第3節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

PAZ において、原子力施設の異常事態が発生した場合は、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって PAZ の範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、UPZ においては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

- ①警 戒 事 態：この時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階
- ②施設敷地緊急事態：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
- ③全 面 緊 急 事 態：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響リスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出する事態

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ 及び UPZ 外においては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である「OIL：運用上の介入レベル」と照らし合わせ必要な防護措置を実施することとする。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものとする。

第2節 情報の収集、連絡体制等の整備

市は、国、県、所在・関係周辺市町村と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備する。

第1 情報の収集、連絡体制の整備

1 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対して万全を期すため、国、県、所在・関係周辺市町村との間において確実な情報の収集・連絡体制を整備する。この際、次の項目に留意する。

- ①防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先
(電気、ガス、輸送、通信、医療等の公益的事業所)
- ②防護対策の決定者(国・県等)への連絡方法
(報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者(優先順位)を含む。)
- ③関係機関への指示連絡先(夜間・休日等の勤務時間外の対応等含む)

2 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力するとともに、多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

3 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会(国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成)と連携し、非常通信ルートを作成するなど、非常時における通信体制の整備や有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

4 関係機関等から意見聴取等ができる体制の確立

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる体制の確立に努める。

第2 情報の分析・整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析・整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるような体制の整備に努める。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積

市は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

3 情報・通信ネットワークの多様化

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの情報共有や、関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるように「第2編 風水害等対策計画 第1章 第4節 情報通信設備等の整備」を準用するほか、あらかじめ情報・通信連絡網における諸設備等の整備を行うとともに、その取扱い方法等について習熟するように努める。

第3節 緊急事態応急対策の体制整備

市は、原子力災害時の応急対策を効果的に行うため、緊急事態応急対策の体制について整備する。

第1 警戒体制の整備

1 体制の整備

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、速やかに状況に合わせた職員の参集、情報収集・連絡が行えるよう、「災害時の各体制図」について常に最新の状態に維持・整備する。

また、各課長は、「災害時の各体制図」を職員に周知徹底する。

2 警戒本部の立ち上げ準備体制

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、直ちに国及び県との連絡体制を確立して、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。

連絡体制は、「つくばみらい市職員初動マニュアル(防災・国民保護)」に基づく体制とする。

3 警戒体制

市は、「つくばみらい市職員初動マニュアル(防災・国民保護)」に基づき警戒体制をとり、警戒本部を設置する。

また、状況により職員を増強し、柔軟に応急対策を行う。

第2 非常体制の整備

①市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言(全面緊急事態)を発出した場合に、直ちに非常体制に移行し、災害対策本部を設置する。

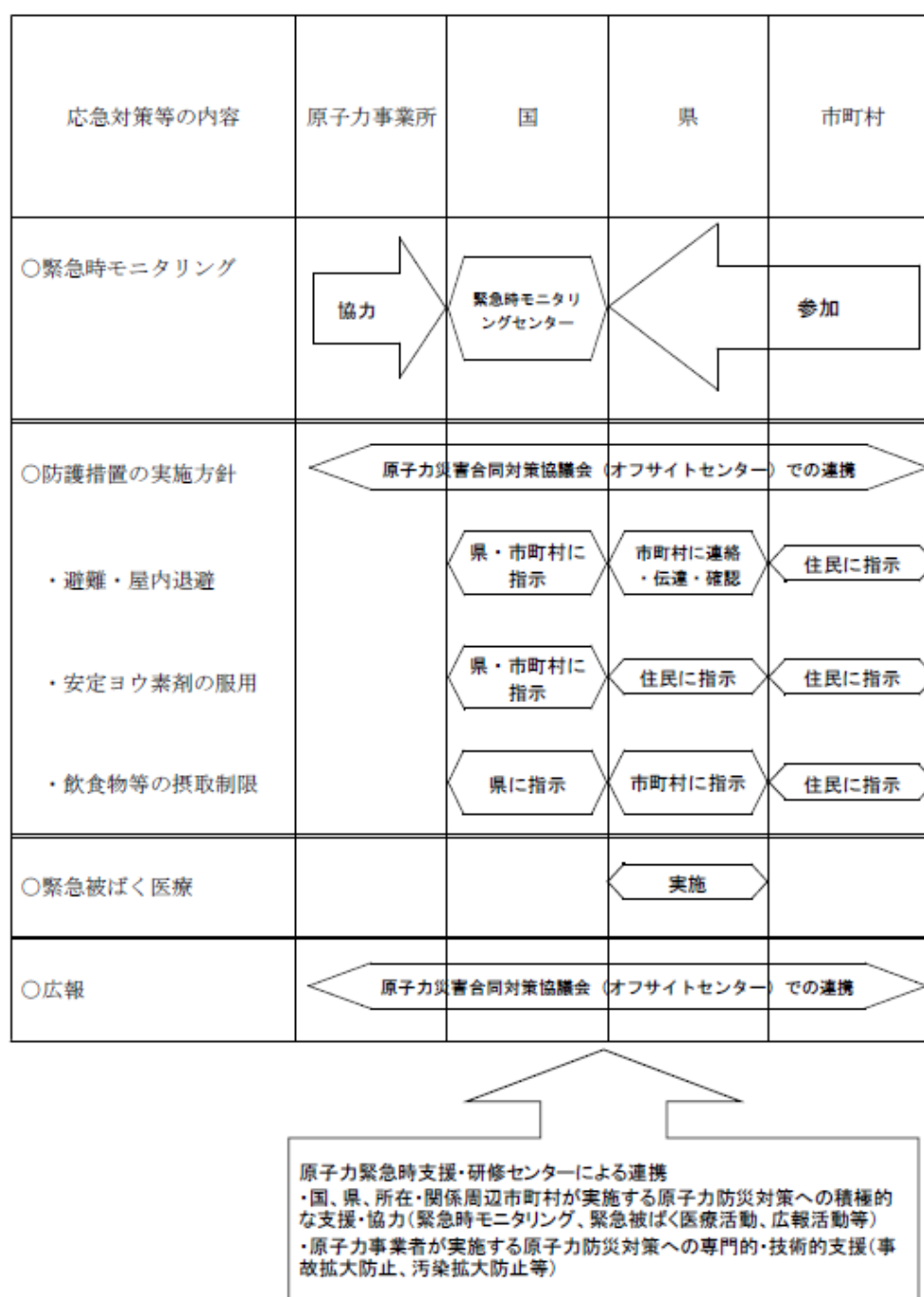
②市は、「つくばみらい市職員初動マニュアル(防災・国民保護)」に基づき非常体制をとり、災害対策本部を設置する。

第3 長期化に備えた動員体制の整備と応急対策等の役割分担

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備える。

なお、応急対策等の内容と国、県、市町村との役割分担は図1「原子力緊急事態宣言発出後における応急対策等の内容と国、県、市町村の役割分担」のとおりとする。

図：原子力緊急事態宣言発出後における応急対策等の内容と国、県、市の役割分担



第4 広域的な応援協力体制の整備

- ①市は、「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」及び「福島県原子力災害広域避難計画」に基づき、国、茨城県及び福島県と協力し、緊急時に必要な資機材、人員、避難等の後方支援等について必要な準備を整える。
- ②市は、「原子力災害時における東海村民の広域避難に関する協定」及び「原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定」を締結しており、協定に基づき必要な準備を整える。

第5 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者から警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ県に対して事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

第6 放射性物質による環境汚染

市は、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行う。

第7 複合災害に備えた体制の整備等

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、防災計画を最新なものとし、備えの充実を図る。

また、必要な人員及び資機材が不足するおそれがある場合を想定し、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図る。

第4節 広域避難受入れ体制の整備

市は、原子力災害時の広域避難の受入を円滑に行うため、体制について整備する。

第1 広域避難受入れ等

PAZ 及び UPZ 内の自治体は、自治体区域外への広域避難が必要となるため、市は「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」、「福島県原子力災害広域避難計画」、「原子力災害時における東海村民の広域避難に関する協定」及び「原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定」に基づき、その避難を支援し、避難者を受け入れるため、避難元自治体と綿密に調整を行う。

また市は、UPZ 外であり、緊急時モニタリングにおいて必要と認めた場合、県と連携し必要な防護措置を実施することとする。この際、経過に応じた市民に提供すべき原子力防災情報等について整理を行う。

第2 広域避難の指定避難所等の整備

市は、原則として「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」において指定された広域避難の指定避難所を避難元自治体からの避難者の受入避難所として指定する。

表：つくばみらい市 広域避難の受入避難所

施設名	住 所	電話番号
小張小学校	つくばみらい市小張 1661	0297-58-0003
伊奈小学校	つくばみらい市谷井田 2047	0297-58-1143
豊小学校	つくばみらい市豊体 1692	0297-58-1008
伊奈東小学校	つくばみらい市板橋 2379	0297-58-0002
谷原小学校	つくばみらい市加藤 241	0297-52-2009
十和小学校	つくばみらい市上長沼 1250	0297-52-4332
福岡小学校	つくばみらい市福岡 971	0297-52-5004
小絹小学校	つくばみらい市小絹 858	0297-52-3008
陽光台小学校	つくばみらい市陽光台3-1	0297-44-5817
富士見ヶ丘小学校	つくばみらい市富士見ヶ丘2-18-1	0297-34-1223
伊奈中学校	つくばみらい市市野深 600	0297-58-0201
伊奈東中学校	つくばみらい市南太田 254	0297-58-4631
谷和原中学校	つくばみらい市古川 950	0297-52-2038
小絹中学校	つくばみらい市絹の台1-14-2	0297-52-0505
茨城県立伊奈高等学校	つくばみらい市福田 711	0297-58-6175
茨城県立伊奈特別支援学校	つくばみらい市青古新田 300	0297-58-8727
わかくさ幼稚園(旧三島小学校)	つくばみらい市下島 422	0297-58-2505
すみれ幼稚園(旧東小学校)	つくばみらい市足高 1313	0297-58-6529
谷井田コミュニティセンター	つくばみらい市谷井田 1960	0297-57-8551
小絹コミュニティセンター	つくばみらい市小絹 848	0297-52-0789
板橋コミュニティセンター	つくばみらい市板橋 2675-1	0297-58-9797
みらい平コミュニティセンター	つくばみらい市紫峰ヶ丘4-4-1	0297-38-7240
総合運動公園	つくばみらい市小張 1770	0297-58-4005
総合福祉施設きらくやまふれあいの丘	つくばみらい市神生 530	0297-57-0123
谷和原公民館	つくばみらい市古川 1025	0297-52-2141
小絹児童館	つくばみらい市絹の台3-1-4	0297-25-2151
伊奈公民館	つくばみらい市福田 195	0297-58-5081
高齢者センター	つくばみらい市小絹 907-1	—

第3 緊急輸送手段の確保

市は、広域避難を円滑に受け入れるために、交通経路(緊急輸送道路)確保を図り必要に応じ道路の障害物の除去等を迅速に行う。その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路の障害物を除去する資機材、車両及び緊急通行車両の調達体制の整備に努める。

第5節 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、原子力災害時の応急対策を効果的に行うため、緊急事態応急対策の体制について整備する。

第1 緊急被ばく医療活動体制の整備

市は、国及び県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査について協力するとともに、体制の整備を図る。

第2 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

市は、安定ヨウ素剤の服用の準備が必要な場合は、県と連携して適時・適切な配布・服用ができるように体制を整備する。

1 緊急時における配布体制の整備

- ①市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるものとする。
- ②市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。
- ③市は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

第6節 市民等への広報体制の整備

第1 情報の整理等

市は、国及び県と連携し、緊急事態の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、分りやすく正確で具体的な内容となるように整理する。

また、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように留意する。

第2 広報手段の整備

市は、地震等との複合災害を考慮し、市民等への確な広報を行えるように「第2編 風水害等対策計画 第1章 第4節 情報通信設備等の整備」に基づき、広報手段を整備する。

また、放送事業者、新聞社等の報道機関に協力を求めるとともに、多様なメディアを活用し市民に対して広報を行う。

第3 広報体制の整備

市は、国及び県と連携し、市民等の問合せに対応する窓口を、「つくばみらい市職員初動マニュアル(防災・国民保護)」に基づき準備するとともに、原子力災害の特殊性に鑑み、災害情報を市民等に迅速かつ滞りなく伝達されるよう、消防団、自主防災組織等の協力を得てできる体制の整備を図る。

第7節 市民に対する原子力防災知識の普及

市は、国及び県と協力して、以下に掲げる事項等について原子力災害の特殊性を考慮し、市民に対し平素から原子力防災に関する知識の普及に努める。

また、学校等と連携し、総合的な学習の時間を活用するなど知識の普及に努めるとともに、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要配慮者へ十分に配慮して広報を行う。

- ①原子力施設の概要
- ②放射性物質、放射線の特性
- ③放射線による健康への影響
- ④環境放射線モニタリング
- ⑤原子力災害時の市民への広報手段
- ⑥原子力災害時、国、県及び市が講じる防災対策の内容
- ⑦原子力災害時、市民が取るべき行動、留意すべき事項

第8節 防災業務担当職員の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を向上させるとともに、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務担当職員に向けて行う原子力防災に関する研修を積極的に活用する等、人材育成に努める。

また、国、県及び防災関係機関と連携して、市職員等の原子力防災業務担当に対して、必要に応じ研修等を行う。

第9節 防災訓練等の実施

第1 防災訓練の実施

市は、市民に対し、原子力災害時に取りべき行動や留意点等についての知識の普及と意識の向上を図るため、地震災害対応訓練等と連携した防災訓練を行う。

また、広域避難協定締結自治体と連携し、指定避難所に対する受入れ要領について訓練を行い、能力向上を図る。この際、次の項目に留意する。

- ①災害対策本部等の設置運営訓練
- ②緊急時通信訓練
- ③緊急モニタリング訓練
- ④市民に対する情報伝達・広報訓練
- ⑤広域避難訓練・交通規制訓練
- ⑥被ばく医療訓練

第2 実践的な訓練と事後評価

市は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目を具体的に定めるとともに、訓練終了後、専門家を活用して訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし適宜、緊急時のマニュアルの作成・改定に活用するなど、原子力防災体制の改善を図る。

また、必要に応じて、訓練及び事後評価の方法の見直しを行う。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合の対応及び原子力緊急事態宣言（全面緊急事態）を発出した場合の市としての緊急事態応急対策を中心に示したものである。

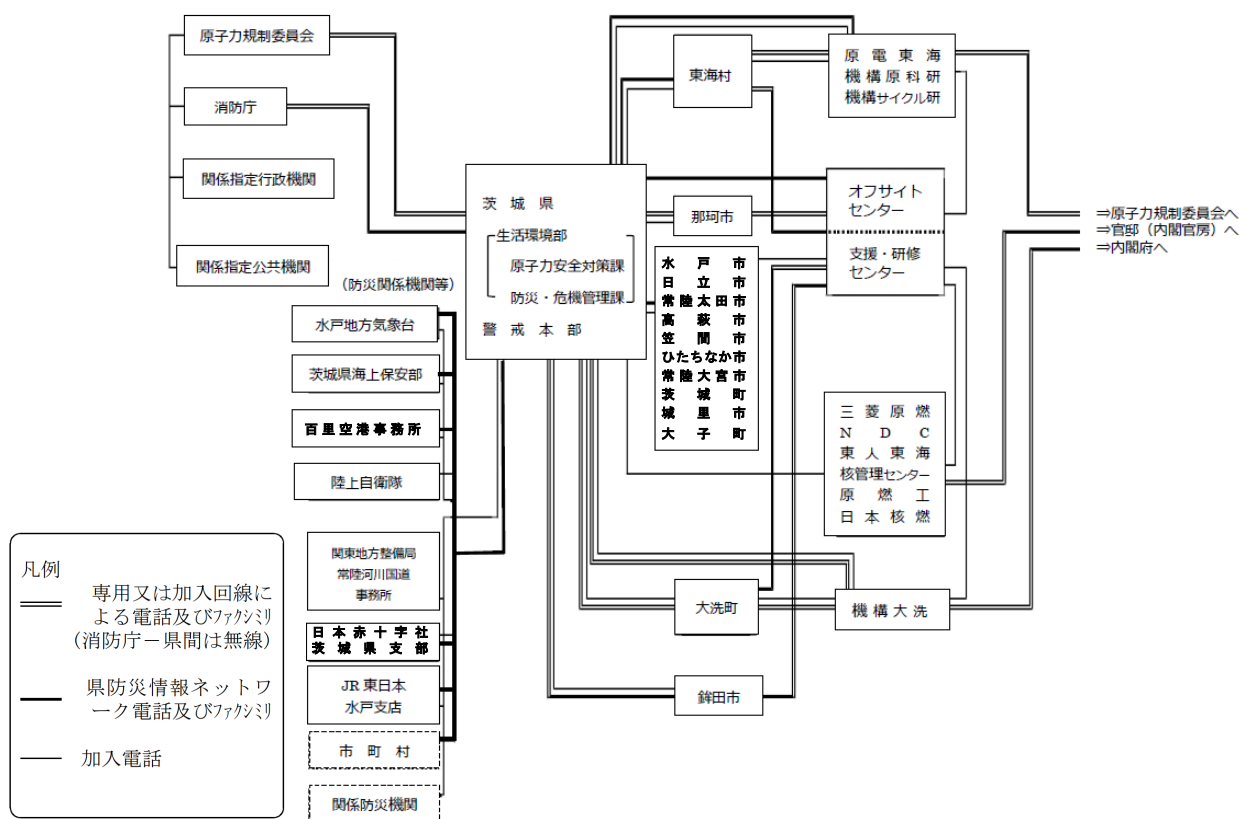
第2節 事故発生時における連絡及び広報

第1 事故発生時の連絡

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、警戒本部を設置するとともに、市と県等との間の通信連絡は、原則として図2により行う。

なお、県災害対策本部設置前における県の担当課は、防災・危機管理部原子力安全対策課、防災・危機管理課である。

図：茨城県通信連絡系統



第2 応急対策活動情報の連絡

1 警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ①市は、通報を受けた事態に対する県への問合せは、簡潔、明瞭に行うものとする。
- ②市は、指定地方公共機関等との間において、県から通報・連絡を受けた事項、市が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、密接に連絡を行う。
- ③市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について、相互の連絡を密接に行う。

2 原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

市は、県の対策本部と連携し、施設の状況、モニタリング、災害情報、医療関係情報、屋内避難状況の把握等を行い、継続的に情報を収集するとともに、緊急事態対策について必要な調整を県、指定公共機関等と行う。

第3 一般回線が使用できない場合の対処

災害の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、茨城県防災情報ネットワークシステムの衛星回線等を使用するとともに、市が保有し、使用できる情報収集・広報手段を使い、情報収集・連絡を行う。

第4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、緊急時モニタリングセンターの実施する緊急時モニタリングにおいて、国及び県をはじめとする関係機関と協力・連携するとともに、状況により市が保有する測定装置を使用して、定点測定により協力・参加する。

また、県から飲食物の摂取制限、屋内退避、避難等の各種防護対策に必要なモニタリング結果の把握に努めるとともに、気象予測や大気中拡散予測による市への影響も予測して、対策を検討する。

第3節 活動体制の確立

第1 市の活動体制

1 事故対策のための警戒本部

（1）災害警戒本部の設置

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受け、市長が必要と認めた場合、速やかに状況に合わせた体制の確立、情報収集・連絡が行えるよう、「つくばみらい市職員初動マニュアル（防災・国民保護）」、「災害対策本部（災害警戒本部）の配備体制」に基づき職員を参集する。この際、状況により職員を増強するとともに、国及び県との密接な連携に留意する。

（２）情報収集・広報活動

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、国及び県との連携を図りつつ事故の状況の把握に努める。

また、市民への災害情報等を実施できる体制を整え、適時・正確に行う。

（３）広域避難への協力

市は、「原子力災害時における東海村民の広域避難に関する協定」及び「原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定」などに基づき、広域避難に関する協定を締結している自治体に対して、広域避難の指定避難所等を開設し、自治体の災害時要配慮者等の受入れ準備から受入れを行うとともに、広域避難受入れ準備を行う。

さらに、市内の避難所間の連絡調整や広域避難者の指定避難所への割り振り等、市内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「市広域避難者受入総合窓口」を設置する。

市広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県へ報告する。

（４）警戒本部の廃止

警戒本部の廃止は、以下の基準によるものとする。

- ①市長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めた場合
- ②災害対策本部へ移行した場合

2 災害対策本部の設置等

（１）災害対策本部の設置

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受け、市長が必要と認めた場合、速やかに状況に合わせた体制の確立、情報収集・連絡が行えるよう、「つくばみらい市職員初動マニュアル（防災・国民保護）」、「災害対策本部（災害警戒本部）の配備体制」に基づき職員を参集する。この際、状況により職員を増強するとともに、国及び県との密接な連携に留意する。

（２）情報収集及び広報

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（全面緊急事態）を発出した場合は、引き続き国及び県との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

また、市民等への広報を適時・正確に行い、市民生活の安定を図る。

（３）広域避難への協力

市は、「原子力災害時における東海村民の広域避難に関する協定」及び「原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定」などに基づき、広域避難に関する協定を締結している自治体と連携し、広域避難の受入れを行う。

また、原子力災害対策指針（原子力規制委員会（令和３年７月２１日）以下「原災指針」という。）に基づく防護措置への協力を行う。

(4) 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、以下の基準によるものとする。

- ① 県が災害対策本部を廃止した場合
- ② 市長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めた場合

第2 応援要請及び職員の派遣要請等

1 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

2 職員の派遣要請等

市は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めた場合は、国、県及び指定地方行政機関の長に対し、原子力災害対策能力を保有する職員等の派遣を要請する。

また、国、県及び指定地方行政機関に対し、放射線による人体障がい予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

第3 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防災業務関係者の安全確保

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国及び県と密接に連携し、適切な被ばく管理を行うとともに、災害時特有の異常心理下の活動においても冷静な判断と行動ができるよう配慮する。

2 防護資機材の調達

市は、国、県及び防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材調達の協力を要請する。

第4節 屋内退避、広域避難受入れ等の防護活動

第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は、原災指針に基づき、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施する。

- ① 市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（全面緊急事態）を発出した場合は、必要に応じ、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性のある旨の注意喚起を行う。
- ② 市は、下記の表3「緊急事態区分に応じた市の防護措置」に示す防護措置を実施するほ

か、事態の規模、時間的な推移に応じて、国及び県から避難等の予防的防護措置を講じるように指示された場合、又は緊急時モニタリングの結果が OIL に示す値を超える場合は、市民等に対して避難又は一時移転を実施する。

- ③市は、「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」、「福島県原子力災害広域避難計画」、「東海村広域避難計画」及び「いわき市原子力災害広域避難計画」に基づき、広域避難の支援を実施する。

表 3 「緊急事態区分に応じた市の防護措置」

区分	防護措置
警戒事態	【避難】 ・東海村の災害時要配慮者等の受入れ準備を行う。 (福祉避難所、状況により広域避難の指定避難所の開設) ・その他必要な協力をを行う。
施設敷地緊急事態	【避難】 ・東海村の災害時要配慮者等の受入れを行う。 ・東海村の広域避難の受入れ準備 (広域避難の指定避難所の開設) ・その他必要な協力をを行う。
全面緊急事態	【避難】 ・東海村の広域避難の受入れ ・いわき市の広域避難の受入れ準備～受入れ (広域避難の指定避難所の開設) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等）への協力

第 2 安定ヨウ素剤の服用等

市は、国、県及び医療機関等と連携して、原災指針に基づき、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民に対する服用指示等の措置を講じる。

- ①緊急時における市民等への安定ヨウ素剤の服用については、原則として原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県が指示することとされている。
- ②市は、国及び県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、市民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師が説明を行う等、医師を補助する協力を求め、配布・服用の指示を行う。

第3 災害時要配慮者対応

①市は、災害時、国、県及び関係機関と連携し、災害時要配慮者の避難生活、健康状態の把握に努める。

また、病院等医療機関や社会福祉施設は、多くの避難行動要支援者が入院・入所している可能性が高いため、状況の把握に努め、安全の確保を徹底する。

②市は、「つくばみらい市職員初動マニュアル(防災・国民保護)」の「要配慮者支援対策」及び「要配慮者支援対策(外国人)」に基づき支援を行う。

また、ラジオ、ホームページ、市防災アプリ及び SNS 等を活用し、やさしい日本語及び多言語による広報を行う。

第4 学校等施設における避難

学校等施設において、児童・生徒等の在校時に原子力災害が発生した場合は、教職員の指示のもと屋内退避する。

また、あらかじめ定めたルールに基づき児童・生徒等を保護者へ引き渡し、県に対して速やかにその旨を報告する。

第5 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、大型商業店舗及びその他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難指示等があった場合は、屋内避難する。

第5節 飲食物の出荷制限、摂取制限

市は、原災指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を行う。

第6節 医療活動

市は、国及び県が行う緊急時における市民等の健康管理、緊急被ばく医療について協力する。

第7節 市民等への広報活動

風評、流言等による社会的混乱を防止し、市民の心の安定を図るとともに、市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表及び伝達を行う広報活動が重要である。

また、市民等からの問合せ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1 市民等への広報活動

- ①市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響を可能な限り低くするため、市民等に対する的確な広報活動を迅速かつ分かりやすく正確に行う。
- ②市は、市民等への情報提供に当たっては、国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備する。
また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう定期的な広報に努める。
- ③市は、市民のニーズを把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報、予測や放射性物質の大気中拡散予測等）、農林畜産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市（いわき市及び東海村含む）が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や指定避難所等の情報等、市民に役立つ正確かつきめ細かな情報を提供する。その際、市民の心の安定並びに災害時要配慮者、一時滞在者、在宅避難者の広域避難者等に配慮した広報を行う。
- ④市は、十分に内容を確認した上で、市民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡を取り合う。
- ⑤市は、広報活動に当たって防災行政無線、広報紙、広報車、登録制メール、市防災アプリ、SNS、ホームページによるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、新聞社等の協力を得るように努める。
また、指定避難場所等に避難している被災者は情報を得る手段が限られていることから、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

第2 市民からの問い合わせに対する対応等

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うため体制を整備する。

また、市民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理、広報活動を行う。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められたときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第3節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等の各種制限措置の解除を行うとともに、解除の実施状況を確認する。

第4節 市民等の健康影響調査等の実施

第1 健康影響調査・健康相談

- ①県は、国及び所在・関係周辺市町村とともに、防護対策を講じた地域の市民に対して、独立行政法人日本原子力開発機構・原子力緊急時支援・研究センター等の専門家の助言を得ながら、必要に応じ、健康影響調査(健康診断等)及び心のケアを含む健康相談を実施するとともに、その体制を整備する。
- ②健康影響調査は、必要に応じ、茨城県医師会、茨城県放射線技師会、茨城県看護協会、茨城県薬剤師会及び茨城県臨床検査技師会等の協力を得て実施する。

第5節 放射性物質の除去等

市は、国、県及び防災関係機関等と連携し、放射性物質の影響を受けた地域において市民等が日常の生活に復帰できるよう、計画的に除染措置を講じる。

また、風評被害に対しては、国及び県の協力を得ながら風評被害の影響を可能な限り取り除き、農林水産業、商工業、観光業への被害を軽減するための対策を行う。

第6節 市民等への広報活動

市は、緊急時モニタリングの結果、各種規制措置の解除、健康被害、環境被害等の災害の状況を取りまとめて公表するとともに、分かりやすい形でその内容を幅広く広報する。

風評被害が発生するおそれのある場合には、テレビ、ラジオ、ホームページ、市防災アプリ、登録制メール、SNS 等を用いて、市民全体を対象とした広報を行うとともに、首都圏等に対する広報を積極的に行う。

第7節 被害状況の調査

市は、「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」に基づく県の指示により、被害状況の調査を状況に応じて実施する。

資料編

【 目 次 】

《資料編》

1 総 則

1-1	つくばみらい市防災会議委員名簿	1
1-2	防災関係機関窓口	2
1-3	つくばみらい市防災会議条例	4
1-4	つくばみらい市災害対策本部条例	6

2 災害協定等締結先一覧

	7

3 気象庁震度階級関連解説表

3-1	人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況	9
3-2	木造建物（住宅）の状況	10
3-3	鉄筋コンクリート造建物の状況	10
3-4	地盤・斜面等の状況	11
3-5	ライフライン・インフラ等への影響	11
3-6	大規模構造物への影響	12

4 情報通信

4-1	防災行政無線の整備状況	13
4-2	災害時通信連絡体制	13
4-3	災害時の広報文例	14

5 気象情報

5-1	警報・注意報発表基準一覧表	17
5-2	気象等に関する特別警報の発表基準	18
5-3	土砂災害警戒情報の発表基準	18

6 指定避難所等

6-1	指定避難所一覧	19
6-2	指定緊急避難場所一覧	20
6-3	指定福祉避難所	21
6-4	警戒区域内に位置する要配慮者利用施設一覧	22

7 危険箇所等

7-1	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」概要図	24

8 輸 送

8-1	緊急輸送道路の指定状況	25
8-2	日本貨物鉄道(株)の災害割引の対象となる災害の程度(県震災計画)	25
8-3	日本貨物鉄道(株)の災害割引の適用条件(県震災計画)	26
8-4	日本貨物鉄道(株)の災害り災者用物資証明書	27
8-5	緊急通行車両確認証明書	28

9 救助法の適用

9-1	被害状況報告表	29
9-2	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表	30

10 被災者生活再建支援法の適用

10-1	被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書	33
10-2	被災者生活再建支援金支給対象要援護世帯一覧表	34

11 河川及び水防

- 11－ 1 国管理河川重要水防箇所 35
- 11－ 2 重要水防箇所・重要水防箇所評定基準 39
- 11－ 3 水防倉庫及び資機材一覧 39

12 農地災害対策

- 12－ 1 農作物防護指導要領 40
- 12－ 2 農作物の応急措置要領 42

13 災害報告

- 13－ 1 火災・災害等即報要領 44

14 つくばみらい市災害弔慰金の支給

- 14－ 1 つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例 62
- 14－ 2 つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 69

1 総 則

1-1 つくばみらい市防災会議委員名簿

	区 分	機関名	役職
1	条例第3条第2項	つくばみらい市	市長
2	条例第3条第5項第1号	国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所	所長
3	条例第3条第5項第9号	陸上自衛隊古河駐屯地 第1施設団第101施設器材隊	隊長
4	条例第3条第5項第2号	茨城県県南県民センター	センター長
5	〃	茨城県土浦土木事務所	所長
6	〃	茨城県つくば保健所	所長
7	条例第3条第5項第3号	茨城県常総警察署	署長
8	条例第3条第5項第4号	つくばみらい市	副市長
9	〃	つくばみらい市	市長公室長
10	〃	つくばみらい市	総務部長
11	〃	つくばみらい市	市民経済部長
12	〃	つくばみらい市	保健福祉部長
13	〃	つくばみらい市	都市建設部長
14	〃	つくばみらい市教育委員会	教育部長
15	条例第3条第5項第5号	つくばみらい市教育委員会	教育長
16	条例第3条第5項第6号	つくばみらい市消防団	団長
17	条例第3条第5項第7号	つくばみらい市消防団本部付 (女性消防団)	分団長
18	条例第3条第5項第7号	常総地方広域市町村圏事務組合消防本部	消防長
19	〃	つくばみらい消防署	署長
20	条例第3条第5項第8号	東日本電信電話(株)茨城支店	支店長
21	〃	東京電力パワーグリッド(株)竜ヶ崎支社	支社長
22	〃	東部瓦斯(株)茨城南支社守谷事業所	所長
23	〃	東京ガス(株)茨城南導管・設備センター	センター長
24	〃	(一社)茨城県つくば市医師会	理事
25	〃	(一社)茨城県きぬ医師会	理事
26	〃	(一社)つくばみらい市歯科医師会	代表理事
27	〃	(公社)茨城県薬剤師会 つくば薬剤師会	管理薬剤師
28	〃	関東鉄道(株)つくば中央営業所	所長
29	〃	首都圏新都市鉄道(株)つくば駅務管理所	所長
30	〃	つくばみらい市社会福祉協議会	事務局長
31	条例第3条第5項第9号	つくばみらい市区長会	会長
32	〃	(一社)茨城県建設業協会 土浦支部つくば分会	会長
33	〃	茨城みなみ農業協同組合 女性部	部長
34	〃	つくばみらい市商工会 女性部	部長

1-2 防災関係機関窓口

分 類	機関名	電話番号 (FAX 番号)
茨 城 県	防災・危機管理課	029-301-2885
	県南県民センター	029-822-7010
	県南農林事務所	029-822-0841
	土浦土木事務所	029-822-4340
	常総工事事務所	0297-42-2621
	常総工事事務所	0297-42-2621
	県西水道事務所水海道浄水場	0296-44-9335
	つくば保健所	029-851-9287
警 察 機 関	茨城県警察本部	029-301-0110
	常総警察署	0297-22-0110
消 防 本 部	常総地方広域市町村圏事務組合消防本部	0297-23-0119
	〃 つくばみらい消防署	0297-58-0111
	〃 〃 谷和原出張所	0297-25-3119
	〃 〃 東部出張所	0297-52-1190
指定地方行政機関	茨城労働局	029-224-6211
	関東農政局	048-740-0464
	関東地方農政局 土浦地域センター	029-843-6875
	関東地方整備局 下館河川事務所	0296-25-2164
	〃 水海道出張所	0297-22-0245
	〃 鎌庭出張所	0297-42-2644
	〃 藤代出張所	0297-83-5126
	関東運輸局茨城運輸支局	029-247-5348
	水戸地方气象台	029-224-1106
自 衛 隊	陸上自衛隊 第1施設団(古河駐屯地)	0280-32-4141
	陸上自衛隊 施設学校(勝田駐屯地)	029-274-3211
	陸上自衛隊 武技学校(土浦駐屯地)	029-887-1171
	陸上自衛隊 関東補給処(霞ヶ浦駐屯地)	029-842-1211
	航空自衛隊 第7航空団(百里駐屯地)	0299-52-1331
指定公共機関	日本郵便(株) 伊奈郵便局	0297-58-0001
	〃 谷和原郵便局	0297-52-2001
	〃 福岡郵便局	0297-52-4001
	〃 谷和原郵便局	0297-52-3001
	〃 谷井田郵便局	0297-58-6102

分 類	機関名	電話番号 (FAX 番号)
	// みらい平郵便局	0297-34-1007
	日本赤十字社 茨城県支部	029-241-4516
	日本放送協会 水戸放送局	029-232-9882
	東日本電信電話(株) 茨城支店	029-232-4825
	東日本高速道路(株) 谷和原管理事務	0297-52-2820
	東日本旅客鉄道(株) 水戸支社	029-225-3140
	日本貨物鉄道(株) 水戸営業支店	029-227-2113
	首都圏新都市鉄道(株)	03-3839-7341
	東京瓦斯(株) つくば支店	029-848-5151
	日本通運(株) 水戸支店	029-224-3113
	東京電力パワーグリッド(株) 竜ヶ崎支社	0297-75-5275
	KDD I (株) au 水戸支店	029-226-6621
	(株) N T T ドコモ 茨城支店	029-222-5285
指定地方公共機関	茨城県土地改良事業団体連合会	029-225-5651
	東部ガス(株)	03-3662-4611
	東日本ガス(株)	0297-72-3165
	一般社団法人 茨城県医師会	029-241-8446
	公益社団法人 茨城県歯科医師会	029-252-2561
	公益社団法人 茨城県薬剤師会	029-225-9393
	公益社団法人 茨城県看護協会	029-221-6900
	一般社団法人 茨城県高圧ガス保安協会 土浦支部	0299-59-3663
	(株)茨城新聞社	029-221-3121
	(株)茨城放送	029-244-2121
	関東鉄道(株)	029-822-3710
	首都圏新都市鉄道(株)	03-3839-7341
	一般社団法人 茨城県トラック協会	029-243-1422
	一般社団法人 茨城県バス協会	029-247-6603
	社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会	029-241-1133

1-3 つくばみらい市防災会議条例

つくばみらい市防災会議条例

平成 18 年 3 月 27 日

条 例 第 1 1 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、つくばみらい市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) つくばみらい市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じてつくばみらい市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条第 2 項の規定により水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) その他市長が特に必要と認めた者

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政の職員、茨城県の職員、つくばみらい市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第29号)の定めるところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

1-4 つくばみらい市災害対策本部条例

つくばみらい市災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 27 日

条 例 第 1 3 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、つくばみらい市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

2 災害協定等締結先一覧

	調印年月日	災害協定名称	災害協定先
自治体間の協定	H6.4.1	災害時等の相互応援に関する協定	茨城県内全市町村
	H23.6.1	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局
	H25.3.19	災害時における相互応援に関する協定	埼玉県伊奈町
	H25.7.12	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	北茨城市ほか 75 団体
	H25.10.2	災害時における相互応援に関する協定	千葉県浦安市
	H29.3.29	原子力災害時における東海村民の広域避難に関する協定	取手市、守谷市、東海村
	H30.1.29	原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定	いわき市、茨城県内 34 市町村
	R1.5.30	大規模水害時の広域避難に関する協定	鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の構成市町(13 市町)
物資の応援に関する協定	H21.2.5	災害時における救援物資の提供に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
	H21.8.1	災害救助に必要な物資の供給に関する協定	株式会社レンタルのニッケン 龍ヶ崎営業所
	H23.12.13	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	いばらきコープ生活協同組合
	H25.6.25	災害時における救援物資提供に関する協定	株式会社アベックス 京葉支社
	H28.1.29	災害時の物資供給等に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
	H29.3.14	災害時における物資の供給に関する協定	DCM 株式会社
	H29.7.14	災害時における量の提供に関する協定	5日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会
	H30.9.27	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社カスミ
	H30.11.1	災害時における段ボール製品等の調達に関する協定	東京コンテナ工業株式会社
	H31.4.17	災害時における組み立て式非常用トイレ等の調達に関する協定	高久産業株式会社
	R1.5.23	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定	茨城県高圧ガス保安協会 土浦支部
	R3.1.28	災害発生時の協力に関する覚書	大塚製薬株式会社
物資輸送に関する協定	R4.1.4	災害時における救援物資の提供に関する協定	株式会社オリエンタル商事 サントリーフーズ株式会社
	H25.5.20	災害時の緊急救援物資輸送に関する協定	社団法人茨城県トラック協会 常総支部
避難施設に関する協定	H23.12.7	災害時支援協力に関する協定	茨城県みなみ農業共済組合
	R2.3.24	災害時における避難所施設としての使用に関する覚書	茨城県立伊奈高等学校
	R2.4.1	災害時に学校施設を避難所施設として利用することに関する協定	学校法人開智学園 開智望小学校及び開智中等教育学校
	R3.6.22	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	一般社団法人日本ムービングハウス協会
	R3.11.10	災害時におけるゴルフ場施設の利用に関する協定	茨城ゴルフ倶楽部、筑波カントリークラブ、取手国際ゴルフ倶楽部
	R4.1.25	災害時における移動式宿泊施設の提供に関する協定	株式会社デベロップ

	調印年月日	災害協定名称	災害協定先
福祉避難所に関する協定	H24.9.19	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人ほほえみ会(雅荘)
	H24.9.19	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人青洲会(いなのも)
	H24.9.19	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人竹育会(ぬくもり荘)
	H30.3.29	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	茨城県立伊奈特別支援学校
	R3.8.20	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	曹洞宗 高雲寺
医療、衛生に関する協定	H13.3.2	災害時の医療救護についての協定	筑波大学附属病院
	H13.3.2	災害時の医療救護についての協定	つくば薬剤師会
	H25.10.17	災害時の医療救護についての協定	社団法人茨城県きぬ医師会
	H26.9.1	災害時の医療救護についての協定	一般社団法人つくば市医師会
	H26.10.23	災害時の歯科医療救護についての協定	一般社団法人つくばみらい市歯科医師会
災害応急、復旧に関する協定	H21.2.20	災害時の応急対策活動に関する協定	社団法人茨城県建設業協会土浦支部 つくば分会
	R3.1.12	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 竜ヶ崎支社、常総市、守谷市、坂東市
	R3.7.15	災害時における燃料の供給に関する協定	茨城県石油商業組合取手支部 つくばみらい部会
	R3.12.1	災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社 竜ヶ崎支社、常総市、守谷市、坂東市
消防相互応援協定	H18.6.1	消防相互応援協定	坂東市、つくば市、守谷市、常総市
	H19.4.1	消防相互応援協定	取手市
広報・報道・情報通信に関する協定	H18.6.13	NTTの通信サービス停止に伴う防災行政無線の利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社 茨城支店
	H25.3.19	災害時における放送等に関する協定	土浦ケーブルテレビ株式会社
	H30.2.6	つくばみらい市防災行政無線の活用に関する覚書	東京ガス株式会社 つくば支店
	H30.3.19	災害時における放送要請に関する協定	株式会社茨城放送
	H30.8.1	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
	H31.1.9	つくばみらい市防災行政無線の活用に関する協定	東京パワーグリッド株式会社 竜ヶ崎支社
その他の協定	H25.2.21	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社 茨城支店
	H30.8.10	災害時における支援協力に関する協定	茨城県行政書士会
	H30.9.20	つくばみらい市とつくばみらい市内郵便局との包括連携に関する協定	日本郵便株式会社 土浦郵便局
	H31.4.1	茨城県被災者生活再建支援システム等の運営に関する協定	茨城県
	R4.3.29	災害時における支援協力に関する協定	SMC 株式会社

3 気象庁震度階級関連解説表

3-1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計に記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

3-2 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。 傾くものや、倒れるものが多い。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1） 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

3-3 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

（注 1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

3-4 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

3-5 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

3－6 大規模構造物への影響

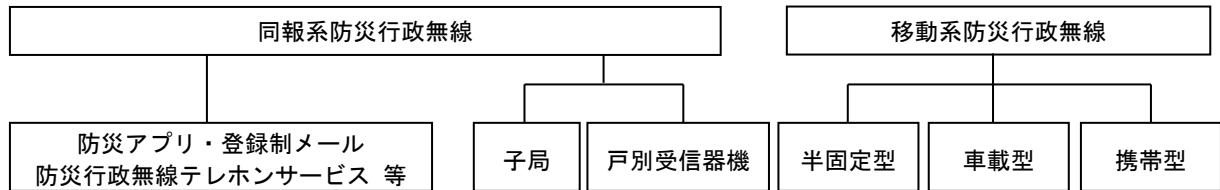
長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

4 情報通信

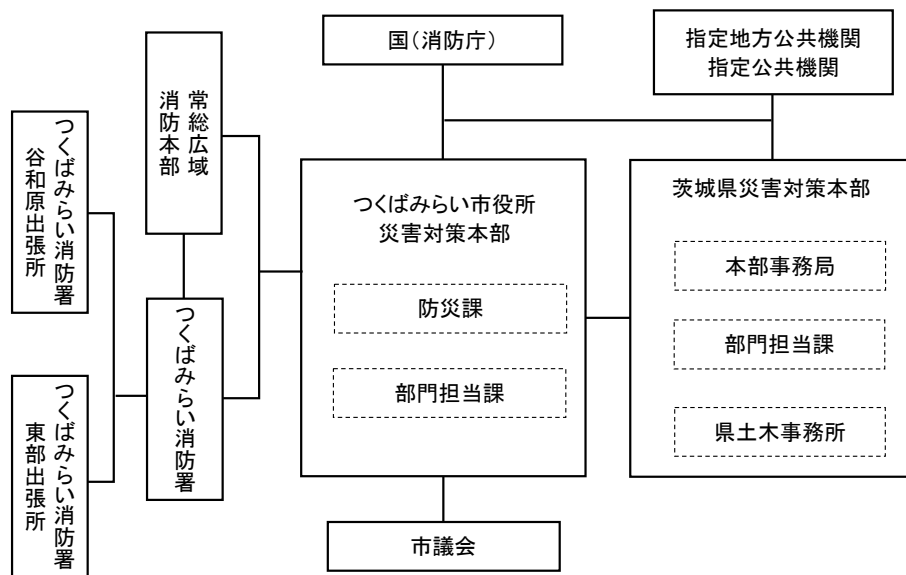
4-1 防災行政無線の整備状況

図：情報通信網

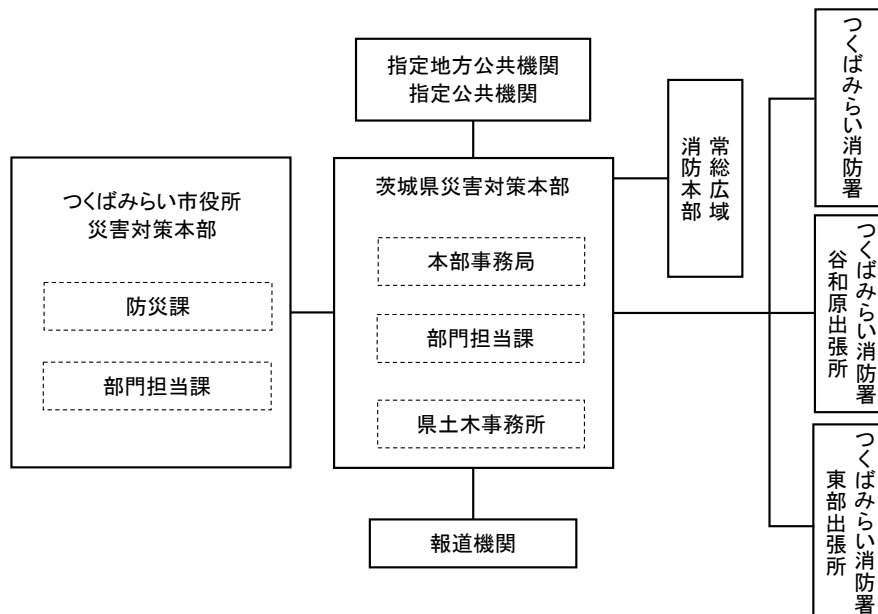


4-2 災害時通信連絡体制

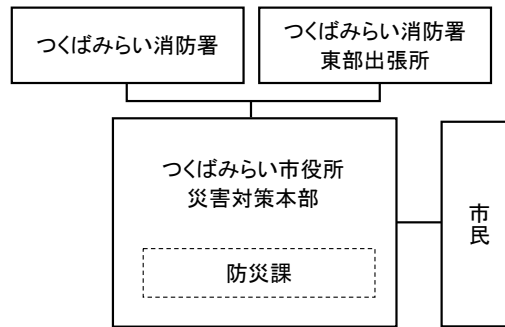
図：電話・FAX 等によるルート



図：茨城県防災情報ネットワークシステム



図：防災行政無線



4－3 災害時の広報文例

【例文１】 地震情報・余震情報の伝達分（１）

- こちらは、つくばみらい市役所です。
ただいま、大きな地震がありました。市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないでください。
揺れが治まってから、火の元を確認してください。
- こちらは、つくばみらい市役所です。
先ほどの地震の震源は〇〇で、震源の深さは〇〇kmと推定されます。
つくばみらい市の震度は〇〇で、地震の規模はマグニチュード〇〇でした。
今後も、テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

【例文２】 地震情報・余震情報の伝達分（２）

- こちらは、つくばみらい市役所です。
今後、余震が予想されますが、落ち着いて行動してください。
崩れかかった物やガラスの破片などでケガをしないよう、十分に注意してください。

【例文３】 被害の状況

- こちらは、つくばみらい市役所です。
これまでに分かった市内の被害の状況をお知らせします。

亡くなった方	〇〇人	行方の分からない方	〇〇人
重傷者	〇〇人	軽傷者	〇〇人
全壊家屋	〇〇棟	半壊家屋	〇〇棟

 以上、〇〇時〇〇分の被害状況です。
- こちらは、つくばみらい市役所です。
現在、市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。また、電話もかかりづらくなっています。復旧の見通しは立っていません。
今後も、ラジオや市役所からの情報に注意し、デマ等に惑わされないよう落ち着いて行動してください。

【例文４】 避難の指示・誘導（火災の発生）

- こちらは、つくばみらい市役所です。
〇〇地区に、避難指示を発令しました。
〇〇地区付近で、火災が発生しています。〇〇戸が焼失し、現在も延焼中です。
〇〇地区周辺の市民の方は直ちに〇〇方面へ避難してください。
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。
- こちらは、つくばみらい市役所です。
〇〇地区に、避難指示を発令しました。
〇〇地区の火災は、〇〇方面へ燃え広がっています。
〇〇地区の市民の方は、直ちに〇〇方面へ避難してください。
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。

【例文 5】 避難の指示・誘導（家屋の倒壊・危険物の漏出等）

- こちらは、つくばみらい市役所です。
家屋が壊れた方、壊れそうな方は、お近くの指定避難所へ避難してください。
避難するときは火の元を確認し、電気のブレーカーを切り、落ち着いて、身の回りに注意しながら避難してください。
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。
- こちらは、つくばみらい市役所です。
〇〇地区に、避難指示を発令しました。
〇〇地区は〇〇のため、非常に危険な状態となっています。
〇〇地区の市民の方は、直ちに〇〇方面へ避難してください。
避難場所は〇〇です。
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。

【例文 6】 避難の準備の周知・避難の指示（水害の発生）

- こちらは、つくばみらい市役所です。
〇〇地区に警戒レベル 3 高齢者等避難を発令しました。
現在、〇〇地区付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。
お年寄りや子供さんは、お近くの高台や指定避難所へ早めに避難を開始してください。
また、その他の方は、いつでも避難できるように準備をしてください。
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。
- こちらは、つくばみらい市役所です。
〇〇地区に警戒レベル 4 避難指示を発令しました。
現在、〇〇地区付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。
〇〇地区にいる方は、お近くの高台や指定避難所へ早めに避難を開始してください。
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。
- こちらは、つくばみらい市役所です。
〇〇地区に警戒レベル 5 緊急安全確保を発令しました。
〇〇地区一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊し、浸水しています。（〇〇地区一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊し浸水のおそれがあります。）
〇〇地区の市民の方は、高台へ避難してください。
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。

【例文 7】 交通の状況

- こちらは、つくばみらい市役所です。
現在、〇〇鉄道（〇〇バス）は全て運転を見合わせています。
鉄道機関では線路の点検などを行っていますが、まだ運転再開の見通しは立っていません。
今後の情報に注意してください。
- こちらは、つくばみらい市役所です。
現在、市内の全ての道路（国道〇〇号）が〇〇のため車両の通行が禁止されています。
また、ドライバーの皆さんは、ラジオの情報や現場の警察官の指示に従ってください。

【例文 8】 救護対策の周知

- こちらは、つくばみらい市役所です。
負傷者の臨時救護所が〇〇に開設されています。
ケガをされた方は〇〇に行ってください。

●こちらは、つくばみらい市役所です。
負傷者の収容についてお知らせします。
〇〇付近で（〇〇の事故により）ケガをされた方は、〇〇病院に収容され、手当を受けています。

【例文 9】 重傷者受入れ可能医療機関

●こちらは、つくばみらい市役所です。
地震により重傷を負われた方の診療・受入れは、〇〇医院、〇〇病院（市内及び市周辺も含む）で行っております。
しかしながら、重傷者の発生が多数のため、救急車の数が不足、要請どおり対応できない状況にあります。
御家族、隣近所、自主防災組織などで、搬送いただけるようお願いします。
なお、道路規制の状況については、ラジオ等の交通規制の情報にご注意下さい。

【例文 10】 り災者の避難受入れ場所の周知

●こちらは、つくばみらい市役所です。
指定避難所のお知らせをします。指定避難所は、〇〇地区は〇〇に、〇〇地区は〇〇に、・・・
〇〇地区は〇〇に設置しております。お困りの方は、直接指定避難所においでになるか、市役所にご相談下さい。

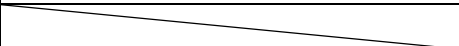
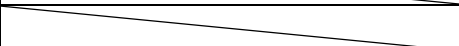
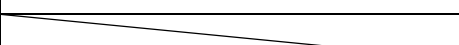
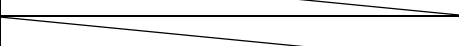
【例文 11】 防疫、保健衛生に関する注意

●こちらは、つくばみらい市役所です。
災害により、市内の衛生環境が悪化する恐れがあります。
市民の皆さんは、食中毒や伝染病にかからないよう、飲み水は湧かして飲むなど衛生面に十分注意してください。
また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐに医師の手当を受けてください。

5 気象情報

5-1 警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在

種類	名称		発表基準	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	116
	洪水		流域雨量指数基準	西谷田川流域=13.5 中通川流域=9.5
			複合基準※ ¹	鬼怒川流域= (8, 77.2)
			指定河川洪水予報による基準	小貝川 [上郷・小貝川水海道] 鬼怒川 [鬼怒川水海道]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	9
			土壌雨量指数基準	80
	洪水		流域雨量指数基準	西谷田川流域=10.8 中通川流域=7.6
			複合基準※ ¹	鬼怒川流域= (5, 44.8) 西谷田川流域= (7, 9)
			指定河川洪水予報による基準	小貝川 [上郷・小貝川水海道] 鬼怒川 [鬼怒川水海道]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 40%で、実効湿度 60%※ ²	
	なだれ			
	低温		夏期：最低気温 15℃以下が 2 日以上継続 冬期：最低気温-7℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm

※ 1 表面雨量指数と、流域雨量指数の組合せによる基準値。

※ 2 湿度は水戸地方気象台の値。

5－2 気象等に関する特別警報の発表基準

令和3年3月25日現在

現象の種類	発令の基準値		つくばみらい市の基準値	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		浸水害	48 時間降水量：281 mm 3 時間降水量：112 mm 土壌雨量指数：205
			土砂災害	土壌雨量指数：276～313
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	—	
高潮		高潮になると予想される場合	—	
波浪		高潮になると予想される場合	—	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		—	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		26 cm	

5－3 土砂災害警戒情報の発表基準

種類	発令の基準
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）等が発表後、命に危険を及ぼす土砂災害が、いつ発生してもおかしくない状況となったとき

6 指定避難所等

6-1 指定避難所一覧

番号	施設名称	洪水	地震	所在地	電話
1	小張小学校	○	○	小張 1661	0297-58-0003
2	伊奈小学校	×	○	谷井田 2047	0297-58-1143
3	豊小学校	×	○	豊体 1692	0297-58-1008
4	わかくさ幼稚園（旧三島小学校）	×	○	下島 422	0297-58-2505
5	伊奈東小学校	○	○	板橋 2379	0297-58-0002
6	すみれ幼稚園（旧東小学校）	○	○	足高 1313	0297-58-6529
7	谷原小学校	×	○	加藤 241	0297-52-2009
8	十和小学校	×	○	上長沼 1250	0297-52-4332
9	福岡小学校	○	○	福岡 971	0297-52-5004
10	小絹小学校	○	○	小絹 858	0297-52-3008
11	陽光台小学校	○	○	陽光台 3-1	0297-44-5817
12	富士見ヶ丘小学校	○	○	富士見ヶ丘 2-18-1	0297-34-1223
13	伊奈中学校	×	○	市野深 600	0297-58-0201
14	伊奈東中学校	○	○	南太田 254	0297-58-4631
15	谷和原中学校	×	○	古川 950	0297-52-2038
16	小絹中学校	○	○	絹の台 1-14-2	0297-52-0505
17	茨城県立伊奈高等学校	×	○	福田 711	0297-58-6175
18	谷和原幼稚園	×	○	上小目 600	0297-52-2330
19	谷和原第2保育所	×	○		
20	伊奈第1保育所	×	○	山王新田 1253	0297-58-2422
21	伊奈第2保育所	○	○	小張 4705	0297-58-1025
22	谷和原第1保育所	×	○	仁左衛門新田 641	0297-52-2100
23	谷井田コミュニティセンター	×	○	谷井田 1960	0297-57-8551
24	小絹コミュニティセンター	○	○	小絹 848	0297-52-0789
25	板橋コミュニティセンター	○	○	板橋 2675-1	0297-58-9797
26	みらい平コミュニティセンター	○	○	紫峰ヶ丘 4-4-1	0297-38-7240
27	総合運動公園 体育館	○	○	小張 1770	0297-58-4005
28	総合運動公園 研修道場	○	○		
29	きらくやまふれあいの丘 世代ふれあいの館	○	○	神生 530	0297-57-0123
30	開智望小学校・開智望中等教育学校	×	○	筒戸 3400	0297-38-6600

6-2 指定緊急避難場所一覧

番号	施設名称	洪水	地震	所在地	種別
1	小張小学校	○	○	小張 1661	学校
2	伊奈小学校	×	○	谷井田 2047	学校
3	豊小学校	×	○	豊体 1692	学校
4	わかくさ幼稚園（旧三島小学校）	×	○	下島 422	学校
5	伊奈東小学校	○	○	板橋 2379	学校
6	すみれ幼稚園（旧東小学校）	○	○	足高 1313	学校
7	谷原小学校	×	○	加藤 241	学校
8	十和小学校	×	○	上長沼 1250	学校
9	福岡小学校	○	○	福岡 971	学校
10	小絹小学校	○	○	小絹 858	学校
11	陽光台小学校	○	○	陽光台 3-1	学校
12	富士見ヶ丘小学校	○	○	富士見ヶ丘 2-18-1	学校
13	伊奈中学校	×	○	市野深 600	学校
14	伊奈東中学校	○	○	南太田 254	学校
15	谷和原中学校	×	○	古川 950	学校
16	小絹中学校	○	○	絹の台 1-14-2	学校
17	茨城県立伊奈高等学校	×	○	福田 711	学校
18	茨城県立伊奈特別支援学校	×	○	青古新田 300	学校
19	谷和原幼稚園	×	○	上小目 600	幼稚園
20	谷和原第2保育所	×	○		保育所
21	伊奈第1保育所	×	○	山王新田 1253	保育所
22	伊奈第2保育所	○	○	小張 4705	保育所
23	谷和原第1保育所	×	○	仁左衛門新田 641	保育所
24	谷井田コミュニティセンター	×	○	谷井田 1960	その他
25	板橋コミュニティセンター	○	○	板橋 2675-1	その他
26	小絹コミュニティセンター	○	○	小絹 848	その他
27	みらい平コミュニティセンター	○	○	紫峰ヶ丘 4-4-1	その他
28	総合運動公園 体育館	○	○	小張 1770	その他
29	総合運動公園 研修道場	○	○		
30	きらくやまふれあいの丘 すこやか福祉館	○	○	神生 530	その他
31	きらくやまふれあいの丘 世代ふれあいの館	○	○		
32	勘兵衛新田児童公園	○	○	伊奈東 33-100	街区公園

番号	施設名称	洪水	地震	所在地	種別
33	福岡堰さくら公園	○	○	北山 2633－7	近隣公園
34	鈴の丘公園	○	○	絹の台 1－13	街区公園
35	絹の台桜公園	×	○	絹の台 3－2	近隣公園
36	笛の丘公園	○	○	絹の台 3－25	街区公園
37	鐘の丘公園	○	○	絹の台 5－14	街区公園
38	なかよし公園	○	○	陽光台 2－11－6	街区公園
39	石の公園	○	○	陽光台 3－20	街区公園
40	みらい平さくら公園	○	○	陽光台 3－45	近隣公園
41	すこやか公園	○	○	陽光台 4－8－1	街区公園
42	きょうりゅう公園	○	○	紫峰ヶ丘 1－16－1	街区公園
43	とんぼ公園	○	○	紫峰ヶ丘 2－10	街区公園
44	かたつむり公園	○	○	紫峰ヶ丘 3－16－6	街区公園
45	みらい平どんぐり公園	○	○	紫峰ヶ丘 4－5－1	近隣公園
46	ちょうちょう公園	○	○	紫峰ヶ丘 5－32－16	街区公園
47	てんとうむし公園	○	○	富士見ヶ丘 1－10－1	街区公園
48	みらいの森公園	×	○	富士見ヶ丘 1－25－1	地区公園
49	くわがた公園	○	○	富士見ヶ丘 2－10－1	街区公園
50	かえる公園	○	○	富士見ヶ丘 3－14	街区公園
51	ほたる公園	○	○	富士見ヶ丘 4－26－21	街区公園
52	旧茨城県みなみ農業共済組合茨城南支所	×	○	中平柳 336－1	その他

6－3 指定福祉避難所

番号	施設名称	洪水	地震	施設所在地	電話
1	保健福祉センター	×	○	古川 1015－1	0297-25-2100
2	谷和原公民館	×	○	古川 1025	0297-52-2141
3	小絹児童館	○	○	絹の台 3－1－4	0297-25-2151
4	総合福祉施設きらくやまふれあいの丘 すこやか福祉館	○	○	神生 530	0297-57-0123
5	伊奈特別支援学校	×	○	青古新田 300	0297-58-8727

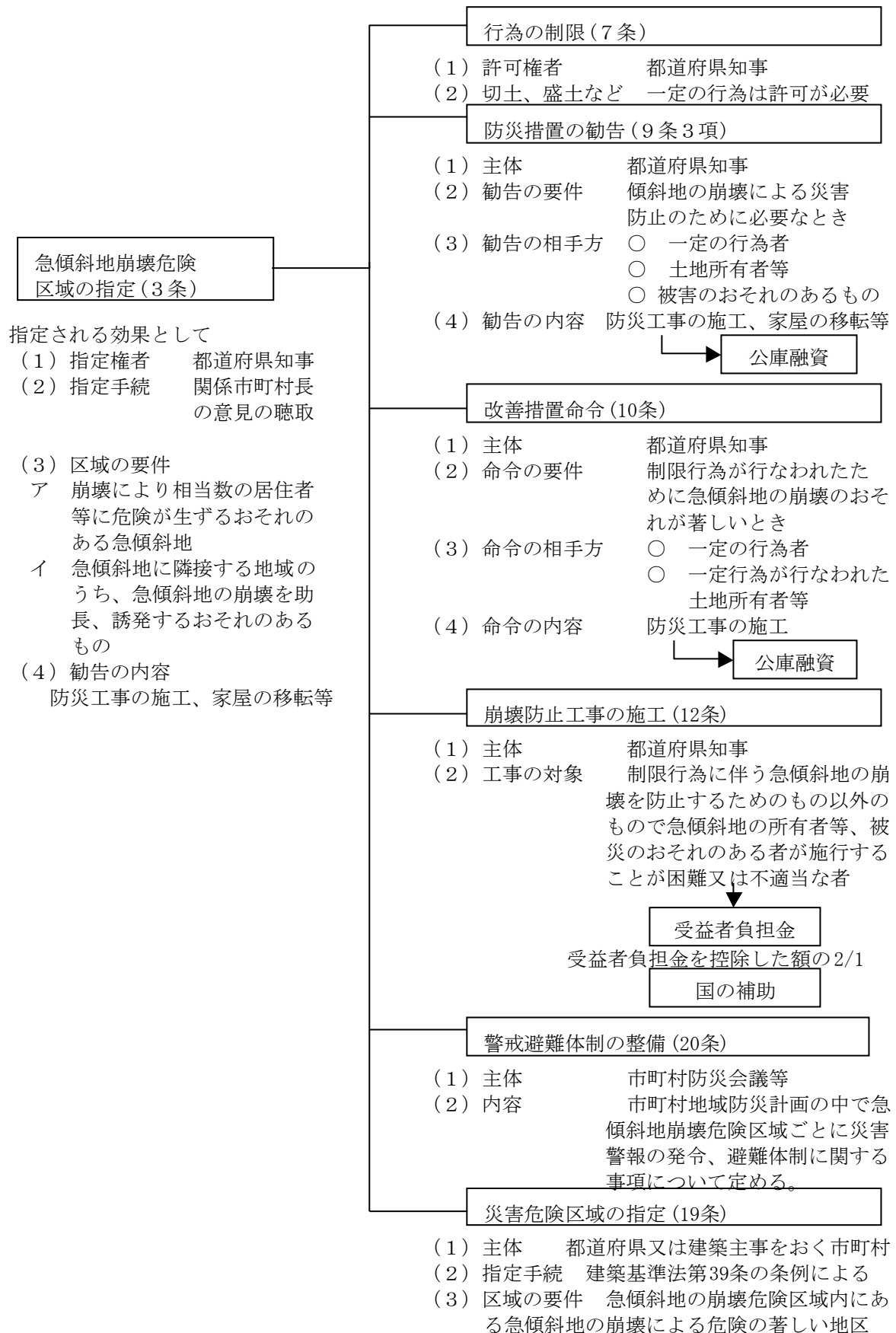
6-4 警戒区域内に位置する要配慮者利用施設一覧

番号	施設の名称	施設の種別	施設所在地
1	つくばみらい市立小張小学校	公立学校(小)	小張 1661
2	つくばみらい市立豊小学校	公立学校(小)	豊体 1692
3	つくばみらい市立伊奈小学校	公立学校(小)	谷井田 2047
4	つくばみらい市立谷原小学校	公立学校(小)	加藤 241
5	つくばみらい市立十和小学校	公立学校(小)	上長沼 1250
6	つくばみらい市立伊奈中学校	公立学校(中)	市野深 600
7	つくばみらい市立谷和原中学校	公立学校(中)	古川 950
8	茨城県立伊奈高等学校	公立学校(高)	福田 711
9	茨城県立伊奈特別支援学校	公立学校(特)	青古新田 300
10	開智望小学校・開智望中等教育学校	私立学校(小中)	簡戸 3400
11	豊小児童クラブ	放課後児童クラブ	豊体 1692
12	伊奈小児童クラブ	放課後児童クラブ	谷井田 2047
13	谷原小児童クラブ	放課後児童クラブ	加藤 241
14	小張小児童クラブ	放課後児童クラブ	小張 2668-5
15	つくばみらい市立わかさ幼稚園	公立学校(幼)	下島 422
16	つくばみらい市立谷和原幼稚園	公立学校(幼)	上小目 600
17	伊奈第 1 保育所	保育所	山王新田 1253
18	谷和原第 1 保育所	保育所	仁左衛門新田 641
19	谷和原第 2 保育所	保育所	上小目 600
20	ふれあい第 1 保育園	保育所	長渡呂新田 715
21	絹ふたば文化幼稚園	幼稚園	小絹 1133
22	エンジェル保育園	小規模保育事業	小絹 185-3
23	なのはな園	小規模保育事業	長渡呂新田 840-2
24	ぬくもり荘 診療所	診療所	古川 1047
25	いな の 里 診療所	診療所	長渡呂新田 840-2
26	児童発達支援事業所 ケアワーカーズいぶききつず	障害児通所施設	古川 835-1
27	放課後等デイサービス ケアワーカーズそら	障害児通所施設	谷井田 2220-1
28	ソーシャルファーム	障害者通所施設	下小目 1954
29	ぬくもり荘	特別養護老人ホーム	古川 1047
30	いな の 里	特別養護老人ホーム	長渡呂新田 840-2
31	グループホーム ボランペの家	グループホーム	谷井田 2229-16
32	グループホーム樹林 1 号館	グループホーム	谷井田 2033-14
33	グループホーム樹林 2 号館	グループホーム	谷井田 2033-1
34	DAYS つくばみらい	障害者通所施設	谷井田 1275-4
35	花みずきケアサービス	地域密着型通所介護	小絹 412-25

番号	施設の名称	施設の種別	施設所在地
36	デイサービス葵	地域密着型通所介護	山王新田 1251-4
37	いいねデイサービス	地域密着型通所介護	上島 1088-2
38	株式会社 スマイルケア 指定通所介護事業所	通所介護	福岡 1330-4
39	トヨリハ	通所介護	上小目 166-1
40	居宅介護支援事業所 ケアワーカーズ	通所介護	古川 835-1
41	谷和原指定通所介護事業所	通所介護	古川 1047
42	デイサービスセンター いなの里	通所介護	長渡呂新田 840-2
43	グループホーム めくもり	認知症対応型共同生活介護	西丸山 634-2

7 危険箇所等

7-1 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」概要図



8 輸 送

8－1 緊急輸送道路の指定状況

【第一次緊急輸送道路】

路線番号	路線名	起点側	終点側
高速道路			
1	常磐自動車道	守谷市県境(千葉県)から	北茨城市県境(福島県)まで
一般国道			
294	国道 294 号	柏市呼塚交差点(千葉県)から	会津若松市北柳原交差点(福島県)まで
354	国道 354 号	古川市錦町県境(埼玉県)から	鹿島郡大洋村汲上国道 51 号交差点まで

8－2 日本貨物鉄道(株)の災害割引の対象となる災害の程度(県震災計画)

災害の種類	地 域	被 害 状 況
震火災	都道府県，東京都のうち区の存する区域 又は大阪，横浜，京都，神戸若しくは名古屋の各市	1,000 世帯以上の住家焼失又は倒壊
	その他の都市	500 世帯以上の住家焼失又は倒壊
	町村	200 世帯以上の住家又は 1 町村全住家の焼失又は倒壊
風水害，海しょう	都道府県，東京都のうち区の存する区域又は大阪，横浜，京都，神戸若しくは名古屋の各市	2,000 世帯以上の住家の床上浸水又は 1,000 世帯以上の住家の流失倒壊
	その他の都市	1,000 世帯以上の住家の床上浸水又は 500 帯以上の住家の流失倒壊
	町村	500 世帯以上の住家又は 1 町村全住家の床上浸水 300 世帯以上の住家又は 1 町村全住家の流失倒壊
爆発	限定しない	1 家屋 300 世帯以上又は 1 町村全住家の焼失倒壊 2 死傷者（軽傷の者を除く）50 名以上
事変その他の事故	震火災の例による	

注：被害状況のうち大破，半壊又は半焼は含まないものとする。

8-3 日本貨物鉄道(株)の災害割引の適用条件(県震災計画)

災害種別	貨物の種類	荷送人	荷受人	減免期間	条件等
震火災	災害にかかった者に対する救助用寄贈品	制 限 しない	災害にかかった地域の知事，地方事務所長 (静岡県及び兵庫県にあつては県福祉事務所長)，市区町村長，日本赤十字社社長又は支部長	1 月	1 託送の際，寄贈者が特に受取人を指定することなく，無償で災害にかかった者に寄贈するものであることを申告したもので，かつ，その配付方について別に条件をつけないものに限る。 2 災害対策本部長のように執行機関として権能を持たないものは，荷受人として認めないものとする。 3 寄贈品は，直接災害にかかった者を救助するために必要と認められたものであって，商品見本のように災害復旧用として将来必要となるべきものを知事等あてに送られるものは含まないものとする。
	災害にかかった者に対する救護材料 官公庁又は日本赤十字社の救護員が救護のため，使用する物品及びその使用後返送するもの	官公庁 又は 日本赤十字社	官公庁又は日本赤十字社	1 月	託送の際，官公庁又は日本赤十字社において災害にかかったものに対する救護のため使用する物品又はその返送品であることを申告すること。
風水害	災害にかかった者に対する救助用寄贈品 (再植用稲苗，もみを含む。)	制 限 しない	災害にかかった地域の知事，地方事務所長(静岡県及び兵庫県にあつては県福祉事務所長)，市区町村長，日本赤十字社社長又は支部長		震火災の場合に同じ。
	災害にかかった者に対する救護材料 官公庁又は日本赤十字社の救護員が救護のため，使用する物品及びその使用後返送するもの	官公庁 又は 日本赤十字社	官公庁又は日本赤十字社	1 月	震火災の場合に同じ。
爆発及びその他の事故	災害にかかった者に対する救助用寄贈品	制 限 しない	災害にかかった地域の知事，地方事務所長(静岡県及び兵庫県にあつては県福祉事務所長)，市区町村長，日本赤十字社社長又は支部長	1 月	震火災の場合に同じ。
	災害にかかった者に対する救護材料 官公庁又は日本赤十字社の救護員が救護のため，使用する物品及びその使用後返送するもの	官公庁 又は 日本赤十字社	官公庁又は日本赤十字社	1 月	震火災の場合に同じ。

8－4 日本貨物鉄道(株)の災害り災者用物資証明書

第	号
災 害 り 災 者 用 物 資 証 明 書	
り災者住所氏名	
品	名
数	量
発 駅, 着 駅	
荷送人, 荷受人	
上記貨物は 年 月 日に発生した に対しこのり災者が	
直接消費するために購入するものであることを証明する。	
年	月 日
り災地の地方公共団体の長	
公印	

8－5 緊急通行車両確認証明書

災害対策基本法施行規則別記様式第4号

茨城県知事 殿 茨城県公安委員会		緊急通行車両確認証明書		年 月 日
第 号				
番号欄に表示されている番号				
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)				
住 所	() 局 番			
使 用 者	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地		
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

茨城県知事 殿 茨城県公安委員会		緊急通行車両確認申請書		年 月 日
申請者住所 (電 話)		氏 名		
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 3 地方公共団体 (執行機関を含む) 5 指定地方公共機関 名 称 ()	2 指定地方行政機関 4 指定公共機関 6 その他 ()		
業務の内容	1 警報の発令 4 児童等の教育 7 社会秩序の維持 10 その他 ()	2 消防等の応急措置 5 施設等の応急復旧 8 緊急輸送の確保 9 災害の防衛等		
番号票に表示されている番号				
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)				
住 所	() 局 番			
使 用 者	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地		
備 考				

9 救助法の適用

9-1 被害状況報告表

【被害状況報告表】

保 健 福 祉 部 社会福祉課扱				被害状況報告表		発生 中間 様式 決定			
年 月 日 時現在								市町村	
① 災害発生の日時									
② 災害発生場所									
③ 災害発生の原因									
④ 被災状況									
区 分				棟	世 帯	人	備 考		
ア	人 的 被 害	死 者							
イ		行 方 不 明							
ウ		負 傷	重 傷						
エ			軽 傷						
オ	住 家 被 害	全壊・全焼又は流失		棟	世帯	人			
カ		半 壊 又 は 半 焼							
キ		一 部 破 損							
ク		床 上 浸 水							
ケ		床 下 浸 水							
⑤ 救 助 の 措 置									
救助の種類 区 分									
ア すでに措置したもの									
イ 今後措置を要するもの									
⑥ そ の 他 特 記 事 項									
年 月 日 時報告 茨城県保健福祉部長殿 (地方福祉事務所経由) (報告者) 市町村災害対策本部長 報告書作成者 職 氏 名									
(注) 1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。 2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。									

9-2 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																						
指定避難所の設置	現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を受入れる。	(基本額) 指定避難所設置費 100人 1日当たり 30,000円以内 (加算額) 冬季 別に定める額 高齢者等の要援護者等を受入れる「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 費用は、指定避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 輸送費は別途計上 3 福祉避難所を設置した場合、当該地域の実費加算																																						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,342,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から20日以内に着工	1 基準面積は平均1戸当たり29.7㎡、2,342,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上受入れる「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。																																						
炊き出しその他による食品の給与	1 指定避難所に受入れた者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）																																						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上																																						
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																						
		<table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>1人世帯</td><td>2人世帯</td><td>3人世帯</td><td>4人世帯</td><td>5人世帯</td><td>6人以上1人を増すごとに加算する額</td></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全流失</td><td>夏季</td><td>円 17,200</td><td>円 22,100</td><td>円 32,600</td><td>円 39,000</td><td>円 49,500</td><td>円 7,200</td></tr><tr><td>冬季</td><td>28,400</td><td>36,700</td><td>51,200</td><td>60,100</td><td>75,400</td><td>10,300</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏季</td><td>5,600</td><td>7,500</td><td>11,300</td><td>13,700</td><td>17,400</td><td>2,400</td></tr><tr><td>冬季</td><td>9,000</td><td>11,900</td><td>16,800</td><td>19,900</td><td>25,200</td><td>3,300</td></tr></table>	区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	全壊 全流失	夏季	円 17,200	円 22,100	円 32,600	円 39,000	円 49,500	円 7,200	冬季	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300	半壊 半焼 床上浸水	夏季	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400	冬季	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300		
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																			
全壊 全流失	夏季	円 17,200	円 22,100	円 32,600	円 39,000	円 49,500	円 7,200																																			
	冬季	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300																																			
半壊 半焼 床上浸水	夏季	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400																																			
	冬季	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300																																			

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤, 治療材料, 医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生 の日から 14 日以内 (但し厚生労 働大臣の同 意を得た場 合に限り期 間延長あり)	患者等の移送費は別途計上
助 産	災害発生の日以前又 は以後 7 日以内に分べ んした者であって, 災 害のため助産の途を失 った者(出産のみなら ず, 死産及び流産を含 み現に助産を要する状 態にある者)	1 救護班等による場合は, 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は, 慣 行料金の 100 分の 80 以内 の額	分べんし た日から 7 日以内 (但し厚生労 働大臣の同 意を得た場 合に限り期 間延長あり)	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかか った者の救 出	1 現に生命, 身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実費	災害発生 の日から 3 日以内 (但し厚生労 働大臣の同 意を得た場 合に限り期 間延長あり)	1 期間内に生死が明らか にならない場合は, 以後「死 体の搜索」として取り扱 う。 2 輸送費, 人件費は, 別途 計上
災害にかか った住宅の 応急修理	住家が半壊(焼) し, 自らの資力では応 急修理をすることがで きない者	居室, 炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 一世帯当たり 500,000 円以内	災害発生 の日から 1 月以内	
学用品の給 与	住家の全壊(焼), 流失, 半壊(焼)又は 床上浸水により学用品 を喪失又は毀損し, 就 学上支障のある小学校 児童, 中学校生徒及び 高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の 教材で, 教育委員会に届出 又はその承認を受けて使用 している教材, 又は正規の 授業で使用している教材実 費 2 文房具及び通学用品は, 1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100 円 中学校生徒 4,400 円 高等学校等生徒 4,800 円	災害発生 の日から (教科書) 1 月以 内, (文房具 及び通学用 品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に埋 葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 199,000 円 小人(12 歳未満) 159,200 円以内	災害発生 の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあ り, かつ, 各般の事情 により既に死亡してい ると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生 の日から 10 日以内 (但し厚生労 働大臣の同 意を得た場 合に限り期 間延長あり)	1 輸送費, 人件費は別途計 上 2 災害発生後 3 日を経過し たものは一応死亡したもの と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄，消毒，縫合等) 1 体当たり 3,300 円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000 円以内 (検 索) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検索は原則として救護班上 2 輸送費，人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は，当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室，炊事場，玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1 世帯当たり 137,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	1 人 1 日当たり 医師，歯科医師 17,400 円以内 薬剤師 11,900 円以内 保健師，助産師及び看護師 11,400 円以内 土木技術者，建築技術者 17,200 円以内 大工，左官及びとび職 20,700 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

10 被災者生活再建支援法の適用

10-1 被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

番 年 月 号 日

被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

茨城県知事 殿

市町村長名



このことについて、被災者生活再建支援法施行令第1条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

記

災 害 発 生 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分				
災害の原因及び概況					
被害の状況 災害発生場所 (町・字名)	人口	全 壊 世帯数	半 壊 世帯数	床上浸水 世 帯 数	備 考
	人	世帯	世帯	世帯	
合 計					

注1：被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当する市町村にあつては全ての項目を記載すること。

注2：被災者生活再建支援法施行令第1条第2号又は3号に該当する市町村にあつては、全壊世帯数のみ記載すること。

10-2 被災者生活再建支援金支給対象要援護世帯一覧表

支給対象となる要援護世帯		必要な書類
心身喪失・重度知的障害者世帯	心身喪失の常況にある方又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた方が同居している世帯	- 療育手帳の写し - 医師の判定等障害の程度が確認できる書類
1級の精神障害者世帯	1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が同居している世帯	精神障害者保健福祉手帳の写し
1, 2級の身体障害者世帯	1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている方が同居している世帯	身体障害者手帳の写し
1級の障害基礎年金受給者世帯	国民年金法による障害基礎年金の等級が1級であることが確認できる年金証書を受けている方が同居している世帯	障害の等級が1級の年金証書の写し
1級の特別児童扶養手当受給者世帯	特別児童扶養手当を支給されている障害等級が1級の障害児又は障害児福祉手当が支給されている特別障害者、国民年金法等の一部を改正する法律により福祉手当が支給されている方が同居している世帯	手当証書等の写し
特別項症から第3項症の戦傷病者手帳保持者世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方で、精神上又は身体上の障害の程度が恩給法の特別項症から第三項症までの方が同居している世帯	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者世帯	被爆者健康手帳の交付を受けている方で、厚生労働大臣の認定を受けている方が同居している世帯	①被爆者健康手帳の写し ②厚生労働大臣の認定書の写し
公害健康被害者世帯	公害医療手帳の交付を受けている方で、障害の程度が等級～2級に該当する方が同居している世帯	決定通知書など障害の程度が確認できる書類
就床の常況にある複雑な要介護者世帯	常に就床を要し、複雑な介護を要する方が同居している世帯	医師の診断書等
65歳以上の障害者世帯	精神又は身体に障害のある65歳以上の方でその障害の程度が、上に掲げる心身喪失・重度知的障害者世帯又は1, 2級の身体障害者世帯に準ずる方が同居している世帯	市区町村長及び福祉事務所の長の認定を受けていることが確認できる書類
治療方法未確立の疾病その他特殊疾病患者世帯	原因不明、治療方法未確立であり後遺症を残す恐れが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、介護等に著しく人手を要し、家族の精神的負担等が大きい疾病に罹患している方が同居している世帯	各種医療受給者証等写し
母子・父子世帯	配偶者のいない方が児童を扶養している世帯（児童とは、被災日において満18歳未満の方又は20歳未満で一定の障害の状態にある方をいう。）	児童扶養手当証書の写し又は戸籍簿謄本等
父母のいない児童世帯	父母の両方がいない児童又は父母に監護されていない児童が同居している世帯	児童扶養手当証書の写し又は戸籍簿謄本等
生活保護世帯	生活保護法による要保護者である者が属する世帯	生活保護適用（受給）証明書

11 河川及び水防

11-1 国管理河川重要水防箇所

事務所名		河川名	重 要 度		左右岸別	重 要 水 防 箇 所		延長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種 別	階級		地 先 名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団 体	担当土木事 務所		
下館	321	鬼怒川	越水（溢水）	B	左	常総市 水海道 高野町 ～つくばみらい 市 細代	9.00 K 下 ～7.50 K 上 228 m	1272	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満	常総市 つくばみらい 市	常総工事 土浦土木	鎌庭出張所	適宜
下館	322	鬼怒川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注意	左	つくばみらい 市 細代～小絹	7.50 K 上 ～7.00 K 上 250 m	478	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 旧川跡	つくばみらい 市	土浦土木	鎌庭出張所	適宜 －
下館	323	鬼怒川	越水（溢水）	B	左	つくばみらい 市 小絹	7.00 K 上 ～7.00 K 上 195 m	55	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満	つくばみらい 市	土浦土木	鎌庭出張所	積み土嚢・ 水嚢
下館	328	鬼怒川	基礎地盤漏水	B	左	つくばみらい 市 小絹	6.70 K ～6.50 K 上 160 m	40	基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所	つくばみらい 市	土浦土木	鎌庭出張所	釜段
下館	329	鬼怒川	越水（溢水） 基礎地盤漏水	B B	左	つくばみらい 市 小絹	6.50 K 上 ～6.50 K 上 130 m	30	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所	つくばみらい 市	土浦土木	鎌庭出張所	積み土嚢・ 水嚢 釜段
下館	330	鬼怒川	（重点） 越水（溢水） 基礎地盤漏水 新堤防	－ B B 要注意	左	つくばみらい 市 小絹	6.50 K 上 ～6.50 K 上 130 m 0 m	130	洪水予報区域内における氾濫ブ ロックにおいて 堤防満杯流量の最も低い箇所 （鬼怒川水海道L01 6.50k） 計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所 H30鬼怒川左岸小絹上流築堤工 事（R2.6）	つくばみらい 市	土浦土木	鎌庭出張所	積み土嚢・ 水嚢 適宜 釜段 －
下館	331	鬼怒川	工作物	A	左	つくばみらい 市 小絹	6.50 K 上 0 m	1箇所	応急対策が必要な施設（浅間浦排 水樋管）	つくばみらい 市	土浦土木	鎌庭出張所	－
下館	332	鬼怒川	堤体漏水 越水（溢水） 基礎地盤漏水	A B B	左	つくばみらい 市 小絹	6.50 K 上 ～6.50 K 下 0 m 70 m	70	堤体の変状の生じるおそれが高い 箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所	つくばみらい 市	土浦土木	鎌庭出張所	月の輪 積み土嚢・ 水嚢 釜段
下館	333	鬼怒川	越水（溢水） 基礎地盤漏水 新堤防	B B 要注意	左	つくばみらい 市 小絹	6.50 K 下 ～6.00 K 上 70 m 45 m	385	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所 H30鬼怒川左岸小絹上流築堤工 事（R2.6）	つくばみらい 市	土浦土木	鎌庭出張所	適宜 釜段 －
下館	341	鬼怒川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 新堤防	B B B 要注意	左	つくばみらい 市 小絹	6.00 K 上 ～6.00 K 下 45 m 95 m	140	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所 H30鬼怒川左岸小絹下流築堤護岸 工事（R2.6）	つくばみらい 市	土浦土木	鎌庭出張所	適宜 月の輪 釜段 －
下館	342	鬼怒川	堤体漏水 基礎地盤漏水 新堤防	B B 要注意	左	つくばみらい 市 小絹	6.00 K 下 ～5.80 K 下 95 m 0 m	105	堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所 H30鬼怒川左岸小絹下流築堤護岸 工事（R2.6）	つくばみらい 市	土浦土木	鎌庭出張所	月の輪 釜段 －
下館	343	鬼怒川	新堤防	要注意	左	つくばみらい 市 小絹～常総 市 内守谷町鹿 小路	5.80 K 下 ～5.25 K 上 0 m 20 m	530	H30鬼怒川左岸小絹下流築堤護岸 工事（R2.6）	つくばみらい 市 常総市	土浦土木 常総工事	鎌庭出張所	－
下館	258	小貝川	越水（溢水）	B	左	つくばみらい 市 福岡	25.40 K 上 ～25.40 K 上 40 m 35 m	5	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満	つくばみらい 市	土浦土木	水海道出張 所	積み土嚢・ 水嚢
下館	259	小貝川	工作物	A	左	つくばみらい 市 福岡	25.40 K 上 16 m	1箇所	計算水位が桁下高以上（常総 橋）	つくばみらい 市	土浦土木	水海道出張 所	－
下館	266	小貝川	（重点） 越水（溢水）	－ B	左	つくばみらい 市 福岡～ 押砂	25.20 K 上 ～24.00 K 100 m	1300	洪水予報区域内における氾濫ブ ロックにおいて 堤防満杯流量の最も低い箇所 （上郷L1 24.4k） 計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満	つくばみらい 市	土浦土木	水海道出張 所	積み土嚢・ 水嚢 適宜
下館	267	小貝川	越水（溢水）	B	左	つくばみらい 市 押砂～ 箕輪	23.80 K 上 ～23.40 K 上 50 m 90 m	360	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満	つくばみらい 市	土浦土木	水海道出張 所	適宜
下館	268	小貝川	工作物	B	左	つくばみらい 市 箕輪	23.40 K 下 67 m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高 未満（大和橋）	つくばみらい 市	土浦土木	水海道出張 所	－
下館	273	小貝川	（重点）	－	左	つくばみらい 市 樺木	22.80 K	1箇所	氾濫危険水位設定箇所（上郷観 測所）	つくばみらい 市	土浦土木	水海道出張 所	積み土嚢・ 水嚢
下館	274	小貝川	（重点） 越水（溢水）	－ B	左	つくばみらい 市 箕輪～ 北袋	23.20 K 上 ～22.20 K 185 m	1185	洪水予報区域内における氾濫ブ ロックにおいて 堤防満杯流量の最も低い箇所 （小貝川水海道L2 22.2k） 計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満	つくばみらい 市	土浦土木	水海道出張 所	積み土嚢・ 水嚢 適宜
下館	275	小貝川	（重点）	－	左	つくばみらい 市 北袋	22.20 K	1箇所	氾濫危険水位設定箇所（小貝川 水海道観測所）	つくばみらい 市	土浦土木	水海道出張 所	積み土嚢・ 水嚢
下館	276	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	つくばみらい 市 北袋	22.20 K ～22.20 K 下 25 m	25	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所	つくばみらい 市	土浦土木	水海道出張 所	積み土嚢・ 水嚢 月の輪
下館	280	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	つくばみらい 市 北袋	22.20 K 下 ～21.60 K 上 25 m 100 m	475	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがあ る箇所	つくばみらい 市	土浦土木	水海道出張 所	適宜 月の輪 釜段

事務所名			河川名	重 要 度		左右 岸 別	重 要 水 防 箇 所		延長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団 体	担当土木事 務所		
下館	281	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	つくばみ らい市 北袋	21.60 K 上 100 m ～21.40 K 上 110 m	190	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所	つくばみ らい市	土浦土木	水海道出張 所	適宜 月の輪	
下館	282	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防	B B 要注意	左	つくばみ らい市 北袋～ 十和	21.40 K 上 110 m ～21.20 K 上 130 m	180	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 R 1 小貝川水海道管内周辺整備 工事 (R3.6)	つくばみ らい市	土浦土木	水海道出張 所	適宜 月の輪 月の輪	
下館	283	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	つくばみ らい市 十和～ 常総市 水海 道川又町	21.20 K 上 130 m ～21.20 K	130	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所	つくばみ らい市 常総市	土浦土木 常総工事	水海道出張 所	適宜 月の輪	
下館	285	小貝川	工作物	A	左	つくばみ らい市 十和	20.60 K 上 60 m	1箇所	計算水位が桁下高以上（川又 橋）	つくばみ らい市	土浦土木	水海道出張 所	-	
下館	286	小貝川	越水（溢水）	B	左	常総市 水海 道川又町 ～つくばみ らい市 十和	21.20 K ～20.60 K	600	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満	常総市 つくばみ らい市	常総工事 土浦土木	水海道出張 所	適宜	
下館	287	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	つくばみ らい市 十和	20.60 K ～20.40 K	200	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所	つくばみ らい市	土浦土木	水海道出張 所	適宜 月の輪	
下館	288	小貝川	越水（溢水）	B	左	つくばみ らい市 十和	20.40 K ～20.20 K 上 80 m	120	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満	つくばみ らい市	土浦土木	水海道出張 所	適宜	
下館	289	小貝川	工作物	A	左	つくばみ らい市 十和	20.20 K 上 60 m	1箇所	応急対策が必要な施設（樋戸排 水樋管）	つくばみ らい市	土浦土木	水海道出張 所	-	
下館	290	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	つくばみ らい市 十和	20.20 K 上 80 m ～20.00 K	280	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所	つくばみ らい市	土浦土木	水海道出張 所	適宜 月の輪	
下館	293	小貝川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	- B B	右	常総市 水海 道山田町～つ くばみらい市 寺畑	21.80 K 上 100 m ～20.20 K 上 80 m	1620	洪水予報区域内における氾濫ブ ロックにおいて 堤防満杯流量の最も低い箇所 （小貝川水海道R2 20.8k） 計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所	常総市 つくばみ らい市	常総工事 土浦土木	水海道出張 所	積み土嚢・ 水嚢 適宜 月の輪	
下館	294	小貝川	越水（溢水）	B	左	つくばみ らい市 十和 ～宮戸	20.00 K ～19.60 K 上 15 m	385	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満	つくばみ らい市	土浦土木	水海道出張 所	適宜	
下館	295	小貝川	工作物	B	左	つくばみ らい市 宮戸	19.60 K 下 84 m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高 未満（伊奈橋）	つくばみ らい市	土浦土木	藤代出張所	-	
下館	296	小貝川	堤体漏水	B	左	つくばみ らい市 宮戸	19.60 K 下 15 m ～19.40 K 上 115 m	70	堤体の変状の生じるおそれがある 箇所	つくばみ らい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪	
下館	297	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	つくばみ らい市 宮戸 ～川崎	19.40 K 上 115 m ～19.20 K 下 60 m	375	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所	つくばみ らい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪	
下館	298	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	B B 要注意	右	つくばみ らい市 寺畑	20.20 K 上 80 m ～19.60 K 上 100 m	580	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 旧川跡	つくばみ らい市	土浦土木	水海道出張 所	適宜 月の輪 -	
下館	299	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	つくばみ らい市 寺畑	19.60 K 上 100 m ～19.60 K	100	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所	つくばみ らい市	土浦土木	水海道出張 所	積み土嚢・ 水嚢 月の輪 釜段	
下館	300	小貝川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	つくばみ らい市 寺畑 ～杉下	19.60 K ～19.60 K 下 40 m	40	堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所	つくばみ らい市	土浦土木	水海道出張 所 藤代出張所	月の輪 釜段	
下館	301	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	つくばみ らい市 杉下	19.60 K 下 40 m ～19.40 K 上 140 m	20	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所	つくばみ らい市	土浦土木	藤代出張所	積み土嚢・ 水嚢 月の輪 釜段	
下館	302	小貝川	工作物	A	右	つくばみ らい市 杉下	19.60 K 下 84 m	1箇所	計算水位が桁下高以上（伊奈 橋）	つくばみ らい市	土浦土木	藤代出張所	-	
下館	303	小貝川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	つくばみ らい市 杉下	19.40 K 上 70 m ～19.20 K 上 40 m	230	堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所	つくばみ らい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪 釜段	
下館	304	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	つくばみ らい市 杉下	19.20 K 上 40 m ～19.20 K 下 50 m	90	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所	つくばみ らい市	土浦土木	藤代出張所	積み土嚢・ 水嚢 月の輪 釜段	

事務所名		河川名	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所		延長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種 別	階級		地 先 名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団 体	担当土木事 務所		
下館	305	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	つくばみらい市 川崎	19.20 K 下 60 m ～18.80 K 上 100 m	240	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪 釜段
下館	306	小貝川	工作物	B	左	つくばみらい市 川崎	18.60 K 上 130 m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満（谷原大橋）	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	307	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	つくばみらい市 鬼長	18.60 K 上 100 m ～18.00 K 上 40 m	660	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪 釜段
下館	308	小貝川	工作物	B	左	つくばみらい市 鬼長	18.00 K 上 9 m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 （常盤自動車道）	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	309	小貝川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	つくばみらい市 杉下	19.20 K 下 50 m ～18.60 K 上 30 m	520	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪 釜段
下館	310	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	つくばみらい市 杉下	18.60 K 上 30 m ～18.60 K	30	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	積み土壌・ 水害 月の輪 釜段
下館	311	小貝川	越水（溢水）	B	左	つくばみらい市 鬼長	18.00 K 上 40 m ～17.40 K	640	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜
下館	312	小貝川	越水（溢水）	B	右	つくばみらい市 杉下～ 簡戸	18.60 K ～18.00 K 下 50 m	650	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜
下館	313	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	つくばみらい市 簡戸	18.00 K 下 100 m ～17.40 K 上 40 m	460	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪 釜段
下館	314	小貝川	旧川跡	要注意	右	つくばみらい市 簡戸～ 平沼	17.40 K 上 40 m ～17.20 K 上 20 m	220	旧川跡	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	315	小貝川	工作物	A	左	つくばみらい市 下小目	17.00 K 下 70 m	1箇所	応急対策が必要な施設（道畑排水樋管）	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	316	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	つくばみらい市 鬼長～ 下小目	17.40 K ～17.00 K 下 80 m	480	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪 釜段
下館	317	小貝川	工作物	A	左	つくばみらい市 下小目	16.60 K 上 125 m	1箇所	計算水位が桁下高以上（下小目橋）	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	318	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	つくばみらい市 下小目	17.00 K 下 80 m ～16.40 K 下 100 m	620	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪
下館	319	小貝川	越水（溢水）	B	右	つくばみらい市 平沼	17.20 K 下 70 m ～16.80 K 上 10 m	320	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜
下館	320	小貝川	工作物	A	右	つくばみらい市 平沼	16.60 K 上 125 m	1箇所	計算水位が桁下高以上（下小目橋）	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	321	小貝川	堤体漏水	B	右	つくばみらい市 平沼	16.20 K ～16.20 K 下 30 m	30	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪
下館	322	小貝川	工作物	A	右	つくばみらい市 平沼	16.00 K	1箇所	応急対策が必要な施設（簡平排水樋管）	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	323	小貝川	越水（溢水）	B	左	つくばみらい市 下小目	16.00 K 上 100 m ～15.80 K 上 70 m	230	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜
下館	324	小貝川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	つくばみらい市 下小目	15.40 K 上 90 m ～15.40 K	90	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪 釜段
下館	325	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	B B 要注意	右	つくばみらい市 平沼	16.20 K 下 30 m ～16.00 K 下 10 m	180	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪 -
下館	326	小貝川	堤体漏水	B	右	つくばみらい市 平沼	16.00 K 下 10 m ～15.60 K 上 40 m	350	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪
下館	327	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	つくばみらい市 平沼	15.60 K 上 40 m ～15.40 K	240	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪
下館	328	小貝川	工作物	B	左	つくばみらい市 青木	15.00 K 下 46 m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満（常総橋）	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-

事務所名		河川名	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所			延長 (m)	重 要 な る 理 由	県 及 び 市 町 村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種 別	階級		地 先 名	杆杭位置 (K, m)	担当水防団 体			担当土木事 務所			
下館	329	小貝川	越水（溢水）	B	左	つくばみらい市 青木	15.00 K 上 40 m ～14.80 K 上 50 m	190	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜	
下館	330	小貝川	堤体漏水	B	左	つくばみらい市 青木～長渡呂	14.60 K 上 100 m ～14.40 K	300	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪	
下館	331	小貝川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	つくばみらい市 長渡呂	14.40 K ～14.00 K	400	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪 釜段	
下館	335	小貝川	堤体漏水 水衝・洗掘	B B	左	つくばみらい市 長渡呂	14.00 K ～13.40 K 下 100 m	700	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪 木流し	
下館	337	小貝川	基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B	左	つくばみらい市 長渡呂～狸淵	13.40 K 下 100 m ～13.00 K 下 40 m	340	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	釜段 木流し	
下館	338	小貝川	基礎地盤漏水	B	左	つくばみらい市 狸淵	13.00 K 下 40 m ～12.95 K	10	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	釜段	
下館	339	小貝川	工作物	A	左	つくばみらい市 狸淵	12.40 K 下 5 m	1箇所	応急対策が必要な施設（堤下排水樋管）	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-	
下館	340	小貝川	堤体漏水	B	左	つくばみらい市 狸淵～上平柳	12.40 K 上 100 m ～12.00 K	500	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪	
下館	341	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	つくばみらい市 上平柳	12.00 K ～11.80 K	200	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪	
下館	342	小貝川	工作物	A	左	つくばみらい市 上平柳	11.20 K 上 70 m	1箇所	応急対策が必要な施設（船場排水樋管）	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-	
下館	343	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	つくばみらい市 上平柳	11.80 K ～11.00 K 上 90 m	710	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪 釜段	
下館	344	小貝川	基礎地盤漏水	B	左	つくばみらい市 上平柳	11.00 K 上 90 m ～11.00 K	90	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	釜段	
下館	347	小貝川	工作物	A	左	つくばみらい市 上平柳	11.00 K 下 30 m	1箇所	応急対策が必要な施設（与後排水樋管）	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-	
下館	348	小貝川	工作物	A	左	つくばみらい市 中平柳	10.40 K	1箇所	応急対策が必要な施設（中畑排水機場樋管）	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-	
下館	350	小貝川	堤体漏水	B	左	つくばみらい市 上平柳～中平柳	11.00 K ～9.80 K 下 50 m	1250	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪	
下館	351	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	つくばみらい市 中平柳～下平柳	9.80 K 下 50 m ～9.60 K 下 100 m	250	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪	
下館	352	小貝川	堤体漏水	B	左	つくばみらい市 下平柳	9.60 K 下 100 m ～9.40 K 下 60 m	160	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪	
下館	357	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	つくばみらい市 下平柳	9.40 K 下 60 m ～8.80 K	540	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪	
下館	358	小貝川	越水（溢水）	B	左	つくばみらい市 下平柳	8.80 K ～8.00 K 上 120 m	680	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜	
下館	361	小貝川	堤体漏水	B	左	つくばみらい市 下平柳	7.80 K 上 100 m ～7.80 K 上 20 m	80	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪	
下館	362	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	つくばみらい市 下平柳～山王新田	7.80 K 上 20 m ～7.60 K 下 100 m	320	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪	
下館	363	小貝川	越水（溢水）	B	左	つくばみらい市 山王新田	7.60 K 下 100 m ～7.40 K 下 100 m	200	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜	
下館	367	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	つくばみらい市 山王新田～神住新田	7.20 K 上 100 m ～6.60 K	700	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪	
下館	368	小貝川	工作物	A	左	つくばみらい市 伊丹	6.00 K 上 150 m	1箇所	応急対策が必要な施設（伊丹排水機場樋管）	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-	
下館	369	小貝川	堤体漏水	B	左	つくばみらい市 神住新田～伊丹	6.40 K ～6.20 K 下 100 m	300	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪	
下館	370	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	つくばみらい市 伊丹～取手市 浜田	6.00 K ～5.40 K 下 30 m	630	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市 利根川水系 県南 水防事務組合	土浦土木 竜ヶ崎工事	藤代出張所	適宜 月の輪	

11－2 重要水防箇所・重要水防箇所評定基準

河川名	事務所	重要度		左右 岸別	重要水防箇所			延長	重要な理由	担当 水防団体	想定される水防工法	備考
		種別	階級		市町村	地先名	位置					
中通川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	左	つくばみらい市	伊 丹	0.40～0.65	250	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
中通川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	右	つくばみらい市	山王新田	1.15～1.30	150	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
中通川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	右	つくばみらい市	山王新田	1.55～1.70	150	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
中通川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	左	つくばみらい市	山王新田	1.55～1.70	150	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
中通川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	左	つくばみらい市	谷井田	4.13～4.30	170	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
中通川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	左	つくばみらい市	谷井田	4.77～4.85	80	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
中通川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	右	つくばみらい市	福 田	5.00～5.10	100	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
中通川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	左	つくばみらい市	福 田	5.00～5.10	100	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
中通川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	右	つくばみらい市	市野深～下長沼	5.82～10.40	4,580	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
中通川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	左	つくばみらい市	市野深～下長沼	5.82～10.40	4,580	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
谷口川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	B	右	つくばみらい市	泰社	0.00～0.28	280	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
谷口川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	B	左	つくばみらい市	泰社	0.00～0.28	280	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
谷口川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	B	右	つくばみらい市	谷口	0.85～1.94	1,090	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
谷口川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	B	左	つくばみらい市	谷口	0.85～1.94	1,090	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
西谷田川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	右	つくばみらい市	野 堀～狸 穴	7.47～9.10	1,630	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
真木川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	B	左	つくばみらい市	真木	0.2～0.4	200	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	R1.10 台風 19 号
真木川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	B	右	つくばみらい市	真木	0.2～0.5	250	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	R1.10 台風 19 号

11－3 水防倉庫及び資機材一覧

団体名	管理 責任 者	河川名	所在地	備 品 資 材															摘 要
				水 防 用 舟 (舟)	掛 矢 船 槌 (丁)	スコッ プ円ビ (丁)	竹とげ 鎌(丁)	照 明 灯(基)	斧 鉋 (丁)	救 命 具(着)	鉋(丁)	杭 木 (本)	合 成 せんい 土のう (袋)	縄(kg)	鉄 線 (kg)	かすが い(丁)	合 成 せんい シート (枚)	竹(本)	
つくばみらい市	市長	鬼怒川 小貝川	つくばみらい市加藤	—	29	98	—	5	5	65	4	70	10,000	60	10	—	0	25	鎌 23、SPバイル 1、200 本、 モッコ 39、ブルーシート 450 枚

※令和 3 年 4 月 1 日現在

12 農地災害対策

12-1 農作物防護指導要領

災害名	作物名	事項
風 害	水 稻	1 作付体系 早、中、晩の組合せ及び短かん耐病性の強い品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 施肥の合理化及び追肥の時期、量に注意すること。 3 施 設 病虫害防除機具の整備を行うこと。
	大 豆	1 作付体系 短かん性品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 倒伏を防ぐため早めに土寄を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 作付体系 夏秋作で強風に弱い作物及び品種は、台風期を避ける作型とすること。 2 肥培管理 支柱は、倒伏しないよう堅固なものをたてること。 3 防護措置 (1) 温床場、ビニールハウス等には防風設備を設けること。 (2) 春作類には、冷風害防止を兼ね、防風垣を設置すること。
	た ば こ	1 防護措置 ほ地の周囲に防風垣を設置すること。(麦稈、稲わら等で防風垣を設置又はらい麦等を作付すること。)
	果 樹	1 防護措置 (1) 防風垣を設置すること。 (2) 成木は、各枝を緊縛し、又は支柱をたてること。幼木は、支柱をたて直し、又はむしろやこし等で周囲を取り巻くこと。
水 害	水 稻	1 肥培管理 けいはん、堤とうの決壊、危険箇所の補強を行うこと。 2 施 設 病虫害防除機具の整備を行うこと。
	麦	1 作付体系 土地条件にあった品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 (1) 水田裏作麦は、高畦栽培を行うこと。 (2) 排水路の整備を行うこと。
	大 豆	1 肥培管理 (1) 播種当時降雨の多いときは、覆土を浅くすること。 (2) 中耕土寄は早めに行うこと。 2 防護措置 長雨のおそれがあるときは、脱粒後直ちに乾燥機を使用し、品質の低下を避けること。
	そさい及びビニールハウス	1 肥培管理 (1) 低湿地は、排水溝を設置しておくこと。 (2) 畦は、ほ場の高低に併行させて作り滞水にしないように努めること。 (3) 水田裏作は、高畦栽培とすること。
	た ば こ	1 肥培管理 (1) 高畦栽培を行うこと。 (2) ほ場に排水溝を設置すること。 (3) 自給肥料(たい厩肥、草木灰、こうかん類、緑肥類の堀込み)の増施を行うこと。
	果 樹	1 作付体系 低湿地は、できるだけ水湿に強い品種を選ぶこと。 2 肥培管理 傾斜地は、土壌の崩壊を防ぐため集排水溝を整備しておくこと。

災害名	作物名	事項
干 害	水 稻	1 作付体系 生育期に応じた計画的な節水栽培を行うこと。 2 肥培管理 けいはんの漏水防止に努め揚水機利用等による計画かん水を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 肥培管理 (1) 基肥は、深層施肥を行うこと。 (2) 乾燥期は敷ワラを励行すること。 (3) 敷ワラを行わないものは、表層面を軽く中耕すること。 (4) 追肥は、液肥を用いること。 2 施 設 かん水施設を設置すること。
	た ば こ	1 肥培管理 (1) 砂立地においては、客土、堆肥、こうかん類、緑肥類を増施し、地力増進と保水力保持に努めること。 (2) 干害の甚大なときは、かん水を行うこと。
	果 樹	1 肥培管理 (1) 肥草や日覆を行い土壌の乾燥防止に努めること。 (2) 土壌の管理をよくし、根の発育を促進すること。 2 施 設 かん水施設を設置すること。
寒 害	麦	1 作付体系 地域において適品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 (1) 適期播種を行うこと。 (2) 霜柱害に対する踏圧、土入を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 作付体系 耐寒性品種を選定すること。 2 肥培管理 マルチングをして根の保護を行うこと。 3 施 設 ビニールハウス等は、保温用むしろ、ビニール、加温用の重油、ヒーター、石油ストーブ等を整備すること。
	果 樹	1 防護措置 寒風を避けるため防風垣を整備すること。
凍霜害 (冷害)	水 稻	1 作付体系 (1) 早、中、晩、品種の組合せを行うこと。 (2) 出種期は、7月25日頃から8月25日頃が安全性が高いので品種と植付期の勘案を行うこと。 2 肥培管理 イモチ病防除器具の整備を行うこと。
	麦	1 作付体系 耐寒性品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 堆厩肥の増肥を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 肥培管理 かん水設備を活用し、低温の緩和を図ること。 2 施 設 保温用としてむしろ、燃料等を整備しておくこと。
	た ば こ	1 肥培管理 (1) 苗の順化处理により健苗の育成に努めること。 (2) 生産初期には補植又は植替えを行うための苗を確保すること。 (3) 凍冷害のおそれがあるときは、稲わら等で被覆すること。
	果 樹	1 作 付 (1) 凹地等冷気の停滞し易いところは、植付しないこと。 (2) 防霜管理 晩霜予報に注意して古タイヤ、重油等燃焼物を準備しておくこと。

12-2 農作物の応急措置要領

災害名	作物名	事 項
風 害	水陸稲	(1) 完熟期に近いもので倒伏したものは、早めに刈取り架干すること。 (2) 成熟期まで期間のある稲が倒伏した場合は、一時落水し4～5株ずつ結束するか、竹などで支えて稔実をはかること。 (3) 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	落花生	(1) 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	(1) 収穫期にあるものは若取を行うこと。 (2) 被害部分の整理を行い早期回復をはかること。 (3) 早期回復のため肥料の葉面散布、液肥の追肥を行うこと。 (4) 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	たばこ	(1) 成熟期に近いものは、収穫し、自然黄変乾燥を行うこと。 (2) 落葉したものは、自然黄変乾燥を行うこと。 (3) 倒伏したものは、必ず土寄せを行うこと。 (4) 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	果樹	(1) 枝が折れたり裂けたりした場合は、切り捨て、切口に「接ロウ」を塗ること。 (2) 傷が浅いときは、なわでかたく結えてゆ着をはかること。 (3) 倒伏樹は、早く起し、支柱を立て固定すること。
	桑	(1) 被害時期が早ければ枝条の折損したものは、折損部分から切直すとともに速効性肥料の追肥を行うこと（8月以前まで）。 (2) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
水 害	飼料作物	(1) 刈取り適期又は直前のものは、早めに家畜に与えるか、サイレージ又は乾燥とすること。
	水 稲 (苗代期)	(1) 冠水したものは、早めに葉先の出る程度まで排水すること。 (2) 傷みのない場合は、なるべく早く植付すること。 (3) 傷んでいる場合は、回復をまって植付すること。 (4) 田植3日以前に追肥し、発根を容易ならしめること。 (5) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。 (6) 被害激甚のときは、追播きを行うこと（6月上旬まで）。
	(本 田)	(1) 短期間冠水した場合 ア 冠水したものは、早急に排水し、汚物を洗い落すこと。 イ 中耕は、退水後直ちに行うこと。 ウ 土砂が入った場合は、早く株直しを行うこと。 (2) 長期間（2週間程度）冠水した場合 ア 追播きを実施し、退水後の処理に備えること。 イ 残苗は、移植しておく。 ウ 残苗がない場合、減株分株により再植すること。 エ 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	陸 稲	(1) 冠水、浸水した場合、早急に排水すること。 (2) 根ぎわの土が洗い流された場合は、土寄せを行うこと。 (3) 被害甚大の場合は、追播きを行うこと。 (4) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	麦	(1) 冠水したものは、早急に排水すること。 (2) 根ぎわの土が洗い流された場合は、土寄せを行うこと。 (3) 成熟期に近いものは、天候を見て早めに刈取り、脱穀し、通風乾燥機で乾燥すること。
	そさい及びビニールハウス	(1) 収穫期にあるものは、若取りをすること。 (2) 速やかに排水につとめること。 (3) 肥料の葉面散布を行うこと。 (4) 古葉の除去を行い、土壌の乾燥を行うこと。 (5) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	たばこ	(1) 根が洗い出されたら必ず土寄せを行うこと。 (2) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	果 樹	(1) 排水を行うこと。

災害名	作物名	事 項
干 害	水 稻	(1) 枯死状態の場合は、代作を行うこと。 (2) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	そさい 及び ビニール ハウス	(1) かん水を行うこと。 (2) 除草を行い、むだ葉や古枝を除くこと。 (3) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	果 樹	(1) できる限りかん水を行うとともに、結果過多の木は、摘果を早めに行うこと。
寒 害	麦	(1) 生育回復のため追肥を行うこと。
	そさい 及び ビニール ハウス	(1) ビニールハウス等では保温、加温を行うこと。 (2) 被害部分を除去し、新芽の発育を促すこと。 (3) 肥料の葉面散布を行い生育の促進をはかること。
	果 樹	(1) 降雪がはなはだしいときは雪落しを行うこと。
凍霜害 (冷害)	水 稻	(1) 低温期には田面に水をたたえ保温をはかること。 (2) 穂ばらみ期の低温期には深水とし幼穂の保護をはかること。 (3) 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	麦	(1) 生育回復のため追肥を行うこと。
	そ さ い	(1) 被害部分を除去し、新芽の発生を促進させること。 (2) 枯死した場合は、追肥や補植を行うこと。 (3) 肥料の葉面散布を行い生育の促進をはかること。 (4) 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
ひょう害	水 稻	(1) 苗代において被害を受けた場合は追肥を行い、生育を回復した後（5日～7日）に本田に移植を行うこと。 (2) 被害当時本田移植を行ったものは浅水にすること。 (3) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	そ さ い	(1) 生育回復のため追肥を行うこと。 (2) 被害激甚のものは追播又は代作を行うこと。 (3) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	た ば こ	(1) 被害激甚のものは拔取り代作を行うこと。 (2) 主幹の折れたものは切取りわき芽の生育を促進させる。 (3) 生育回復のため追肥を行うこと。
	果 樹	(1) 被害激甚の場合枯死部分を除くこと。 (2) 生育回復のため追肥を行うこと。 (3) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。

13 災 害 報 告

13－ 1 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領

					〔 昭和 5 9 年 1 0 月 1 5 日 〕
					消防災第 2 6 7 号消防庁長官
改正	平成	6 年	1 2 月	消防災第	2 7 9 号
	平成	7 年	4 月	消防災第	8 3 号
	平成	8 年	4 月	消防災第	5 9 号
	平成	9 年	3 月	消防情第	5 1 号
	平成	1 2 年	1 1 月	消防災第	9 8 号
				消防情第	1 2 5 号
	平成	1 5 年	3 月	消防災第	7 8 号
				消防情第	5 6 号
	平成	1 6 年	9 月	消防震第	6 6 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 2 2 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 22 条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（昭和 57 年 12 月 28 日付消防救第 53 号）」の定めるところによる。

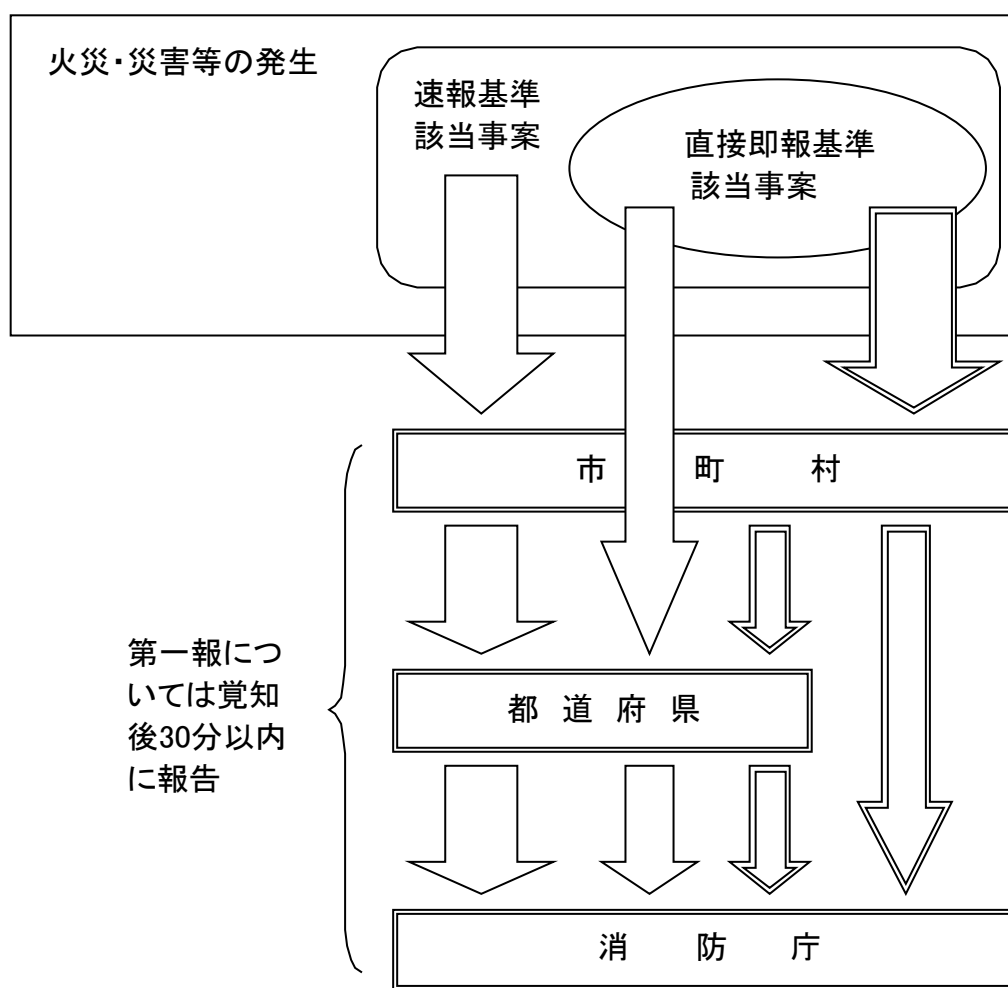
3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式にすることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - 3) 特定事業所内の火災（1)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの。

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第 2 の 3 の 1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第 4 記入要領

第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第 1 号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者 3 人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の 5) 又は 6) に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

- ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他
- ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
- エ) り災者の避難保護の状況
- オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- 3) 林野火災
 - ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
 - ※必要に応じて図面を添付する。
 - イ) 林野の植生
 - ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

- (1) 事故名（表頭）及び事故種別
特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事業所名
「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。
- (3) 特別防災区域
発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。
- (4) 覚知日時及び発見日時
「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
- (5) 物質の区分及び物質名
事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
- (6) 施設の区分
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (7) 施設の概要
「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。
- (8) 事故の概要
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
- (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ば者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

＜救急・救助事故等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難指示等の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

＜災害即報＞

4 第4号様式

1) 第4号様式ーその1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

（ウ）雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（エ）火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

（オ）その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難指示等の状況
- ・指定避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式ーその2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難指示等の状況
- ・ 指定避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他				
出 火 場 所					
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
火元の事態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)		
出 火 箇 所			出 火 原 因		
死 傷 者	死者（性別・年齢） 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人		死者の生じた 理 由		
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積		
焼 損 程 度	焼損 棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 ぼ や 棟 } 計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況		
消防活動状況	消防本部（署） 消 防 団 その他（消防防災ヘリコプター等）		台 台 台・機	人 人 人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況					
災害対策本部等 の 設 置 状 況					
その他参考事項					

（注）第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力災害
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発 生 場 所					
事 業 所 名		特別防災区域	〔レイアウト第一種, 第一種, 第二種, その他〕		
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発 見 日 時	月 日 時 分		
		鎮 火 日 時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法		気 象 状 況			
物 質 の 区 分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI 等 7. その他 ()		物 質 名		
施 設 の 区 分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施 設 の 概 要		危 険 物 施 設 の 区 分			
事 故 の 概 要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関		出 場 人 員	出 場 資 機 材
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)		台 人	
		消 防 団		台 人	
		消防防災ヘリコプター		機 人	
		海 上 保 安 庁		人	
		自 衛 隊		人	
そ の 他		人			
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者 等	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 人（ 人） 重 症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）	
救 助 活 動 の 要 否			
要救護者数（見込）		救 助 人 員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
災害対策本部等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）
（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

災 害 の 概 況	発 生 場 所							発 生 日 時		月 日 時 分				
被 害 の 状 況	人 的 被 害	死 者		人	重症		人	住 家 被 害	全 壊		棟	床上浸水		棟
		不 明		人	軽傷		人		半 壊		棟	床下浸水		棟
									一部破損		棟	未 分 類		棟
	1 1 9 番通報の件数													
応 急 対 策 の 状 況	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況					(都道府県)			(市町村)					
	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況					(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自 衛 隊 派 遣 の 要 請 の 状 況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

都道府県名 ()

[illegible]

※※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）
（被害状況即報）

都 道 府 県						区 分			被 害		
災 害 名 報 告 番 号			災 害 名 第 報 (月 日 時現在)			そ の 他	田	流失・埋没	ha		
								冠 水	ha		
報 告 者 名				畑	流失・埋没		ha				
					冠 水		ha				
区 分			被 害				学 校	箇所			
区 分			被 害				病 院	箇所			
人 的 被 害	死 者	人			道 路		箇所				
	うち災害関連死者	人			橋 り よ う		箇所				
	行 方 不 明 者	人			河 川		箇所				
	負 重 傷	人			港 湾		箇所				
	負 軽 傷	人			砂 防	箇所					
住 家 被 害	全 壊		棟			清 掃 施 設	箇所				
			世帯			崖 崩 れ	箇所				
			人			鉄 道 不 通	箇所				
	半 壊		棟			被 害 船 舶 隻					
			世帯			水 道 戸					
			人			電 話 回線					
	一 部 破 損		棟			電 気 戸					
			世帯			ガ ス 戸					
			人			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所				
	床 上 浸 水		棟								
			世帯								
			人								
床 下 浸 水	棟			り 災 世 帯 数	世帯						
	世帯			り 災 者 数	人						
	人			火 災 発 生	建 物 件						
非 住 家	公 共 建 物	棟			危 険 物 件						
	そ の 他	棟			そ の 他 件						

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県 市 町 村	
公 立 文 教 施 設		千円				
農 林 水 産 業 施 設		千円				
公 共 土 木 施 設		千円				
そ の 他 の 公 共 施 設		千円				
小 計		千円				
公共施設被害市町村教		団体				
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名	計	団体
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額		千円		1 1 9 番通報件数 件		
災害の概況						
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部, 消防団, 消防防災ヘリコプター, 消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について, その出動規模, 活動状況等を記入すること。)				
	自衛隊の災害派遣			その他		

※ 1 被害額は省略することができるものとする。

※ 2 1 1 9 番通報の件数は, 10件単位で, 例えば約10件, 30件, 50件 (50件を超える場合は多数) と記入すること。

14 つくばみらい市災害弔慰金の支給

14-1 つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 61 号

改正 平成 23 年 6 月 20 日 条例第 11 号

平成 24 年 3 月 28 日 条例第 5 号

平成 31 年 3 月 26 日 条例第 17 号

令和元年 12 月 13 日 条例第 35 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(平24条例5・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

（3） 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

（利率及び保証人）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（平31条例17・一部改正）

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

（平31条例17・令元条例35・一部改正）

第5章 つくばみらい市災害弔慰金等支給審査委員会

（平23条例11・追加）

（設置）

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する重要事項を調査し、及び審査するため、つくばみらい市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（平23条例11・追加）

（所掌事務）

第17条 委員会は、市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し必要な調査及び審査を行い、意見を取りまとめて市長に答申するものとする。

（平23条例11・追加）

（組織）

第18条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(平23条例11・追加)

(任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平23条例11・追加)

(委員長及び副委員長)

第20条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平23条例11・追加)

(会議)

第21条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

5 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(平23条例11・追加)

(守秘義務)

第22条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平23条例11・追加)

(報酬及び費用弁償)

第23条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第29号）の定めるところによる。

（平23条例11・追加）

第6章 補則

（平23条例11・旧第5章繰下）

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平23条例11・旧第16条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例（昭和49年伊奈村条例第23号）又は谷和原村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年谷和原村条例第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（東日本大震災に対処するための災害援護資金貸付の特例措置）

3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては無利子）」とする。

（平23条例11・追加）

4 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。

（平23条例11・追加）

附 則（平成23年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項及び第4項の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成24年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のつくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年8月1日から適用する。

14-2 つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成18年3月27日

規則第46号

改正 平成23年6月20日規則第19号

平成25年3月12日規則第9号

平成30年5月10日規則第12号

平成31年3月26日規則第10号

令和元年12月19日規則第30号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明者を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(4) 連帯保証人となるべき者に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに連帯保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める

事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1） 借受人の死亡を証する書類

（2） 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（3） 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第 14 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第 15 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（令元規則 30・一部改正）

（督促）

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 17 条 借受人又は連帯保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第 16 号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

（補則）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の谷和原村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 57 年谷和原村規則第 11 号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（東日本大震災に対処するための災害援護資金貸付の特例措置）

3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第3項の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「平成31年3月31日」とする。

（平23規則19・追加，平30規則12・一部改正）

4 前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第9条の適用については、同条中「連帯保証人の連署した災害援護資金借用書」とあるのは「災害援護資金借用書」と、「資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び連帯保証人の印鑑証明書」とあるのは「資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書」とする。

（平23規則19・追加）

5 平成23年特別令第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第2項第2号の適用については、同号中「被害を受けた日の属する前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成21年（平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は平成23年とする。以下この号において同じ。）」と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする。

（平25規則9・追加）

附 則（平成23年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成25年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年規則第10号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、令和元年8月1日から適用する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

診 断 書

氏 名			生年月日	年 月 日		性別	男・女	
傷 病 名				負傷発病年月日	年 月 日			
障害の部位				初 診 年 月 日	年 月 日			
既 往 症		既存障害		治 癒 年 月 日	年 月 日			
療養の内容及び経過								
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること。)							
関 節 運 動 範 囲	種類範囲							
	部位							
		右						
		左						
		右						
		左						
上記のとおり診断します。 郵便番号 _____ 電話番号 _____ 番 局 _____ 年 _____ 月 _____ 日 病院又は 所在地 診療所の 名 称 診療担当者 氏 名 _____ (印)								

災害援護資金借入申込書

受付月日				受付番号				受付者				貸付番号			
被災日時		年 月 日 時		災害名											
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被害場所											
償還方法		1 年賦 2 半年賦 3 月賦		償還期間		年 月 (回)									
借入申込者について	フリガナ				男・女	生年月日		年 月 日生 (歳)							
	氏名														
	フリガナ						郵便番号 電話番号								
	現住所				(方)		局 番								
	本籍				勤務先の名称										
	職業				と所在地										
	世帯員の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名							
収入合計		円			支出合計		円								
資産の状況	土地	(1) 宅地 (2) 田畑 (3) 山林	m ² m ² m ²	住居の状況		(1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居									
	建物	(1) 自宅 (2) その他	m ² m ²	生活保護		年 月 日から受給 (生住教医)									
	負債	(内容)		(金額)		円									

連 帯 保 証 人 (連帯保証人本人が書いてください。)	氏 名				男・女		年 月 日生 (歳)	
	現 住 所				本 籍 地			
	職 業		月 収 円		申 込 者 と の 関 係		家 族 数 人	
	資 産	土 地	(1) 宅地 m ² (2) 田畑 m ² (3) 山林 m ²	勤 務 先	名 称			
		建 物	(1) 自宅 m ² (2) その他 m ²		所 在 地	電 話 局 番		
この災害の前1年以内に被災したことの 有無 (有・無) (状況) 及びその状況								
この災害により世帯主が死亡又は重度 障害者 (有・無) となった事実の有無								
資 金 の 使 途	資金の使い方総額		円	資金の内訳		合計	円	
	に		円	災害援護資金で			円	
	に		円					
	に		円	手持資金で			円	
	に		円					
	に		円	その他 () で			円	

第 年 月 日 号

様

つくばみらい市長



災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日申込みのあった災害援護資金は、次のとおり貸付けを決定したので通知します。

貸付番号	第	号				
貸付金額	円					
据置期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還方法	年賦	半年賦	月賦			
利 子	無利子	年 1.5 パーセント				

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 持参するもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと連帯保証人の印鑑証明書各 1 通

様式第4号(第8条関係)

第 年 月 日 号

様

つくばみらい市長



災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりました
のでお知らせします。

(不承認の理由)

災害援護資金借用書

借用金額 円

利 子 無利子 年1.5パーセント

措置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年賦 半年賦 月賦

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所
借受人氏名
住 所
連帯保証人氏名

㊞

㊞

つくばみらい市長 様

様式第 6 号(第 12 条関係)

年 月 日

つくばみらい市長 様

借受人 住 所
氏 名 印

繰 上 償 還 申 出 書

次のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

貸付番号
借受人氏名
貸付けを受けた日
貸付けを受けた金額
償還期限
償還金額
償還未済額
繰上償還をする日
繰上償還をする金額

年 月 日

つくばみらい市長 様

借受人住所

氏名

印

連帯保証人住所

氏名

印

償還金支払猶予申請書

次のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

申請の理由 (具体的に)					
貸付けの条件	借入金額	円		貸付番号	
	措置期間	1 3年 2 5年		希望猶予 期間等	第 月 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦			
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	
支払猶予期間 の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)				

第 年 月 日 号

様

つくばみらい市長



支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったので通知します。

支払猶予承認期間	年	月	日から	箇月
変更後の償還期間	年	月	日から	
	年	月	日まで	

様式第9号(第13条関係)

第 年 月 日 号

様

つくばみらい市長



支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

(不承認の理由)

年 月 日

つくばみらい市長 様

借 受 人 住 所
氏 名 印
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名 印

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

次のとおり違約金の支払免除を申請します。

貸 付 番 号					
支払免除を申請する違約金の金額 円					
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの違約金
		年 月 期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第 11 号(第 14 条関係)

第 年 月 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



違約金支払免除承認通知書

年 月 日申出のあった違約金の支払免除については、次のとおり承認しましたので
通知します。

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円 利子 円に係る 年 月
日における違約金 円の支払を免除いたします。

災害援護資金償還免除申請書

貸 付 番 号					
借 受 人 氏 名		貸付けを 受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償 還 方 法		年 賦 半年賦 月 賦	償還期限	年 月 日	償還金額 円
免 除 申 請 額		円(償還未済額の 全 部 一部で 円)			
免除申請理由及び 理由発生年月日又は 理由継続期間					
免 除 申 請 者	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏 名				
	現 住 所				
	本 籍				
	借受人との 関 係		職 業		
	勤 務 先 及 び 所 在 地				
借 受 人 又 は そ の 相 続 人	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏 名				
	現 住 所		借受人と の 続 柄		
	職 業		勤務先 及び所 在地		
連 帯 保 証 人	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏 名				
	現 住 所			借受人と の 関 係	
	職 業		勤務先及び 所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。 年 月 日 免除申請者 ㊟ つくばみらい市長 様					

第 年 月 日 号

様

つくばみらい市長



災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことにしましたので通知します。

（承認内容）

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
償還を免除した額	元 金	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 5 % の率で違約金が更に加算されます。

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のありました災害援護資金の償還免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 5 % の率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

氏 名 等 変 更 届

貸 付 番 号				
借 受 人	氏 名		住 所	
連 帯 保 証 人	氏 名		住 所	
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(異動の内容)		
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。 年 月 日 借 受 人(又は同居の親族) 住 所 氏 名 印 連帯保証人 住 所 氏 名 印 つくばみらい市長 様				

(参考)規則第2条の調査事項

災害弔慰金支給調査票

				決定番号	
死亡に関する事項	フリガナ			男・女	年 月 日生
	死亡した者の氏名				
	死亡した年月日	年 月 日	住所		
	死亡の状況 (行方不明)	災害名		死亡した場所	
遺族に関する事項	死者との続柄	氏 名	住 所	備 考	
支給に関する事項	支 給 日	年 月 日	支給場所		
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏 名	続 柄	支 給 金 額	
				円	
		住 所			
	先順位者の有無	有 ・ 無	同順位者の有無	有 ・ 無	
先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由		支給制限事由の該当の有無	有(その事由) 無		
備考	支給した職員				

(参考)規則第4条の調査事項

災害障害見舞金支給調査票

				決定番号		
障害者に関する事項	フリガナ			男・女	年 月 日生	
	障害者の氏名					
	障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年 月 日	年 月 日	住 所			
	負傷・疾病の状況	災害名		傷病を負った場所		
障害の種類 程 度 等	医師の氏名	所属する医療機関名 医師の氏名 () ()				
	障害の状況	法別表の該当事項(号)				
支給に関する事項	支 給 日			支給制限事由の該当の有無	有 (その事由) 無	
	支 給 場 所					
	支 給 金 額	円				
備考	支給した職員					